

平成 21年度

包括外部監査結果報告書

坂出市包括外部監査人

石 川 豊

平成 21年度包括外部監査調査報告書

(目次)

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 第1のテーマ	1
3 第2のテーマ	1
4 主な監査手続	2
5 外部監査の実施期間及び対象	2
6 外部監査人・補助者と資格	2
7 利害関係	2
8 その他	2
第 2 財政分析	3
1 歳出の長期推移	3
2 地方債残高	7
3 歳入の長期推移	8
4 同規模市町村との比較	9
第 3 坂出市の施設	14
1 坂出市の施設整備水準	14
(1)分析の目的	14
(2)主要施設の整備水準	14
(3)主要施設別の分析概要	19
(4)道路	19
(5)港湾	21
(6)漁港	25
(7)公営住宅	28
(8)都市公園	31
(9)駐車場	33
(10)保育所・幼稚園ほか	35
(11)小中学校	38
(12)水道	41
(13)下水道	43
(14)自治体病院	47
(15)介護を含む高齢者福祉施設	51
(16)文化施設	54
(17)スポーツ施設	58
(18)その他の施設	61
(19)分析結果の要約	65
2 指定管理者と施設管理	68
(1)概要	68
(2)施設管理の変遷	68

(3)指定管理者制度の概要	69
(4)指定管理者制度の導入背景	69
(5)指定管理者制度の導入方法	69
(6)導入の実態と課題	69
(7)坂出市の調査結果	70
(8)指定管理者制度の実施	72
(9)課題(意見)	73
3 施設管理と行政コスト	75
(1)文化施設	75
(2)体育施設	75
(3)その他施設	76
4 個別施設の現状と問題	77
4-1 漁港関連施設	77
4-1-1 漁港	77
4-1-2 西浦畜養センター	80
4-2 都市開発施設	82
4-2-1 入船町駐車場	82
4-2-2 坂出市営 JR さぬき府中駅前駐車場	84
4-2-3 坂出駅北口地下駐車場	86
4-3 社会福祉施設	90
4-3-1 坂出市母子生活支援施設(坂出ハイソ)	90
4-4 社会教育施設	93
4-4-1 坂出市民ホール	93
4-4-2 ふれあい会館	95
4-4-3 万葉会館	100
4-4-4 公民館	103
4-4-5 郷土資料館	106
4-4-6 塩業資料館	109
4-4-7 坂出市民美術館	111
4-4-8 坂出市勤労福祉センター(坂出市働く婦人の家・坂出市共同福祉施設)	115
4-4-9 海の家	122
4-5 体育施設	125
4-5-1 市立体育館	125
4-5-2 坂出市カヌー研修センター	129
4-5-3 武道場	135
4-5-4 市営テニスコート	137
4-5-5 香川県施設である体育施設	140
4-6 その他施設	143
4-6-1 坂出市与島開発総合センター	143
4-6-2 坂出市産業展示館	147
4-6-3 人権関連施設	150

第4 市が関与する団体	154
1 視点	154
2 過去の監査結果等	154
(1)監査委員監査	154
(2)包括外部監査	154
3 監査の実施方法	154
(1)アンケート	154
(2)個別団体の検証	155
(3)対象団体及びアンケート結果の要約	155
4 検討方法	155
5 検討	156
(1)団体の活動	156
(2)市の関与と関与方法	157
(3)団体職員の執務	158
(4)契約事務	159
(5)全般管理事項	159
(6)団体の管理手続き	160
(7)文書管理等	161
6 個別団体の検証	162
6-1 下水道課	162
6-2 港湾課	163
6-3 農林水産課	169
6-4 総務課	181
6-5 企画課	184
6-6 高齢介護課	188
6-7 環境交通課	189
6-8 人権課	195
6-9 体育課	196
6-10 その他	200
(資料 1)	208
(資料 2)	209

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項並びに坂出市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第1項に基づく包括外部監査

2 第1のテーマ

(1) 監査のテーマ

坂出市の施設について

(2) 事件(監査のテーマ)を選定した理由

坂出市の財政を分析すると、単独事業の実施などで増加した地方債の返済負担と、直営により実施されている事業が多いことなどによる人件費負担が、同規模市町に比べても坂出市の特徴となっており、行財政改革を急ピッチで進めるなかで、施設の経年劣化が進み、今後は維持更新が重要課題となる。

また、施設の維持管理コストのなかでも、直営による場合、坂出市財政のもう一つの特徴である、人件費負担につながる。

平成16年度の包括外部監査でも、この点を指摘し、資産全般について監査を行ってきたところであるが、この間に指定管理者制度が導入され、公の施設をめぐる環境は大きく変わったが、坂出市での指定管理者の導入は1施設に留まっている。

坂出市の施設は、それぞれ、概ね極めて低いコストで運営されている。しかし、運営コストのカットが有効利用を妨げている状況になっていないか、また、低コストでも運営が不要な施設が残っていないか、についての検討が必要であると考えた。

人件費、債務残高という坂出市財政圧迫の主要な2要因にともに深く関連する項目として、施設が挙げられ、また、坂出市では、行政コスト計算や事業評価を定期的に行う体制にないことから、施設についての検討が重要である。

(3) 要点

ア 坂出市の施設整備の水準は、同規模他都市と比較するとどの程度か。特色はあるか。

イ 指定管理者制度の導入時の検討、実施状況は妥当か。

ウ 個別の施設の運営状況について、低利用、特定者の利用、低負担などの問題はないか。

エ 施設の設置目的と異なる使用方法となっていないか。

オ 施設の管理につき、全般的な課題はないか。

3 第2のテーマ

(1) 監査のテーマ

坂出市が関与する団体

(2) 事件(監査のテーマ)を選定した理由

多くの自治体では、施設とその管理と密接な関連にある外郭団体等の検討は裏腹な関係にあり、これらは同時に行われる必要がある。

坂出市の法人格を持つ外郭団体等は、2団体だけであるが、施設の検討の中で、施設の有効利用に密接な関係を有する団体が複数存在することが分かった。

外郭団体に比べ、自治体が一定の関与をしながら、法人格のない団体に対しては、一般的にチェックが甘くなっており、坂出市でも、平成20年度に、坂出市観光協会の県からの受託業務実施状況に問題がある

とされたところである。

坂出市では、これを受けて監査委員による事務管理の一斉チェックが行われている。

ここでは、主として団体と市の関係が妥当か、市が関与する団体として活動内容や方法に問題がないか、これらが検討される体制にあるか、について検討を行う。

(3) 要点

- ア 団体への市の関与には根拠があり、関与方法には合理性があるか。
- イ 団体の運営状況は、市が関与する団体として適当な状況であるか。
- ウ 過去の監査の指摘等に対して適切に対応されているか。
- エ 市の関与方法を含む団体の管理につき、全般的な課題はないか。

4 主な監査手続

ヒアリング(アンケートを含む)、関係書類の閲覧・照合、関係法規・条例との整合性チェック、抜き取りによるテスト、視察、数値分析、現物と記録との照合等による。具体的な手続については、それぞれの項目に記載している。

5 外部監査の実施期間及び対象

平成 21 年 4 月 1 日より平成 22 年 2 月 21 日

平成 21 年度の現状を基礎としているが、数値等については、平成 19 年度又は平成 20 年度の数値を利用し、また、必要に応じて過去の数値も用いている。

6 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 石川 豊 (公認会計士)

補助者 石井 吉春(大学院教授) 石川 千晶(公認会計士) 小林 裕彦(弁護士)
佐野 修久(大学院教授)

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 その他

- ・ この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、坂出市情報公開条例等にしがたって判断している。
- ・ この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、記載のないものは坂出市の作成資料に基づくものである。
- ・ この数値については、端数処理の方法によって、各表の数値の合計と合計欄に記載された数値は一致しないことがある。

第2 財政分析

1 歳出の長期推移

(1) 項目別歳出推移

図表 1-1 では、坂出市の 75 年度～06 年度までの性質別歳出について、5 年平均を算出して推移をみている。

(図表 1-1) 坂出市の性質別歳出の長期推移(百万円・%)

		人件費	物件費	扶助費	補助費等	投資的経費	公債費	繰出金	その他	歳出合計
実数	75	2,494	478	1,089	573	2,296	245	64	480	7,719
	76-80	3,394	758	1,541	711	4,286	500	157	858	12,204
	81-85	4,398	1,113	1,760	1,146	5,159	1,299	348	1,258	16,482
	86-90	5,540	1,418	1,928	1,307	6,079	2,037	474	1,230	20,015
	91-95	6,811	1,670	2,391	1,775	4,782	2,981	856	1,948	23,214
	96-00	6,816	1,952	2,879	1,832	5,275	2,777	1,741	2,860	26,131
	01-05	6,573	2,013	2,945	1,198	3,104	3,117	2,413	2,543	23,906
	06	6,068	1,844	3,213	1,175	1,440	3,145	2,484	2,051	21,420
構成比	75	32.3	6.2	14.1	7.4	29.7	3.2	0.8	6.2	100.0
	76-80	27.8	6.2	12.6	5.8	35.1	4.1	1.3	7.0	100.0
	81-85	26.7	6.8	10.7	7.0	31.3	7.9	2.1	7.6	100.0
	86-90	27.7	7.1	9.6	6.5	30.4	10.2	2.4	6.1	100.0
	91-95	29.3	7.2	10.3	7.6	20.6	12.8	3.7	8.4	100.0
	96-00	26.1	7.5	11.0	7.0	20.2	10.6	6.7	10.9	100.0
	01-05	27.5	8.4	12.3	5.0	13.0	13.0	10.1	10.6	100.0
	06	28.3	8.6	15.0	5.5	6.7	14.7	11.6	9.6	100.0
増減	76-80/75	900	280	452	138	1,990	255	93	378	4,485
	81-85/76-80	1,004	355	219	436	873	799	191	400	4,277
	86-90/81-85	1,142	305	168	161	920	738	126	-28	3,533
	91-95/86-90	1,270	252	463	468	-1,298	943	383	718	3,199
	96-00/91-95	5	282	487	57	493	-204	884	912	2,917
	01-05/96-00	-243	61	67	-635	-2,170	340	672	-318	-2,226
	06/01-05	-505	-169	267	-23	-1,664	28	71	-492	-2,486

歳出総額は、75 年度には 77 億円であったものが、81-85 年度には 2 倍を超える 165 億円に増加、さらに、その後も増加を続け、96-00 年度には 261 億円まで増加(98 年度がピーク)し、その後ようやく減少に転じ、06 年度には 214 億円にまで減少している。

これを費目別にみると、投資的経費の増減額が最も大きいことがわかる。76-90 年度までは、構成比も 30%を超える高い水準にあり、実額でも、86-90 年度の 61 億円が突出しているが、91-95 年度に 48 億円に減少した後、96-00 年度には 53 億円に増加している。そして、06 年度には、三位一体改革の進展などを受け、14 億円と歳出全体の 7%にまで減少している。

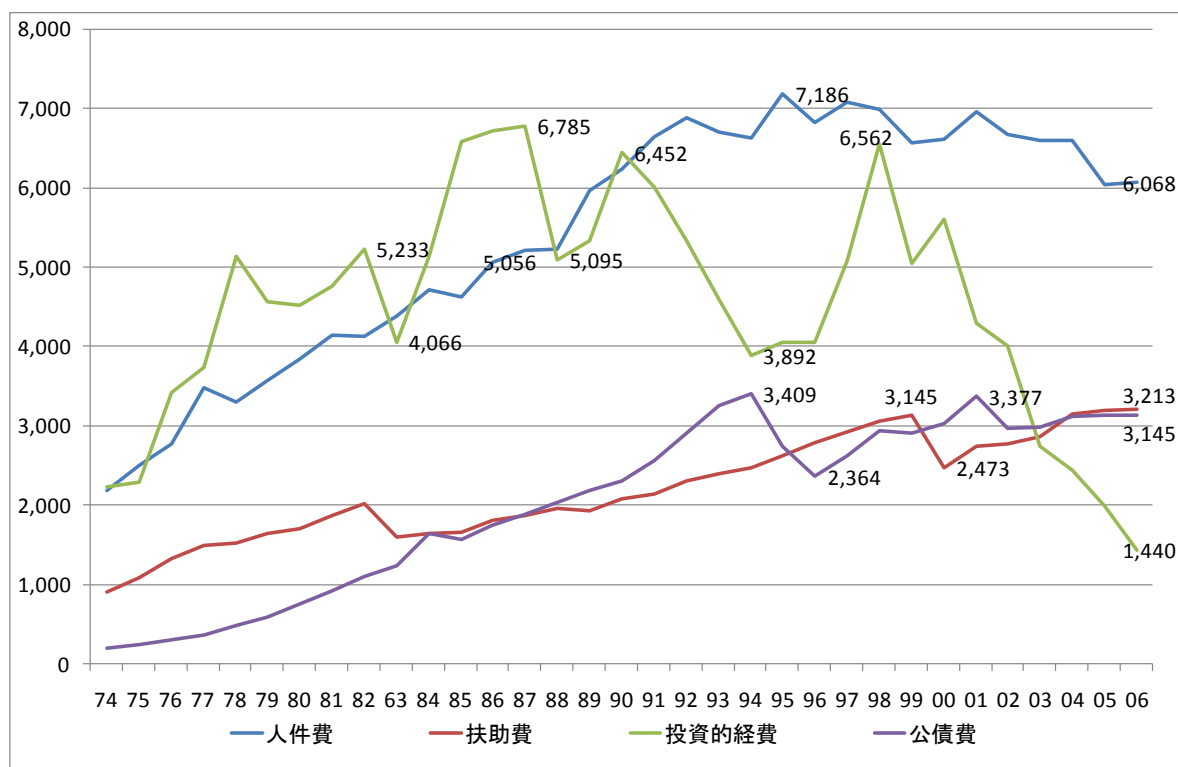
また、投資的経費の増減に多少遅れる形で、公債費の増加が目立っている。96-00 年度は前 5 年間の投資抑制の効果により減少しているが、その後再び増加傾向にあり、06 年度は 31 億円に達している。

このほか、物件費も、施設整備の進展や人件費の抑制などを背景に、増え続けてきたが、最近では、それほど顕著ではないものの減少傾向が表れている。また、扶助費は 06 年度には 32 億円と歳出の 15%を占めるまでに増加している。高齢者の増加や生活保護率の上昇などによるところが大きいと推測できる。繰出金の増加も顕著であるが、老人保健制度、介護保険制度などに伴う福祉負担増などによるものとみられる。

(2) 主項目の推移

特に割合の大きい人件費、扶助費、投資的経費、公債費について、経年推移をみたのが図表 1-2 である。

(図表 1-2) 主な性質別費用の経年推移(百万円)



最も割合が高い人件費は、95年度の72億円までほぼ一貫して増加を続けてきたが、それ以後は徐々に下がり始めており、06年度には61億円にまで減少している。また、投資的経費については、80年代後半と、90年代後半に2つのピークが確認できるほか、最近では、98年をピークに急激に減少している。98年度は歳出総額もピークとなっており、増加要因としても投資的経費の影響が大きかったと言える。

これに対し、扶助費はほぼ一貫して増加しており、公債費も90年代半ばに多少減少した以外は増加を続けてきている。両費用ともに、ここ数年、ようやく横ばいに近い動きとなっており、厳しい財政事情を反映した動きとなっている。

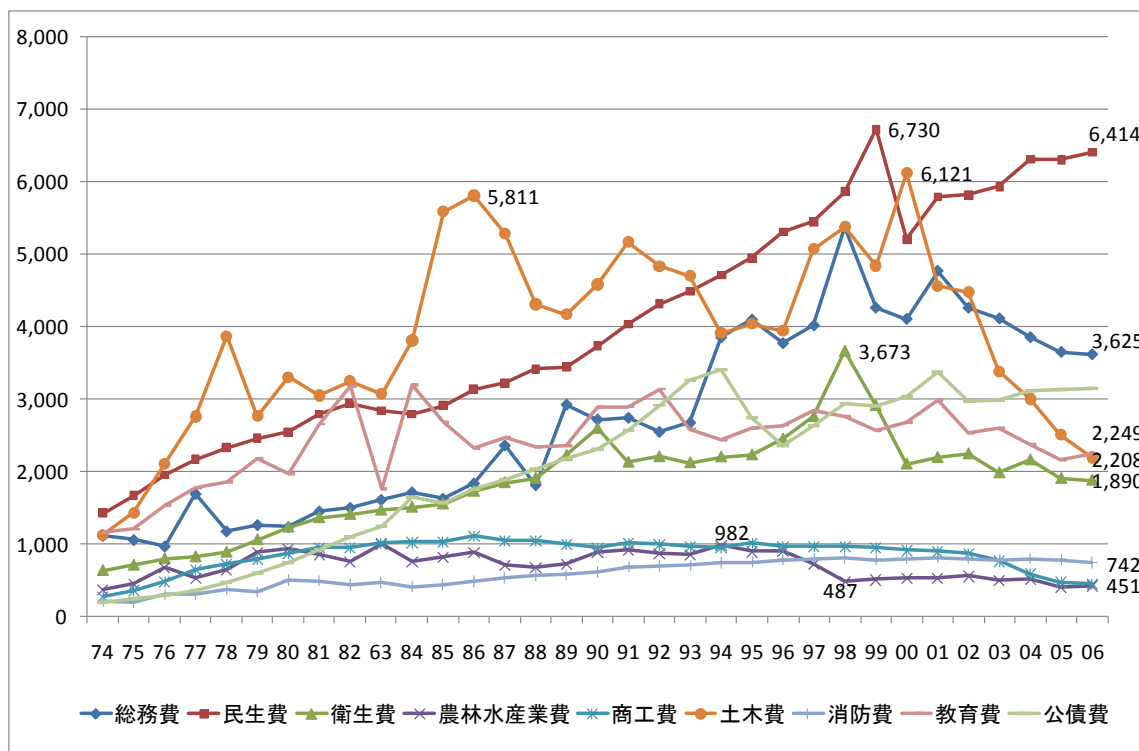
(3) 目的別歳出推移

目的別歳出のうち、主要費用別の推移をみたのが図表 1-3 である。

これをみると、民生費は、介護保険導入の影響などにより00年度に減少したほかは、一貫して増加しており、06年度には64億円と歳出総額の30%に達している。

一方、土木費が、性質別の投資的経費とほぼ同様の動きとなっているほか、98年度に総務費と衛生費のピークが来ているのも、市民ふれあい会館やリサイクルプラザなどの建設によるものとみられ、90年代後半に広範な分野で施設整備が進められてきたことが分かる。

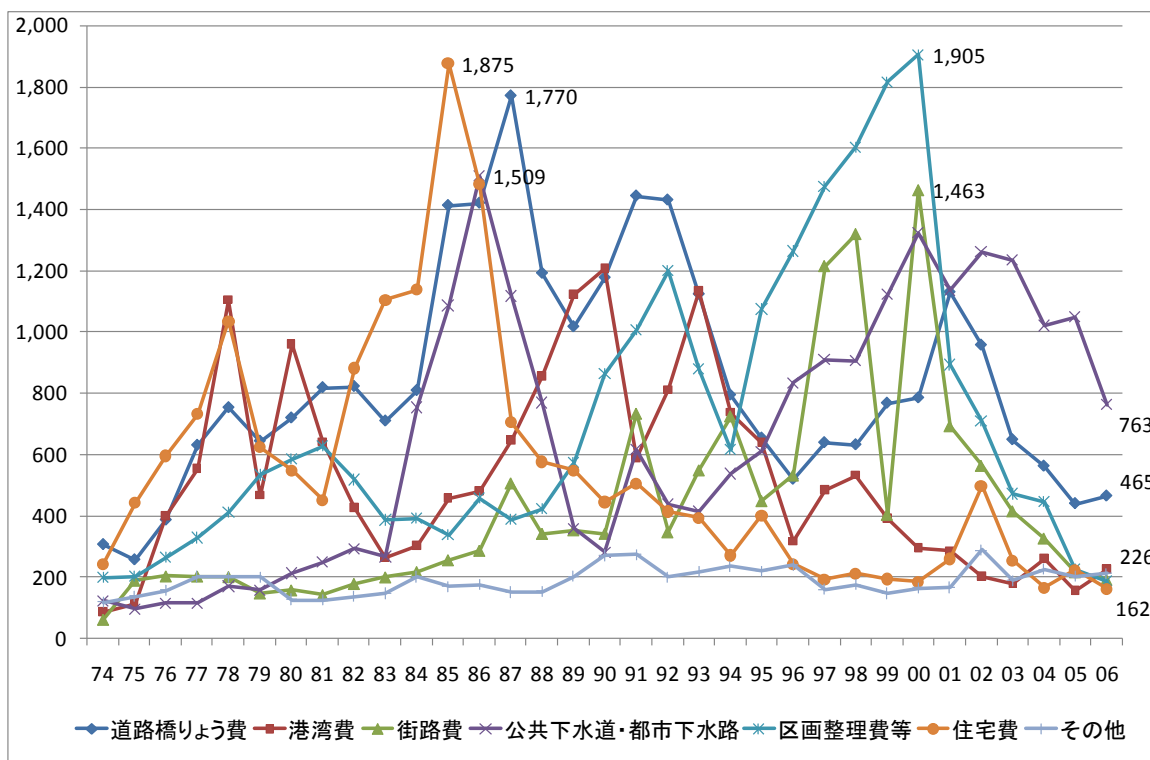
(図表 1-3) 主な目的別費用の経年推移(百万円)



(4) 土木費内訳推移

さらに、土木費の内訳をみたのが、図表 1-4 である。

(図表 1-4) 土木費の内訳(百万円)



各分野ともに、大きく金額が増減しているが、80年代後半のピークが、住宅費、道路橋りょう費などにより形成されていること、90年代後半のピークが、区画整理等、街路、公共下水道、都市下水路などにより形成されていることなどが読み取れる。

1988年には瀬戸大橋が供用開始されており、80年代後半のピークはその関連の施設整備に、90年代後半のピークは、駅前のJR高架に伴う、再開発事業によるところが大きいとみられる。

(5) 投資的経費

土木費と多少重なるが、投資的経費全体について、補助事業と単独事業別に、74～06年度の累計により、整備状況をみたのが図表1-5である。

(図表1-5) 坂出市の投資的経費の累計(74～06年度,百万円・%)

	補助事業	単独事業	計	うち地方債	
				うち地方債	同比率
総務費	131	3,592	3,723	1,112	29.9
うち庁舎等	0	1,780	1,780	385	21.6
民生費	1,005	1,304	2,308	554	24.0
うち保育所	496	261	757	207	27.3
衛生費	3,326	3,065	6,391	2,317	36.3
うち清掃費	2,684	1,705	4,389	2,184	49.7
(ごみ処理)	2,684	1,311	3,995	1,968	49.3
(し尿処理)	0	326	326	207	63.5
農林水産業費	2,348	11,156	13,505	1,395	10.3
うち漁港	1,937	2,292	4,228	359	8.5
土木費	32,442	48,641	81,083	33,091	40.8
うち道路	4,277	18,349	22,626	10,793	47.7
うち橋りょう	78	1,967	2,045	407	19.9
うち港湾	6,316	1,568	7,884	2,649	33.6
うち都市計画	13,115	20,295	33,410	13,155	39.4
(街路)	4,579	6,976	11,554	4,339	37.6
(都市下水路)	1,051	4,249	5,299	1,576	29.7
(区画整理)	6,079	5,743	11,822	5,523	46.7
(公園)	1,321	2,431	3,752	1,558	41.5
うち住宅	8,577	5,120	13,698	5,628	41.1
消防費	346	2,342	2,688	151	5.6
教育費	10,535	8,278	18,813	9,208	48.9
うち小学校	4,858	1,325	6,183	2,929	47.4
うち中学校	2,386	996	3,382	1,297	38.4
うち幼稚園	776	304	1,080	591	54.7
うち社会教育	964	2,569	3,533	2,003	56.7
その他	81	436	517	77	14.9
計	50,215	78,814	129,030	47,904	37.1

項目別にみていくと、都市計画が334億円と最も多額であるほか、道路226億円、住宅137億円、港湾79億円、小学校62億円、清掃44億円などが主要な投資内容となっている。

こうしてみると、都市計画にかかる投資が高い水準にあることに加え、市で港湾を管理していることに伴う負担が坂出市の投資負担を重くしているものと考えられる。

坂出市の庁舎や様々な公の施設、さらには市立病院も老朽化が進んでおり、下水道の整備も進んでいないなかで、以上のようにみていくと、ある程度整合的な整理になるように思われる。

補助事業と単独事業別の状況をみると、全体では単独事業が61%を占め、補助事業は39%にとどまっている。どちらも、地方債への依存率は37%程度とさほど変わらないものの、補助事業費では、全体の53%が

国庫・県支出金で賄われ、一般財源等による負担は 7%にとどまるのに対し、単独事業では、県支出金が 14%に対し、一般財源等が 41%に達している。単独事業の方が、当然に自治体負担は重くなることとなり、単独事業費の割合が高いことも、当該年度の財政負担が重くなる要因として捉えることができよう。

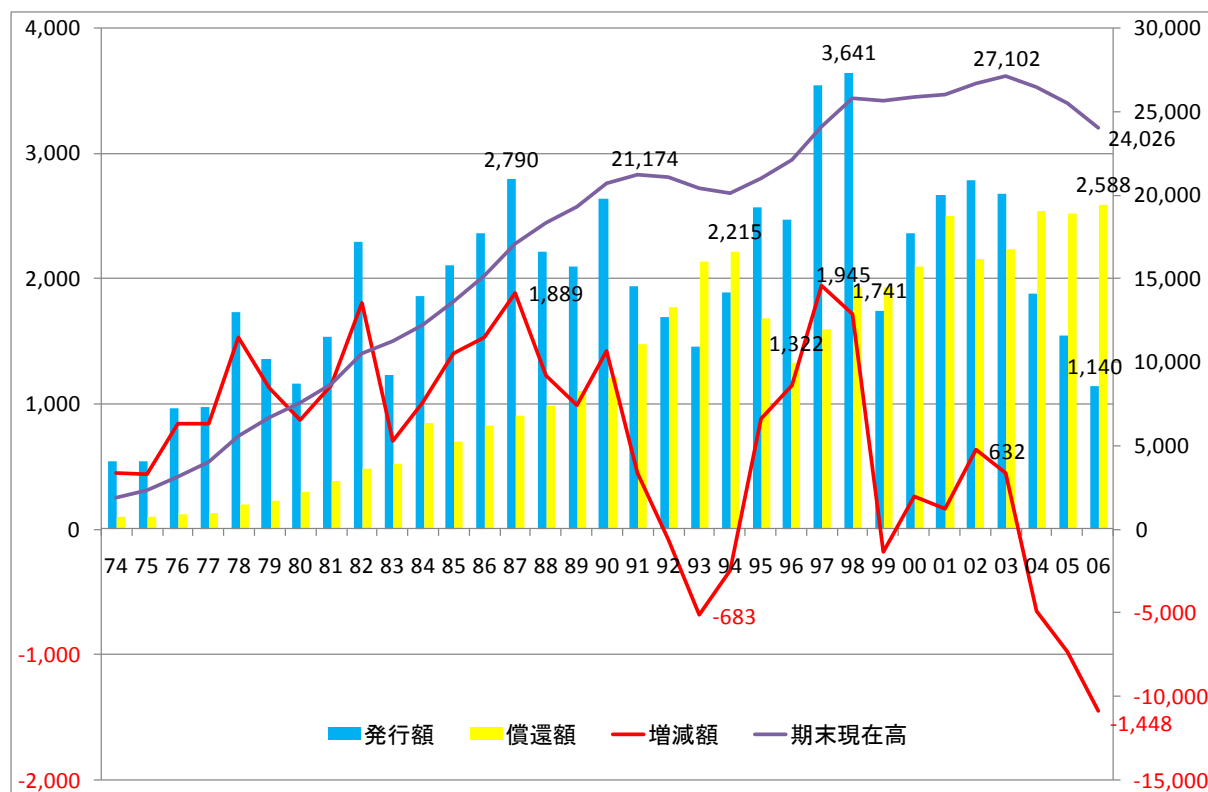
2 地方債残高

坂出市の普通会計にかかる地方債残高の長期推移をみたのが図表 1-6 となる。

地方債発行額は、87 年度と 98 年度の投資的経費のピークに一致する形で、それぞれの年度に 28 億円、36 億円という 2 つのピークを形成している。投資的経費の大きさは 87 年度の方が大きいのに対し、地方債発行額は 98 年度の方が大きくなっているが、地方交付税の財政悪化に伴い、各自治体が実質赤字地方債といえる特例債を発行していることなどが、その背景要因として考えられる。投資的経費の大幅削減などを背景に、03 年度以降、発行額は大幅に減少し、06 年度には 11 億円にとどまっている。

一方、償還額は、発行額の増減を追いかける形で増減しているが、ここ数年は 25～26 億円程度で推移している。この結果、期末残高もここ数年、ようやく減少に転じ、06 年度末残高は 240 億円である。

(図表 1-6) 地方債の発行額・償還額ほか(百万円)



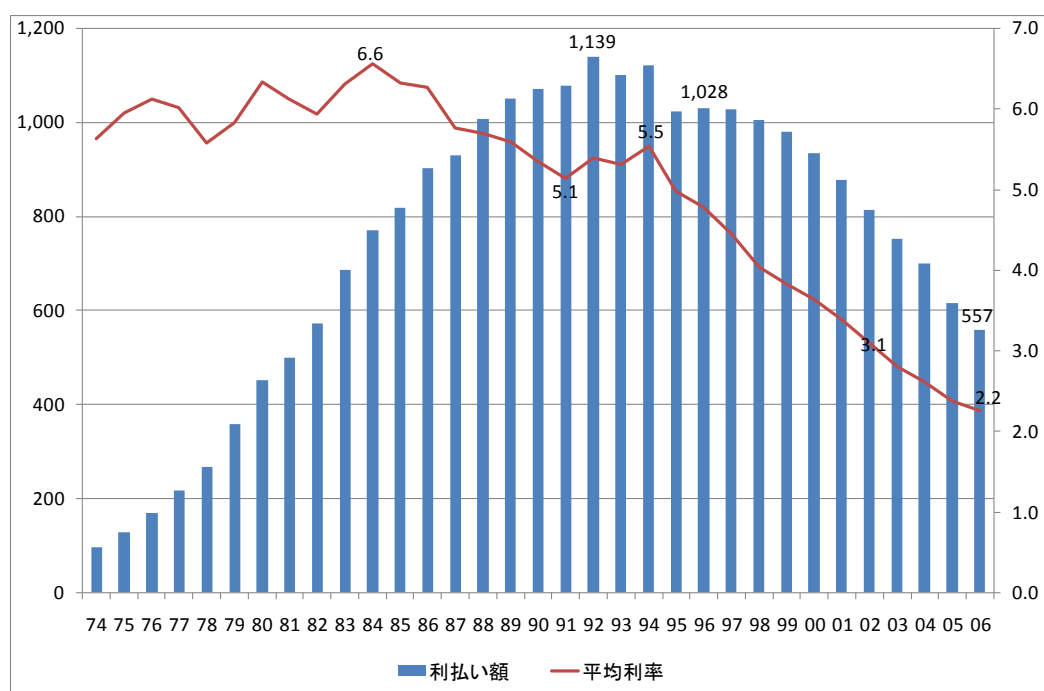
このうち、一般単独事業債が 106 億円と、総額の 44%を占め、一般公共事業債も 22 億円と、総額の 9%を占めるほか、教育・福祉施設等整備事業債が 12 億円、公共用地先行取得等事業債が 8 億円、公営住宅建設事業債が 6 億円などと続いており、これらが投資的経費関連の主な地方債残高となる。このほかには、臨時財政対策債が 39 億円、減税補てん債 20 億円などとなっており、実質赤字地方債といえる部分が、かなりの割合を占めている。

(図表 1-7) 06 年度末の主な地方債現在高(百万円)

	期末現在		期末現在
一般公共事業債	2,186	財源対策債	401
うち財源対策債等	763	減収補てん債	269
公営住宅建設事業債	566	臨時財政特例債	174
教育・福祉施設等整備事業債	1,153	減税補てん債	2,008
債	606	臨時税収補てん債	317
うち一般廃棄物処理事業債	538	臨時財政対策債	3,880
一般単独事業債	10,642	調整債(昭和60~63分)	112
うち臨時地方道整備事業債	7,534	減収補てん債(平成14分)	185
公共用地先行取得等事業債	757	都道府県貸付金	963
		合計	24,026

因みに、金利低下の恩恵を受けて、坂出市の利払い費用は、残高の増加にもかかわらず、92年度から減少傾向にあり、06年度末の平均金利は2.2%になっている。近年も景気低迷化のなかで低金利環境が続いているが、中長期的には、金利上昇リスクが、財政全体にも影響を与える大きなリスク要因と考えられる点には、留意する必要がある。

(図表 1-8) 利払い額と平均金利の推移(百万円・%)



(注)平均金利は、利払い額÷(期首残高+期末残高)/2で算出している。

3 歳入の長期推移

歳入について、性質別歳出と同様に、5年平均を算出して推移をみたものが次表となっている。

最も割合の高い税収及び地方譲与税は、91-95年度までは順調に増加し、同年度平均は118億円となっているが、その後01-05年度以降は減少傾向にある。歳入合計は、75年度の81億円が86-90年度には202億円とほぼ2.5倍の規模になっているが、地方税及び地方譲与税が2.2倍にとどまる一方で、地方交付税が

6.8 倍もの増加となり、構成比も 4%に上昇している。歳出規模が増加する過程で、地方交付税への依存度が高まり、財政の自立性が弱まる形となっている。

地方交付税は、経年ベースでみると、02 年度の 27 億円をピークに減少しているが、税収が伸び悩むなかで、近年は交付税依存が一層高まっており、財政基盤は弱まっている。

投資的経費や実質赤字資金の調達のために、地方債収入(発行額)も増加を続けてきたが、投資的経費の大幅削減や、さまざまな歳出削減策などを背景に、近年は発行額が減少してきている。

(図表 1-9) 歳入の長期推移(百万円・%)

		地方税 及び地方 譲与 税	地方交 付税	分担金 及び負 担金	使用料	国庫支 出金	都道府 県支 出金	地方債	その他	歳入合 計
実 数	75	4,559	119	57	169	1,357	392	535	890	8,079
	76-80	5,948	186	136	222	2,445	805	1,234	1,732	12,708
	81-85	8,208	297	239	339	2,475	1,025	1,801	2,799	17,183
	86-90	10,085	809	327	486	2,032	1,311	2,415	2,779	20,244
	91-95	11,763	1,415	423	581	2,410	1,478	1,905	3,358	23,332
	96-00	11,732	2,223	524	536	2,833	1,477	2,749	4,558	26,632
	01-05	10,648	2,628	382	498	2,146	1,262	2,308	4,256	24,128
	06	10,894	2,056	351	449	1,719	1,108	1,140	3,758	21,474
構 成 比	75	56.4	1.5	0.7	2.1	16.8	4.8	6.6	11.0	100.0
	76-80	46.8	1.5	1.1	1.7	19.2	6.3	9.7	13.6	100.0
	81-85	47.8	1.7	1.4	2.0	14.4	6.0	10.5	16.3	100.0
	86-90	49.8	4.0	1.6	2.4	10.0	6.5	11.9	13.7	100.0
	91-95	50.4	6.1	1.8	2.5	10.3	6.3	8.2	14.4	100.0
	96-00	44.1	8.3	2.0	2.0	10.6	5.5	10.3	17.1	100.0
	01-05	44.1	10.9	1.6	2.1	8.9	5.2	9.6	17.6	100.0
	06	50.7	9.6	1.6	2.1	8.0	5.2	5.3	17.5	100.0
増 減	76-80/75	1,389	67	78	52	1,088	414	699	842	4,629
	81-85/76-80	2,260	111	103	117	30	219	568	1,066	4,475
	86-90/81-85	1,877	512	89	148	-443	286	614	-20	3,062
	91-95/86-90	1,678	606	95	94	379	167	-511	579	3,087
	96-00/91-95	-30	807	102	-45	423	-1	844	1,201	3,300
	01-05/96-00	-1,085	405	-142	-37	-687	-216	-441	-302	-2,504
	06/01-05	246	-572	-31	-50	-427	-154	-1,168	-498	-2,654

4 同規模市町村との比較

(1) 概要

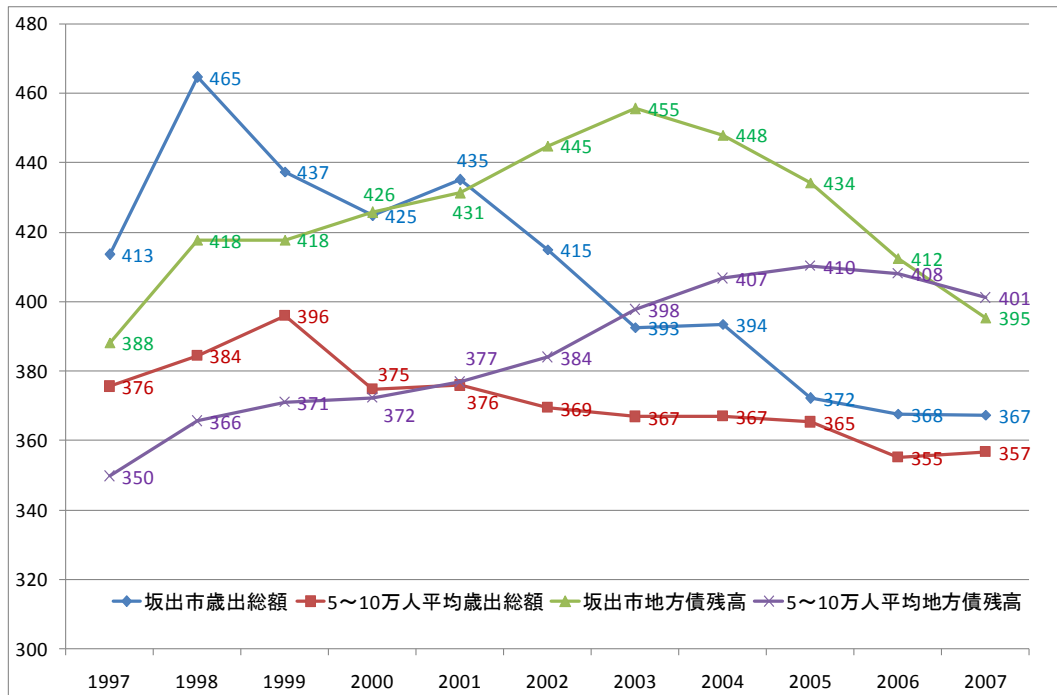
合併による変動を 06 年度末の市町村に合わせて、データを統合した上で、全国の人口 5~10 万人の市町村平均との比較により、坂出市の財政状況についてみていくこととする。

(2) 歳出等の比較

図表 1-10 では、人口 1 人当たりでみた坂出市の歳出総額及び普通会計の地方債残高を、人口 5~10 万人の市町村平均と比較している。

これによれば、97 年度の 1 人当たり歳出総額は、平均の 376 千円/人に対し、坂出市は 413 千円/人と 1.1 倍の大きさとなっており、ピークの翌 98 年度には 465 千円と 1.2 倍まで差が拡大している。その後、坂出市の 1 人当たり歳出総額は 01 年度を除き、減少基調を強めており、07 年度には平均の 1.03 倍の 367 千円/人まで減少している。

(図表 1-10) 同規模市町村平均との歳出総額などの比較(千円/人)



(資料) 総務省「市町村決算状況調」をもとに作成。

(3) 人口1人当たりの歳入水準

図表 11-11 では、歳入項目について、人口1人当たりの同規模市町村平均を100として、99年度と07年度の動きについてみている。

これをみると、99年度で、地方税は平均に対し141となる一方で、普通交付税は32となった結果、1人当たり歳入総額は109にとどまっている。税収という自主財源の水準が高いことが、全体にはさほど寄与していないことが読み取れよう。こうしたことは、現行の交付税制度を前提とした場合には、当然のことと言えるが、投資的経費などで自立的な財政運営を行えば行うほど、財政が厳しくなるほか、社会福祉などに対する支出の増加も財政を直接圧迫することとなり、坂出市を見る限りでは、税収水準が高いことが、必ずしも余裕のある財政運営にはつながっていないと言える。

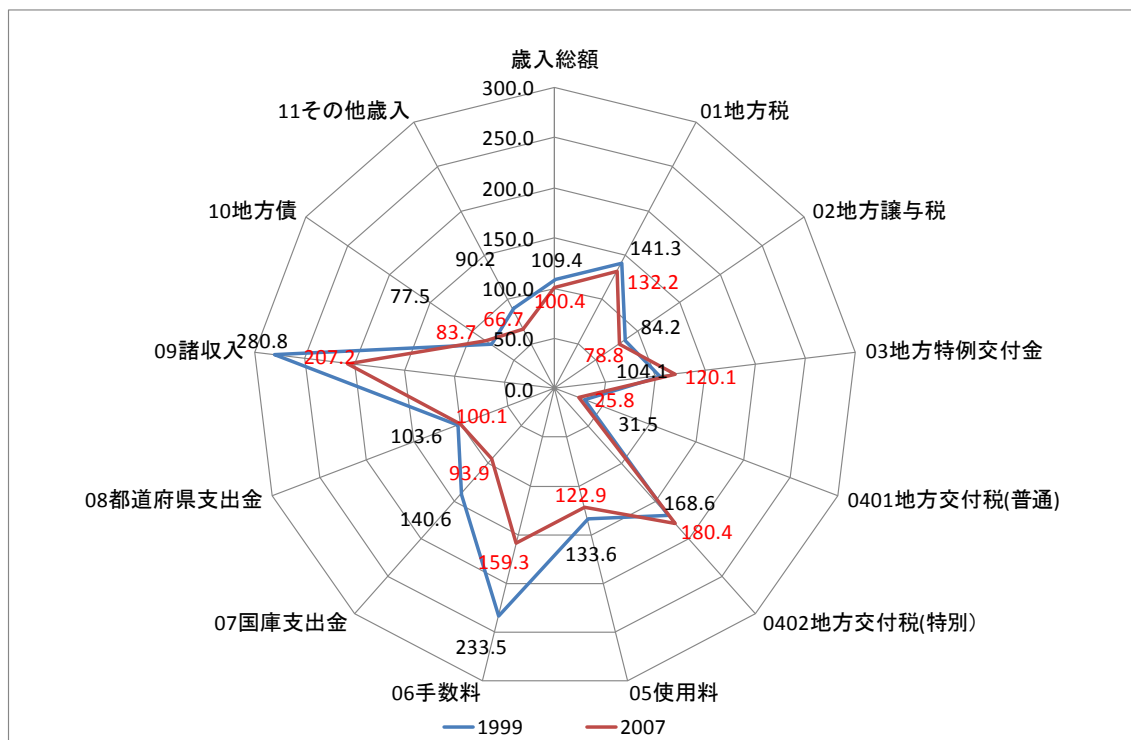
さらに、07年度には、税収水準が低下する一方で、普通交付税水準も低下している。その結果、歳入総額は、ほぼ同規模市町村平均まで落ち込んできており、増減率でみる限りは、相当深刻な状況となっている。

交付税自体が三位一体改革などの影響で減少したことが大きい。また、交付税算定上、税収の一部が留保財源として認められるが、税収が落ち込む過程では、かえってこの留保財源相当¹が一緒に目減りしていくため、交付税依存率が低い故に、財政悪化の際の落ち込み幅がより大きくなることも影響していると考えられる。

こうした動きを見ると、財政が拡大し、施設整備が進んだ結果、地方債残高も大きくなり、80年代半ばまでの財政の優位性・健全性は、すでに失われているとみざるを得ず、その時代の職員数や直営中心の施設運営方針、80年代半ばまでの積極的な投資による施設の老朽化などに対し、厳しい財政状況を前提に対応していく必要があるということであり、状況を再認識する必要がある。

¹ 交付税算定の基礎になる基準財政需要額は税収の75%を算入することとされており、残り25%が留保財源となる。このことは、税収減に対しては、減少額の75%しか交付税算定されないことを意味し、減収過程においては、厳しい局面となる。

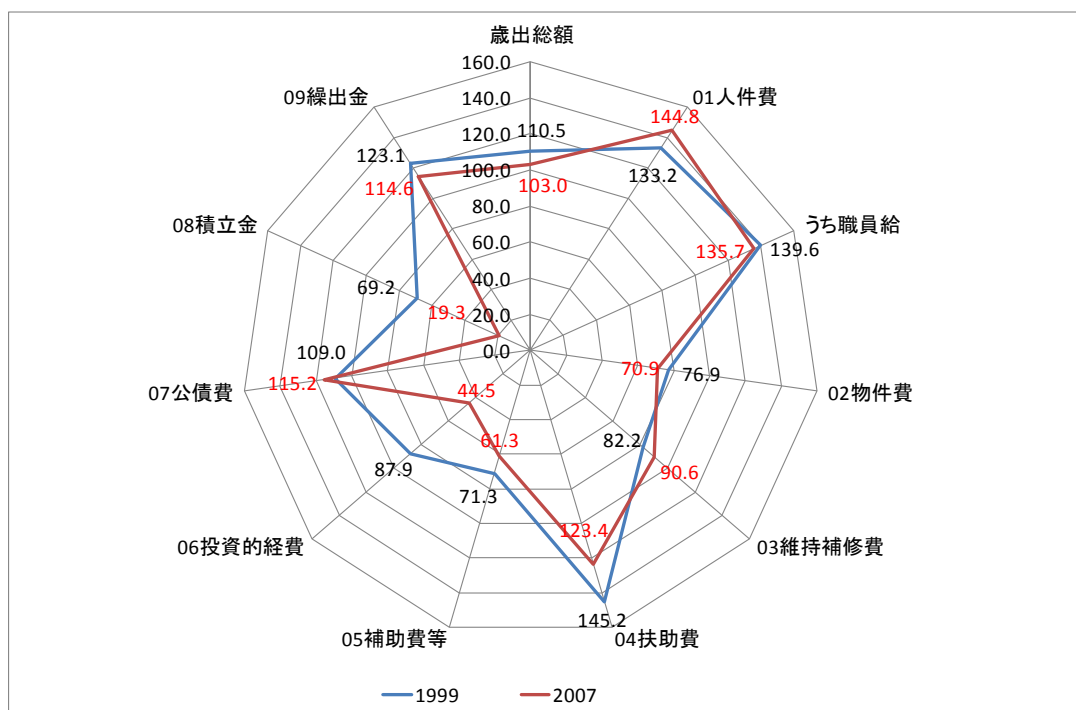
(図法 1-11)同規模市町村平均を 100 とした人口 1 人当たりの歳入水準



(4) 人口 1 人当たり歳出水準

図表 1-12 で、性質別の費用項目別にピークの 99 年度と 07 年度の同規模市町村平均を 100 とした指数で、人口 1 人当たり歳出水準の高低をみている。

(図表 1-12)同規模市町村平均を 100 とした人口 1 人当たりの歳出水準

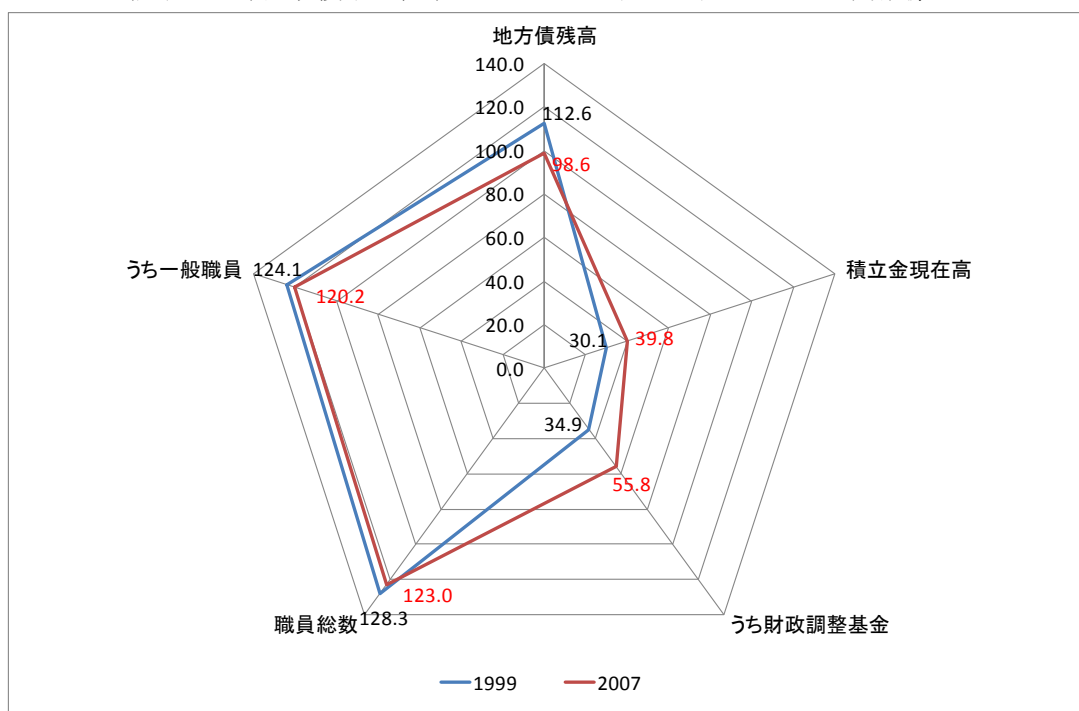


99年度時点でも、投資的経費は88にとどまり、人件費の133、扶助費の145、公債費の109、繰出金の123などが、平均を大きく上回っていることが読み取れる。扶助費及び繰出金については、高齢化の進展や生活保護率の高さなどが背景要因として考えられ、やむを得ない面が強いが、人件費については、同規模自治体に比べ、直営比率が高いことなどが指摘できる。

また、ストック指標といえる職員数、地方債残高などについて、同様に人口1人当たりの水準を同規模市町村平均と比較したのが、図1-13となる。

部門別の職員の状況は、次項でみているが、職員総数は07年度でも123と、同規模市町村平均からみて、乖離幅が大きくなっている一方で、地方債残高は99年度の113が07年度には99まで低下しており、改善が進んでいる。

(図表 1-13) 同規模市町村平均を100とした人口1人当たりの残高指標など



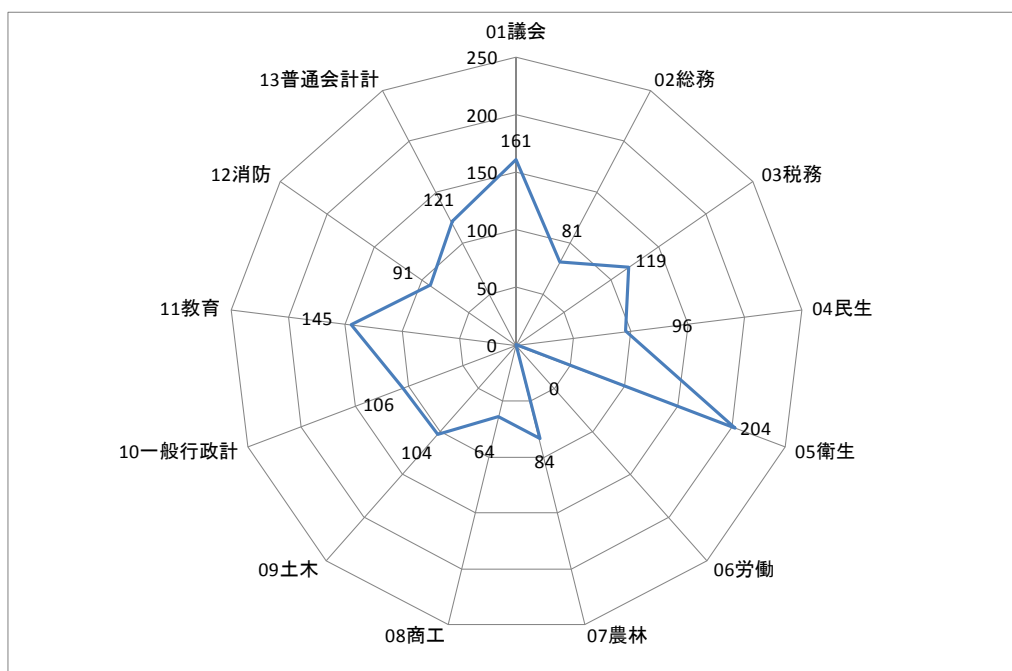
(資料) 上記3図表ともに総務省「市町村決算状況調」をもとに作成。

(5) 職員数

総務省の「地方公共団体定員管理調査」をもとに、08年4月時点での坂出市の人口1千人当たり職員数を、同規模市町村を100としてみたのが、図表1-14となる。

一般行政で平均の人口千人当たり5.77人に対し、坂出市は6.13人(指数で106)となっているが、衛生が平均の100に対して204と倍を超える水準にある。この内訳をみると、清掃が平均の千人当たり0.25人に対して、0.98人と4倍近い水準にあるなど、衛生関係の現業部門の直営比率の高さが人数の多さにつながっている。同様に普通会計全体でみても、平均の千人当たり7.82人に対し、坂出市は9.44人(指数で121)とさらに多くなっている。この内訳をみると、教育145が際立っており、小学校が平均の人口千人当たり0.18人に対し、坂出市は0.52人となっているほか、幼稚園も0.20人に対し0.59人と、いずれも倍を超える水準になっている。小学校については、現業員の外部化が進んでいないこと、幼稚園については直営比率が高いことなどが、主な要因として考えられる。

(図表 1-14) 同規模市町村平均を 100 とした人口千人当たりの職員数



(注) 消防は、一部事務組合となっている市町村が多いため、単独で消防のある 125 市町村の平均を用いた。

(資料) 総務省「地方公共団体定員管理調査」をもとに作成。

(6) 施設整備と歳出

99 年度の投資水準は平均と比べて必ずしも高くない水準にあるものの、公債費については、過年度の投資的経費に伴うものとみることができ、80 年代半ばまでの高い投資水準の影響を引きずっているものと考えられる。もっとも、地方債残高をみると、ピークとなる 03 年度末には、同規模平均の 398 千円/人に対して、455 千円/人と 1.15 倍の水準にあったが、その後の急速な発行額の抑制により、07 年度末には同規模平均の 401/千円に対し 395 千円/人となり、平均を下回る水準まで圧縮してきている。

(意見)

急ピッチで財政健全化に資する動きが展開されたこと自体は評価できるものの、結果的に施設の経年劣化が進み、施設の維持・更新がより重要な課題になるとともに、相当程度重点化をしていかないと、今の財政状況では適切な維持更新ができない状況に至っているとみられる。

現在、病院の耐震化対応、学校の統廃合問題、市庁舎や様々な公の施設の老朽化など、施設をめぐる課題が山積みとなっているが、施設整備を積極的に行ってきた時代の財政力が失われている現状を踏まえると、個別対応では整合的な問題解決はできないとみられ、その意味で、全体の優先劣後や、個別施設の存廃などについて、市民も巻き込んだ形で意思決定して、対応していく必要がある。

06 年度には、人件費が 145、公債費 115 などが 99 年度を上回っており、坂出市において、人員削減や地方債残高減少への取り組みが相対的に遅れていることを表しているものと考えられる。

第3 坂出市の施設

1 坂出市の施設整備水準分析

(1) 分析の目的

各種施設は市民生活に対し、様々な公的なサービスを提供する社会資本と捉えることができるが、昨今の指定管理者制度の対象となる公の施設とそうでない施設など、いくつかの類型に整理される。

このうち、公の施設については、地方自治法第 244 条において、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」と定められており、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と、利用の自由や平等が義務づけられた施設となっている。こうした位置づけから、公の施設は、広く市民生活を支える公共サービスを提供する施設と整理され、文化施設、スポーツ施設、集会施設、公園、駐車場など、様々な施設が市町村を主体²に提供されている。

一方、公の施設とは位置づけられないもののなかでも、消防施設、義務教育施設、ごみ処理施設など、市民生活を支える多くの施設も市町村を中心に提供されている。

また、上下水道、自治体病院、交通事業なども、市町村主体のサービスとして位置づけられるが、地方公営企業という枠組みのなかで、利用料金で費用の相当部分を回収するスキームにより、サービスが提供されている。

90 年代の相次ぐ経済対策により、多くの市町村が、各種施設を主体とした公的サービスの充実を積極的に進め、その結果、最近の財政状況は、その後年度負担となる人件費、維持管理費、さらには、起債にかかる元利償還などが重くのしかかっている。

また、公の施設の相当割合が指定管理者に移行したものの、従来同様に、外郭団体に管理が委ねられることも多く、導入の効果を十分に発揮できていない事例も多くみられ、さらなる見直しが必要となっている。

ここでは、市町村が整備主体となっている主な施設について、人口規模別などの整備水準の分析から、坂出市の特色や課題などを抽出する。

(2) 主要施設の整備水準

ア 社会資本ストックの整備進捗

ここでは、まず内閣府「日本の社会資本」のデータを用いて、供給主体の別を問わない形で、わが国の社会資本ストックの整備進捗の動きを概観する。

図表 2-1 では、主要な社会資本について、2000 年価格による金額、構成比、さらには 1990 年を 100 とする指数で推移をみている。

20 部門のストック計では、1980 年に 242 兆円であったものが 90 年には 399 兆円、さらに 03 年には 698 兆円と、90 年の 1.8 倍にまで増加している。この間、対 GDP 比も 80 年の 77%が 90 年には 85%、さらに 03 年には 126%まで増加している。その結果として、いわゆる社会資本生産性は低下の一途をたどっており、実物経済との関係から、社会資本整備が過大となっているのではないかと指摘されている。

部門別にみると、03 年で、道路が 234 兆円と全体の 34%を占めるほか、農業、治水が 10%を超える水準にある。また、90 年を 100 とした指数で 2008 年までの整備進捗をみると、廃棄物処理が 315、都市公園が 212、道路が 201 と 2 倍を超える水準となる一方、公営住宅の 132、学校施設の 137 などが、最も低い水準にとどまっている。

² わが国の場合には、国防は国、警察は都道府県、消防は市町村と、明確に役割分担が定められているものもあるが、道路など、同種の世界資本を便益の及ぶ範囲で規定して、国、都道府県、市町村により並行的に供給されている施設も少なくない。

(図表 2-1) 部門別社会資本の整備進捗状況

	廃棄物 処理	都市公 園	道路	社会教 育	治水	漁業	治山	水道	港湾	下水道	農業	林業	地下鉄 等	学校施 設	公営住 宅	その他 共計	
金額 (10億円)	1975	1,285	1,104	35,533	2,182	12,737	1,969	2,599	8,048	7,283	6,649	15,239	2,819	2,579	12,627	6,509	152,524
	1980	2,329	1,810	55,652	3,947	19,700	3,447	3,914	13,161	10,038	13,991	24,514	4,029	4,086	22,120	8,858	242,169
	1985	3,335	2,884	81,950	6,281	27,830	5,102	5,294	18,925	13,695	21,077	33,988	5,340	5,781	32,981	10,637	316,632
	1990	4,198	4,618	116,230	9,114	38,123	7,013	6,981	25,275	18,020	28,181	44,119	6,768	7,427	41,512	11,933	399,062
	1995	6,337	7,152	160,928	14,031	50,487	9,346	9,132	33,227	23,652	35,480	56,182	8,380	9,372	50,737	13,060	522,684
	2000	10,732	9,271	209,158	17,056	63,799	11,685	11,345	41,435	28,485	44,100	67,789	9,985	10,740	55,600	14,307	644,789
	2003	13,226	9,785	233,598	18,107	69,922	12,732	12,386	44,692	30,567	46,173	71,198	10,565	11,232	56,897	15,696	698,080
構成比 (%)	1975	0.8	0.7	23.3	1.4	8.4	1.3	1.7	5.3	4.8	4.4	10.0	1.8	1.7	8.3	4.3	100.0
	1980	1.0	0.7	23.0	1.6	8.1	1.4	1.6	5.4	4.1	5.8	10.1	1.7	1.7	9.1	3.7	100.0
	1985	1.1	0.9	25.9	2.0	8.8	1.6	1.7	6.0	4.3	6.7	10.7	1.7	1.8	10.4	3.4	100.0
	1990	1.1	1.2	29.1	2.3	9.6	1.8	1.7	6.3	4.5	7.1	11.1	1.7	1.9	10.4	3.0	100.0
	1995	1.2	1.4	30.8	2.7	9.7	1.8	1.7	6.4	4.5	6.8	10.7	1.6	1.8	9.7	2.5	100.0
	2000	1.7	1.4	32.4	2.6	9.9	1.8	1.8	6.4	4.4	6.8	10.5	1.5	1.7	8.6	2.2	100.0
	2003	1.9	1.4	33.5	2.6	10.0	1.8	1.8	6.4	4.4	6.6	10.2	1.5	1.6	8.2	2.2	100.0
指数 (90年100)	1975	31	24	31	24	33	28	37	32	40	24	35	42	35	30	55	38
	1980	55	39	48	43	52	49	56	52	56	50	56	60	55	53	74	61
	1985	79	62	71	69	73	73	76	75	76	75	77	79	78	79	89	79
	1990	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1995	151	155	138	154	132	133	131	131	131	126	127	124	126	122	109	131
	2000	256	201	180	187	167	167	163	164	158	156	154	148	145	134	120	162
	2003	315	212	201	199	183	182	177	177	170	164	161	156	151	137	132	175

(資料)内閣府「日本の社会資本」をもとに作成。

イ 市町村における主要施設の整備進捗

次に、総務省の「行政投資実績」を用い、市町村行政に密接に関わる分野として、いわゆる生活関連に位置づけられる、市町村道、街路、都市計画、住宅、環境衛生、厚生福祉、文教、水道、公共下水道の投資額の推移をみていく。

生活関連の行政投資総額は、1975年度の6.9兆円から順次増加を続け、92年度には20兆円を突破したが、93年度の25.1兆円をピークに減少に転じ、04年度には13.4兆円まで減少している。行政投資全体に占める比率も、75年度の41.8%が94年度には49.5%まで上昇したが、00年度には46.4%まで減少している。その後は、公共投資削減が続く中であって、生活に密着した当該分野の削減幅が相対的に小さいことから、同比率は04年度には49.1%まで上昇している。

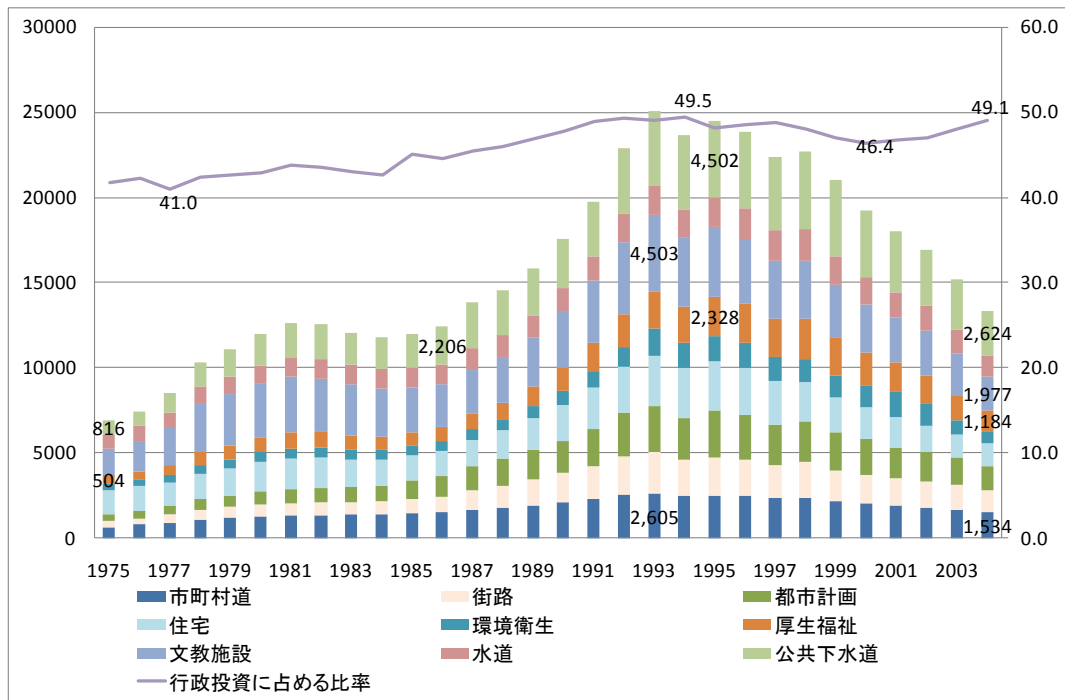
分野別にみると、ほぼ全ての分野が90年代前半まで増加を続けた後に、近年では減少基調を強め、なかでも、公共下水道、文教施設、厚生福祉施設などで増減幅が大きくなっている。

下水道は、80年代には2兆円台で推移した後、90年代に入り3兆円、さらに4兆円を超えて増加したが、98年度の4.5兆円をピークに減少に転じ、04年度には2.6兆円まで減少している。近年の下水道整備は、総じて人口密度が小さいところでの事業展開となるため、将来の受益者負担だけでは公債費負担などに相当程度の不足を生じる可能性が強いとみられ、財政悪化を受けて事業費抑制が進んできたと考えられる。

また、文教施設は81年度に3.3兆円まで増加した後に減少に転じたが、86年度の2.6兆円をボトムに再び増加に転じ、93年度には4.5兆円まで増加している。その後は再び減少に転じ、04年度には2.0兆円に減少している。同分野の90年代におけるピークは、文化施設や体育施設などが増加を支えたとみられるが、施設整備が進んだ結果、多くの自治体で維持管理費の増加が財政を圧迫しており、ようやく施設整備にブレ

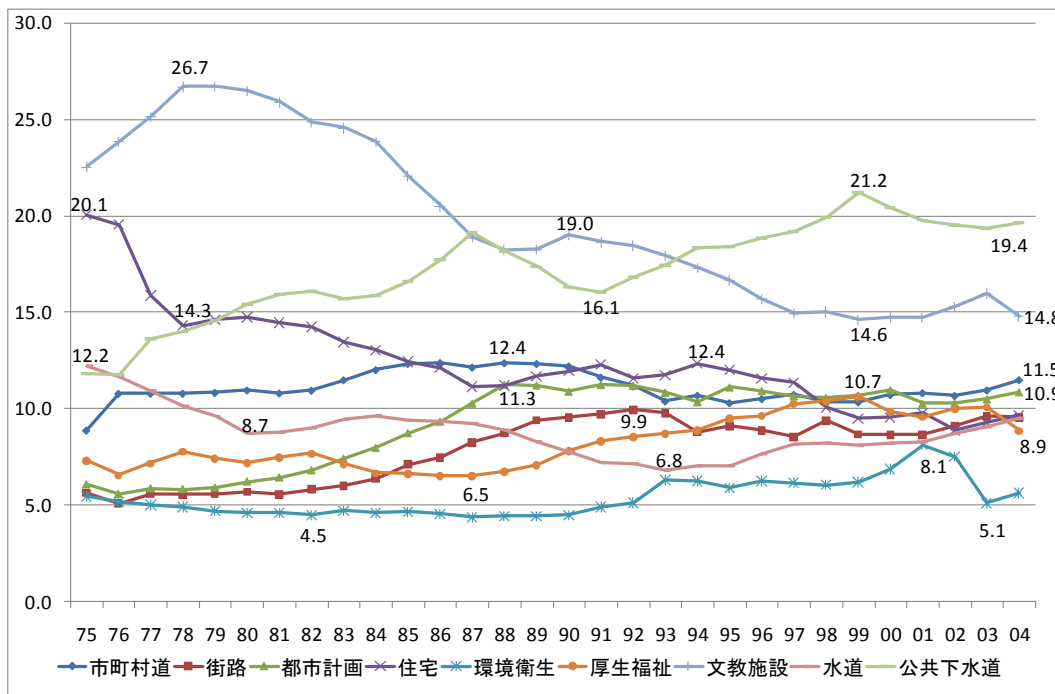
一キがかかっていたと言える。

(図表 2-2) 分野別行政投資額の推移(10 億円、%)



(資料) 総務省「行政投資実績」をもとに作成。

(図表 2-3) 分野別行政投資の構成比の変化(構成比 10 億円、%)



(資料) 同上。

次に、上記の動きも踏まえ、主な分野に対応する施設として、市町村道、公営住宅、都市公園、教育施設、

文化施設、スポーツ施設、社会福祉施設、ごみ処理施設、水道、公共下水道、公営公衆浴場の11施設について、実数及び90年を100とする指数により、全国の整備進捗の状況を概観する。用いる統計により、把握できる時点の範囲なども異なるが、施設数もしくはそれに準じる指標により動きをみていく。

(図表 2-4) 主要施設の施設数などの推移(実数)

	市町村 道実延 長	公営住 宅	都市公 園	小中学 校	文化施 設	スポー ツ施設	社会福 祉施設	ごみ1 日当た り処理 能力	公共下 水道水 洗化人 口	水道管 路延長	公営公 衆浴場
	千km	千戸	か所	校	施設	千施設	施設	千トン	千人	千km	施設
56	797			46,822			12,086				
57	806			47,230			12,669				
58	813			47,193			13,073				
59	815			47,081			13,361				
60	826			47,051			13,707				
61	821			46,949			14,245				
62	823			46,782			14,587				
63	819			46,612			15,031				
64	836			46,542			15,727				
65	840			46,607			16,453			112	845
66	846			46,621			17,336			127	871
67	843			46,759			18,292			140	807
68	852			46,746			21,022			153	856
69	860			46,709		148	22,450			166	871
70	868		13,155	46,626			23,917			180	878
71	879			46,559			25,227			196	958
72	888			46,575			26,740			211	1,038
73	895	1,985		47,614			29,065			227	1,222
74				48,094			31,114			244	1,393
75	902		21,241	48,507		188	33,096	114		260	1,602
76	910			48,928			35,073	126		277	1,750
77	918			49,355			36,541	129		287	1,941
78	926	1,713		49,835			38,446	139		301	2,107
79	933			50,272			40,161	145		301	2,200
80	940		34,117	50,618		219	41,931	147		322	2,419
81	943			50,874			43,364	148		336	2,580
82	948			51,074			44,586	151		349	2,784
83	947	1,865		51,184			45,442	153		361	2,912
84	948			51,322			47,617	157		374	3,054
85	950		48,073	51,391		292	47,943	161		396	3,169
86	950		50,576	51,361			48,366	161		407	3,242
87	921		52,872	51,319	4,894		48,731	164		418	3,287
88	925	1,983	55,059	51,282			49,215	165		428	3,337
89	930		57,139	51,195			49,569	168	44,851	438	3,470
90	934		59,324	51,178	5,928	229	51,006	173	47,802	448	3,612
91	940		61,319	51,129			51,857	178	50,017	460	3,822
92	943		63,396	51,036			53,093	184	52,315	469	3,989
93	949	2,030	65,311	50,926	7,137		54,281	178	54,899	479	4,218
94	954		67,725	50,825			55,448	186	57,238	489	4,409
95	958		69,745	50,678			58,786	189	59,484	498	4,619
96	961		72,331	50,541	8,452	258	61,197	191	62,019	508	4,844
97	965		74,344	50,323			63,550	192	64,429	517	5,039
98	968	2,085	76,714	50,134			65,845	193	66,743	526	5,141
99	974		78,996	49,935	9,452		68,856	195	68,745	537	5,239
00	978		80,786	49,766			75,875	202	71,222	544	5,331
01	983		82,858	49,530			79,140	203	73,575	552	5,386
02	988		84,840	49,246	9,937	240	82,270	199	76,004	562	5,323
03	993	2,181	86,719	48,941			86,352	194	78,019	568	5,234
04	997		89,047	48,583			90,098		80,061	577	5,191
05	1,002		91,491	48,107	10,478				81,881		5,083
06	1,006		93,227								4,974

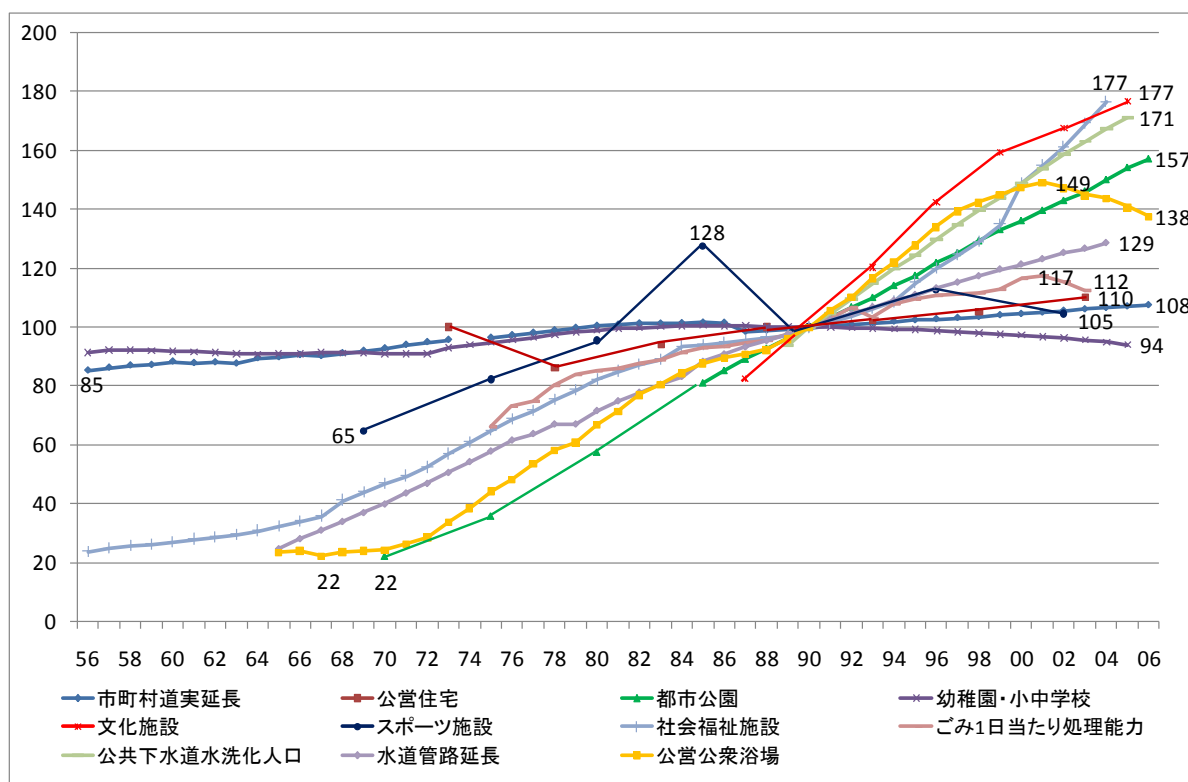
(資料)国土交通省「道路統計年報」、総務省「住宅統計調査報告」「住宅・土地統計調査報告」、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課資料、厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」、文部科学省「学校基本調査報告書」「社会教育調査報告書」「我が国の体育・スポーツ施設」、環境省「環境統計集」、厚生労働省「水道統計 施設・業務編」「衛生行政報告例」をもとに作成。

11 施設のうち、指数の伸びが高いのが、文化施設、社会福祉施設、公共下水道、都市公園などとなっている。このうち、文化施設については、博物館(同類似施設を含む)、図書館、文化会館を代表類型として、3施設の計を用いて指標化しているが、いずれも90年代に整備が大きく進展し、最も高い伸びとなっている。社会福祉施設は、高齢化の進展により施設数が増加したとみられるほか、公共下水道などは、政策的な後押しの中で、整備が進捗したものと考えられる。

一方で、教育施設が100を切る水準まで減少しているほか、公営公衆浴場、ごみ処理施設、スポーツ施設がピークを経て、減少に転じている。このうち、教育施設については、児童生徒数の減少がある程度反映した結果と考えられる。それに対し、スポーツ施設は、ゲートボール場、キャンプ場、山の家などのニーズの変化による改廃の影響が強く反映された結果、全施設数で見ると減少になったと考えられる。この間、体育館は50千施設から52千施設に増加し、トレーニング場も3,787施設から6,073施設に増加するなど、いわゆる箱モノ施設については相当数の増加をみており、施設整備費の増加はこうした施設整備が進んだことも反映しているとみられる。また、公営公衆浴場については、市町村合併が進展する中で、不採算の重複施設の閉鎖や用途転換が始まったことなどによる減少とみられ、従来の流れとは異なる動きとして、注目される。

なお、最初にみた日本の社会資本による整備状況では、廃棄物処理、道路も2倍を超える進捗水準となっているが、廃棄物処理でダイオキシン対策などの広域による更新投資が行われたこと、道路では改良に重点が置かれたことなどによるものとみられ、必ずしも矛盾した動きとはなっていないと考えられる。

(図表 2-5) 主要施設の施設数等の推移(1990=100 とする指数表示)



(資料) 同上。

(3) 主要施設別の分析概要

以下では、坂出市の財政支出の状況なども踏まえつつ、上記の 11 施設との対応も勘案して、道路、港湾、漁港、公営住宅、都市公園、保育所・幼稚園、小中学校、水道、下水道、自治体病院、介護を含む高齢者福祉施設、文化施設、スポーツ施設、その他として、隣保館、庁舎などの 15 類型について、個別にみていく。

なお、本項では、個別施設の監査対象としなかった施設についても、統計などをもとにできるだけ数量的に現況を把握し、基本的な課題や対応方向についても検討している。

(4) 道路

ア 概況

道路は、道路法に基づき、設置・管理される施設であるが、道路特定財源の存在などを背景に、順次整備が進められており、全国の道路実延長は、1980 年の 1,113 千 km が 2005 年には 1,193 千 km へと増加している。増加率が必ずしも高くないのはストック水準が高いためと考えられ、安定的に整備されてきたと言える。なお、道路法上の位置づけにはないものの、類似施設として、農道、林道などがあり、特に地方においては、実質的に補完的な整備手法として位置づけられている。

道路延長には、橋りょう 67 千箇所、11.9 千 km や、トンネル 9 千箇所、3.2 千 km が含まれているほか、種類別に内訳をみると、高速道路 7.4 千 km、一般国道 54 千 km、都道府県道 129 千 km、市町村道 1,002 km となっている³。このうち、市町村道は、距離的には全体の 84% を占めており、90 年代以降は、行政投資額の 10~11% が投資され、実延長の伸び率も最も高くなっている。

整備が進んだ結果、すでにネットワークとしては概成していると考えられ、高齢化や人口減少の進展や、若年層の車離れなどの動きも考慮すると、新規整備から維持更新に重点を大きく転換すべき時期に来ていると言える。

イ 人口規模別の整備状況

99 年もしくは 05 年のデータが欠損している埼玉県、福岡県、鹿児島県の 3 県を除く 44 都道府県について、06 年度末の市町村別に統合した数値で分析を進める。

44 都道府県ベースの実延長は、99 年の 1,052 千 km が 05 年には 1,083 千 km に伸びているが、増加分の 30.3 千 km のうち、28.2 千 km が市町村道となっている。

人口規模が小さいほど、人口 1 人当たりの実延長は長くなっている一方で、可住地 1k m² 当たりの実延長は、人口規模が大きいほど長くなっている。後者は、3 千人以下の 6.4km から 1,000 千人以上の 16.2km と 3 倍弱の差異となっているが、人口 1 人当たりの実延長は 78m から 2m と 30 倍を超える大きな差異となっている。また、市町村道比率は、人口規模が増すほど高くなっており、1,000 千人以上では 91% に達している。

道路は、一部国道を除き国道は国、都道府県道は都道府県、市町村道は市町村が管理者となり、維持管理や更新の責任を負っている。したがって、人口当たり実延長が増加すればするほど、維持管理費用や更新投資負担などの財政負担は相対的に重くなっていくと言え、今後はいかに効率的な維持管理、更新を行っていくのが大きな課題となっている。

³ 次表においては、市町村道以外が主要道路と整理されている。

(図表 2-6) 人口規模別にみた道路整備状況

	市町村数	総人口 千人	可住地面積 千Km2	道路実延長				人口1人当		可住地1km2当		
				計	うち市 町村道	同比率	うち主 要道路	道路実 延長	市道実 延長	道路実 延長	市道実 延長	
				千km	千km	%	千km	m/人	m/人	km/km	km/km	
99	3千人未満	107	207	2.5	16.1	11.8	73.0	4.4	77.8	56.8	6.4	4.6
	3千人以上5千人未満	116	500	4.5	25.6	19.4	75.7	6.2	51.3	38.8	5.7	4.3
	5千人以上10千人未満	242	1,873	10.8	65.9	51.7	78.5	14.2	35.2	27.6	6.1	4.8
	10千人以上30千人未満	446	8,461	23.3	178.5	144.5	81.0	34.0	21.1	17.1	7.7	6.2
	30千人以上50千人未満	226	8,862	16.4	155.2	128.6	82.9	26.6	17.5	14.5	9.4	7.8
	50千人以上100千人未満	243	16,931	21.1	219.4	186.0	84.8	33.4	13.0	11.0	10.4	8.8
	100千人以上300千人未満	169	27,630	20.4	209.3	180.7	86.3	28.7	7.6	6.5	10.3	8.9
	300千人以上500千人未満	40	15,541	6.8	85.7	75.1	87.7	10.5	5.5	4.8	12.6	11.0
	500千人以上1000千人未	13	8,666	3.6	43.5	38.3	88.1	5.2	5.0	4.4	12.0	10.6
	1000千人以上	32	24,514	3.3	53.2	48.2	90.7	5.0	2.2	2.0	16.2	14.7
計	1,634	113,186	112.8	1,052.3	884.3	84.0	168.1	9.3	7.8	9.3	7.8	
05	3千人未満	107	193	2.6	16.6	12.2	73.4	4.4	86.0	63.1	6.5	4.8
	3千人以上5千人未満	116	470	4.5	26.4	20.1	76.1	6.3	56.1	42.7	5.9	4.5
	5千人以上10千人未満	242	1,789	10.8	67.7	53.4	78.9	14.3	37.8	29.8	6.3	4.9
	10千人以上30千人未満	446	8,219	23.3	183.2	148.8	81.2	34.4	22.3	18.1	7.9	6.4
	30千人以上50千人未満	226	8,767	16.4	159.6	132.7	83.2	26.9	18.2	15.1	9.7	8.1
	50千人以上100千人未満	243	16,890	21.2	225.4	191.7	85.1	33.6	13.3	11.4	10.7	9.1
	100千人以上300千人未満	169	27,752	20.3	215.9	186.8	86.5	29.1	7.8	6.7	10.6	9.2
	300千人以上500千人未満	40	15,691	6.8	88.3	77.5	87.8	10.8	5.6	4.9	13.0	11.4
	500千人以上1000千人未	13	8,838	3.6	45.0	39.8	88.4	5.2	5.1	4.5	12.4	11.0
	1000千人以上	32	25,301	3.3	54.6	49.6	90.8	5.0	2.2	2.0	16.6	15.1
計	1,634	113,909	112.7	1,082.6	912.5	84.3	170.1	9.5	8.0	9.6	8.1	
増減	3千人未満		-14.0	0.0	0.5	0.4	0.4	0.1	8.3	6.4	0.2	0.1
	3千人以上5千人未満		-29.6	0.0	0.8	0.7	0.4	0.1	4.8	3.9	0.2	0.1
	5千人以上10千人未満		-84.1	0.0	1.7	1.7	0.4	0.1	2.6	2.2	0.2	0.2
	10千人以上30千人未満		-242.3	-0.0	4.7	4.3	0.3	0.4	1.2	1.0	0.2	0.2
	30千人以上50千人未満		-95.9	-0.0	4.4	4.1	0.3	0.3	0.7	0.6	0.3	0.3
	50千人以上100千人未満		-40.8	0.0	6.0	5.7	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
	100千人以上300千人未満		122.5	-0.1	6.6	6.1	0.2	0.5	0.2	0.2	0.4	0.3
	300千人以上500千人未満		149.5	-0.0	2.7	2.4	0.1	0.3	0.1	0.1	0.4	0.4
	500千人以上1000千人未		171.2	0.0	1.5	1.4	0.3	0.0	0.1	0.1	0.4	0.4
	1000千人以上		786.6	0.0	1.4	1.3	0.1	0.1	-0.0	-0.0	0.4	0.4
計		723.2	-0.1	30.3	28.2	0.3	2.0	0.2	0.2	0.3	0.3	

(注) 人口 1,000 千人以上には、東京 23 区を含めて整理している。

(資料) 総務省「統計でみる市区町村の姿」などをもとに作成。

ウ 同規模市町村の状況と坂出市の特色

以下では、人口 5～10 万人規模の市町村の状況をみながら、坂出市の整備動向などについてみていく。

図表 2-7 は、05 年の整備状況について、人口 5～10 万人規模の市町村をブロック別に集計したものとなっている。これをみると、四国の人口 1 人当たりの市道延長は、東北、中国、九州に次いで長い 12.5m/人となる一方で、可住地当たりの市道延長も、東海、関東甲信越、近畿、中国に次いで高い 8.8km/k m²であり、可住地が狭いことなどを背景に、中国とともに二面性を持つ数字となっている。

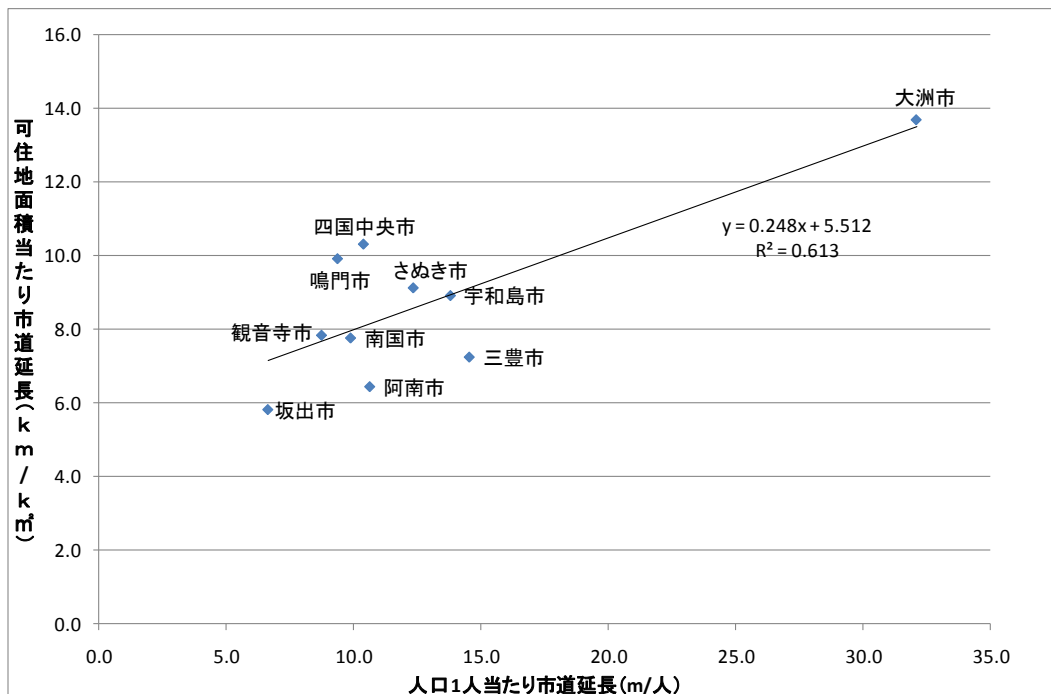
このうち、四国 10 市の人口 1 人当たりと可住地面積 1k m²当たりの市道延長をプロットしたのが図表 2-8 となるが、両者が明確な正の相関関係を持っているのが見て取れる。

特に、坂出市については、総面積に占める可住地面積比率が 71%と最も高いことなどから、四国内の同規模市町村と比べて、人口 1 人当たり市道延長が 6.6m/人、可住地面積 1k m²当たりの市道延長も 5.8km/k m²と、いずれも最小となっており、総じて効率的な整備がなされてきたものと評価できる。

(図表 2-7)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の道路整備状況 (05 年)

	市町村数	総人口 千人	可住地 面積 Km2	道路実延長				人口1人当		可住地1km2当	
				計 km	うち市町 村道 km	同比率 %	うち主要 道路 km	道路実 延長	市道実 延長	道路実 延長	市道実 延長
								m/人	m/人	km/km2	km/km2
北海道	7	525	978	5,030	4,216	83.8	813	9.6	8.0	5.1	4.3
東北	31	2,205	5,077	41,478	34,844	84.0	6,634	18.8	15.8	8.2	6.9
関東甲信越	68	4,661	5,060	65,140	58,453	89.7	6,688	14.0	12.5	12.9	11.6
東海	35	2,560	2,290	31,208	27,021	86.6	4,188	12.2	10.6	13.6	11.8
北陸	9	659	884	8,717	7,008	80.4	1,709	13.2	10.6	9.9	7.9
近畿	47	3,363	2,468	28,276	23,183	82.0	5,093	8.4	6.9	11.5	9.4
中国	13	752	1,158	13,467	10,720	79.6	2,748	17.9	14.2	11.6	9.3
四国	10	674	961	10,478	8,431	80.5	2,047	15.5	12.5	10.9	8.8
九州	18	1,178	1,955	19,369	16,078	83.0	3,291	16.4	13.6	9.9	8.2
沖縄	5	311	323	2,193	1,771	80.8	422	7.0	5.7	6.8	5.5
計	243	16,890	21,154	225,355	191,724	85.1	33,631	13.3	11.4	10.7	9.1

(図表 2-8) 四国の同規模都市における市道整備状況 (05 年)



(資料上記 2 図表ともに同上。)

(5) 港湾

ア 概況

港湾は、港湾法に基づき設置・管理される施設であり、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる「重要港湾」、さらに、そのうち国際海上輸送網の拠点となる特に重要な港湾を指す「特定重要港湾」、その他を指す「地方港湾」から成る。

港湾の設置・管理を行う港湾管理者は、都道府県、市町村などの地方公共団体がそれぞれ当たり、例えば、北海道では漁港が道、商業港が市町村という分担になっているなど、地域固有の事情なども絡みながら、今日の態勢が形づくられてきたと言える。因みに、2009 年における管理者別の港湾数は、次表のとおりであり、特定重要港湾は、都道府県管理が 12 港、市町村及び一部事務組合管理が 11 港となり、重要港湾 103 港のうち 83 港、地方港湾 810 港のうち 507 港が都道府県管理と、数の上からみれば、都道府県主導で整備

が進められてきた施設と位置づけられる。ただし、けい留施設の20%が民間所有となっているほか、港湾地域の上屋などは民間が事業展開する形となっている。

(図表 2-9) 管理者別にみた港湾数(2009年)

	港務局	都道府県	市町村	一部事務組合	計
特定重要港湾	0	12	8	3	23
重要港湾	1	83	16	3	103
地方港湾	0	507	303		810
計	1	602	327	6	936

(資料)国土交通省資料をもとに作成。

イ 人口規模別にみた整備状況

図表 2-10 が、公共施設状況調査による、市町村管理の港湾の状況となっている。ここ数年統廃合が進んでいることから、港湾数が392港となっているが、けい留施設延長が580km、うち公共けい留施設が462km、外かく施設延長が1,414km、うち要改良延長が73kmとなっている。市町村管理の重要港湾は17港にとどまり、坂出市が含まれる人口50千人以上100千人未満は2港にとどまる。

(図表 2-10) 人口規模別にみた港湾の整備状況(2005年)

	港湾数(港)				けい留施設延長(km)				うち公共けい留施設延長				外かく施設延長(km)				うち要改良延長(km)
	特定重要港湾	重要港湾	地方港湾	合計	特定重要港湾	重要港湾	地方港湾	計	特定重要港湾	重要港湾	地方港湾	計	特定重要港湾	重要港湾	地方港湾	合計	
3千人未満	0	0	31	31	0.0	0.0	9.3	9.3	0.0	0.0	9.3	9.3	0.0	0.0	31.0	31.0	2.0
3千人以上5千人未満	0	0	11	11	0.0	0.0	8.8	8.8	0.0	0.0	8.6	8.6	0.0	0.0	25.3	25.3	0.1
5千人以上10千人未満	0	1	34	35	0.0	4.5	20.2	24.8	0.0	4.5	20.2	24.8	0.0	6.8	55.8	62.6	0.9
10千人以上30千人未満	0	2	86	88	0.0	8.8	32.2	41.0	0.0	8.8	31.6	40.4	0.0	21.8	123.1	145.0	5.5
30千人以上50千人未満	0	4	45	49	0.0	21.3	15.8	37.1	0.0	21.3	15.2	36.6	0.0	52.7	69.3	122.0	4.5
50千人以上100千人未満	1	2	59	62	19.8	14.7	17.0	51.5	10.9	8.8	15.4	35.1	18.7	38.6	103.6	160.9	22.7
100千人以上300千人未満	1	7	65	73	12.7	85.7	15.6	113.9	8.6	68.0	14.8	91.4	35.3	155.5	102.1	292.9	37.1
300千人以上500千人未満	0	1	12	13	0.0	14.6	2.5	17.0	0.0	7.4	2.4	9.7	0.0	44.5	11.7	56.2	0.3
500千人以上1000千人未満	1	0	24	25	55.5	0.0	3.4	58.9	39.0	0.0	3.3	42.3	102.4	0.0	7.0	109.3	0.0
1000千人以上	5	0	0	5	218.0	0.0	0.0	218.0	163.6	0.0	0.0	163.6	409.1	0.0	0.0	409.1	0.0
市町村計	8	17	367	392	306	150	125	580	222	119	121	462	565	320	529	1,414	73
都道府県分	15	87	515	753	373	619	566	1,557	225	482	506	1,213	994	2,064	2,589	5,647	122
合計	23	104	882	1,145	679	768	691	2,138	447	601	627	1,675	1,560	2,384	3,118	7,061	195
市町村のシェア(%)	34.8	16.3	41.6	34.2	45.1	19.5	18.1	27.1	49.7	19.8	19.3	27.6	36.2	13.4	17.0	20.0	37.4

(資料)総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

ウ 重要港湾における坂出市の特色

次に、市町村管理の特定重要港湾、重要港湾のある市町村における港湾整備の状況をみながら、坂出市の港湾の状況についてみていく。

市町村管理の特定重要港湾、重要港湾を有する市町村は、図 2-11 の25市町となる。管理を市町村が行っている北海道の10市町、沖縄の離島の2市のほか、多くは太平洋ベルト地帯上に位置しているが、四国にも、坂出市、今治市、新居浜市の3市に所在する。

坂出市は、重要港湾を有し、2ヶ所の離島の地方港湾を含め、けい留施設延長が12,266mと25市町中15

位であるほか、外かく施設延長は 38,660mと同 11 位である。これに対し、2007 年の貨物取扱量は 26 百万 t と 9 位に入り、けい留施設延長 1m当たりの貨物取扱量も 2,090tと 5 位に位置し、比較的良好な稼働状況にある。坂出港が、後背地の工業地帯の荷捌きの拠点として、安定的な荷動きがあること、自動車など四国全体への配送拠点としても一定の地位を築いていることなどが、背景要因として考えられる。こうしたことから、けい留施設のうち民間施設が占める比率は 48%と 5 位に位置し、坂出市の特色の一つとなっている。

近年の坂出港における貨物取扱量の推移が、図表 2-12 となる。石炭などの取扱量が減少傾向を辿るなかで、貨物取扱量は 1990 年までは増加基調を続けてきたが、バブル崩壊以降は減少に転じていた。この間、一貫して全国シェアは低下を続けてきたが、近年は荷動きが活発化し、全国シェアも増加に転じてきている。

因みに、四国における貨物取扱量上位の港湾をみていくと、高松が全国 18 位(50 百万t)に入り、坂出が 35 位で続いているほか、須崎港が 42 位、東予港が 48 位、松山が 49 位と続いている。このうち、市管理は坂出のみとなっており、他は全て県管理となっている。

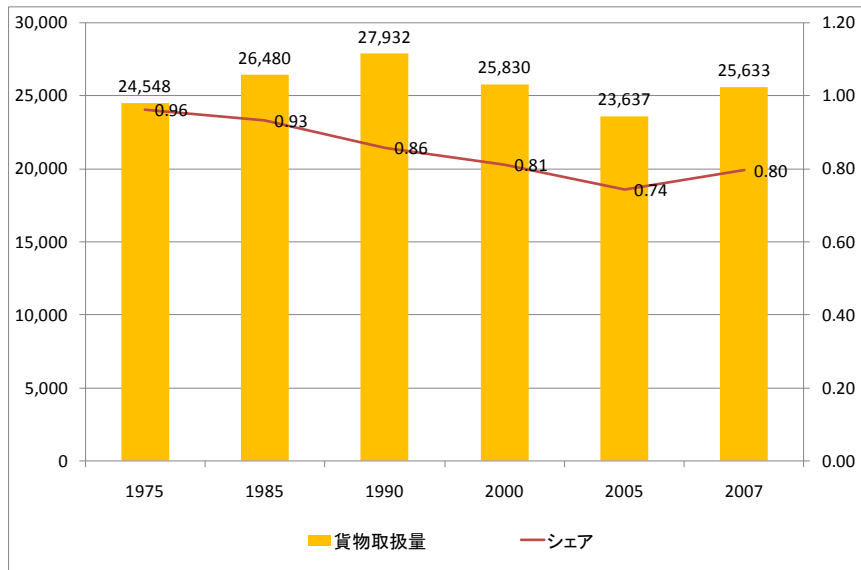
また、07 年度の普通会計における港湾費の水準を、貨物取扱量 1t 当たり港湾費で比較すると、坂出市は、7.6 千円/tと 25 市町のなかで最も低い水準にある。このことは、歳出抑制という意味では、極めて優等生と言える面もある一方で、老朽化が進むなかで、必要な維持更新を十分行っていないという面を否定できず、留意する必要がある。

(図表 2-11)市町村管理の特定重要港湾・重要港湾一覧(2007 年)

	けい留施設延長 (m)a	うち民間施設比率 (%)	外かく施設延長 (m)	同・要改良延長 (m)	貨物取扱量(千t)b	港湾費 (百万円)c	b/a× 1000	c/b× 1000
函館市	13,842	35.8	13,130	0	31,740	1,919	2,293	60.4
小樽市	13,778	17.4	11,756	0	14,411	1,018	1,046	70.6
室蘭市	19,838	45.0	18,684	0	32,404	3,020	1,633	93.2
釧路市	19,135	0.6	15,436	0	18,431	2,042	963	110.8
網走市	3,508	0.0	8,948	0	598	829	171	1,384.9
留萌市	4,255	1.1	10,841	0	1,363	327	320	240.2
稚内市	10,430	0.0	27,651	0	2,164	1,709	207	790.0
紋別市	4,550	0.0	10,994	0	375	469	82	1,249.7
根室市	5,585	0.0	12,479	0	809	359	145	443.1
広尾町	4,515	0.0	6,788	0	936	521	207	556.5
横浜市	54,621	44.3	109,163	0	141,757	16,461	2,595	116.1
川崎市	19,762	59.3	70,069	0	93,936	3,914	4,753	41.7
横須賀市	14,571	49.4	44,514	0	17,291	1,527	1,187	88.3
大阪市	52,266	8.4	92,795	0	96,680	35,473	1,850	366.9
神戸市	70,816	18.3	82,297	0	96,194	11,648	1,358	121.1
呉市	15,545	40.9	42,814	0	23,672	2,189	1,523	92.5
下関市	12,669	32.0	35,294	9,274	7,949	3,929	627	494.2
坂出市	12,266	48.2	38,660	7,517	25,633	195	2,090	7.6
今治市	10,904	3.8	42,327	2,176	7,027	1,144	644	162.8
新居浜市	5,722	43.2	21,000	0	12,712	703	2,222	55.3
北九州市	55,533	29.7	102,360	0	114,350	10,000	2,059	87.5
福岡市	20,491	5.3	54,760	0	32,246	6,180	1,574	191.7
佐世保市	13,778	12.1	52,367	24,314	2,746	1,126	199	410.2
石垣市	3,644	0.0	7,054	0	1,929	708	529	367.0
宮古島市	3,216	0.0	8,370	0	1,539	1,121	479	727.9
計	465,240	24.8	940,551	43,281	778,892	108,528	1,674	139.3

(資料)総務省「公共施設状況調」「市町村決算状況調」などをもとに作成。

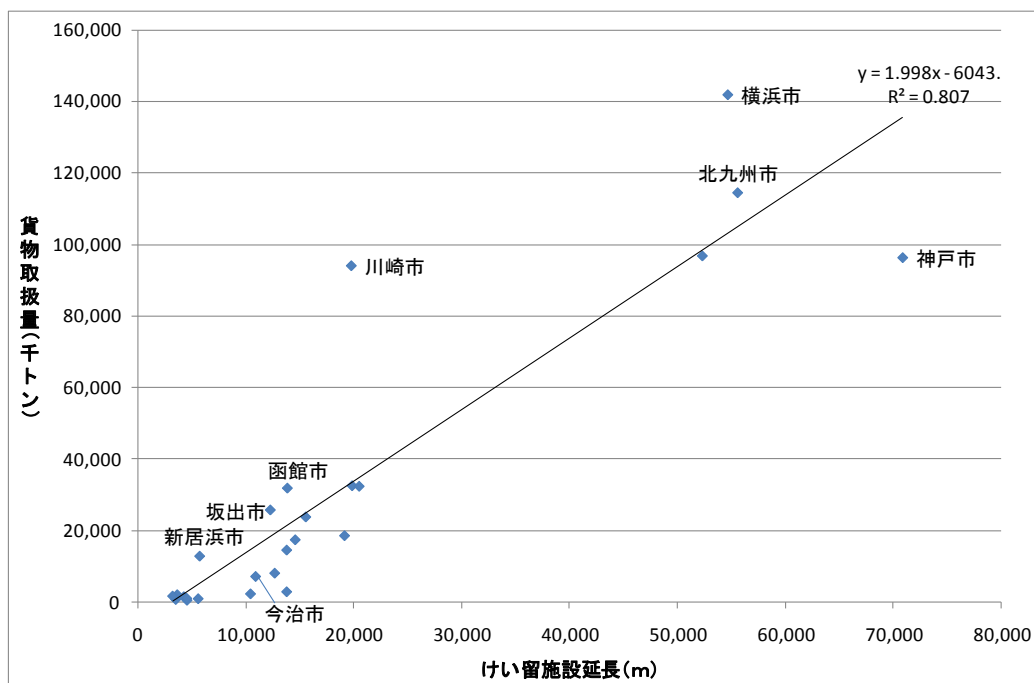
(図表 2-12) 坂出港における貨物取扱量の推移



(資料) 国土交通省「港湾調査」をもとに作成。

図表 2-13 がけい留施設延長と貨物取扱量との関係を見たものであるが、両者には高い相関関係が認められる。

(図表 2-13) 市町管理港湾のけい留施設延長と貨物取扱量(2007 年度)



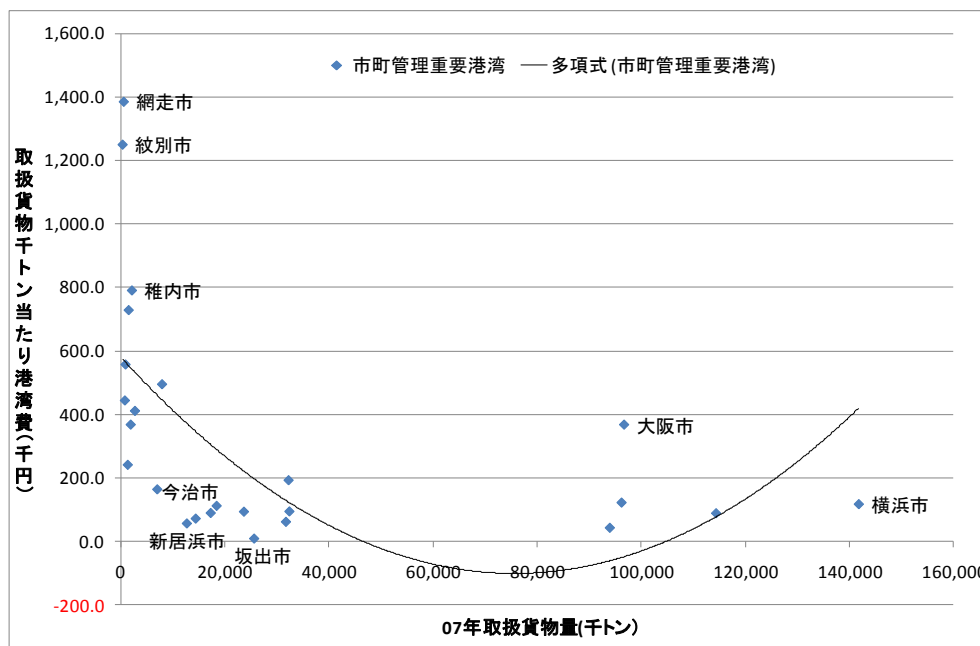
(資料) 総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

上図では、稼働状況の差異が、近似直線との上下関係で読み取れることになるが、横浜、北九州、川崎な

どが高い稼働状であること、神戸が低位にとどまることなどがわかる。こうしたなかで、坂出市も、近似直線の上に位置しており、比較的良好な稼働状況にあることがわかる。

次の図表 2-14 では、取扱貨物量と取扱貨物千t当たりの港湾費の関係をみているが、貨物取扱量が 80 百万t近辺まではt当たり港湾費は逡減傾向を示しているが、それ以上になるとむしろ逡増傾向を示していることが読み取れる。

(図表 2-14) 取扱貨物量と同千トン当たり港湾費 (2007 年度)



(資料) 総務省「公共施設状況調」「市町村決算状況調」をもとに作成。

(意見)

以上みてきたとおり、坂出市においては、港湾は地域経済を支える基盤として整備されてきており、その運営も効率的に行われてきたと評価できる。その一方で、施設の老朽化が進み、今後の適切な維持管理、更新が重要な課題となっており、持続的な財政運営と両立させながら、ライフサイクルコストが最小化できるような計画的な管理手法の確立が強く求められる。

(6) 漁港

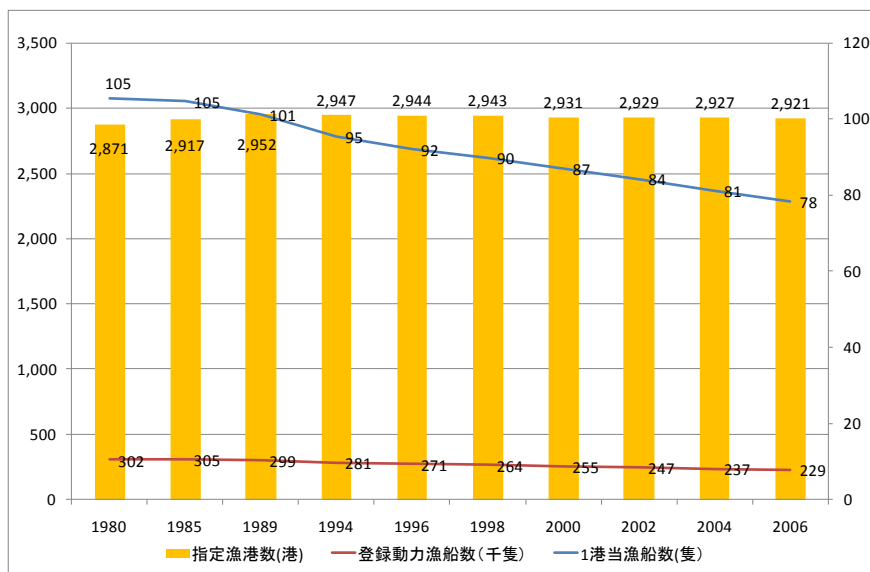
ア 概況

漁港は漁港漁場法に基づき、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るために整備される施設で、その利用範囲が地元の漁業を主とするものとされる第1種漁港、利用範囲が広域に及ぶものとされる第2種漁港、利用範囲が全国的なものとされる第3種漁港、離島などに設置される第4種漁港とに区分されている。

施設整備に当たっては、一定の要件のもとに、100分の50(北海道は100分の70ほか)の国の補助が受けられることとされている。

その管理は、利用区分に従い、市町村又は都道府県とされており、実際には主に市町村が主体となって整備管理する施設となっている。指定漁港数は、1980年の2,871港から94年には2,947港へと3%程度の増加をみているが、その後はわずかながらも減少傾向を辿っている。この間、登録動力漁船数もほぼ全期間にわたり減少しており、漁港1施設当たりの漁船数も1980年の105隻が06年には78隻に減少している。

(図表 2-15) 指定漁港数と登録動力漁船数の推移(港・千隻・隻)



(資料)農林水産省資料をもとに作成。

イ 人口規模別の整備状況

次に、人口規模別に漁港の整備状況をみていく。

(図表 2-16) 人口規模別にみた漁港の整備状況(2005年)

	所在市町村数	05国調人口	漁港数	けい留施設延長(km)	外かく施設延長(km)	同左うち要改良延長	登録漁船隻数(隻)	人口10万人当漁港数	1港当けい留施設延長(m)	1港当り登録漁船数	1隻当りけい留施設(m)
3千人未満	14	26	32	12	33	1	1,577	124.6	373	49.3	7.6
3千人以上5千人未満	13	49	32	14	47	2	2,204	65.4	447	68.9	6.5
5千人以上10千人未満	48	364	134	42	153	3	6,042	36.8	315	45.1	7.0
10千人以上30千人未満	109	2,091	556	215	680	54	34,302	26.6	386	61.7	6.3
30千人以上50千人未満	67	2,599	400	152	493	49	22,620	15.4	379	56.6	6.7
50千人以上100千人未満	74	4,908	473	189	613	56	30,712	9.6	399	64.9	6.1
100千人以上300千人未満	56	9,345	288	121	378	28	20,205	3.1	422	70.2	6.0
300千人以上500千人未満	15	6,011	60	23	84	3	4,062	1.0	388	67.7	5.7
500千人以上1000千人未満	9	6,346	49	23	76	1	4,333	0.8	460	88.4	5.2
1000千人以上	4	7,531	14	10	23	0	1,035	0.2	742	73.9	10.0
計	409	39,270	2,038	801	2,579	197	127,092	5.2	393	62.4	6.3

(資料)総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

市町村管理の漁港が2,038港あり、けい留施設延長が801キロに達しているほか、都道府県管理の漁港も882港(けい留施設延長850キロ)あり、合わせて全国で2,921港が整備されている。なお、都道府県管理の漁港のうち、285港は北海道所在となっている。

人口10万人当たりの漁港数をみると、3千人未満では124港となっているが、規模が大きくなるにつれて少なくなり、平均では5港となっている。

1港当たりのけい留施設延長は、平均で393mとなっている。また、1港当たりの登録漁船数は平均で62

隻、登録漁船1隻当たりのけい留施設延長は平均で6.3mとなっているが、いずれも人口規模別に一定の傾向は見当たらない。

ウ 県内の整備状況と坂出市の特色

人口規模別ではあまり特徴がないため、香川県内の整備状況をみながら、坂出市の特色をみていく。

(図表 2-17) 香川県における市町管理漁港の整備状況(2005年)

	漁港数	05国調人口	けい留施設延長(m)	外かく施設延長(m)	同左うち要改良延長(m)	登録漁船隻数(隻)	00漁業生産高(百万円)	人口10万人当り漁港数(隻)	1港当りけい留施設延長(m)	1港当り登録漁船数(隻)	1隻当りけい留施設(m)	けい留施設延長当たり生産高(百万円/m)
高松市	12	418,125	6,648	9,837	0	1,031	8,010	2.9	554	85.9	6.4	1.2
丸亀市	5	110,085	1,296	3,445	0	130	1,800	4.5	259	26.0	10.0	1.4
坂出市	6	57,266	4,031	6,520	0	386	1,790	10.5	672	64.3	10.4	0.4
善通寺市												
観音寺市	4	65,226	1,746	6,377	0	227	2,104	6.1	437	56.8	7.7	1.2
さぬき市	11	55,754	2,358	5,069	0	593	2,761	19.7	214	53.9	4.0	1.2
東かがわ市	5	35,929	1,929	5,163	0	428	5,293	13.9	386	85.6	4.5	2.7
三豊市	10	71,180	2,326	8,714	1,333	282	980	14.0	233	28.2	8.2	0.4
土庄町	15	16,411	5,036	15,367	6,952	614	1,900	91.4	336	40.9	8.2	0.4
小豆島町	20	17,257	3,245	12,483	963	434	1,188	115.9	162	21.7	7.5	0.4
三木町												
直島町	2	3,538	703	1,044	0	81	4,700	56.5	352	40.5	8.7	6.7
宇多津町	1	17,460	1,018	484	0	108	65	5.7	1,018	108.0	9.4	0.1
綾川町												
琴平町												
多度津町	1	23,613	280	927	159	50	1,075	4.2	280	50.0	5.6	3.8
まんのう町												
計	92	891,844	30,616	75,430	9,407	4,364	31,666	10.3	333	47.4	7.0	1.0

(資料)総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

香川県内の漁港数は92港となっており、第1種が86港、第2種が6港となっている。このうち、坂出市は6港とも、第1種となっている。人口10万人当たり漁港数は、全国平均の5.2港に対し、香川県は10.3港となっており、坂出市もほぼ平均並みの10.5港となっている。1港当たりのけい留施設延長は、全国平均の393mに対し、香川県は333mにとどまっているが、第1種、第2種のための整備となっていることなどが要因として考えられる。このうち、坂出市は672mと県平均の2倍を超える水準となっている。

香川県の1港当たりの登録漁船数は、47.4隻と、全国平均の62.4隻の8割弱にとどまる一方で、1隻当たりのけい留施設延長は7.0mと全国平均の6.3mを上回っている。近年の漁船数の減少によるものとみられ、利用効率は低下傾向にあるものとみられる。

坂出市の1港当たりの登録漁船数は、64.3隻と、全国平均の62.4隻を上回る水準にあるが、1隻当たりのけい留施設延長は10.4mと香川県の平均を大きく上回っており、その分だけ利用効率が低くなっている。

やや古い数字となるが、00年の漁業生産高をもとにけい留施設延長当たりの生産額をみると、坂出市は0.4百万円/mと香川県平均の1.0百万円/mの4割にとどまっている。因みに、香川県の08年の海面漁業生産高は0.7百万円/mと、全国平均1.9百万円/mの半分以下にとどまっており、坂出市の水準の低さを表していると言えよう。

坂出市における76～06年度の漁港整備費は4,228百万円に達しており、足下の漁船1隻当たり11.0百万円に達しており、費用対効果で考えると課題の多い投資と言える。

(意見)

以上みてきたとおり、地域特性などもあり、漁港も重点的な投資分野の一つになってきたが、漁業の衰退などを背景に、現在では費用に対し効果が期待できない状況にある。したがって、今後の維持管理や更新に当たっては、施設の必要性を再検討しながら、重点的な対応を行っていく必要がある。

(7) 公営住宅

ア 概況

公営住宅は、1951年に制定された公営住宅法に基づき、住宅困窮者に低廉な家賃で賃貸することを目的に、国、都道府県、市町村の別なく整備が進められてきた施設となっている。制度発足当初は、住宅の質の低さに加え、絶対数の不足も背景にあったと考えられ、一定の成果をあげてきたとみられるが、時代の変化に対応した見直しが行われてきたとは必ずしも言えず、いかに重点化、効率化して、持続的な政策展開を図っていくのが大きな課題となっている。

2003年における全国の公営住宅数は、総数46,863千戸の4.7%に相当する2,181千戸となっている。民間主体に建設が進んだために、その比率は、1973年の6.9%から、△2.2ポイント低下している。

ほぼ40年以上経過する1980年以前に建設された住宅が、持ち家の42%に対し、公営住宅は、55%に達しており、施設の老朽化や狭隘化が大きな課題となっている。こうした要因に加え、多くの地域が人口減少過程に入るなかで、入居率の低下も課題となっており、今日的な公営住宅の役割を確立しながら、維持更新を円滑に推進していく必要がある。

(図表 2-18) 住宅整備の状況(千戸・%)

	住宅総数	うち持ち家		うち公営住宅		未入居	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率
1973	28,731	14,107	49.1	1,985	6.9	1,720	6.0
1978	32,189	16,944	52.6	1,713	5.3	2,679	8.3
1983	34,705	19,354	55.8	1,865	5.4	3,302	9.5
1988	37,413	20,821	55.7	1,983	5.3	3,940	10.5
1993	40,773	22,540	55.3	2,030	5.0	4,476	11.0
1998	43,922	24,677	56.2	2,085	4.7	5,764	13.1
2003	46,863	27,278	58.2	2,181	4.7	6,593	14.1
うち80年代以前	17,595	11,455	65.1	1,203	6.8		
同比率		37.5	42.0	55.2			

(資料) 総務省「住宅統計調査報告」「住宅・土地統計調査報告」をもとに作成。

イ 人口規模別整備状況と坂出市の特色

人口規模別に市町村における公営住宅の整備状況をみたのが、図表 2-19 となっている。

全市町村で1,455千戸が整備され、人口10万人当たり1,138戸という整備水準となっている。公営住宅は、都道府県でも971千戸を整備してきており、合わせてみると人口10万人当たり1,898戸という整備水準である。木造の比率は、7.5%にとどまっている一方、応募倍率は6.94倍となっている。

人口10万人当たり戸数は、3千人未満が4.8千戸と最も高く、3千人から10千人までの階層も2千戸を超える水準にある。一方で、50千人から500千人までの階層では1千人を下回る戸数となっているが、100千人以上300千人未満をボトムに、人口が増えるにつれて増加し、1,000千人以上では1.4千戸となっている。一方、応募倍率は、人口が増えるほど倍率が高くなっており、3千人未満では、ほぼ1倍にとどまっているのに対し、1,000千人以上では13倍となっている。

人口階層別にみると、大都市になればなるほど整備が追いつかず、公営住宅への入居が難しい状況が読み取れる。

(図表 2-19) 人口規模別にみた公営住宅整備状況(2005 年)

	市町村数	05国調人口(人)	木造	非木造	戸数計(戸)	人口10万人当戸数	公募戸数 a	応募件数 b	倍率b÷a
3千人未満	113	203	2,703	6,959	9,662	4,762	1,105	1,113	1.01
3千人以上5千人未満	119	481	3,865	17,911	21,776	4,528	2,091	2,419	1.16
5千人以上10千人未満	263	1,954	8,637	39,737	48,374	2,476	3,450	5,342	1.55
10千人以上30千人未満	498	9,148	26,617	118,968	145,585	1,591	6,811	16,202	2.38
30千人以上50千人未満	261	10,133	19,801	100,759	120,560	1,190	5,696	17,975	3.16
50千人以上100千人未満	279	19,407	24,075	146,100	170,175	877	6,943	27,078	3.90
100千人以上300千人未満	189	30,663	14,991	247,073	262,064	855	13,065	66,633	5.10
300千人以上500千人未満	45	17,463	5,045	162,604	167,649	960	6,675	52,445	7.86
500千人以上1000千人未満	15	10,436	2,537	113,244	115,781	1,109	4,025	46,276	11.50
1000千人以上	34	27,878	673	392,222	392,895	1,409	17,855	234,759	13.15
計	1,816	127,766	108,944	1,345,577	1,454,521	1,138	67,716	470,242	6.94

(注) 上記戸数には、改良住宅、単独住宅を含む。

(資料) 総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

ウ 同規模市町村などの状況と坂出市の特色

以下では、人口 5～10 万人規模の市町村の状況をみながら、坂出市の整備動向などについてみていく。

人口 5～10 万人規模の市町村をブロック別に集計したのが図表 2-20 となる。

これをみると、四国の人口 10 万人当たり戸数は 1,715 戸と、北海道に次いで高い水準となり、九州、中国がそれに続く形となっている。応募倍率も 3.4 倍となっており、平均の 3.9 倍より 0.5 ポイント低くなっている。

こうしたなかで、坂出市の状況をみると、人口 10 万人当たり戸数は、1,652 戸と四国の同規模市平均を多少下回っているが、同規模市町村平均 877 人のほぼ 2 倍の水準にある。一方、応募倍率は 1.8 倍と、四国の同規模市のなかでは最も低い水準となっている。また、木造比率も 30.8%と、四国の同規模市のなかで最も高くなっており、老朽施設が多いことを示すものと考えられる。

(図表 2-20) ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の公営住宅整備状況(2005 年)

	市町村数	05国調人口(人)	木造	非木造	戸数計(戸)	木造比率(%)	人口10万人当戸数	公募戸数 a	応募件数 b	倍率b÷a
北海道	7	525	44	12,551	12,595	0.3	2,399	387	3,512	9.07
東北	31	2,205	4,767	16,781	21,548	22.1	977	1,192	3,753	3.15
関東甲信越	89	6,167	5,636	25,214	30,850	18.3	500	1,260	4,395	3.49
東海	35	2,560	2,008	12,185	14,193	14.1	555	751	2,460	3.28
北陸	9	659	467	5,439	5,906	7.9	896	328	759	2.31
近畿	47	3,363	4,040	21,153	25,193	16.0	749	636	3,489	5.49
中国	13	752	1,844	8,505	10,349	17.8	1,375	378	1,492	3.95
四国	10	674	1,311	10,256	11,567	11.3	1,715	332	1,140	3.43
九州	33	2,190	3,958	31,256	35,214	11.2	1,608	1,534	5,120	3.34
沖縄	5	311	0	2,760	2,760	0.0	887	145	958	6.61
計	279	19,407	24,075	146,100	170,175	14.1	877	6,943	27,078	3.90

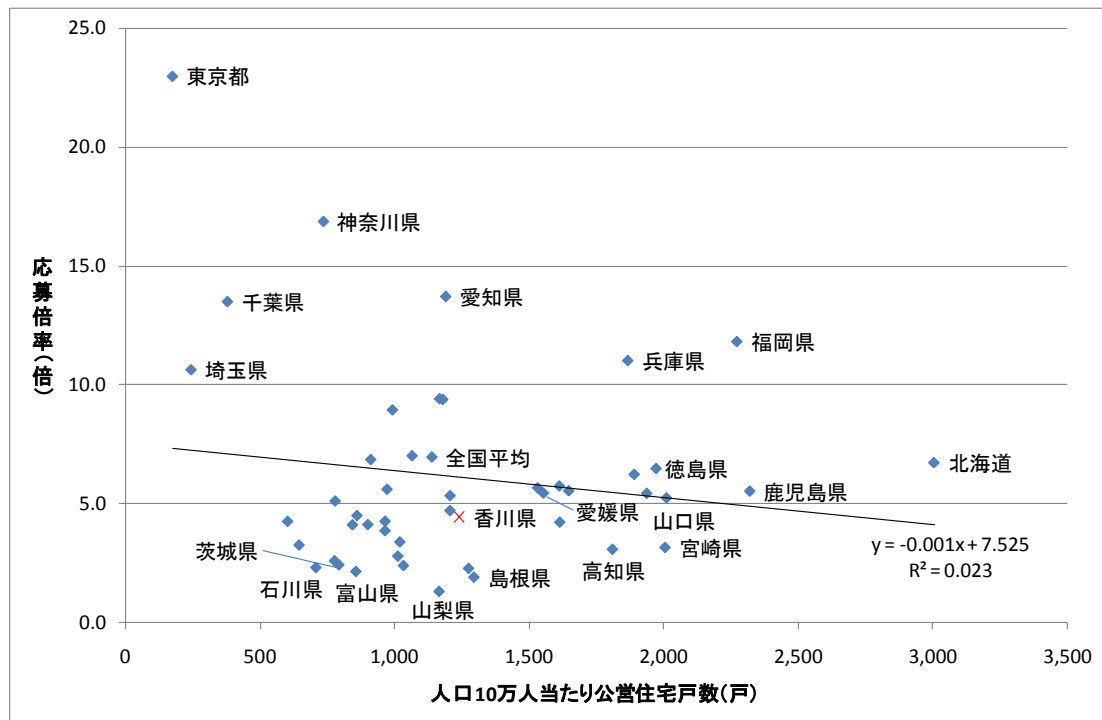
(図表 2-21) 四国の同規模都市における公営住宅整備状況 (2005 年)

	05国調人口(人)	木造	非木造	戸数計(戸)	木造比率(%)	人口10万人当戸数	公募戸数 a	応募件数 b	倍率 b÷a
鳴門市	63	188	774	962	19.5	1,522	9	94	10.44
阿南市	78	3	1,477	1,480	0.2	1,897	40	239	5.98
坂出市	57	291	655	946	30.8	1,652	18	32	1.78
観音寺市	65	126	723	849	14.8	1,302	45	101	2.24
さぬき市	56	173	662	835	20.7	1,498	25	86	3.44
三豊市	71	60	490	550	10.9	773	16	47	2.94
宇和島市	89	199	1,287	1,486	13.4	1,661	53	218	4.11
大洲市	51	136	956	1,092	12.5	2,150	36	86	2.39
四国中央市	93	69	2,449	2,518	2.7	2,712	75	171	2.28
南国市	51	66	783	849	7.8	1,673	15	66	4.40

(資料) 上記 2 表ともに同上。

以上のように、公営住宅は、人口規模別の特徴も認められるが、地域的な整備水準に偏りがあることも知られているため、図表 2-22 により、都道府県別に人口 10 万人当たり戸数と応募倍率の関係をみておく。

(図表 2-22) 都道府県別にみた公営住宅整備状況と応募倍率 (2005 年)



(資料) 同上。

香川県は、双方ともにはほぼ全国平均に近い水準にあることが確認できるが、他の四国各県は比較的整備水準が高いことが分かる。このほか、首都圏の都県で整備水準が低い一方で応募倍率が高いこと、北陸の県で整備水準が低い一方で応募倍率も低いこと(持ち家率が高い)、九州などの県で整備水準が高い一方で応募倍率が低いことなどが特筆される。

次に、県内市町との比較も踏まえて、坂出市の特色をみていく。

(図表 2-23)香川県内市町における公営住宅整備状況(2005年)

	05国調人口(人)	木造	非木造	戸数計(戸)	木造比率(%)	人口10万人当戸数	公募戸数a	応募件数b	倍率b÷a
高松市	418,125	62	4,278	4,340	1.4	1,038	121	592	4.9
丸亀市	110,085	70	1,349	1,419	4.9	1,289	29	288	9.9
坂出市	57,266	291	655	946	30.8	1,652	18	32	1.8
善通寺市	35,495	91	724	815	11.2	2,296			
観音寺市	65,226	126	723	849	14.8	1,302	45	101	2.2
さぬき市	55,754	173	662	835	20.7	1,498	25	86	3.4
東かがわ市	35,929	280	286	566	49.5	1,575	17	60	3.5
三豊市	71,180	60	490	550	10.9	773	16	47	2.9
土庄町	16,411	0	240	240	0.0	1,462	4	37	9.3
小豆島町	17,257	4	622	626	0.6	3,628	8	41	5.1
三木町	28,790	159	89	248	64.1	861	2	7	3.5
直島町	3,538	20	41	61	32.8	1,724			
宇多津町	17,460	116	152	268	43.3	1,535	5	32	6.4
綾川町	25,628	18	167	185	9.7	722	13	29	2.2
琴平町	10,747	8	136	144	5.6	1,340			
多度津町	23,613	75	329	404	18.6	1,711	3	12	4.0
まんのう町	19,896	25	40	65	38.5	327	4	3	0.8
計	1,012,400	1,578	10,983	12,561	12.6	1,241	310	1,367	4.4

(資料)同上。

坂出市における公営住宅戸数は、946戸、人口10万人当たり戸数は1,652戸と、同規模市町村平均(877戸)の2倍を超える水準にあるほか、県内平均(1,241戸)の1.3倍の水準にある。

一方、木造比率が30.8%となっており、同規模市町村平均14.1%の2倍を超える水準にあるほか、県内平均の12.6%に対しても2倍を超える水準となっており、老朽施設が多いものとみられる。

また、応募倍率は、1.8倍と同規模市町村平均の3.9倍の2分の1程度となっており、県内平均をも大幅に下回っている。

(意見)

以上から、同規模市町村や県内市町と比べ、坂出市の公営住宅の整備水準は高位にあると言える。一方で、木造比率が極めて高いことや実際の整備状況をみると、施設の老朽化が大きな課題となっている。

民間における住宅ストック形成が進んだ現状のなかで、どこまで公的関与が必要なのかについても、政策対応の論点になっており、必要不可欠な範囲に絞り込み、重点的に更新などを行っていく必要がある。

(8) 都市公園

ア 概況

都市公園は、都市公園法に基づき、国、都道府県、市町村それぞれにおいて整備が進められてきているが、環境省が所管する自然公園とは視点の違う施設として位置づけられている。

2004年において、国立公園、国定公園などの自然公園が392箇所、5,370千haになっているのに対し、都市公園は93千箇所、109千haが整備されている(06年)。90年には59千箇所、67千haであったので、近年に整備が大きく進んだ施設の一つと言える。

イ 人口規模別などにみた整備状況と坂出市の特色

次表は都市計画区域内の、都市公園を主体とする公園の箇所数と面積をみたものとなっている。

公園数は、全国で112千箇所1,205k㎡整備されており、うち市町村立公園は111千箇所、968k㎡整備されている。人口1人当たり面積は、全国平均で10.1㎡となっているが、人口規模別にみると1,000千人以上が7.0㎡にとどまっているのに対し、人口が少なくなるにつれて面積は増加し、3千人未満の階層では65.4㎡となっている。一方、計画区域面積に占める公園面積比率は、人口規模が増えるにつれてほぼ上昇して

おり、3千人未満で0.6%にとどまっているのに対し、1,000千人以上では4.1%となっている。

(図表 2-24) 人口規模別にみた都市公園などの整備状況(2005年)

	都市計画 区域面積 (km ²)	計画区域 内人口 (千人)	公園数	公園面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)	うち市町 村立公 園数	うち市町 村立面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)
3千人未満	123	11	19	0.7	65.4	0.59	17	0.0	3.4	0.03
3千人以上5千人未満	579	82	158	3.3	40.5	0.58	157	3.1	38.1	0.54
5千人以上10千人未満	3,273	893	822	23.6	26.4	0.72	813	18.9	21.1	0.58
10千人以上30千人未満	16,307	6,853	5,923	123.6	18.0	0.76	5,856	96.5	14.1	0.59
30千人以上50千人未満	14,815	8,364	7,473	119.3	14.3	0.81	7,403	91.1	10.9	0.61
50千人以上100千人未満	23,646	17,793	16,393	202.4	11.4	0.86	16,237	162.6	9.1	0.69
100千人以上300千人未満	22,647	29,595	30,860	297.3	10.0	1.31	30,603	242.8	8.2	1.07
300千人以上500千人未満	8,478	17,288	16,492	147.6	8.5	1.74	16,377	114.6	6.6	1.35
500千人以上1000千人未満	4,847	10,271	12,329	91.4	8.9	1.89	12,283	79.9	7.8	1.65
1000千人以上	4,777	27,873	21,386	195.3	7.0	4.09	21,190	158.2	5.7	3.31
計	99,492	119,022	111,855	1,204.6	10.1	1.21	110,936	967.7	8.1	0.97

(資料)同上。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

以降では、人口5～10万人規模の市町村の状況をみながら、坂出市の整備動向などについてみていく。

人口5～10万人規模の市町村をブロック別に集計したのが図表2-25となる。

(図表 2-25) ブロック別にみた人口5～10万人の市町村の公園整備状況(2005年)

	都市計画 区域面積 (km ²)	計画区域 内人口 (千人)	公園数	公園面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)	うち市町 村立公 園数	うち市町 村立面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)
北海道	980	520	1,027	16.5	31.7	1.68	1,027	16.5	31.7	1.68
東北	3,722	1,765	1,598	21.2	12.0	0.57	1,587	19.6	11.1	0.53
関東甲信越	6,780	5,947	5,101	59.3	10.0	0.87	5,032	42.0	7.1	0.62
東海	2,946	2,448	1,743	24.5	10.0	0.83	1,734	16.0	6.6	0.54
北陸	1,080	633	645	10.2	16.1	0.94	639	8.3	13.0	0.76
近畿	3,797	3,207	3,145	27.2	8.5	0.72	3,129	22.4	7.0	0.59
中国	1,102	636	539	14.0	22.0	1.27	533	11.1	17.5	1.01
四国	895	554	445	7.8	14.1	0.87	434	5.6	10.1	0.62
九州	1,883	1,775	1,975	18.3	10.3	0.97	1,950	18.0	10.1	0.96
沖縄	461	309	175	3.5	11.2	0.75	172	3.1	10.0	0.67
計	23,646	17,793	16,393	202.4	11.4	0.86	16,237	162.6	9.1	0.69

四国の人口1人当たり面積は、北海道、中国、北陸に次いで高い14.1㎡となっている。一方、このうち市町村整備にかかるものは、10.1㎡と、平均を上回ってはいるものの、ほぼ中位に位置づけられる。

また、四国の公園面積の比率は、全体では0.87%とほぼ平均並となっているのに対し、市町村立については0.62%と同規模市町村平均を下回っている。

こうしたなかで、坂出市の状況をみると、人口1人当たり公園面積は、12.2㎡と四国の同規模市平均の14.1㎡を多少下回っているが、個別にみると、10市中6位と中位に位置づけられている。このうち、市立の1人当たり公園面積をみると、4.4㎡となっており、四国の同規模市平均の4割近い水準にとどまっている。

また、坂出市の公園面積比率をみると、全体では0.8%と、四国の同規模市平均並となっているが、市立では0.3%と、四国の同規模市平均の半分近い水準にとどまっている。

以上のとおり、坂出市の公園整備状況については、市立施設のみで見れば、その整備状況は低い水準にとどまっている。もっとも、市立以外も含めてみれば一定の整備水準にあり、市民生活からみれば特段の問題はない状況にある。

(図表 2-26) 四国の同規模都市における公園整備状況(2005年)

	都市計画 区域面積 (km ²)	計画区域 内人口 (千人)	公園数	公園面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)	うち市町 村立公 園数	うち市町 村立面 積(km ²)	人口1人 当面積 (m ²)	公園面 積比率 (%)
鳴門市	105	62	47	0.8	13.3	0.78	45	0.3	5.5	0.32
阿南市	101	64	50	0.2	3.5	0.22	50	0.2	3.5	0.22
坂出市	88	56	50	0.7	12.2	0.77	48	0.2	4.4	0.28
観音寺市	20	36	13	0.5	13.1	2.39	12	0.1	2.4	0.44
さぬき市	72	48	38	1.4	29.6	1.97	36	1.1	23.7	1.58
三豊市	50	31	12	0.2	6.2	0.38	12	0.2	6.2	0.38
宇和島市	215	79	24	1.7	21.0	0.77	21	1.1	13.4	0.49
大洲市	43	37	26	1.2	31.8	2.74	26	1.2	31.8	2.74
四国中央市	136	94	75	0.9	9.8	0.68	75	0.9	9.8	0.68
南国市	66	49	110	0.3	5.1	0.38	109	0.2	4.4	0.32

(資料) 上記 2 表ともに同上。

(9) 駐車場

ア 概況

都市整備や中心市街地活性化などを目的に、公的駐車場の整備が公営企業として行われてきており、07年度の公営企業年鑑によれば、全国で684か所の駐車場が整備されている(一部建設中を含む)。駐車場は、私的な経営によるものも多いが、都市中心部における混雑解消などの政策課題に加え、高い地価の下では事業性確保が極めて難しいことから、一定の公的関与が行われてきた。

下表が年代別の整備状況をみたものであるが、90年代に249か所と4割弱が整備されているほか、70年代以降の各年代で130～150台が整備されている。

1台当たりの事業費をみると、90年代が1台8.2百万円と突出して高い水準にあるほか、1日当たり駐車台数でみた計画達成率も86%と70年代について低くなっている。

(図表 2-27) 年代別にみた公的駐車場の整備状況

	事業数	収容台 数	駐車場 使用面 積	1台当 り面積	総事業 費	1台当 り事業 費	一日平 均駐車 台数(計)	一日平 均駐車 台数(実)	計画達 成率	実績回 転数
	事業数	千台	千m ²	m ² /台	百万円	千円/台	千台	千台	%	回
～69	24	5.2	186	36.0	15,329	2,971	10.8	9.8	90.7	0.91
70～79	149	22.2	628	28.2	43,203	1,942	37.7	31.6	83.7	0.84
80～89	132	20.7	536	25.9	64,864	3,134	31.1	29.1	93.5	0.93
90～99	249	51.0	1,500	29.4	419,115	8,217	90.0	77.7	86.3	0.86
00～	130	24.4	766	31.4	154,786	6,349	37.5	37.8	100.6	1.01
計	684	123.5	3,616	29.3	697,296	5,647	207	186	89.7	0.90

(資料) 総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成。

イ 人口規模別にみた整備状況

次に、人口規模別に整備状況をみていく。

(図表 2--28) 人口規模別にみた駐車場野整備状況(07 年度)

	事業数	住基人口 (08/03)	収容台数	10万人当 たり台数	駐車場使 用面積	1台当た り面積	総事業費	1台当た り事業費
	事業数	千人	千台	台	千㎡	㎡/台	百万円	千円/台
3千人未満	1	3	0.1	4.6	3	28	0	0
3千人以上5千人未満								
5千人以上10千人未満	4	14	1.2	9.0	41	33	604	488
10千人以上30千人未満	28	302	3.2	1.1	90	28	4,909	1,535
30千人以上50千人未満	42	730	4.9	0.7	127	26	7,677	1,564
50千人以上100千人未満	145	4,273	19.8	0.5	524	26	45,589	2,300
100千人以上300千人未満	200	11,700	38.0	0.3	994	26	164,301	4,325
300千人以上500千人未満	111	11,954	21.1	0.2	659	31	146,421	6,938
500千人以上1000千人未満	38	9,173	10.3	0.1	320	31	83,467	8,096
1000千人以上	93	21,081	18.1	0.1	646	36	201,842	11,139
計	662	59,229	116.8	0.2	3,404	29	654,809	5,606
都道府県整備分	22		6.7		212	32	42,487	6,364
合計	684		123.5		3,616	29	697,296	5,647
	一日平均 駐車台数	回転数	収入	収容1台 当たり	うち他会 計繰入金	支出	うち職員 給与費	収支差
	千台	回	百万円	千円	百万円	百万円	百万円	百万円
3千人未満	0.1	1.1	6	50	0	7	4	-1
3千人以上5千人未満								
5千人以上10千人未満	0.6	0.5	117	87	9	116	10	1
10千人以上30千人未満	3.3	1.0	461	128	51	406	6	54
30千人以上50千人未満	4.5	0.9	473	82	69	405	11	65
50千人以上100千人未満	23.7	1.2	4,241	105	2,150	3,245	32	1,006
100千人以上300千人未満	53.3	1.4	12,530	212	4,480	12,587	110	41
300千人以上500千人未満	38.0	1.8	9,460	318	2,759	9,268	52	189
500千人以上1000千人未満	18.6	1.8	8,113	499	2,969	8,160	1,440	-47
1000千人以上	33.7	1.9	12,809	501	3,724	11,166	116	1,614
計	175.8	1.5	48,209	274	16,211	45,360	1,781	2,921
都道府県整備分	10.0	1.5	3,320	333	1,096	3,080	117	239
合計	185.8	1.5	51,529	277	17,307	48,440	1,898	3,161

(注) 収容1台当たりの収入は、他会計繰入金を除いて算出している。

(資料) 同上。

公営駐車場 684 か所のうち、都道府県営が 22 か所にとどまっており、97%が市町村営となっている。

人口 10 万人当たりの収容台数をみると、30 千人未満の階層では、1.1～9.0 台となっている。一方、30 千人以上の階層では、人口が増加するほど収容台数は減少しており、30 千人以上 50 千人未満の 0.7 台に対して、1,000 千人以上では 0.1 台となっている。

また、1 台当たりの事業費は、土地代や施設構造の差異などを背景に人口規模が大きくなるほど高くなっており、5 千人以上 10 千人未満の 1 台 0.5 百万円に対して、1,000 千人以上では 11.1 百万円となっている。

次に 07 年度の利用状況を回転数でみると、は 50 千人未満では 1 回に達していない階層もあるのに対し、50 千人以上の階層では、人口規模が大きくなるほど回転数は上昇しており、50 千人以上 100 千人未満の 1.2 回転が、1,000 千人以上では 1.9 回となっている。他会計繰入金を除く収容 1 台当たりの収入も、人口規模が増加するにつれと、ほぼ上昇しており、3 千人未満の 50 千円に対し、1,000 千人以上では 501 千円となっている。

それでも、施設整備費負担が重く、市町村整備分で収入全体の 34%に相当する他会計繰入金を投入して、黒字計上を図っている。

このうち、坂出市が含まれる人口 50 千人以上 100 千人未満は、他会計繰入金を除く収容 1 台当たりの収

入は 105 千円と市町村平均の 4 割程度にとどまっており、収入全体の 5 割を超える他会計繰入金を投入して、収支を相償っている。

因みに、坂出駅北口地下駐車場は、回転数は 2.1 回、他会計繰入金を除く収容 1 台当たり収入も 334 千円、収入全体に占める他会計繰入金の比率は 56%となっており、利用状況については、同規模市町村平均を上回っているものの、財政による資金投入率は平均よりも重いものとなっている。

こうした数字の動きは、平成 13 年供用開始という整備時期によるところが大きいとみられる。

(10) 保育所・幼稚園ほか

ア 概況

少子化の進展を背景に、幼稚園については、99 年から 06 年にかけて、施設数は 14.5 千施設から、13.7 千施設に減少し、在園者数も 1,774 千人から 1,705 千人に減少している。その一方で、女性の社会進出が進み、保育所については、施設数は 22.3 千施設から 22.7 千施設に増加し、在所児童数も 1,844 千人から 2,118 千人に増加している。こうしたなかで、待機児童数も、06 年には人口 100 千人以上の都市を中心に 17.9 千人にのぼっている。

両施設とも、民間化の動きも進展しており、民間施設の比率は、保育所が 1990 年の 41.1%から 2005 年には 45.1%に上昇しているほか、幼稚園でも同時期に 58.2%から 59.9%に上昇している。

イ 人口規模別整備状況

06 年の保育所の人口 100 千人当たり施設数は、3 千人未満の 41.9 施設から、1,000 千人以上の 12.0 施設まで、4 倍近い差異が生じている。その一方で、1 施設当たりの在所児童数は、3 千人未満の 38 人から 1,000 千人の 105 人まで 3 倍近い差異となっている。

幼稚園の人口 100 千人当たり施設数は、人口 3 千人未満の 15.3 施設から、人口 1,000 千人以上の 8.8 施設と、保育所に比して差異は小さくなっている。その一方で、1 施設当たりの在園者数は、3 千人未満の 20 人から 1,000 千人の 164 人まで 8 倍以上の大きな差異となっている。

人口 100 千人規模までが、99 年から 06 年で総人口が減少しているなかで、幼稚園については、各階層とも施設数が減少するとともに、1 施設当たり在園者数も、300 千人規模までで減少している。一方、保育所では、人口 50 千人までの階層では施設数は減少しているが、各階層ともに、1 施設当たりの在所児童数は増加している。

小規模自治体では、規制緩和を活かした幼保一元化の動きがある程度進展しているとみられるが、全体で見ると、効率的な施設運営という観点からは、さらなる制度面の融合などが必要とみられる。

(図表 2-29) 人口規模別にみた保育所・幼稚園の整備状況

	市町村数	総人口(千人)	可住地面積(Km2)	保育所						幼稚園				
				施設数	人口10万人当施設数	在所児童数(千人)	1施設当在所児童数(人)	入所待機児童数(千人)	在所児に対する比率	施設数	人口10万人当施設数	幼稚園在園者数(千人)	1施設当在園者数(人)	
99	3千人未満	113	218	2,605	101	46.4	4	37			34	15.6	1	23
	3千人以上5千人未満	119	511	4,528	185	36.2	9	49			60	11.7	2	40
	5千人以上10千人未満	263	2,045	11,405	696	34.0	39	56			301	14.7	15	49
	10千人以上30千人未満	498	9,412	25,014	2,821	30.0	182	65			1,233	13.1	88	71
	30千人以上50千人未満	261	10,238	17,977	2,529	24.7	184	73			1,420	13.9	113	80
	50千人以上100千人未満	279	19,435	22,733	4,087	21.0	329	81			2,358	12.1	251	106
	100千人以上300千人未満	189	30,523	21,900	4,923	16.1	426	87			3,488	11.4	463	133
	300千人以上500千人未満	45	17,276	7,281	2,536	14.7	238	94			1,880	10.9	273	145
	500千人以上1000千人未満	15	10,280	4,157	1,409	13.7	135	96			1,079	10.5	163	151
	1000千人以上	34	26,989	3,718	2,988	11.1	297	99			2,597	9.6	405	156
計	1,816	126,926	121,318	22,275	17.5	1,844	83			14,450	11.4	1,774	123	
06	3千人未満	113	203	2,619	85	41.9	3	38	0.0	0.0	31	15.3	1	20
	3千人以上5千人未満	119	481	4,529	166	34.5	9	53	0.0	0.0	59	12.3	2	36
	5千人以上10千人未満	263	1,954	11,407	623	31.9	39	63	0.1	0.2	277	14.2	13	48
	10千人以上30千人未満	498	9,148	25,009	2,623	28.7	189	72	0.4	0.2	1,112	12.2	78	70
	30千人以上50千人未満	261	10,133	17,954	2,478	24.5	203	82	0.9	0.4	1,344	13.3	104	77
	50千人以上100千人未満	279	19,407	22,745	4,092	21.1	372	91	1.8	0.5	2,241	11.5	238	106
	100千人以上300千人未満	189	30,663	21,818	5,154	16.8	504	98	4.6	0.9	3,346	10.9	437	131
	300千人以上500千人未満	45	17,463	7,277	2,698	15.4	282	105	2.2	0.8	1,802	10.3	267	148
	500千人以上1000千人未満	15	10,436	4,162	1,465	14.0	161	110	1.7	1.1	1,045	10.0	161	154
	1000千人以上	34	27,878	3,725	3,336	12.0	354	106	6.2	1.8	2,466	8.8	405	164
計	1,816	127,766	121,244	22,720	17.8	2,118	93	17.9	0.8	13,723	10.7	1,705	124	
増減数	3千人未満	0	-15	14	-16	-5	-1	1	0	0	-3	-0	-0	-3
	3千人以上5千人未満	0	-30	0	-19	-2	-0	4	0	0	-1	1	-0	-4
	5千人以上10千人未満	0	-91	2	-73	-2	0	7	0	0	-24	-1	-1	-0
	10千人以上30千人未満	0	-263	-5	-198	-1	7	8	0	0	-121	-1	-10	-2
	30千人以上50千人未満	0	-105	-23	-51	-0	19	9	1	0	-76	-1	-9	-2
	50千人以上100千人未満	0	-28	12	5	0	43	10	2	0	-117	-1	-13	-0
	100千人以上300千人未満	0	139	-82	231	1	78	11	5	1	-142	-1	-25	-2
	300千人以上500千人未満	0	188	-5	162	1	44	11	2	1	-78	-1	-6	3
	500千人以上1000千人未満	0	156	5	56	0	26	14	2	1	-34	-0	-2	3
	1000千人以上	0	889	7	348	1	57	7	6	2	-131	-1	0	8
計	0	841	-73	445	0	274	10	18	1	-727	-1	-68	2	

(資料) 総務省「統計でみる市区町村の姿」などをもとに作成。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

人口5～10万人規模の市町村の状況をみながら、坂出市の整備動向などについてみていく。

人口10万人当たりの保育所数は、北陸36.1、中国30.3、沖縄29.6、九州28.2などが上位となっているが、四国は27.3とこれら地域に続く水準にある。1施設当たりの在所児童数をみると、大都市を含む地域の保育所は、東海の102人、近畿の102人、関東甲信越の96.7人が上位となっているが、四国は72.2人と最も低位にとどまっている。

入所待機児童については、四国はゼロと、最も低い水準になっている一方で、沖縄、関東甲信越、東北で在所児童に対する比率が高くなっている。

人口10万人当たりの幼稚園数は、沖縄の22.2が最も高いが、四国はそれに次ぎ、19.7となっている。一方、1施設当たりの在園者数は、東海の150.9人、北海道の150.4人、関東甲信越の138.9人などが上位となり、四国は65.0人と北陸の51.2人、沖縄の58.3人、中国の62.8に次いで、低い水準となっている。

こうしたなかで、坂出市の整備状況をみると、人口10万人当たりの保育所数は、22.7と同規模市町村平均

の21.1を多少上回る水準にあるが、四国の同規模市平均27.3からみるとかなり低い水準にある。一方、1施設当たり在所児童数は、100.5人と、四国の同規模市平均72.2人を4割程度上回るとともに、同規模市町村平均の91.1をも上回っている。比較的大規模化して配置されている状況が窺える。

また、人口10万人当たりの幼稚園数は、22.7と、同規模市町村平均の19.7を上回っている。1施設当たりの在園者数も65.2人と同規模市町村平均の106.2を大きく下回っており、四国の同規模市平均並みの水準となっている。

(意見)

以上からみて、保育所については、比較的効率的な施設配置ができていとみられる一方で、幼稚園については、人口当たりの施設数も多く、1施設当たりの在園者も少人数となっており、十分効率的な施設配置は実現できていないものとみられ、少子化を踏まえた適切な対応が求められる。

また、保育所については、在所児童の5割を超える施設を民間が担っている一方で、幼稚園については3分の1程度にとどまり、既述のとおり坂出市の人件費率が高い要因の一つとなっており、対応が求められる。

こうした施設の民間化は、市職員の処遇悪化として受け止められることが多いが、官民の処遇格差もさることながら、内部における正規と非正規の処遇格差の方がより深刻となっている場合も多く、若年層にとって安定感のある職場の創出という観点で、市民を交えた議論を進めていく必要がある。

(図表2-30)ブロック別にみた人口5～10万人の市町村の保育園・幼稚園整備状況(2006年)

	市町村数	総人口(千人)	可住地面積(Km ²)	保育園						幼稚園			
				施設数	人口10万人当施設数	在所児数(人)	1施設当在所児数(人)	入所待機児童数(千人)	在所児に対する比率(%)	施設数	人口10万人当施設数	幼稚園在園者数(人)	1施設当在園者数(人)
北海道	7	525	978	59	11.2	5,104	86.5	11	0.2	53	10.1	7,972	150.4
東北	31	2,205	5,077	492	22.3	38,481	78.2	203	0.5	280	12.7	24,425	87.2
関東甲信越	89	6,167	5,790	1,034	16.8	99,974	96.7	844	0.8	595	9.6	82,661	138.9
東海	35	2,560	2,290	515	20.1	52,727	102.4	76	0.1	218	8.5	32,886	150.9
北陸	9	659	884	238	36.1	21,001	88.2	0	0.0	72	10.9	3,685	51.2
近畿	47	3,363	2,468	632	18.8	64,726	102.4	218	0.3	451	13.4	44,302	98.2
中国	13	752	1,158	228	30.3	17,523	76.9	49	0.3	111	14.8	6,968	62.8
四国	10	674	961	184	27.3	13,292	72.2	0	0.0	133	19.7	8,640	65.0
九州	33	2,190	2,816	618	28.2	51,457	83.3	29	0.1	259	11.8	22,448	86.7
沖縄	5	311	323	92	29.6	8,014	87.1	390	4.9	69	22.2	4,022	58.3
計	279	19,407	22,745	4,092	21.1	372,299	91.0	1,820	0.5	2,241	11.5	238,009	106.2

(図表2-31)四国の同規模都市における保育園・幼稚園整備状況(06年、休園分を含む)

	総人口(千人)	可住地面積(Km ²)	保育園						幼稚園			
			施設数	人口10万人当施設数	在所児数(人)	1施設当在所児数(人)	入所待機児童数(千人)	在所児に対する比率(%)	施設数	人口10万人当施設数	幼稚園在園者数(人)	1施設当在園者数(人)
鳴門市	63	60	21	33.2	1,075	51.2	0	0.0	19	30.1	1,092	57.5
阿南市	78	129	31	39.7	1,976	63.7	0	0.0	15	19.2	711	47.4
坂出市	57	65	13	22.7	1,307	100.5	0	0.0	13	22.7	844	64.9
観音寺市	65	73	11	16.9	1,130	102.7	0	0.0	9	13.8	995	110.6
さぬき市	56	75	12	21.5	982	81.8	0	0.0	14	25.1	846	60.4
三豊市	71	143	10	14.0	830	83.0	0	0.0	21	29.5	1,335	63.6
宇和島市	89	139	30	33.5	1,988	66.3	0	0.0	15	16.8	662	44.1
大洲市	51	119	21	41.3	1,116	53.1	0	0.0	11	21.7	441	40.1
四国中央	93	94	20	21.5	1,526	76.3	0	0.0	12	12.9	1,233	102.8
南国市	51	65	15	29.6	1,362	90.8	0	0.0	4	7.9	477	119.3

(資料)上記2表ともに同上。

エ 母子生活支援施設

坂出市において運営する坂出ハイツは、児童福祉法における母子生活支援施設と位置づけられる。保育所以外の児童福祉施設として、母子生活支援施設の整備状況について、概観しておく。

母子生活支援施設は、最近ではDV対策などでその役割が再認識されているが、本来は児童福祉を目的として、母子の自立を支援する施設として位置づけられる。

全国で、272か所の施設があり、そのうち私営が189施設となっており、公営は83施設にとどまっている。在所者数は、合わせて11千人となっているが、うち公営は1.9千人にとどまる。また、1施設当たりの平均在所者数は39人となっており、坂出ハイツの利用状況(4人)がいかに低位にとどまっているかがわかる。

人口規模別に整備状況をみていくと、人口10万人当たりの施設数は、5千人未満はゼロ、5～500千人の階層では0.05～0.09、500千人以上の階層は0.01～0.03となっている。一方、人口10万人当たり在所者数は、1,000千人以上が13.6人ともっとも大きくなっており、総じて人口規模が少なくなるほどに減少し、5千人以上10千人未満では2.7人となっている。大都市において、利用者が多い状況は読み取れよう。

坂出市が含まれる人口50千人以上100千人未満の279市町村には、25の施設が整備されており、整備率は1割を切る水準にある。25か所で816人が在所し、1施設当たりでみても33人となっている。なお、施設のうち公営は15施設と6割に達している。

(図表 2-32) 人口規模別にみた母子生活支援施設の整備状況(06年 千人・施設・人)

	市町村数	人口	施設数			在所者数			人口10万人当たり		1施設当在所者数
			計	公営	私営	計	公営	私営	施設数	在所者数	
3千人未満	113	203									
3千人以上5千人未満	119	481									
5千人以上10千人未満	263	1,954	1	1		53	53		0.05	2.7	53.0
10千人以上30千人未満	498	9,148	11	7	4	344	157	187	0.08	3.8	31.3
30千人以上50千人未満	261	10,133	20	11	9	644	185	459	0.11	6.4	32.2
50千人以上100千人未満	279	19,407	25	15	10	816	346	470	0.08	4.2	32.6
100千人以上300千人未満	189	30,663	74	28	46	2,389	496	1,893	0.09	7.8	32.3
300千人以上500千人未満	45	17,463	44	14	30	1,572	374	1,198	0.08	9.0	35.7
500千人以上1000千人未満	15	10,436	20	3	17	987	55	932	0.03	9.5	49.4
1000千人以上	34	27,878	77	4	73	3,783	200	3,583	0.01	13.6	49.1
計	1,816	127,766	272	83	189	10,588	1,866	8,722	0.06	8.3	38.9

(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」をもとに作成。

(11) 小中学校

ア 概況

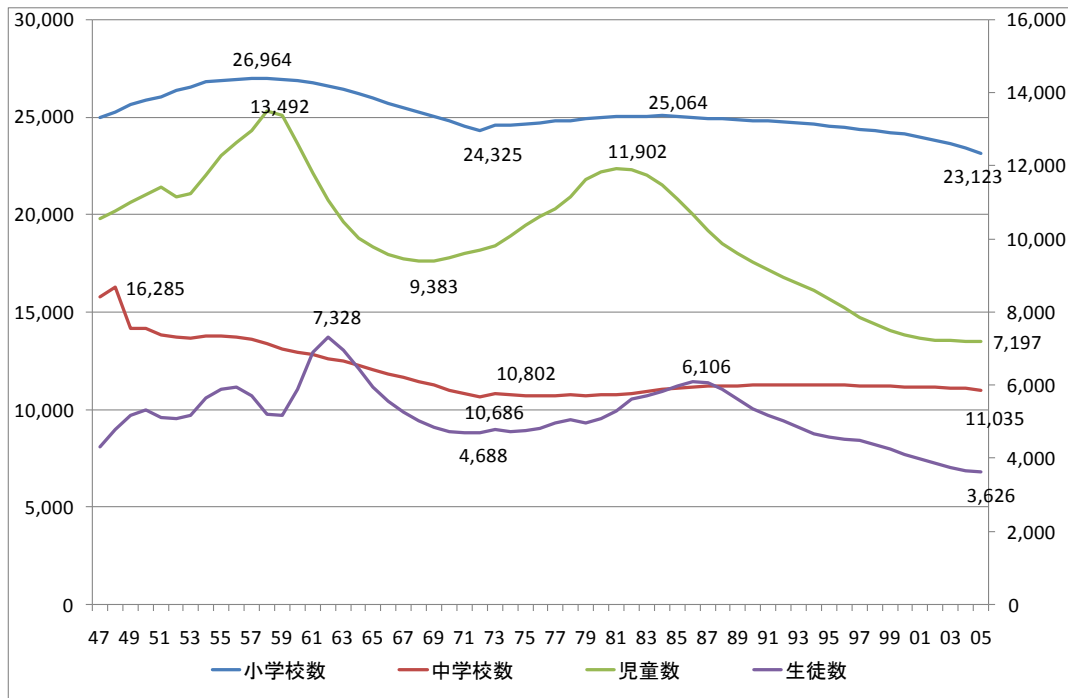
小中学校は、学校教育法に基づき、市町村に設置が義務づけられている施設である。2007年には、小学校は22.7千校となっており、児童数は7,133千人にのぼっている。また、中学校は11.0千校となっており、生徒数は3,615千人となっている。

長期的な学校数と児童生徒数の推移をみたのが図表 2-33 となるが、80年代以降児童生徒数が減少を続けるなかにあつて、学校数の減少は緩やかなものにとどまっており、学校の小規模化が進行している姿が見て取れる。この間、少人数学級の導入などの流れもあり、教員数も児童生徒数の減少に比して小幅なものにとどまっている。

2000年以降市町村合併が進められ、市町村数は6割弱まで減少しているが、小中学校に象徴的にみられるように、施設運営の効率化に向けた動きはさほど進展していない実情にある。

義務教育については、施設は市町村が国などの補助を得て整備し、その後の施設管理も担うこととされているが、教員については都道府県が給与を負担することとなっているため、効率化のインセンティブが働きにくい仕組みとなっていることなどが、上記の背景要因と考えられるが、厳しい財政事情などからみて、避けて通れない大きな課題になっているとは指摘できる。

(図表 2-33) 小中学校の学校数・児童生徒数の長期推移(校・千人)



(資料) 文部科学省「学校基本調査」をもとに作成。

イ 人口規模別にみた整備状況

人口 100 千人当たり学校数で見ると、07 年で小学校では 3 千人未満の 96.1 校から 1,000 千人以上の 11.0 校まで 9 倍近い差異がある一方、1 校当たりの児童数も、49 人から 442 人とほぼ 9 倍の差異がある。

中学校もほぼ同様で、人口 100 千人当たり学校数は、3 千人未満の 73.9 校から 1,000 千人以上の 8.8 校まで 8 倍以上の差異がある一方、1 校当たりの生徒数も、45 人から 453 人とほぼ 10 倍の差異がある。

00 年との比較では、小学校数は、全階層で減少となっているが、100 千人以上では 1 校当たりの児童数は増加している。一方、50 千人から 500 千人までの階層を除き、学校数も減少する一方で、1 校当たりの児童数も減少しており、統廃合が必ずしも十分進展していない状況が窺える。平成大合併と呼ばれる市町村合併では、旧町単位で 1 校しかない町を合併相手にしている事例も多く、行革一辺倒だけでは統合を進めにくい事情も強いと考えられ、明確なビジョンやリーダーシップにより、方向づけしていくことが強く求められている。

(図表 2-34) 人口規模別にみた小中学校の整備状況

	小学校数						中学校						
	施設数	人口10万人当施設数	小学校教員数(千人)	教員1人当児童数(人)	児童数(千人)	1校当児童数(人)	施設数	人口10万人当施設数	中学校教員数(千人)	教員1人当生徒数(人)	生徒数(千人)	1校当生徒数(人)	
00	3千人未満	248	114.0	2	6.4	12	49	159	73.1	2	4.7	7	45
	3千人以上5千人未満	408	79.8	3	8.7	29	71	180	35.2	2	8.1	18	98
	5千人以上10千人未満	1,157	56.6	12	10.8	124	107	484	23.7	7	10.5	72	149
	10千人以上30千人未満	3,429	36.4	43	13.6	576	168	1,419	15.1	26	13.1	335	236
	30千人以上50千人未満	2,976	29.1	41	15.4	638	214	1,200	11.7	25	14.5	360	300
	50千人以上100千人未満	4,227	21.7	69	17.3	1,201	284	1,836	9.4	43	15.6	669	364
	100千人以上300千人未満	4,884	16.0	94	19.4	1,813	371	2,390	7.8	60	16.6	994	416
	300千人以上500千人未満	2,319	13.4	49	20.5	1,011	436	1,155	6.7	32	17.3	557	482
	500千人以上1000千人未満	1,363	13.3	28	20.9	595	436	700	6.8	19	17.6	330	471
	1000千人以上	3,093	11.5	66	20.6	1,366	442	1,683	6.2	43	17.7	762	453
計	24,104	19.0	408	18.1	7,365	306	11,206	8.8	258	15.9	4,103	366	
07	3千人未満	195	96.1	2	5.6	9	47	150	73.9	1	3.6	5	34
	3千人以上5千人未満	302	62.8	3	8.3	23	75	161	33.5	2	6.7	13	80
	5千人以上10千人未満	987	50.5	10	9.9	101	102	414	21.2	6	9.3	55	134
	10千人以上30千人未満	3,028	33.1	40	12.5	499	165	1,338	14.6	23	11.4	267	200
	30千人以上50千人未満	2,738	27.0	41	14.3	580	212	1,157	11.4	23	12.8	302	261
	50千人以上100千人未満	4,024	20.7	70	16.0	1,130	281	1,803	9.3	41	13.9	572	317
	100千人以上300千人未満	4,745	15.5	98	18.1	1,775	374	2,394	7.8	59	15.0	888	371
	300千人以上500千人未満	2,277	13.0	53	19.3	1,017	447	1,166	6.7	32	15.9	504	432
	500千人以上1000千人未満	1,339	12.8	30	19.5	595	444	702	6.7	18	16.0	295	421
	1000千人以上	3,056	11.0	72	19.6	1,404	459	1,668	6.0	43	16.6	712	427
計	22,691	17.8	418	17.1	7,133	314	10,953	8.6	250	14.5	3,615	330	
増減数	3千人未満	-53	-18	-0	-1	-3	-2	-9	1	-0	-1	-2	-10
	3千人以上5千人未満	-106	-17	-1	-0	-6	4	-19	-2	-0	-1	-5	-18
	5千人以上10千人未満	-170	-6	-1	-1	-23	-5	-70	-2	-1	-1	-17	-16
	10千人以上30千人未満	-401	-3	-3	-1	-77	-3	-81	-0	-2	-2	-68	-37
	30千人以上50千人未満	-238	-2	-1	-1	-58	-3	-43	-0	-1	-2	-58	-39
	50千人以上100千人未満	-203	-1	1	-1	-70	-3	-33	-0	-2	-2	-96	-47
	100千人以上300千人未満	-139	-1	5	-1	-38	3	4	-0	-1	-2	-106	-45
	300千人以上500千人未満	-42	-0	3	-1	6	11	11	-0	-0	-1	-53	-50
	500千人以上1000千人未満	-24	-0	2	-1	-0	8	2	-0	-0	-2	-34	-50
	1000千人以上	-37	-0	5	-1	38	18	-15	-0	-0	-1	-50	-26
計	-1,413	-1	11	-1	-233	9	-253	-0	-8	-1	-489	-36	

(資料)総務省「統計でみる市区町村の姿」などをもとに作成。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

坂出市と同規模の市町村のブロック別の小中学校の整備状況をみたのが次表となる。

人口10万人当たり小学校数は、四国の32.3校が最も高い水準になり、中国の30.8校がそれに続いている。離島が多いことなども要因と考えられるが、少子化の進展がそれに拍車をかけているものとみられる。したがって、1校当たりの児童数、教員1人当たりの児童数も、四国及び中国が最も低い数字となっている。

また、人口10万人当たり中学校数は、中国の13.6校、沖縄の12.9校、東北の11.7校が上位となっているが、四国はこれらに続く11.3校となっている。これに対し、関東甲信越、東海の8.1校が最も小さくなっている。1校当たりの生徒数及び教員1人当たりの生徒数は、小学校と同様に、四国及び中国が最も低い数字となっている。近畿、東海、関東甲信越が1校当たりの生徒数も大きくなっているほか、教員1人当たりの生徒数も大きくなっている。

こうしたなかで、坂出市の状況をみていくと、坂出市の人口10万人当たりの小学校数は、29.7と大洲市、宇和島市、阿南市に次いで高い数字になっている。一方、1校当たりの児童数は182人、教員1人当たりの児童数も13.5人にとどまっており、四国の同規模市平均は上回っているものの、全国の同規模市町村平均

からはかなり低い数字となっている。ただし、現在の状況を確認すると、すでに1校が廃校となり、1校が休校しており、こうした要素も考え合わせると、上記の状況は大きく変わっている点には留意が必要となっている。

また、人口10万人当たりの中学校数は、15.7校と大洲市に次いで大きくなっており、1校当たりの生徒数も184人と大洲市に次いで小さい数字となっている。教員1人当たりの生徒数は、12.7人と四国の同規模市平均を多少上回る水準にあるが、全国と同規模市町村平均と比べると下回る水準である。ただし、小学校と同様に、中学校についても2校が休廃校となっており、留意する必要がある。

(意見)

以上みてきたとおり、小中学校については、市域に離島を抱えるという要素もあり、平均規模は小規模であり、適切な配置に向けて統廃合などが求められている。坂出市としても、耐震化にもらみながら、学校再編整備計画を策定しているが、適切な実施が求められている。

(図表 2-35)ブロック別にみた人口5～10万人の市町村の小中学校の整備状況(2007年)

	小学校数						中学校					
	施設数	人口10万人当施設数	小学校教員数(千人)	教員1人当児童数(人)	児童数(千人)	1校当児童数(人)	施設数	人口10万人当施設数	中学校教員数(千人)	教員1人当生徒数(人)	生徒数(千人)	1校当生徒数(人)
北海道	92	17.5	1,728	16.6	28,680	312	55	10.5	1,102	13.8	15,219	277
東北	608	27.6	8,792	13.9	122,008	201	258	11.7	5,061	12.9	65,173	253
関東甲信越	1,039	16.8	20,469	17.2	351,051	338	502	8.1	12,308	14.5	178,446	355
東海	432	16.9	8,611	17.9	154,214	357	208	8.1	4,939	15.2	75,234	362
北陸	141	21.4	2,385	16.1	38,453	273	62	9.4	1,395	13.8	19,264	311
近畿	645	19.2	12,447	16.5	204,895	318	276	8.2	7,094	14.1	100,288	363
中国	232	30.8	3,133	12.9	40,572	175	102	13.6	1,821	11.5	20,919	205
四国	218	32.3	2,935	12.6	36,943	169	76	11.3	1,560	12.0	18,693	246
九州	553	25.3	8,614	15.1	129,833	235	224	10.2	4,935	13.7	67,545	302
沖縄	64	20.6	1,321	17.9	23,612	369	40	12.9	868	13.4	11,648	291
計	4,024	20.7	70,435	16.0	1,130,261	281	1,803	9.3	41,083	13.9	572,429	317

(図表 2-36)四国の同規模都市における小中学校整備状況(2007年)

	小学校数						中学校					
	施設数	人口10万人当施設数	小学校教員数(千人)	教員1人当児童数(人)	児童数(千人)	1校当児童数(人)	施設数	人口10万人当施設数	中学校教員数(千人)	教員1人当生徒数(人)	生徒数(千人)	1校当生徒数(人)
鳴門市	18	28.5	253	13.3	3,371	187	7	11.1	149	11.2	1,666	238
阿南市	26	33.3	345	13.0	4,483	172	10	12.8	200	11.5	2,293	229
坂出市	17	29.7	229	13.5	3,095	182	9	15.7	131	12.7	1,659	184
観音寺市	13	19.9	229	15.7	3,592	276	5	7.7	124	13.3	1,643	329
さぬき市	16	28.7	211	13.8	2,906	182	6	10.8	130	10.9	1,412	235
三豊市	26	36.5	323	11.4	3,676	141	9	12.6	190	11.9	2,262	251
宇和島市	39	43.6	451	10.7	4,848	124	7	7.8	180	12.3	2,222	317
大洲市	29	57.1	291	9.9	2,879	99	10	19.7	145	10.7	1,556	156
四国中央市	20	21.5	366	14.3	5,230	262	7	7.5	197	14.2	2,805	401
南国市	14	27.6	237	12.1	2,863	205	6	11.8	114	10.3	1,175	196

(資料)上記2表ともに同上。

(12) 水道

ア 概況

水道は、水道法、地方公営企業法などにに基づき、原則、市町村の事業として位置づけられているが、一般会計と異なり、主に事業による利用料収入により投資回収を行う形態で運営される。

2004年の給水人口は117百万人と計画人口に対し、90%の普及率となっている。90年の給水人口が109

百万人で、この間、7.9%の増加をみているが、管路延長は29%もの増加となっており、総じて、低密度の地域で事業展開がなされたことが読み取れよう。

水道施設は、オイルショック以前に概成したと考えられ、インフレ効果により総じて良好な収支状況にある。順次、設備が耐用年数を迎えるため、今後、更新投資が本格化することが見込まれているが、人口減少を前提としつつ、いかに効率的に投資を行っていくのかが、大きな課題となっている。

イ 人口規模別の整備状況

人口規模別に整備状況を見ると、小規模自治体でも90%前後の普及率⁴となっており、人口規模が増加するほど普及率は高くなっているものの、総じて、高い水準にある。

一方、設備の効率性を表す給水人口1人当たり導送配水管延長普及は、人口3千人未満が28.6mとなっているのに対し、人口1,000千人以上では2.5mにとどまっており、10倍を超える差異がある。このことは、今後の維持更新にとって重要な意味を持ち、地域によっては、円滑な更新に支障が生じる可能性があることを示唆していると言える。

(図表 2-37) 人口規模別にみた水道整備状況(2005年度)

人口区分	市町村数	人口(千人)	現在給水人口(千人)	普及率(%)	導送配水管延長(千km)	給水人口1人当同左(m)	年間総有収水量(百万m ³)	給水人口1人当同左(m ³)
3千人未満	110	198	181	91.4	5	28.6	22	122.2
3千人以上5千人未満	113	459	409	89.2	8	20.4	51	123.5
5千人以上10千人未満	247	1,822	1,663	91.3	27	16.0	192	115.3
10千人以上30千人未満	461	8,501	7,741	91.1	82	10.6	913	117.9
30千人以上50千人未満	237	9,242	8,574	92.8	80	9.3	979	114.2
50千人以上100千人未満	250	17,352	16,024	92.3	121	7.5	1,894	118.2
100千人以上300千人未満	164	26,546	25,154	94.8	139	5.5	2,942	116.9
300千人以上500千人未満	40	15,407	15,052	97.7	69	4.6	1,770	117.6
500千人以上1000千人未満	11	7,680	7,510	97.8	34	4.6	871	116.0
1000千人以上	12	31,635	31,676	100.1	78	2.5	3,857	121.8
計	1,645	118,842	113,984	95.9	644	5.7	13,490	118.3

(注) 都道府県が一部地域の末端給水事業を行っているもの(千葉県、神奈川県、長野県)、一部事務組合が行っているものについては、上表には含まれていない。また、上表に含まれる東京都は便宜的に1市町村としてカウントしている。

(資料) 総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

人口5~10万人の市町村をブロック別に集計して、水道整備状況をみたのが次表となる。

普及率は、九州の86.0%、関東甲信越の86.5%などが低位にとどまる一方、北陸、沖縄が100%を越える水準にある。四国は、98.6%と同規模市町村平均を6ポイント以上上回っている。施設の効率性を表すと考えられる給水人口1人当たり導送配水管延長は、近畿の5.6m、沖縄の5.9mなどが低い数字となる一方で、中国、四国がそれぞれ9.8m、9.0mと同規模市町村平均を2割以上上回る水準にある。

また、事業性につながる給水人口1人当たりの有収水量をみると、中国の156 m³、四国の156 m³などが高位にある一方で、九州の114 m³、北海道の115 m³などが低位にとどまっている。オフィスや工業での利用の

⁴ ここでは05年国調人口を用いて、普及率を算出している。

多寡が影響しているものとみられる、

坂出市の状況をみると、普及率が103%と四国の同規模市の中で宇和島市に次ぐ高い水準となっているほか、給水人口1人当たりの導送配水管延長も7.3mと、四国の同規模都市の中でもっとも小さくなっている。さらに、全国の同規模市町村の平均の7.5mをも下回っており、施設の効率性については、一定の水準にあるものと評価できる。

また、給水人口1人当たりの総有収水量は、128 m³となっており、同規模市町村の全国平均118 m³を上回っているほか、四国の同規模市においても、鳴門市、阿南市、三豊市に次ぐ水準にある。

(意見)

以上みてきたとおり、坂出市の水道整備については、一定の整備水準にあるほか、施設の効率性もある程度認められる。一方で、現在供給人口1人当たりの有形固定資産が84千円と低いことに加え、これまでの減価償却実施率が06年度で5割近くになっていることから、施設の経年劣化は高くなっていると考えられ、適切な維持更新が必要になっており、計画的な対応が求められる。

(図表 2-38)ブロック別にみた人口5～10万人の市町村の水道整備状況(2005年)

	市町村数	人口(千人)	現在給水人口(千人)	普及率(%)	導送配水管延長(km)	給水人口1人当同左(m)	年間総有収水量(百万m ³)	給水人口1人当同左(m ³)
北海道	7	525	524	99.8	4,247	8.1	53.6	102
東北	31	2,205	2,037	92.4	19,175	9.4	221.4	109
関東甲信越	68	4,616	3,991	86.5	28,528	7.1	476.6	119
東海	31	2,278	2,165	95.0	16,934	7.8	262.9	121
北陸	9	659	661	100.3	5,711	8.6	88.8	134
近畿	45	3,249	3,175	97.7	17,646	5.6	391.9	123
中国	12	702	660	94.1	6,479	9.8	93.7	142
四国	10	674	665	98.6	6,000	9.0	86.7	130
九州	32	2,132	1,834	86.0	14,279	7.8	182.0	99
沖縄	5	311	311	100.1	1,835	5.9	36.2	116
計	250	17,352	16,024	92.3	120,835	7.5	1,893.8	118

(図表 2-39)四国の同規模都市における水道整備状況(2005年)

市町村数	人口(千人)	現在給水人口(千人)	普及率(%)	導送配水管延長(km)	給水人口1人当同左(m)	年間総有収水量(百万m ³)	給水人口1人当同左(m ³)
鳴門市	63	65	102.2	553	8.6	10.2	158
阿南市	78	74	95.2	636	8.6	10.6	142
坂出市	57	59	102.8	432	7.3	7.5	128
観音寺市	65	66	100.7	539	8.2	7.9	121
さぬき市	56	56	100.0	548	9.8	6.9	124
三豊市	71	73	101.9	832	11.5	10.2	141
宇和島市	89	92	103.2	809	8.8	10.4	113
大洲市	51	45	89.6	567	12.5	5.7	125
四国中央市	93	92	98.9	759	8.3	11.7	128
南国市	51	44	86.3	324	7.4	5.5	127

(資料)総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成。

(13) 下水道

ア 概況

環境省の「一般廃棄物処理実態調査」などをもとに、下水道の普及状況をみていくと、公共下水道汚水処理人口は、1990年の47,802千人から2005年には81,881千人と1.7倍に増加しており、この間に急速に普

及が進んだことが窺える。このほか、浄化槽に含まれる農業集落排水なども、管路による汚水処理ということでは、下水道施設とみなせるため、こうした人口を加えれば、90 百万人程度が下水道の恩恵を受けているものとみられる。

近年は、合併浄化槽の性能も下水道における汚水処理と遜色ない水準になってきているため、DID 人口地域は下水道、その他の人口密度の低い地域は合併浄化槽という区分けが妥当と考えられるが、補助事業により、こうした地域でも管路による処理を優先させた結果、利用料金で維持管理費も賄えない極めて不効率な施設が多く生まれ、小規模市町村の財政圧迫要因となっている。

イ 人口規模別にみた整備状況

ここでは、まず上記データを用いて、人口規模別の整備状況を概観する。

公共下水道人口比率(普及率)は、2006 年度で 65.5%に達するが、人口 3 千人未満が 21.5%にとどまっているのに対し、人口 1,000 千人以上では 97.5%に達している。一方で、下水道と同等の汚水処理を行う浄化槽人口比率は、人口 1,000 千人以上が 0.7%にとどまるのに対し、人口 3 千人未満では 31.6%にまで高まっており、この 2 つを足し合わせた汚水処理人口でみると、人口 3 千人未満も 53.1%となっている。

99 年からの公共下水道人口の増加率をみると、人口 50 千人以下の階層で +60%を超える増加率となっており、中小市町村で特に整備が進んだことが見て取れる。ただし、実増加人数 22,854 千人のうち、約 4 割が 50~500 千人の階層での増加となっており、留意する必要がある。

(図表 2-40) 人口規模別にみた下水道処理施設の整備状況(その 1-06 年)

	市町村数	総人口	実数(千人)						比率(%)						06/99 公共下 水道人 口増加 率(%)
			汚水処理人口			非汚水処理人口			汚水処理人口			非汚水処理人口			
			公共 下水道	浄化 槽		みなし 浄化 槽	非水 洗化 人口		公共 下水道	浄化 槽		みなし 浄化 槽	非水 洗化 人口		
3千人未満	113	203	108	44	64	95	33	62.5	53.1	21.5	31.6	46.9	16.1	30.8	220.6
3千人以上5千人未満	119	482	258	141	116	224	71	153	53.6	29.4	24.2	46.4	14.7	31.8	101.9
5千人以上10千人未満	263	1,981	960	514	446	1,021	414	607	48.5	26.0	22.5	51.5	20.9	30.6	98.1
10千人以上30千人未満	498	9,247	4,780	2,841	1,938	4,467	2,053	2,413	51.7	30.7	21.0	48.3	22.2	26.1	69.3
30千人以上50千人未満	261	10,222	5,782	3,860	1,923	4,440	2,194	2,246	56.6	37.8	18.8	43.4	21.5	22.0	66.7
50千人以上100千人未満	279	19,519	12,772	9,553	3,219	6,747	3,654	3,094	65.4	48.9	16.5	34.6	18.7	15.8	37.0
100千人以上300千人未満	189	30,641	22,905	19,470	3,435	7,736	4,726	3,010	74.8	63.5	11.2	25.2	15.4	9.8	25.0
300千人以上500千人未満	45	17,445	14,130	12,604	1,526	3,315	2,325	990	81.0	72.2	8.7	19.0	13.3	5.7	21.2
500千人以上1000千人未満	15	10,379	8,547	7,748	799	1,832	1,365	467	82.3	74.7	7.7	17.7	13.2	4.5	21.8
1000千人以上	12	27,662	27,148	26,967	181	515	352	163	98.1	97.5	0.7	1.9	1.3	0.6	7.4
計	1,794	127,781	97,389	83,742	13,647	30,392	17,187	13,205	76.2	65.5	10.7	23.8	13.5	10.3	37.5

(注)東京 23 区は、便宜的に 1 市町村としてカウントしている。

(資料)環境省「一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成。

次に、地方公営企業年鑑の個別データを用い、公共下水道に加え、農業集落排水などの管路による汚水処理施設の状況を市町村別に集計し、これをさらに人口規模別に集計したのが図表 2-41 となる。したがって、一部事務組合による事業は集計対象になっていないが、事業の効率化に関する人口規模別の傾向は十分に読み取れよう。

これをみると、人口規模 30 千人未満の類型では、接続率⁵が 8 割未満にとどまっている上、実際に接続された人口 1 人当たりの総事業費も、10 千人未満の類型で平均の 2 倍を超える 2 百万円台となるなど、非効率な整備が目立っている。

⁵ 管路が整備されたうち、実際に下水道につないで汚水処理を行っている比率。

効率性の目安としては、人口1人当たりの下水道敷設延長があげられるが、人口1,000千人以上が、接続された人口でみて、2.9mとなっているのに対して、人口3千人未満では14.4mと5倍弱に達しており、運営の厳しさが窺えよう。

ここでは数字を省略しているが、小規模市町村では、総じて、 m^3 当たりの汚水処理料金も大規模市町村に比べ、低位にとどまり、より厳しい収支状況となっている。

(図表 2-41) 人口規模別にみた下水道処理施設の整備状況(その 2-06 年)

人口区分	市町村数	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口(千人) _a	水洗便所設置済人口(千人) _b	接続率(%)	総事業費(10億円)	人口1人当左b(千円)	下水道敷設延長(千km)	人口1人当左a(m)	人口1人当左b(m)	汚水処理水量(百万m ³)	年間有収水量(百万m ³)	人口1人当左b(千m ³)
3千人未満	80	1,071	96	76	79	180	2,362	1.1	11.5	14.4	9	9	115
3千人以上5千人未満	100	4,081	267	206	77	468	2,275	2.8	10.6	13.7	27	23	113
5千人以上10千人未満	221	4,025	931	696	75	1,514	2,175	9.4	10.1	13.5	88	78	112
10千人以上30千人未満	452	4,664	4,260	3,296	77	5,843	1,773	36.8	8.6	11.2	434	381	116
30千人以上50千人未満	253	6,366	5,328	4,250	80	6,519	1,534	41.9	7.9	9.9	624	547	129
50千人以上100千人未満	274	5,648	11,622	10,040	86	11,346	1,130	73.2	6.3	7.3	1,425	1,204	120
100千人以上300千人未満	188	6,503	21,984	19,903	91	17,352	872	105.0	4.8	5.3	2,907	2,369	119
300千人以上500千人未満	45	2,143	13,816	12,676	92	9,923	783	55.4	4.0	4.4	1,890	1,518	120
500千人以上1000千人未満	15	1,326	8,499	7,885	93	6,501	824	34.9	4.1	4.4	1,209	943	120
1000千人以上	12	2,580	27,673	27,384	99	21,629	790	79.3	2.9	2.9	4,532	3,589	131
計	1,640	38,407	94,474	86,413	91	81,275	941	439.8	4.7	5.1	13,147	10,661	123

(資料)総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

人口5～10万人規模の市町村における汚水処理施設の整備状況をブロック別にみると、汚水処理人口比率が最も高い北海道では90%を越える水準にある一方で、最も低い四国では39.7%にとどまっている。同規模市町村の平均も65.4%で、おおむね50～60%台となっており、四国の水準が際立って低くなっている。四国の非汚水処理人口のうち、みなし浄化槽人口が34.1%と最も高くなっており、汚水処理人口比率が向上しない大きな要因になっていると考えられる。

汚水処理人口のうち、公共下水道人口比率は、北海道と近畿が6割を超えているが、四国は16.1%と2割を切る水準にあり、開きは大きい。

四国の同規模市をみると、公共下水道が0%にとどまっている鳴門市、阿南市に加え、6.0%の大洲市の3市など、汚水処理人口比率は20%台にとどまっている。坂出市の汚水処理人口比率は、31.6%と、これらの市に次ぐ低い水準となっている。このうち、公共下水道の比率は14.9%にとどまっており、浄化槽の普及の方が16.8%と高くなっている。

(図表 2-42)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の下水道整備状況(その 1-06 年)

	総人口	実数(千人)						比率(%)					
		汚水処理人口			非汚水処理人口			汚水処理人口			非汚水処理人口		
		公共下水道	浄化槽		みなし浄化槽	非水洗化人口		公共下水道	浄化槽		みなし浄化槽	非水洗化人口	
北海道	528	478	467	11	51	12	39	90.4	88.3	2.1	9.6	2.3	7.3
東北	2,216	1,232	866	366	984	387	597	55.6	39.1	16.5	44.4	17.5	26.9
関東甲信越	6,165	4,245	3,330	915	1,920	1,324	595	68.9	54.0	14.8	31.1	21.5	9.7
東海	2,562	1,533	899	635	1,028	763	266	59.9	35.1	24.8	40.1	29.8	10.4
北陸	660	440	365	74	221	137	84	66.6	55.3	11.3	33.4	20.8	12.6
近畿	3,398	2,523	2,050	472	875	374	501	74.2	60.3	13.9	25.8	11.0	14.7
中国	760	455	314	141	305	112	194	59.8	41.2	18.6	40.2	14.7	25.5
四国	685	272	111	162	413	234	179	39.7	16.1	23.6	60.3	34.1	26.2
九州	2,226	1,402	983	419	825	228	596	63.0	44.2	18.8	37.0	10.3	26.8
沖縄	318	192	169	24	125	82	43	60.6	53.1	7.4	39.4	25.9	13.5
計	19,519	12,772	9,553	3,219	6,747	3,654	3,094	65.4	48.9	16.5	34.6	18.7	15.8

(資料)環境省「一般廃棄物処理実態調査」をもとに作成。

(図表 2-43)四国の同規模都市における下水道整備状況(その 1-06 年)

	総人口	実数(千人)						比率(%)					
		汚水処理人口			非汚水処理人口			汚水処理人口			非汚水処理人口		
		公共下水道	浄化槽		みなし浄化槽	非水洗化人口		公共下水道	浄化槽		みなし浄化槽	非水洗化人口	
鳴門市	64.2	12.9	0.0	12.9	51.4	42.5	8.9	20.0	0.0	20.0	80.0	66.1	13.9
阿南市	79.7	19.1	0.0	19.1	60.6	44.2	16.3	24.0	0.0	24.0	76.0	55.5	20.5
坂出市	58.5	18.5	8.7	9.8	40.0	18.1	21.9	31.6	14.9	16.8	68.4	31.0	37.4
観音寺市	65.8	24.3	8.6	15.7	41.4	20.4	21.0	37.0	13.1	23.9	63.0	31.1	31.9
さぬき市	55.7	35.8	16.4	19.4	19.9	14.1	5.8	64.3	29.5	34.8	35.7	25.3	10.4
三豊市	73.0	24.0	0.0	24.0	49.0	28.7	20.3	32.9	0.0	32.9	67.1	39.3	27.8
宇和島市	91.3	30.2	11.2	18.9	61.2	25.0	36.2	33.0	12.3	20.7	67.0	27.3	39.7
大洲市	51.3	13.5	3.1	10.4	37.9	20.7	17.2	26.2	6.0	20.2	73.8	40.3	33.4
四国中央市	95.0	67.2	50.5	16.7	27.9	10.9	17.0	70.7	53.1	17.6	29.3	11.4	17.9
南国市	50.8	26.8	12.1	14.7	24.0	9.4	14.6	52.7	23.8	29.0	47.3	18.4	28.8

(資料)同上。

次に、地方公営企業年鑑を用いて人口 5～10 万人規模の市町村のブロック別に状況をみたのが図表 2-44 となる。

接続率をみると、北海道の 95%、関東甲信越の 89%などが高位にある一方で、東北の 78%、北陸の 81%などが低位にとどまっている。四国は 84%と中位にあるが、同規模市町村平均の 86%を下回る水準にある。

また、実際に下水道につながっている水洗便所設置済人口をもとに、人口 1 人当たり下水管敷設延長をみると、北陸の 11.0mが最も長いほか、東北の 9.6m、中国の 8.9m、そして、東海、四国の 8.8mがそれに続いている。

また、人口 1 人当たりの年間有収水量は、北海道の 108m³から北陸の 131m³までの幅にあり、地域によってばらつきが大きい。四国は、124m³と同規模市町村平均を上回る水準にある。

こうしたなかで、坂出市における状況をみると、接続率は 80.4%と、四国の人口 1 人当たり同規模市平均の 84.0%を下回っている。また、実際に接続されている人口をもとに算出した人口 1 人当たりの総事業費も 2,448 千円と、四国の同規模市平均の 1,606 千円の 1.5 倍程度の水準にある。処理区域人口が小さく固定費負担が重い上に、接続率が低いことによるとみられるが、財政的にみれば慎重に事業着手してきているとも言える。

水洗便所設置済人口をもとにした、人口 1 人当たり下水管敷設延長をみると、坂出市は四国の同規模市平均の 8.8mを大きく上回る 11.8mとなっている一方で、人口 1 人当たりの年間有収水量は、205m³と四国の同規模市のなかでは最も高くなっている。

(意見)

以上みてきたように、将来の財政負担が過度に重くならなかったことには一定の評価ができる一方で、汚水処理という政策の視点に立てば、みなし浄化槽の比率が高いことが、水環境改善が遅々として進まない大きな要因と考えられ、接続率の改善のみならず、浄化槽による個別処理の推進も含め、早急な対応が求められている。

(図表 2-44)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の下水道整備状況(その 2-06 年)

	市町村数	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口(千人) _a	水洗便所設置済人口(千人) _b	接続率 (%)	総事業費(10億円)	人口1人当同左 _b (千円)	下水管敷設延長(千km)	人口1人当同左 _a (m)	人口1人当同左 _b (m)	汚水処理水量(百万m ³)	年間有収水量(百万m ³)	人口1人当同左 _b (千m ³)
北海道	7	332	495	471	95.1	356	718	3.8	7.6	8.0	68.4	51.0	108
東北	31	713	1,259	986	78.3	1,626	1,292	9.5	7.5	9.6	138.5	118.6	120
関東甲信越	86	1,006	3,726	3,318	89.1	3,023	811	20.6	5.5	6.2	472.1	404.4	122
東海	35	373	1,212	1,012	83.5	1,274	1,052	8.9	7.3	8.8	137.9	119.2	118
北陸	9	204	487	393	80.6	623	1,278	4.3	8.9	11.0	63.8	51.6	131
近畿	46	541	2,475	2,165	87.5	2,425	980	13.3	5.4	6.2	314.6	267.0	123
中国	13	1,280	401	347	86.6	520	1,296	3.1	7.7	8.9	46.3	39.7	114
四国	10	69	151	127	84.0	242	1,606	1.1	7.4	8.8	21.7	15.8	124
九州	32	1,091	1,221	1,050	86.0	1,137	931	7.9	6.5	7.5	141.5	117.5	112
沖縄	5	38	194	171	87.9	120	619	0.7	3.6	4.1	19.8	18.9	110
計	274	5,648	11,622	10,040	86.4	11,346	976	73.2	6.3	7.3	1,424.6	1,203.6	120

(図表 2-45)四国の同規模都市における下水道整備状況(その 2-06 年)

	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口(千人) _a	水洗便所設置済人口(千人) _b	接続率 (%)	総事業費(10億円)	人口1人当同左 _b (千円)	下水管敷設延長(千km)	人口1人当同左 _a (m)	人口1人当同左 _b (m)	汚水処理水量(百万m ³)	年間有収水量(百万m ³)	人口1人当同左 _b (千m ³)
阿南市	2.2	2.6	2.1	78.5	14.5	5,528	37.0	14.1	18.0	202	202	98
坂出市	2.3	9.1	7.3	80.4	22.2	2,448	86.0	9.5	11.8	1,501	1,494	205
観音寺市	2.9	12.0	9.2	76.9	28.2	2,355	81.0	6.8	8.8	2,473	1,497	163
さぬき市	11.2	24.5	19.5	79.5	49.4	2,012	318.0	13.0	16.3	2,620	2,262	116
三豊市	29.8	10.0	9.1	91.1	7.9	786	38.0	3.8	4.2	688	688	75
宇和島市	3.7	19.1	12.8	67.1	37.9	1,988	109.0	5.7	8.5	2,291	1,906	149
大洲市	1.1	5.1	4.2	82.3	14.1	2,772	40.0	7.9	9.6	585	547	131
四国中央市	12.3	50.8	48.1	94.7	45.5	894	294.0	5.8	6.1	9,540	5,363	111
南国市	3.3	17.6	14.3	81.4	16.4	931	108.0	6.1	7.5	1,788	1,801	126

(資料)総務省「地方公営企業年鑑」をもとに作成。

(14) 自治体病院

ア 概況

2006年の病院及び自治体病院の状況をみると、全国で8,937病院のほか、89,566診療所があり、医師数は278千人、病床数は1,646千床ある。このうち、自治体病院は973病院あり、病床数は230千床と病院全体の14.2%を占めており、救急医療、過疎医療などの、政策医療を担うとされている。近年は、地域医療の崩壊が問題視される一方で、自治体病院の経営問題も、地方財政の課題となっている。

イ 人口規模別にみた病院整備状況

入院者数と最も相関の高い後期高齢者千人当たりの病床数は、人口10千人未満の階層で平均の半分以下の水準となっているほか、人口100千人当たりの医師数も同様の水準となっており、病院に関しては人口規模による偏在は大きい。こうしたなかで、自治体病院は人口規模が小さいほど、病床比率が高くなっており、病床補完の役割は相応に果たしていると言える。自治体病院の病床利用率は、77.5%と全病院平均の

83.5%に比して△6ポイントとなっているが、中小規模の病院が多いこと、過疎医療における低利用率などが背景にあるとみられる。

(図表 2-46)人口規模別にみた病院整備状況(その 1)

	面積 (千 km ²)	07人口 (千人)	05後期 高齢者 (千人)	病院総 数	病床総 数	一般病 床	療養病 床	一般診 療所総 数	一般診 療所病 床数	医師数 (人)	人口10万 人当病床 数(一般 +療養)	後期高齢 者1千人 当病床数 (同左)	1平方キ ロ当病床 数(同左)	人口10 万人当 医師数
3千人未満	18	196	37	11	0.5	0.2	0.2	235	0.3	161	223	11.7	24	82.1
3千人以上5千人未満	23	468	79	41	3.8	1.4	1.5	333	0.2	381	617	36.4	127	81.3
5千人以上10千人未満	48	1,940	290	156	16.4	8.4	5.5	1,152	0.7	1,719	715	47.8	290	88.6
10千人以上30千人未満	86	9,122	1,156	724	109.4	51.4	31.8	5,436	2.6	12,670	912	72.0	967	138.9
30千人以上50千人未満	55	10,165	1,153	827	138.6	71.4	31.1	7,019	12.1	19,449	1,008	88.9	1,858	191.3
50千人以上100千人未満	62	19,406	1,896	1,361	245.6	130.6	53.5	13,038	15.6	32,798	948	97.1	2,965	169.0
100千人以上300千人未満	51	30,518	2,638	2,136	410.2	223.7	86.3	22,581	26.9	62,693	1,016	117.5	6,079	205.4
300千人以上500千人未満	15	17,426	1,385	1,244	233.4	134.1	45.6	13,956	42.9	43,224	1,031	129.7	11,863	248.0
500千人以上1000千人未満	8	10,359	848	764	152.3	79.6	36.5	8,311	23.3	25,985	1,121	136.9	14,299	250.9
1000千人以上	6	27,466	2,119	1,673	315.5	209.4	58.1	26,505	15.3	78,847	974	126.3	41,271	287.1
計	373	127,066	11,602	8,937	1,625.7	910.3	350.0	98,566	20.2	277,927	992	108.6	3,383	218.7

(資料)厚生労働省「病院報告」総務省「地方公営企業年鑑」などをもとに作成。

(図表 2-47)人口規模別にみた病院整備状況(その 2)

	自治体 病院数	自治病 床総数	自治一 般病床 数	自治療 養病床 数	1日平均 入院患 者数 (人)	1日平均 外来患 者数 (人)	人口10万 人当病床 数(一般 +療養)	病床比 率(%)	病床利 用率 (%)	外来対 入院患 者比率
北海道	4	1,368	956	85	1,237	3,085	198	15.7	90.4	2.5
東北	42	8,930	6,905	744	6,802	17,185	350	30.4	76.2	2.5
関東甲信越	39	10,189	9,110	399	7,639	21,805	154	15.5	75.0	2.9
東海	23	6,393	5,806	330	4,667	14,384	240	29.6	73.0	3.1
北陸	11	2,530	2,238	176	1,865	5,448	368	28.0	73.7	2.9
近畿	38	10,178	9,126	523	7,430	20,577	287	25.0	73.0	2.8
中国	10	2,193	1,990	184	1,676	3,999	290	18.4	76.4	2.4
四国	11	2,763	2,116	301	2,213	5,437	358	21.8	80.1	2.5
九州	22	3,689	2,861	241	2,791	5,096	140	9.2	75.7	1.8
沖縄	2	720	608	0	552	1,063	191	12.4	76.7	1.9
計	202	48,953	41,716	2,983	36,872	98,079	230	19.9	75.3	2.7

(資料)同上。

ウ 同規模市町村の整備状況と坂出市の特色

人口5～10万人の市町村の病院整備状況をブロック別にみていくと、人口10万人当たりの病床数には、地域的に大きな差異があることが読み取れる。四国の1,411人が最も高い水準にあるほか、沖縄、九州、中国がそれに続いている。これらの地域は、沖縄以外は高齢化の進展が早い地域となっているが、いずれも後期高齢者千人当たりの病床数でみても上位にある。もっとも、この指標は高齢化の進展が相対的に遅い沖縄、北海道でより高い水準となっており、病床の偏在ぶりが分かる。

一方、自治体病院についてみていくと、絶対数では北陸、四国、東北の人口10万人当たり病床数が高い水準にあるが、病床比率で見ると、病床集積が小さい東北の比率が30.4%と最も高くなっているほか、東海、北陸などがそれに続いている。四国の自治体病院の病床比率は、平均を2ポイント程度上回る21.8%となっている。

また、自治体病院の病床利用率をみると、北海道の90.4%が最も高く、四国の80.1%がそれに続いている。

(図表 2-48)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の病院整備状況(06 年)

	市町村数	面積(千km ²)	07人口(千人)	05後期高齢者(千人)	病院総数	病床総数	一般病床	療養病床	一般診療所総数	一般診療所病床数	医師数(人)	人口10万人当病床数(一般+療養)	後期高齢者1千人当病床数(同左)	1平方キロ当病床数(同左)	人口10万人当医師数
北海道	7	2.5	525	47	46	8,706	3,400	2,429	279	940	890	1,111	124.1	2.3	170
東北	31	14.9	2,185	266	150	29,329	17,720	4,113	1,423	3,566	3,273	999	82.1	1.5	150
関東甲信越	89	12.3	6,160	531	376	65,676	36,070	14,528	3,685	5,357	9,594	821	95.3	4.1	156
東海	35	7.2	2,557	222	105	21,600	14,028	4,752	1,626	2,528	3,946	734	84.5	2.6	154
北陸	9	2.4	656	76	62	9,038	4,848	2,318	401	1,028	977	1,092	94.6	3.0	149
近畿	47	7.8	3,364	297	200	40,645	22,079	8,305	2,527	2,323	6,205	903	102.3	3.9	184
中国	13	4.8	750	98	76	11,907	6,079	2,632	670	1,428	1,439	1,162	88.7	1.8	192
四国	10	2.5	676	88	73	12,679	6,416	3,121	545	1,935	1,706	1,411	107.9	3.9	252
九州	33	7.2	2,215	248	250	40,218	16,514	10,510	1,712	7,328	4,130	1,220	109.0	3.8	186
沖縄	5	0.5	318	22	23	5,818	3,423	768	170	495	638	1,317	188.3	8.4	201
計	279	62.1	19,406	1,896	1,361	245,616	130,577	53,476	13,038	26,928	32,798	948	97.1	3.0	169

(図表 2-49)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の自治体病院整備状況(06 年)

	自治体病院数	自治体病床総数	自治一般病床数	自治療養病床数	1日平均入院患者数(人)	1日平均外来患者数(人)	人口10万人当病床数(一般+療養)	病床比率(%)	病床利用率(%)	外来対入院患者比率
北海道	4	1,368	956	85	1,237	3,085	198	15.7	90.4	2.5
東北	42	8,930	6,905	744	6,802	17,185	350	30.4	76.2	2.5
関東甲信越	39	10,189	9,110	399	7,639	21,805	154	15.5	75.0	2.9
東海	23	6,393	5,806	330	4,667	14,384	240	29.6	73.0	3.1
北陸	11	2,530	2,238	176	1,865	5,448	368	28.0	73.7	2.9
近畿	38	10,178	9,126	523	7,430	20,577	287	25.0	73.0	2.8
中国	10	2,193	1,990	184	1,676	3,999	290	18.4	76.4	2.4
四国	11	2,763	2,116	301	2,213	5,437	358	21.8	80.1	2.5
九州	22	3,689	2,861	241	2,791	5,096	140	9.2	75.7	1.8
沖縄	2	720	608	0	552	1,063	191	12.4	76.7	1.9
計	202	48,953	41,716	2,983	36,872	98,079	230	19.9	75.3	2.7

(資料)上記 2 表ともに同上。

こうしたなかで、坂出市の状況をみると、人口 10 万人当たり病床数は、1,460 床と全国の同規模市町村平均 948 床のほぼ 1.5 倍となっているが、四国の同規模市からみると、中位にある。一方、後期高齢者数から病床整備水準をみていくと、千床当たり 112.2 床と、全国の同規模市町村平均 97.1 床の 1.15 倍となっているほか、四国の同規模市のなかでも、南国市、観音寺市、大洲市に次ぐ水準となっている。

また、坂出市の人口 10 万人当たり自治体病院の病床数は 372 床で、四国の同規模市平均の 358 床を多少上回る水準にある一方、病床比率では四国の同規模市平均の 21.8%を 5 ポイント以上下回る 16.5%にとどまっている。

病床利用率も 76.9%と、全国の同規模市町村平均 75.3%を上回っている。因みに、自治体病院の病床利用率は、病床規模でも大きく異なっているが、坂出市は、200～299 床平均の 69.7%を 7 ポイント程度上回っている。

要すれば、昨年度の包括外部監査でみたとおり、坂出市は、民間主体の高い病床集積を背景に、国民健康保険の入院受診率が極めて高い水準にある。そして、こうした環境下で、坂出市民病院は一定の病床利用率を確保し、さらに経営努力による人件費抑制、老朽施設使用による減価償却費負担の抑制などが加わり、

財政支援に全く依存しない良好な経営を維持し得ている。

(意見)

施設老朽化と病院経営は表裏一体の関係にあり、病院施設が限界に近いほどに老朽化が進み、耐震補強の問題も浮上し、何らかの対応を迫られているが、対応を誤れば、良好な経営を維持してきた基本条件が全て失われることとなり、将来にわたる財政負担につながっていく可能性が強い。

また、社会保障人口問題研究所による市町村別人口推計によれば、入院需要の中心となる後期高齢者が2005～2025年までは3.6千人の増加が見込まれているものの、25年をピークに減少に転じる見込みにあること、一方で、通院の主体となる74歳以下の人口はこの間3.0千人の減少が見込まれていることなど、医療需要が大きく変化し、病院経営の圧迫要因となることが確実に見込まれている。

長期的な医療需要を踏まえれば、現状の供給規模は確実に過大になるとみられ、市民病院の果たすべき役割も短期的な役割と中長期的な位置づけは自ずと違うものにならざるを得ないと考えられる。

したがって、長期の医療需給を見極めた上で、建て替えの是非のみならず、国保財政も勘案した適正な病床規模などについて、慎重な検討を行った上での判断が必要となっている。

(図表 2-50)四国の同規模都市における病院整備状況(06年)

市町村数	面積(千km ²)	07人口(千人)	05後期高齢者(千人)	病院総数	病床総数	一般病床	療養病床	一般診療所総数	一般診療所病床数	医師数(人)	人口10万人当病床数(一般+療養)	後期高齢者1千人当病床数(同左)	1平方キロ当病床数(同左)	人口10万人当医師数
鳴門市	0.1	64	7	7	1,486	407	383	56	231	133	1,244	106.3	5.8	209
阿南市	0.3	79	9	7	982	558	285	69	232	152	1,067	89.6	3.0	192
坂出市	0.1	58	8	6	1,313	785	61	54	114	151	1,460	112.2	9.1	261
観音寺市	0.1	65	9	7	1,370	834	371	54	246	164	1,853	139.8	10.3	252
さぬき市	0.2	55	7	3	809	286	271	39	61	95	1,014	75.7	3.5	173
三豊市	0.2	72	11	9	799	324	299	38	90	90	867	58.8	2.8	125
宇和島市	0.5	89	13	8	1,750	1,120	276	89	460	201	1,565	107.8	3.0	225
大洲市	0.4	50	8	7	1,172	535	344	58	117	125	1,745	117.0	2.0	248
四国中央市	0.4	94	11	9	1,350	658	320	57	285	170	1,040	90.3	2.3	181
南国市	0.1	50	6	10	1,648	909	511	31	99	429	2,832	232.0	11.3	856

(図表 2-51)四国の同規模都市における自治体病院整備状況(06年)

	自治体病院数	自治病床総数	自治一般病床数	自治療養病床数	1日平均入院患者数(人)	1日平均外来患者数(人)	人口10万人当病床数(一般+療養)	病床比率(%)	病床利用率(%)	外来対入院患者比率
鳴門市										
阿南市										
坂出市	1	216	216	0	166	514	373	16.5	76.9	3.1
観音寺市	1	519	515	0	495	1,269	792	37.9	95.4	2.6
さぬき市	2	480	286	0	331	734	520	59.3	69.0	2.2
三豊市	2	349	92	148	305	377	334	43.7	87.4	1.2
宇和島市	3	836	674	153	683	1,575	927	47.8	81.7	2.3
大洲市	1	180	154	0	114	558	306	15.4	63.3	4.9
四国中央市	1	183	179	0	119	410	190	13.6	65.0	3.4
南国市										

(図表 2-52)病床規模別の 100 床当たり1か月当たり医業収支と坂出市立病院の状況 (06 年度, %・千円)

	病床利用率	医業収益	うち入院収益	うち外来収益	医業費用	うち職員給与費	うち材料費	うち減価償却費	医業収支	他会計負担金
20～99	67.1	84,298	41,762	35,049	103,472	54,489	19,245	6,648	-19,174	22,060
100～199	71.2	97,581	57,396	33,502	112,890	56,229	20,571	7,969	-15,309	15,631
200～299	69.7	108,878	70,328	31,285	128,181	64,409	25,200	8,403	-19,303	19,920
坂出市立病院	76.9	118,522	76,718	36,994	112,474	61,988	25,462	4,237	6,048	
300～399	73.3	121,614	78,650	35,625	140,137	68,765	30,941	10,215	-18,523	17,845
400～499	78.6	137,916	89,894	39,038	153,928	78,288	37,112	11,104	-16,012	20,338
500～	82.4	164,828	111,232	44,330	178,785	83,710	47,745	12,685	-13,957	20,974
計	75.4	128,212	82,484	37,692	144,710	70,886	33,436	10,205	-16,498	19,353

(資料) 上記 3 表ともに同上。

(15) 介護を含む高齢者福祉施設

ア 概況

2000 年に介護保険の制度が導入され、高齢者福祉に係る施設は、介護保険法に基づく介護保険施設と、老人福祉法に基づく老人福祉施設とに区分されているが、ここでは入所型の施設をまとめて、整備状況をみていく。

入所型の介護保険施設数は、2007 年で全国に 11,935 箇所あり、定員は 837 千人となっている。また、養護老人ホーム、グループホームなどの入所型の高齢者福祉施設の在り者数は、144 千人となっており、合わせて 981 千人の入所が可能となっている。この水準は、後期高齢者千人当たりで 87 人ということになるが、00 年から 07 年の介護施設の動きをみると、後期高齢者の増加に、何とか定員が追い付いているという状況にあると言える。

因みに、法の保護の枠外となる有料老人ホームの在り者数が 115 千人と、入所型の老人福祉施設の約 8 割に達している。

イ 人口規模別にみた高齢者福祉施設の整備状況

高齢化は、総じて地方の小規模市町村で早期に進展してきているが、07 年の後期高齢者 1 人当たりの入所型介護施設定員は、人口 3 千人以上 5 千人未満が 94 人と最も多くなっており、以降、概ね人口規模が大きくなるにしたがって減少し、人口 1,000 千人以上で 61.2 人となっている。00～07 年の動きをみると、上記数字は、人口規模の大きい階層で相対的に整備が進み、格差が多少とも是正された結果となっている。

また、高齢者福祉施設については、人口 1,000 千人以上の階層などを除けば、高齢者千人当たりの在り者数は人口規模別では、さほど差異はない。一方で、入所者の所得階層が高いとされる有料老人ホームは、人口規模が大きい階層ほど在り者が多くなっており、施設面では、入所型の介護施設の補完的な役割を果たしているといった見方もできる。

(図表 2-53)人口規模別にみた入所型の介護保険施設の整備状況

人口区分	市町村数	国調人口(00・05)	後期高齢者人口 ^a	後期高齢者比率	介護施設数	介護施設定員	介護施設従事者数	a千人当介護施設数	a千人当施設定員	1施設当定員	定員1人当従事者数	
00	3千人未満	113	218	31	14.0	52	2,368	1,443	1.70	77.5	45.5	0.61
	3千人以上5千人未満	119	511	66	12.8	125	6,671	3,884	1.91	101.8	53.4	0.58
	5千人以上10千人未満	263	2,045	235	11.5	381	18,308	11,307	1.62	77.8	48.1	0.62
	10千人以上30千人未満	498	9,412	926	9.8	1,318	73,144	44,920	1.42	79.0	55.5	0.61
	30千人以上50千人未満	262	10,238	911	8.9	1,268	70,867	44,108	1.39	77.8	55.9	0.62
	50千人以上100千人未満	279	19,435	1,485	7.6	1,958	113,757	70,051	1.32	76.6	58.1	0.62
	100千人以上300千人未満	189	30,523	2,034	6.7	2,519	148,771	92,280	1.24	73.1	59.1	0.62
	300千人以上500千人未満	45	17,276	1,053	6.1	1,301	73,769	46,210	1.24	70.1	56.7	0.63
	500千人以上1000千人未満	15	10,280	646	6.3	844	53,494	32,759	1.31	82.8	63.4	0.61
	1000千人以上	12	26,989	1,613	6.0	1,226	87,410	52,298	0.76	54.2	71.3	0.60
計	1,795	126,926	8,999	7.1	10,992	648,559	399,260	1.22	72.1	59.0	0.62	
07	3千人未満	113	203	37	18.4	60	2,846	1,777	1.61	76.2	47.4	0.62
	3千人以上5千人未満	119	481	79	16.5	130	7,479	4,568	1.64	94.1	57.5	0.61
	5千人以上10千人未満	263	1,954	290	14.9	420	23,838	14,637	1.45	82.1	56.8	0.61
	10千人以上30千人未満	498	9,148	1,156	12.6	1,409	89,523	55,180	1.22	77.4	63.5	0.62
	30千人以上50千人未満	262	10,175	1,153	11.3	1,359	87,466	53,986	1.18	75.9	64.4	0.62
	50千人以上100千人未満	279	19,407	1,896	9.8	2,066	140,951	86,005	1.09	74.4	68.2	0.61
	100千人以上300千人未満	189	30,664	2,638	8.6	2,725	192,046	118,975	1.03	72.8	70.5	0.62
	300千人以上500千人未満	45	17,463	1,385	7.9	1,360	96,398	58,670	0.98	69.6	70.9	0.61
	500千人以上1000千人未満	15	10,436	848	8.1	887	67,209	40,226	1.05	79.3	75.8	0.60
	1000千人以上	12	27,837	2,119	7.6	1,519	129,675	76,321	0.72	61.2	85.4	0.59
計	1,795	127,768	11,602	9.1	11,935	837,431	510,345	1.03	72.2	70.2	0.61	

(資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」をもとに作成。

(図表 2-54)人口規模別にみた老人福祉施設の整備状況(07年)

人口区分	市町村数	高齢者数(千人)	老人福祉施設									有料老人ホーム(全て私営)		
			①施設数			②在所者数(人)			③高齢者千人当在所者数			①	②	③
			総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営			
3千人未満	113	108	64	33	31	321	63	258	3.0	0.6	2.4			
3千人以上5千人未満	119	232	90	49	41	985	300	685	4.2	1.3	3.0	2	339	1.5
5千人以上10千人未満	263	853	331	119	212	4,000	1,611	2,389	4.7	1.9	2.8	20	524	0.6
10千人以上30千人未満	498	3,478	1,059	291	768	14,806	4,116	10,690	4.3	1.2	3.1	123	3,667	1.1
30千人以上50千人未満	262	3,516	1,134	237	897	15,673	3,100	12,573	4.5	0.9	3.6	185	5,956	1.7
50千人以上100千人未満	279	5,971	1,870	316	1,554	25,871	4,410	21,461	4.3	0.7	3.6	335	11,471	1.9
100千人以上300千人未満	189	8,602	2,241	276	1,965	37,160	4,713	32,447	4.3	0.5	3.8	670	26,335	3.1
300千人以上500千人未満	45	4,618	1,026	102	924	18,092	1,387	16,705	3.9	0.3	3.6	384	16,767	3.6
500千人以上1000千人未満	15	2,801	540	50	490	11,632	1,025	10,607	4.2	0.4	3.8	207	10,546	3.8
1000千人以上	33	7,095	1,091	122	969	15,084	1,351	13,733	2.1	0.2	1.9	745	38,968	5.5
計	1,816	37,274	9,446	1,595	7,851	143,624	22,076	121,548	3.9	0.6	3.3	2,671	114,573	3.1

(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」をもとに作成。

ウ 同規模市町村における整備状況と坂出市の特色

同規模市町村における介護施設整備状況をブロック別にみたのが図表 2-55 となる。

人口1千人当たり施設数は、四国が1.4と最も高く、九州、沖縄、中国など西日本の地域がそれに続いている。一方で、北海道、東海では1を割る低い水準にある。

また、人口1千人当たりの施設定員は、沖縄の102.2人が最も高く、北陸の83.2人、四国の79.2人がそれ

に続いている。なお、定員1人当たりの従事者数はそれほど大きな差異はない。

坂出市については、人口1千人当たりの施設数は、1.3と、四国の平均は下回っているが、全国と同規模市町村平均の1.1を上回る水準にある。人口1千人当たりの施設定員は76.1人と、四国の平均は下回っているが、全国と同規模市町村平均の74.4人は上回る水準にある。

(図表 2-55) ブロック別にみた人口5～10万人の市町村の介護施設整備状況(07年)

	市町村数	国調人口 (00・05)	後期高齢 者人口 ^a	後期高齢 者比率	介護施設 数	介護施設 定員	介護施設 従事者数	a千人当 介護施設	a千人当 施設定員	1施設当 定員	定員1人 当従事者
北海道	7	525	46,989	9.0	43	3427	2050	0.9	72.9	79.7	0.60
東北	31	2,205	265,864	12.1	260	18357	11294	1.0	69.0	70.6	0.62
関東甲信越	89	6,167	531,066	8.6	534	39486	23176	1.0	74.4	73.9	0.59
東海	35	2,560	222,322	8.7	205	16418	9543	0.9	73.8	80.1	0.58
北陸	9	659	75,718	11.5	88	6346	4058	1.2	83.8	72.1	0.64
近畿	47	3,363	296,908	8.8	331	22075	13765	1.1	74.3	66.7	0.62
中国	13	752	98,174	13.0	126	7175	4516	1.3	73.1	56.9	0.63
四国	10	674	88,367	13.1	125	7003	4282	1.4	79.2	56.0	0.61
九州	33	2,190	247,886	11.3	325	18390	11957	1.3	74.2	56.6	0.65
沖縄	5	311	22,254	7.2	29	2274	1364	1.3	102.2	78.4	0.60
計	279	19,407	1,895,548	9.8	2066	140,951	86,005	1.1	74.4	68.2	0.61

(図表 2-56) 四国の同規模都市における介護施設の整備状況(07年)

	市町村数	国調人口 (00・05)	後期高齢 者人口 ^a	後期高齢 者比率	介護施設 数	介護施設 定員	介護施設 従事者数	a千人当 介護施設	a千人当 施設定員	1施設当 定員	定員1人 当従事者
鳴門市	7	63	7,429	11.8	13	697	472	1.7	93.8	53.6	0.68
阿南市	7	78	9,412	12.1	15	914	520	1.6	97.1	60.9	0.57
坂出市	7	57	7,541	13.2	10	574	415	1.3	76.1	57.4	0.72
観音寺市	7	65	8,62	13.2	14	803	430	1.6	93.2	57.4	0.54
さぬき市	7	56	7,357	13.2	10	607	342	1.4	82.5	60.7	0.56
三豊市	7	71	10,591	14.9	17	766	469	1.6	72.3	45.1	0.61
宇和島市	7	89	12,954	14.5	15	756	495	1.2	58.4	50.4	0.65
大洲市	7	51	7,51	14.8	9	529	323	1.2	70.4	58.8	0.61
四国中央市	7	93	10,833	11.7	14	798	496	1.3	73.7	57.0	0.62
南国市	7	51	6,12	12.1	8	559	320	1.3	91.3	69.9	0.57

(資料) 上記2表ともに厚生労働省「介護保険事業状況報告」をもとに作成。

次に同規模市町村の老人福祉施設の整備状況をブロック別にみたのが図表 2-57 となる。

入所型の老人福祉施設の高齢者1千人当たり在所者数は、中国の9.9人が最も高く、四国の9.7人、九州の7.7人がそれに続いている。一方、東北の4.8人、東海の5.2人などがもっとも低い水準にある。

このうち、公営については、四国が2.8人と最も高く北海道の1.7人がそれに続いている。

一方、有料老人ホームの高齢者1千人当たりの整備状況をみると、九州の5.8人、関東甲信越の3.8人などがもっとも高い水準にある一方で、北海道の0.2人、北陸の0.5人などがもっとも低い水準になっている。四国は1.9人と平均の2.8人を下回る水準にある。

坂出市については、入所型の老人福祉施設の高齢者1千人当たり在所者数は、15.7人と、同規模市の四国平均の9.7を6ポイントも上回る高い水準にある。一方、有料老人ホームについても10.0人と際立って高い水準にある。

以上みてきたとおり、坂出市における高齢者福祉にかかる施設整備は、一定の整備水準にあるものと評価

できる。

(図表 2-57)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の老人福祉設整備状況(07 年)

	市町村数	高齢者数(千人)	老人福祉施設									有料老人ホーム(全て私営)		
			①施設数			②在所者数(人)			③高齢者千人当在所者数			①	②	③
			総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営			
北海道	7	109	20	4	16	781	184	597	7.2	1.7	5.5	1	27	0.2
東北	31	548	245	48	197	2,649	880	1,769	4.8	1.6	3.2	39	628	1.1
関東甲信越	89	1,187	502	76	426	6,429	770	5,659	5.4	0.6	4.8	94	4,476	3.8
東海	35	501	201	43	158	2,613	451	2,162	5.2	0.9	4.3	36	1,309	2.6
北陸	9	152	80	9	71	1,119	76	1,043	7.4	0.5	6.9	4	74	0.5
近畿	47	656	356	58	298	4,514	590	3,924	6.9	0.9	6.0	27	1,117	1.7
中国	13	195	111	17	94	1,925	257	1,668	9.9	1.3	8.6	15	382	2.0
四国	10	174	95	20	75	1,682	481	1,201	9.7	2.8	6.9	11	332	1.9
九州	33	506	235	35	200	3,872	721	3,151	7.7	1.4	6.2	103	2,950	5.8
沖縄	5	49	25	6	19	287	0	287	5.9	0.0	5.9	5	176	3.6
計	279	4,076	1,870	316	1,554	25,871	4,410	21,461	6.3	1.1	5.3	335	11,471	2.8

(図表 2-58)四国の同規模都市における老人福祉施設の整備状況(07 年)

	市町村数	高齢者数(千人)	老人福祉施設									有料老人ホーム(全て私営)		
			①施設数			②在所者数(人)			③高齢者千人当在所者数			①	②	③
			総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営			
鳴門市	1	15	7	1	6	160	0	160	10.6	0.0	10.6	1	5	0.3
阿南市	1	19	13	3	10	231	65	166	12.1	3.4	8.7	0	0	0.0
坂出市	1	15	10	0	10	236	0	236	15.7	0.0	15.7	3	150	10.0
観音寺市	1	17	3	1	2	40	0	40	2.4	0.0	2.4	0	0	0.0
さぬき市	1	15	13	2	11	182	99	83	12.5	6.8	5.7	3	26	1.8
三豊市	1	20	13	4	9	183	121	62	9.1	6.0	3.1	1	58	2.9
宇和島市	1	26	12	2	10	168	46	122	6.6	1.8	4.8	2	70	2.7
大洲市	1	14	9	5	4	122	122	0	8.6	8.6	0.0	1	23	1.6
四国中央市	1	22	11	2	9	182	28	154	8.3	1.3	7.0	0	0	0.0
南国市	1	12	4	0	4	178	0	178	15.1	0.0	15.1	0	0	0.0

(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」をもとに作成。

(16) 文化施設

ア 概況

文化施設として、主要な社会教育施設の整備状況をみていくと、公民館等(類似施設を含む)、女性教育施設の施設数が 90 年以降伸び悩んでいるが、図書館、博物館、同類似施設、文化会館については、90 年を 100 として、いずれも 05 年には 150 を超える水準に施設数が増加している。前述したとおり、90 年代以降に活発な施設整備が行われた分野の一つと言えよう。

(図表 2-59) 主な文化施設の整備状況

	公民館等	図書館	博物館	博物館類 似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	文化会館
1955	35,352	742	239				
1960	20,201	742	273				
1963	19,417	810	294				
1968	13,801	825	338		591		
1971	14,249	917	375		593	66	
1975	15,817	1,066	409		601	90	
1978	16,534	1,200	493		696	89	
1981	17,385	1,437	578		940	127	
1984	17,802	1,642	676		1,031	100	
1987	18,006	1,801	737	1,574	1,053	199	782
1990	17,931	1,950	799	2,169	1,154	213	1,010
1993	18,339	2,172	861	2,843	1,225	224	1,261
1996	18,545	2,396	985	3,522	1,319	225	1,549
1999	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	1,751
2002	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	1,832
2005	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	1,885
05/90指数	101	153	150	204	114	86	187

文部科学省生涯学習政策局調査企画課「社会教育調査報告書」

イ 人口規模別にみた文化施設の整備状況

次に、総務省の「公共施設状況調」を用いて、市町村が整備した主な文化施設について、人口規模別に区分して05年の状況をみたのが図表 2-60 となる。

文化会館よりやや範囲の広い公会堂・市民会館については、人口 10 万人当たりの延面積で整備状況をみると、全国平均は 8.5 千㎡となっているが、人口 3 千人未満の 27.2 千㎡が最も高い整備水準にある。同面積は、人口規模が増加するにつれて減少し、人口 1,000 千人以上で 6.7 千㎡に再び増加している。また、1 施設当たりの収容定員は、3 千人未満では 288 人となっているが、300 千人以上 500 千人未満では 685 人まで増加し、その後は再び減少し、1,000 以上では 608 人となっている。

公民館の 10 万人当たり延面積は、人口規模が小さくなるにつれて増加しており、1,000 千人以上の 8.3 千㎡に対して、3 千人未満では 51.6 千㎡となっている。

図書館については、10 万人当たりの蔵書数でみると、3 千人未満と 1,000 千人以上がともに 200 千冊を下回る水準にある一方、10～100 千人の階層では 300 千冊を超える水準にある。

一方、狭義の博物館の人口 10 万人当たり面積をみると、全国平均は 4.0 千㎡となっているが、人口 500 千人以上の階層で平均の 2 倍を超える水準にある。その一方で、100 千人未満の階層では、おおむね平均の 2 分の 1 以下の水準にある。

施設効率をみるために、年間開館日数を 323 日(週 6 日)と仮定して、1 施設当たりの利用人員をみると、全市町村平均が 251 人となっており、ほぼ人口規模が大きくなるにつれて増加している。一方、施設面積 1 千㎡当たりの 1 日当たり利用人員をみると、全市町村平均が 29 人となっているのに対し、3 千人以上 5 千人未満では 51 人、300 千人以上 500 千人未満では 46 人と高い水準にある一方で、3 千人未満は 19 人とどまっている。

また、その他の博物館の人口 10 万人当たりの施設面積は、人口規模 30 千人未満の階層では、7.8～11.6 千人と総じて高い水準にある一方で、30 千人～300 千人の階層では、平均を大きく下回る水準にある。

1 施設当たりの利用人員は、全市町村平均で 79 人となっており、博物館と同様に人口規模が増加するにつれて、増加している。施設面積 1 千㎡当たりの 1 日当たり利用人員をみると、全市町村平均は 24 人となっているが、50 千人以上 100 千人未満が 41 人と最も高くなる一方で、10 千人以上 30 千人未満が 13 人と最も低くなっている。

(図表 2-60)人口規模別にみた主な文化施設の整備状況(05年)

	公会堂・市民会館						公民館				図書館					
	施設数	延面積	10万人当延面積	大ホール取用定員	1施設当収容人員	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	延面積	蔵書数	10万人当蔵書数	専任職員数	
	施設数	千m2	千m2	千人	人	人	施設数	千m2	千m2	人	施設数	千m2	千冊	千冊	人	
3千人未満	41	56	27.7	12	288	14	208	105	51.6	39	13	5	293	145	7	
3千人以上5千人未満	52	91	19.0	20	381	42	284	176	36.6	121	33	19	1,264	263	46	
5千人以上10千人未満	140	289	14.8	55	395	145	949	519	26.6	501	110	70	5,490	281	196	
10千人以上30千人未満	455	1,108	12.1	235	517	636	2,798	1,771	19.4	1,839	421	380	28,009	306	1,127	
30千人以上50千人未満	404	1,157	11.4	239	593	754	2,749	1,592	15.7	1,737	375	421	30,734	303	1,193	
50千人以上100千人未満	632	2,072	10.7	369	584	1,493	3,239	2,303	11.9	3,205	576	719	60,015	309	2,537	
100千人以上300千人未満	592	2,541	8.3	395	667	2,498	3,017	2,390	7.8	4,743	663	884	84,028	274	3,924	
300千人以上500千人未満	223	1,136	6.5	153	685	1,168	1,370	1,006	5.8	2,162	241	354	34,388	197	1,685	
500千人以上1000千人未満	100	539	5.2	63	634	584	453	412	3.9	989	140	227	20,913	200	1,034	
1000千人以上	367	1,869	6.7	223	608	2,632	355	365	1.3	1,085	381	618	49,910	179	3,453	
計	3,006	10,859	8.5	1,765	587	9,966	15,422	10,637	8.3	16,421	2,953	3,699	#####	247	15,202	
	博物館							その他の博物館								
	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数
	施設数	千m2	千m2	千人	人	人	人	人	施設数	千m2	千m2	千人	人	人	人	人
3千人未満	3	2	0.8	10	10	19	4	1.3	33	17	8.5	120	12	22	22	0.7
3千人以上5千人未満	7	13	2.8	215	98	51	15	2.1	42	56	11.6	323	25	19	32	0.8
5千人以上10千人未満	19	31	1.6	364	61	38	39	2.1	145	149	7.6	1,484	33	32	129	0.9
10千人以上30千人未満	61	107	1.2	971	51	29	135	2.2	327	1,028	11.2	4,123	40	13	365	1.1
30千人以上50千人未満	67	142	1.4	1,098	52	25	230	3.4	314	425	4.2	3,634	37	27	362	1.2
50千人以上100千人未満	119	282	1.5	2,980	80	34	409	3.4	376	483	2.5	6,180	53	41	578	1.5
100千人以上300千人未満	168	981	3.2	10,340	197	34	1,132	6.7	409	1,172	3.8	11,210	88	31	1,010	2.5
300千人以上500千人未満	61	380	2.2	5,438	285	46	544	8.9	162	1,074	6.2	7,183	142	21	610	3.8
500千人以上1000千人未満	37	869	8.3	4,996	432	18	571	15.4	53	522	5.0	3,298	199	20	289	5.5
1000千人以上	54	2,309	8.3	20,375	1,206	28	1,251	23.2	90	1,567	5.6	10,381	369	21	851	9.5
計	596	5,117	4.0	46,786	251	29	4,330	7.3	1,951	6,492	5.1	47,938	79	24	4,248	2.2

(資料)総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

ウ 同規模市町村における整備状況と坂出市の特色

5～10万人規模の市町村における文化施設の整備状況をブロック別にみたのが図表 2-57 となる。

公会堂・市民会館の人口 10 万人当たりの面積をみると、北陸の 17.4 千㎡、東海の 13.2 千㎡などが高くなっているのに対し、沖縄の 6.7 千㎡、関東甲信越の 8.5 千㎡などが低くなっている。このうち、四国は 10.8 千㎡と、平均の 10.7 千㎡を多少上回る水準にある。

また、公民館については、人口 10 万人当たり面積の平均が 11.9 千㎡となっているが、北陸の 18.2 千㎡、東北の 17.4 千㎡、四国の 17.3 千㎡などが上位にある。一方で、北海道は 5.7 千㎡、沖縄も 5.9 千㎡にとどまっており、整備に地域性が大きいとみられる。

図書館については、人口 10 万人当たりの蔵書数でみると、全国平均は 309 千冊となっているが、北陸の 459 千冊、関東甲信越の 341 千冊などが上位となっている。四国は 275 千冊と、中国の 267 千冊、東北の 270 千冊に次いで、低い水準にとどまっている。

博物館については、人口 10 万人当たり面積を用いて整備水準をみていくと、全国平均は 1.5 千㎡となっているが、東北の 5.5 千㎡、北陸の 2.8 千㎡などが高い水準にある。一方で、四国が 0.4 千㎡と、最も低い水準にとどまっているほか、近畿、東海などがそれに続いている。また、千㎡当たりの 1 日平均利用人数で、利用水準をみていくと、全国平均の 34 人に対し、東北の 10 人、四国の 17 人などが低い水準となっている。

その他の博物館については、人口 10 万人当たり面積で整備水準をみていくと、全国平均の 2.5 千㎡に対して、関東甲信越の 3.2 千㎡、中国及び四国の 2.7 千㎡などが高い水準にある。また、千㎡当たりの 1 日利用者数は、全国平均の 41 人に対し、四国は 15 人と、最も低い水準にとどまっている。

こうしたなかで、坂出市の整備状況をみていくと、公会堂・公民館については、市民ホールとふれあい会館

が該当しているが、人口 10 万人当たり面積が 6.9 千㎡と、同規模市町村の全国平均の 10.7 千㎡を大きく下回っている。

また、公民館については、人口 10 万人当たり面積が 10.1 千㎡となっており、同規模市の四国平均 13.1 千㎡を下回っているほか、同規模市町村の全国平均 11.9 千㎡も下回る水準にある。ただし、公民館に隣接し、同様の施設として利用されている勤労福祉センターが 667 ㎡あり、これを加えて考えれば、ほぼ同規模市町村平均並みの水準となる。

図書館について、人口 10 万人当たりの蔵書数で比較すると、坂出市は 273 千冊で、同規模市町村の全国平均 309 千冊を下回っているほか、同四国平均の 275 千冊も下回る水準にある。

博物館、博物館類似施設ともに、坂出市は該当施設がないとされているが、後述する施設のうち郷土資料館、塩業資料館を同等の施設としてみると、延 1,234 ㎡なので、人口 10 万人当たりでは 2.2 千㎡となり、同規模市町村とそれほど遜色ない水準になる。

(意見)

以上みてきたとおり、坂出市の文化施設の整備水準は、総じて低い水準にある一方で、主要施設は老朽化が進んでおり、維持更新が課題になっている。

山積する行政課題や施設更新の問題などからみて、文化施設の位置づけはややもすると低いものとなりがちであるが、多くの文化施設が本格的な高齢化社会を支える施設として位置づけられる面なども踏まえながら、長期的視点で維持更新を検討していく必要がある。

(図表 2-61) ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村の文化施設整備状況 (05 年)

	公会堂・市民会館						公民館				図書館					
	施設数	延面積	10万人当延面積	大ホール収用定員	1施設当収容人員	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	延面積	蔵書数	10万人当蔵書数	専任職員数	
	施設	千m2	千m2	千人	人	人	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千冊	千冊	人	
北海道	17	55	10.4	9	556	36	32	30	5.7	25	15	21	1,511	288	89	
東北	65	225	10.2	47	721	162	568	384	17.4	512	59	74	5,965	270	230	
関東甲信越	157	523	8.5	91	578	407	805	615	10.0	946	187	233	21,005	341	903	
東海	80	337	13.2	50	626	222	336	293	11.5	357	62	90	7,247	283	264	
北陸	36	115	17.4	23	628	107	186	120	18.2	156	31	37	3,025	459	132	
近畿	142	423	12.6	66	464	294	529	327	9.7	455	97	126	10,151	302	414	
中国	28	71	9.4	16	571	65	184	113	15.0	222	27	24	2,013	267	80	
四国	26	73	10.8	16	610	47	211	117	17.3	156	25	24	1,853	275	93	
九州	71	230	10.5	49	686	139	376	286	13.1	331	67	72	6,271	286	285	
沖縄	10	21	6.7	3	315	14	12	18	5.9	45	6	17	974	313	47	
計	632	2,072	10.7	369	584	1,493	3,239	2,303	11.9	3,205	576	719	60,015	309	2,537	
	博物館							その他の博物館								
	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数
	施設	千m2	千m2	千人	人	人	人	人	施設	千m2	千m2	千人	人	人	人	人
北海道	2	4	0.8	45	72	33	7	3.5	12	7	1.4	112	30	49	18	1.5
東北	20	122	5.5	369	59	10	62	3.1	67	55	2.5	577	28	33	90	1.3
関東甲信越	40	68	1.1	897	72	42	144	3.6	93	195	3.2	2,093	72	34	184	2.0
東海	6	13	0.5	598	319	143	35	5.8	35	53	2.1	684	62	41	59	1.7
北陸	14	18	2.8	268	61	47	47	3.4	18	13	2.0	271	48	64	34	1.9
近畿	10	15	0.4	281	90	60	37	3.7	73	74	2.2	1,410	62	61	92	1.3
中国	4	14	1.8	228	182	53	15	3.8	21	20	2.7	439	67	69	27	1.3
四国	2	3	0.4	14	22	17	7	3.5	13	18	2.7	83	20	15	22	1.7
九州	18	20	0.9	248	44	40	41	2.3	42	42	1.9	475	36	36	52	1.2
沖縄	3	6	1.8	30	32	17	14	4.7	2	5	1.7	36	58	22	0	0.0
計	119	282	1.5	2,980	80	34	409	3.4	376	483	2.5	6,180	53	41	578	1.5

(図表 2-62) 四国の同規模都市における文化施設の整備状況(05年)

	公会堂・市民会館						公民館				図書館					
	施設数	延面積	10万人当延面積	大ホール収用定員	1施設当収容人員	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	延面積	蔵書数	10万人当蔵書数	専任職員数	
	施設	m2	千m2	人	人	人	施設	m2	千m2	人	施設	m2	千冊	千冊	人	
鳴門市	1	7,525	11.9	1,500	1,500	2	14	5,074	8.0	0	1	2,840	189	299	5	
阿南市	5	17,486	22.4	2,973	595	15	14	12,083	15.5	33	3	4,076	288	369	23	
坂出市	2	3,961	6.9	980	490	7	18	5,796	10.1	7	1	2,235	156	273	11	
観音寺市	2	7,369	11.3	1,800	900	5	18	12,098	18.5	29	3	2,854	177	272	14	
さぬき市	2	3,455	6.2	500	250	1	13	10,014	18.0	8	1	433	21	38	2	
三豊市	4	3,435	4.8	890	223	0	18	8,626	12.1	5	6	3,313	296	416	12	
宇和島市	2	7,638	8.5	2,200	1,100	5	33	22,490	25.1	40	2	2,355	213	238	7	
大洲市	2	5,283	10.4	1,800	900	3	45	19,549	38.5	20	3	958	121	238	4	
四国中央市	6	16,731	18.0	3,213	536	9	23	14,975	16.1	14	4	4,622	317	342	15	
南国市							15	6,292	12.4	0	1	554	74	146	0	
	博物館							その他の博物館								
	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数	施設数	面積	10万人当延面積	利用人員	1施設当1日利用者	千m2当1日利用者	専任職員数	1施設当職員数
	施設	m2	千m2	人	人	人	人	人	施設	m2	千m2	人	人	人	人	人
鳴門市								1	1,753	2.8	37,423	120	68	10	10.0	
阿南市								1	349	0.4	915	3	8	1	1.0	
坂出市																
観音寺市								4	4,734	7.3	10,629	8	7	3	0.8	
さぬき市								1	2,488	4.5	1,188	4	2	0	0.0	
三豊市								3	862	1.2	14,207	15	53	2	0.7	
宇和島市	1	1,505	1.7	12,293	39	26	5	5.0	1	5,969	6.7	2,363	8	1	2	2.0
大洲市	1	1,096	2.2	1,460	5	4	2	2.0								
四国中央市									2	2,186	2.4	16,525	26	24	4	2.0
南国市																

(資料) 上記 2 表ともに同上。

(17) スポーツ施設

ア 概況

スポーツ施設については、90 年を 100 として、総数では、02 年で 105 にとどまっている。あまり整備が進まなかったようにも見えるが、図表 2-63 のとおり、ゲートボール場、キャンプ場、山の家などが大幅に減少する一方で、野球場・ソフトボール場、体育館、庭球場、トレーニング場などは増加している。

ニーズの変化が個別の施設整備に大きな影響を与えていることが読み取れるが、施設型のものについては、ある程度整備が進展したものとみられる。

(図表 2-63) 主なスポーツ施設の整備状況

	陸上競技場	野球・ソフトボール場	体育館	柔道場	剣道場	バレーボール場	庭球場	卓球場	山の家・林間学校等	トレーニング場	ゲートボール場等	キャンプ場	計
1969	2,339	4,587	25,848	2,622	1,537	13,582	12,146	6,763	1,814	247		1,257	148,059
1975	1,848	6,974	34,539	3,085	2,057	13,698	16,979	8,140	2,452	868		1,627	188,224
1980	1,915	10,297	40,922	3,271	2,634	12,895	22,574	7,820	2,132	1,517		2,118	218,631
1985	2,076	9,979	47,962	3,418	3,057	8,865	25,268	12,114	3,246	5,797	25,312	4,691	292,117
1990	1,948	7,166	50,034	2,996	2,511	4,439	17,877	5,097	908	3,787	8,532	3,613	229,060
1996	2,863	12,319	53,251	3,962	3,513	3,459	26,120	3,579	736	6,053	8,819	2,335	258,026
2002	2,247	10,870	52,151	3,617	3,232	2,259	22,886	3,188	551	6,073	3,891	2,514	239,660
02/90指数	115	152	104	121	129	51	128	63	61	160	46	70	105

(資料) 文部科学省「我が国の体育・スポーツ施設」をもとに作成。

イ 人口規模別にみた文化施設の整備状況

次に、総務省の「公共施設状況調」を用いて、市町村が整備した主なスポーツ施設について、人口規模別に区分して05年の状況をみたのが図表2-64となる。

体育館については、人口10万人当たり面積を用いて整備水準をみていくと、3千人未満が54.5千㎡と最も高い一方で、1,000千人以上が4.3千㎡と全国平均の10.7千㎡の2分の1以下の水準にある。

陸上競技場も、体育館と同様の傾向にあり、人口10万人当たりの面積は、1,000千人以上の4.2千㎡から3千人未満の80.7千㎡まで、極めて大きな格差がある。

野球場も、ほぼ同様の傾向を示しており、人口10万人当たりの敷地面積は、平均は47.3千㎡となっているが、1,000千人以上の21.7千㎡から3千人未満の333.6千㎡まで、人口規模が小さくなるにつれて高くなっている。

プールは、人口10万人当たり水面面積の全国平均の1.7千㎡に対し、3千人未満が10.2千㎡、1,000千人以上も4.2千㎡となっている。それでも、他の施設よりは、整備水準の格差は小さなものとなっている。

(図表2-64) 人口規模別にみた主なスポーツ施設の整備状況(05年)

	体育館				陸上競技場			
	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	敷地面積	10万人当面積	専任職員数
	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千m2	人
3千人未満	92	111	54.5	17	11	164	80.7	0
3千人以上5千人未満	153	243	50.6	50	17	326	67.8	2
5千人以上10千人未満	449	714	36.5	193	72	1,483	75.9	5
10千人以上30千人未満	1,220	2,263	24.7	691	188	4,195	45.9	18
30千人以上50千人未満	990	1,900	18.8	722	174	3,754	37.0	46
50千人以上100千人未満	1,237	2,708	14.0	1,296	234	5,149	26.5	68
100千人以上300千人未満	1,166	2,984	9.7	2,023	174	4,342	14.2	140
300千人以上500千人未満	371	1,071	6.1	856	49	1,276	7.3	112
500千人以上1000千人未満	162	541	5.2	535	19	565	5.4	61
1000千人以上	232	1,199	4.3	1,089	48	1,183	4.2	114
計	6,072	13,734	10.7	7,472	986	22,438	17.6	566
	野球場				プール			
	施設数	敷地面積	10万人当面積	専任職員数	施設数	水面面積	10万人当面積	専任職員数
	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千m2	人
3千人未満	48	677	333.6	1	59	21	10.2	3
3千人以上5千人未満	75	1,180	245.3	1	89	37	7.6	15
5千人以上10千人未満	205	3,124	159.9	15	251	106	5.4	63
10千人以上30千人未満	632	9,683	105.8	43	668	303	3.3	244
30千人以上50千人未満	532	8,283	81.7	55	520	282	2.8	282
50千人以上100千人未満	772	12,265	63.2	114	768	407	2.1	424
100千人以上300千人未満	820	12,659	41.3	223	885	482	1.6	696
300千人以上500千人未満	288	4,281	24.5	191	343	175	1.0	268
500千人以上1000千人未満	141	2,274	21.8	96	222	124	1.2	303
1000千人以上	441	6,039	21.7	235	366	219	0.8	438
計	3,954	60,465	47.3	974	4,171	2,156	1.7	2,736

ウ 同規模市町村における整備状況と坂出市の特色

5～10万人規模の市町村におけるスポーツ施設の整備状況をブロック別にみていく。

体育館については、人口10万人当たり面積で整備状況をみていくと、北陸の27.0千㎡、東北の23.6千㎡

などが上位にある一方で、関東甲信越の 10.7 千㎡、東海の 11.1 千㎡などが下位となっている。このうち、四国は 16.0 千㎡となっており、同規模市町村平均の 14.0 千㎡を上回る水準にある。

陸上競技場の人口 10 万人当たり面積は、平均の 26.5 千㎡に対し、近畿の 18.5 千㎡から沖縄の 78.3 千㎡まで大きな差異がある。四国は 10.0 千㎡と、同規模市町村平均の 26.5 千㎡の 2 分の 1 を下回る水準にある。

野球場の人口 10 万人当たり敷地面積は、平均が 63.2 千㎡となっているほか、東北の 112.9 千㎡、四国の 92.8 千㎡などが高い水準にある。一方で、東海、近畿などが低い水準にとどまっている。

プールは人口 10 万人当たりの水面面積は、2.1 千㎡となっているが、地域的にさほど大きな差異はない。

(図表 2-65)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村のスポーツ施設整備状況(05 年)

	体育館				陸上競技場			
	施設数	延面積	10万人 当延面積	専任職 員数	施設数	敷地面 積	10万人 当面積	専任職 員数
	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千m2	人
北海道	27	61	11.6	46	5	136	25.9	3
東北	254	520	23.6	187	39	931	42.2	5
関東甲信越	231	658	10.7	400	58	1,184	19.2	7
東海	121	284	11.1	149	21	493	19.3	3
北陸	89	178	27.0	66	13	248	37.7	3
近畿	197	412	12.3	237	31	622	18.5	11
中国	58	120	16.0	36	10	234	31.1	11
四国	53	127	18.8	50	3	67	10.0	3
九州	192	310	14.2	100	44	990	45.2	22
沖縄	15	37	11.8	25	10	244	78.3	0
計	1,237	2,708	14.0	1,296	234	5,149	26.5	68
	野球場				プール			
	施設数	敷地面 積	10万人 当面積	専任職 員数	施設数	水面面 積	10万人 当面積	専任職 員数
	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千m2	人
北海道	21	411	78.3	5	32	13	2.4	60
東北	142	2,490	112.9	15	121	59	2.7	30
関東甲信越	297	4,219	68.4	32	177	112	1.8	106
東海	58	961	37.5	6	103	56	2.2	54
北陸	21	325	49.3	4	37	18	2.7	41
近畿	86	1,406	41.8	19	119	63	1.9	63
中国	32	460	61.1	8	43	19	2.5	21
四国	20	626	92.8	4	28	16	2.4	11
九州	78	1,139	52.0	20	101	48	2.2	38
沖縄	17	229	73.8	1	7	4	1.3	0
計	772	12,265	63.2	114	768	407	2.1	424

坂出市におけるスポーツ施設の整備状況をみると、体育館の人口 10 万人当たり面積は、12.0 千㎡となっており、四国の同規模市町村平均の 18.8 千㎡を下回り、同規模市町村の全国平均 14.0 千㎡も下回っている。

陸上競技場、野球場は、市整備の施設に該当はない。

プールについては、人口 10 万人当たりの水面面積は、0.7 千㎡となっており、全国平均の 2.1 千㎡の 2 分の 1 以下の水準にある。

なお、坂出市の場合には、陸上競技場や野球場、プールで県営施設が立地し、主体的な役割を果たしており、そうした部分は考慮する必要があるものの、市町村整備という視点で見ると、その整備水準は低いもの

となっている。

(図表 2-66) 四国の同規模都市におけるスポーツ施設の整備状況 (05 年)

	体育館				陸上競技場			
	施設数	延面積	10万人 当延面積	専任職 員数	施設数	敷地面 積	10万人 当面積	専任職 員数
	施設	m2	千m2	人	施設	m2	千m2	人
鳴門市	2	3,022	4.8	4				
阿南市	8	18,040	23.1	9				
坂出市	1	6,855	12.0	4				
観音寺市	4	10,352	15.9	5	1	20,230	31.0	2
さぬき市	6	6,761	12.1	0				
三豊市	11	19,804	27.8	7				
宇和島市	6	15,964	17.8	7	1	5,521	6.2	0
大洲市	6	11,663	23.0	5	1	41,700	82.1	1
四国中央市	3	22,372	24.1	9				
南国市	6	11,720	23.1	0				
	野球場				プール			
	施設数	敷地面 積	10万人 当面積	専任職 員数	施設数	水面面 積	10万人 当面積	専任職 員数
	施設	m2	千m2	人	施設	m2	千m2	人
鳴門市	1	16,824	26.6	0	0	0	0.0	0
阿南市	6	95,815	122.8	0	4	1,355	1.7	0
坂出市					1	412	0.7	0
観音寺市	2	23,384	35.9	2	1	859	1.3	0
さぬき市	3	355,656	637.9	0	5	3,013	5.4	0
三豊市	3	38,529	54.1	1	3	1,050	1.5	2
宇和島市	2	28,175	31.5	1	3	1,785	2.0	9
大洲市	1	22,000	43.3	0	3	2,951	5.8	0
四国中央市	2	45,474	49.0	0	8	4,500	4.8	0
南国市								

(資料) 上記 3 図表ともに総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

(18) その他の施設

ア 概況

ここでは、児童館、隣保館、保健センター及び庁舎について整備状況をみていく。

1990 年から 2005 年までの整備状況をみると、施設数は保健センターが 1.1 千施設から 2.4 千施設へと 2 倍を超える水準で整備が進んでいるほか、児童館もこの間、3.9 千施設から 4.7 千施設へと 1.2 倍に増加している。

一方、従来、同和政策として整備されてきた隣保館は、90 年の 1.3 千施設からわずかながら減少している。また、庁舎についても、本支庁舎合わせた施設数は、90 年の 7.9 千施設から 05 年には 7.3 千施設へと 1 割弱の減少となっている。

(図表 2-67) 児童館などの整備状況

	児童館				隣保館			保健センター		
	施設数	延面積	利用人 員	専任職 員数	施設数	延面積	専任職 員数	施設数	延面積	専任職 員数
1990	3,861	1,323	56,858	9,369	1,310	597	2,923	1,063	1,511	10,453
1995	4,209	1,508	61,798	10,000	1,317	614	2,931	1,400	1,233	10,061
2000	4,453	1,653	70,473	10,410	1,331	630	2,798	2,095	2,216	18,561
2005	4,671	1,835	79,258	11,317	1,301	656	2,453	2,390	4,685	19,459
05/90	121	139	139	121	99	110	84	225	310	186

(図表 2-68) 庁舎の整備状況

	本庁舎			支所・出張所			計		
	施設数	延面積	職員数	施設数	延面積	職員数	施設数	延面積	職員数
1990	3,264	12,277	519	4,602	2,358	72	7,866	14,635	591
1995	3,255	13,645	536	4,672	2,506	75	7,927	16,151	611
2000	3,250	14,739	521	4,614	2,619	73	7,864	17,359	594
2005	1,844	12,938	457	5,470	5,912	126	7,314	18,850	583
05/90	56	105	88	119	251	174	93	129	99

(資料) 上記 2 表ともに総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

イ 人口規模別にみたその他施設の整備状況

次に、人口規模別に 05 年の整備状況をみていく。

児童館については、人口 10 万人当たりの面積を用いて整備水準をみていくと、全国平均の 1.4 千㎡に対して、3 千人以上 5 千人未満の 3.2 千㎡が最も高くなる一方で、500 千人以上 1,000 千人未満の 0.7 千㎡が最も低くなっている。千㎡当たりの 1 日当たり利用人数をみると、3 千人未満が 19.6 人にとどまっているのに対して、500 千人以上 1,000 千人未満では 185.6 人となっている。

隣保館の人口 10 万人当たり面積は、平均で 0.5 千㎡となっているが、3 千人以上 10 千人未満の階層で 2 千㎡を超える水準にある一方で、50 千人以上の階層で平均を下回る水準にある。

保健センターについては、人口 10 万人当たり面積でみると、10 千人未満の階層及び人口 1,000 千人以上で、平均の 3.7 千㎡の 2 倍を超える水準にある。少子化の影響の表れ方の差異や、少子化対策への取り組みの差異が表れたものとみられる。

本庁舎については、人口規模が小さくなるほどに職員 1 人当たり面積は増加しているが、平均の 24.5 ㎡に対して、最大が 3 千人未満の 39.2 ㎡、最小が 1,000 千人以上の 24.5 ㎡と 2 倍に満たない差異となっている。支所・出張所も、規模による差異は 2 倍程度となっているが、市町村合併や定数削減などの影響により、本庁舎に比べてかなり余裕のある 1 人当たり面積となっている。

(図表 2-69) 人口規模別にみたその他施設の整備状況(その 1-05 年)

	児童館						隣保館				保健センター			
	施設数	延面積	10万人当延面積	利用人員	千㎡当1日利用者	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数
	施設	千㎡	千㎡	千人	人	人	施設	千㎡	千㎡	人	施設数	千㎡	千㎡	人
3千人未満	20	6	2.7	34	19.6	11	6	2	0.8	5	45	31	15.1	133
3千人以上5千人未満	53	16	3.2	204	41.9	66	36	10	2.1	27	67	57	11.9	278
5千人以上10千人未満	156	45	2.3	987	69.6	183	118	39	2.0	72	181	155	7.9	786
10千人以上30千人未満	566	180	2.0	4,909	87.2	827	315	110	1.2	289	476	452	4.9	2,472
30千人以上50千人未満	550	192	1.9	6,217	103.3	1,020	180	71	0.7	221	387	407	4.0	2,322
50千人以上100千人未満	818	324	1.7	11,929	117.6	1,596	216	105	0.5	455	530	580	3.0	3,715
100千人以上300千人未満	915	363	1.2	16,499	145.2	2,366	216	116	0.4	527	389	608	2.0	4,265
300千人以上500千人未満	356	148	0.8	7,621	164.8	980	113	74	0.4	309	113	165	0.9	1,610
500千人以上1000千人未満	181	73	0.7	4,223	185.6	573	55	37	0.4	214	106	130	1.2	1,369
1000千人以上	1,056	488	1.7	26,636	174.5	3,695	46	92	0.3	334	96	2,101	7.5	2,509
計	4,671	1,835	1.4	79,258	138.1	11,317	1,301	656	0.5	2,453	2,390	4,685	3.7	19,459

(図表 2-70) 人口規模別にみたその他施設の整備状況(その 2-05 年)

	市町村数	05国調 人口 千人	本庁舎				支所・出張所			
			施設数	延面積	職員数	職員1人 当延面積	施設数	延面積	職員数	職員1人 当延面積
			施設数	千m2	千人	m2	施設数	千m2	千人	m2
3千人未満	113	203	113	163	4,158	39.2	29	6	157	38.6
3千人以上5千人未満	119	481	119	227	6,247	36.3	58	6	70	81.0
5千人以上10千人未満	263	1,954	263	691	18,500	37.3	142	52	776	67.2
10千人以上30千人未満	498	9,148	501	1,905	57,802	33.0	622	395	5,769	68.4
30千人以上50千人未満	261	10,133	268	1,596	51,324	31.1	589	544	9,712	56.0
50千人以上100千人未満	279	19,407	282	2,249	82,569	27.2	1,049	1,020	19,351	52.7
100千人以上300千人未満	189	30,663	196	2,791	106,091	26.3	1,211	1,045	24,479	42.7
300千人以上500千人未満	45	17,463	47	1,322	49,865	26.5	580	721	8,828	81.6
500千人以上1000千人未満	15	10,436	21	651	25,661	25.4	312	464	11,963	38.8
1000千人以上	34	27,878	34	1,343	54,712	24.5	878	1,660	45,148	36.8
計	1,816	127,766	1,844	12,938	456,929	28.3	5,470	5,912	126,253	46.8

(資料) 上記 2 表ともに総務省「公共施設状況調」をもとに作成。

ウ 同規模市町村における整備状況と坂出市の特色

5～10 万人規模の市町村におけるその他施設の整備状況をブロック別にみていく。

児童館については、人口 10 万人当たりの面積で整備状況をみていくと、同規模市町村平均の 1.7 千㎡に対して、北陸の 3.9 千㎡、北海道の 2.6 千㎡などが高い水準にある。一方、九州の 0.7 千㎡、関東甲信越及び中国の 1.3 千㎡などが最も低い水準にあり、四国も 1.41 千㎡とそれに次ぐ水準にある。その利用状況をみると、東海、沖縄などが高い一方で、近畿、四国などで低位にとどまっている。

隣保館の人口 10 万人当たり面積をみると、北日本と沖縄はほとんど施設がなく、極めて低い水準にあるのに対して、四国の 1.8 千㎡、近畿の 1.41 千㎡、中国の 1.2 千㎡などが高い水準にある。

保健センターの人口 10 万人当たりの面積をみると、同規模市町村平均が 3.0 千㎡となっているほか、中国の 4.4 千㎡、東北の 3.5 千㎡などが高い水準にある。四国は、2.7 千㎡と同規模市町村平均の 3.0 千㎡を下回る水準にある。

次に、庁舎についてみていくと、本庁舎については、職員 1 人当たりの面積は 22.1 ㎡から 32.2 ㎡と 1.5 倍程度の差異にとどまっている。一方、支所・出張所については、沖縄の 36.4 ㎡からも北陸の 76.2 ㎡まで、ほぼ 2 倍の差異があるが、市町村合併などの影響によるものとみられる。

(図表 2-71) ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村のその他施設整備状況(その 1-05 年)

	児童館						隣保館				保健センター			
	施設数	延面積	10万人 当延面積	利用人員	千m2当 1日利用者	専任職員 数	施設数	延面積	10万人 当延面積	専任職員 数	施設数	延面積	10万人 当延面積	専任職員 数
	施設	千m2	千m2	千人	人	人	施設	千m2	千m2	人	施設	千m2	千m2	人
北海道	43	13	2.6	436	103.5	108	3	1	0.2	4	5	6	1.2	62
東北	117	41	1.9	1,492	115.0	275	0	0	0.0	0	83	77	3.5	419
関東甲信越	176	82	1.3	3,556	138.1	373	30	9	0.1	26	139	158	2.6	1,352
東海	152	54	2.1	3,283	195.7	312	18	8	0.3	49	77	81	3.2	532
北陸	67	26	3.9	892	110.3	136	1	0	0.1	2	24	21	3.2	134
近畿	138	68	2.0	953	44.8	183	86	47	1.4	210	81	106	3.2	702
中国	32	10	1.3	268	89.1	45	18	9	1.2	24	35	33	4.4	121
四国	27	9	1.4	204	70.2	42	31	12	1.8	59	23	18	2.7	90
九州	52	15	0.7	483	105.5	100	29	19	0.8	81	57	75	3.4	259
沖縄	14	6	1.9	361	190.6	22	0	0	0.0	0	6	4	1.3	44
計	818	324	1.7	11,929	117.6	1,596	216	105	0.5	455	530	580	3.0	3,715

(図表 2-72)ブロック別にみた人口 5～10 万人の市町村のその他施設整備状況(その 2-05 年)

	市町村数	05国調人口	本庁舎				支所・出張所			
			施設数	延面積	職員数	職員1人当延面積	施設数	延面積	職員数	職員1人当延面積
			施設	千m2	千人	m2	施設	千m2	千人	m2
北海道	7	525	7	50	2,258	22.1	26	13	281	47.2
東北	31	2,205	31	242	10,447	23.2	189	214	3,866	55.3
関東甲信越	89	6,167	90	675	25,616	26.3	230	209	4,943	42.2
東海	35	2,560	35	305	9,463	32.3	147	128	2,082	61.5
北陸	9	659	9	81	2,772	29.2	32	43	567	76.2
近畿	47	3,363	49	405	13,614	29.7	127	121	2,122	57.0
中国	13	752	13	90	3,655	24.7	87	59	1,045	56.7
四国	10	674	10	91	3,231	28.2	68	45	958	46.7
九州	33	2,190	33	259	9,881	26.3	132	180	3,278	54.9
沖縄	5	311	5	50	1,632	30.7	11	8	209	36.4
計	279	19,407	282	2,249	82,569	27.2	1,049	1,020	19,351	52.7

(資料)上記 2 表ともに同上。

こうしたなかで、坂出市の状況をみていくと、児童館は、人口 10 万人当たり面積は、1.1 m²と、四国の同規模市町村平均の 1.4 m²を下回っている。また、千 m²当たりの 1 日利用者は 48 人と、同規模市町村平均はもとより、四国の同規模市町村平均の 70.2 人を下回っている。

隣保館については、人口 10 万人当たり面積は 1.1 m²と、四国の同規模市町村平均の 1.8 m²を下回っているものの、同規模市町村平均の 0.5 m²は上回っている。

保健センターについては、人口 10 万人当たり面積は 0.4 m²と、同規模市町村平均の 3.0 m²を大きく下回っている。

また、庁舎をみると、本庁舎は職員 1 人当たり 22.0 m²と同規模市町村平均の 27.2 m²を下回っているほか、支所・出張所も職員 1 人当たり 19.3 m²と同規模市町村平均の 52.7 m²を大幅に下回っている。

以上のとおり、その他施設についても、庁舎をはじめ総じて整備水準は低い。

(図表 2-73) 四国の同規模都市におけるその他施設の整備状況(その 1-05 年)

	児童館						隣保館				保健センター			
	施設数	延面積	10万人当延面積	利用人員	千m2当1日利用者	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数	施設数	延面積	10万人当延面積	専任職員数
	施設	m2	千m2	人	人	人	施設	m2	千m2	人	施設	m2	千m2	人
鳴門市	1	299	0.5	5,010	53.6	6	3	2,272	3.6	5				
阿南市	4	1,017	1.3	19,600	61.6	4	8	2,895	3.7	22	1	888	1.1	4
坂出市	2	602	1.1	9,017	47.9	2	2	633	1.1	5	1	220	0.4	0
観音寺市	1	427	0.7	6,130	45.9	0	1	270	0.4	2	2	2,483	3.8	19
さぬき市	6	2,643	4.7	8,312	10.1	11	1	134	0.2	2	3	2,075	3.7	0
三豊市	4	812	1.1	33,475	131.8	6	3	983	1.4	6	4	2,732	3.8	0
宇和島市							3	1,159	1.3	4	3	2,792	3.1	7
大洲市	3	1,441	2.8	57,210	126.9	7	5	1,819	3.6	5	4	2,228	4.4	11
四国中央市	2	951	1.0	34,152	114.8	3	3	1,613	1.7	4	4	3,465	3.7	26
南国市	4	1,084	2.1	30,887	91.1	3	2	619	1.2	4	1	1,584	3.1	23

(図表 2-74) 四国の同規模都市におけるその他施設の整備状況(その 2-05 年)

	05国調 人口	本庁舎				支所・出張所			
		施設数	延面積	職員数	職員1人 当延面積	施設数	延面積	職員数	職員1人 当延面積
		千人	施設	m2	人	m2	施設	m2	人
鳴門市	63	1	9,163	330	27.8	1	321	0	
阿南市	78	1	7,969	310	25.7	12	4,084	51	80.1
坂出市	57	1	6,981	318	22.0	7	386	20	19.3
観音寺市	65	1	4,550	236	19.3	6	4,902	112	43.8
さぬき市	56	1	5,677	166	34.2	9	8,232	136	60.5
三豊市	71	1	2,834	341	8.3	11	14,091	184	76.6
宇和島市	89	1	12,075	450	26.8	8	8,586	198	43.4
大洲市	51	1	12,278	268	45.8	3	3,789	135	28.1
四国中央市	93	1	22,035	604	36.5	8	147	122	1.2
南国市	51	1	7,469	208	35.9	3	243	0	

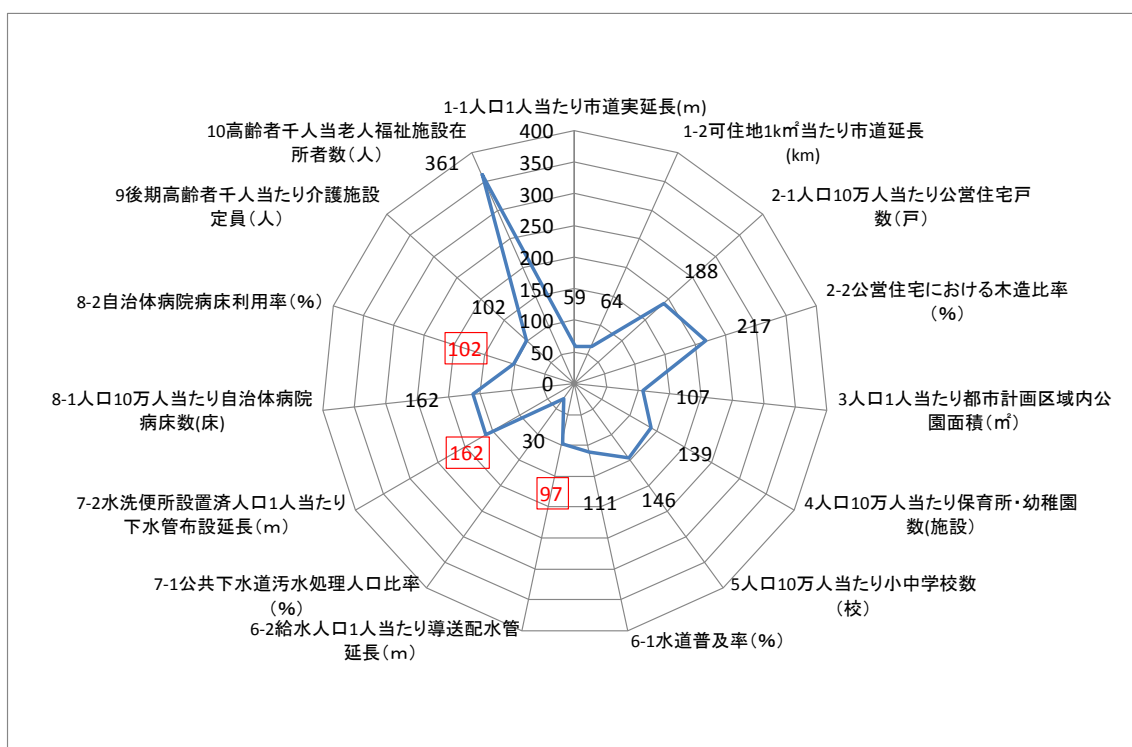
(資料) 上記 2 表ともに同上。

(19) 分析結果の要約

以上のとおり、個別施設ごとに坂出市の施設整備状況について、坂出市の投資的経費の比率などからみて、比率の高い施設については、ほぼ網羅し、詳細にみてきた。

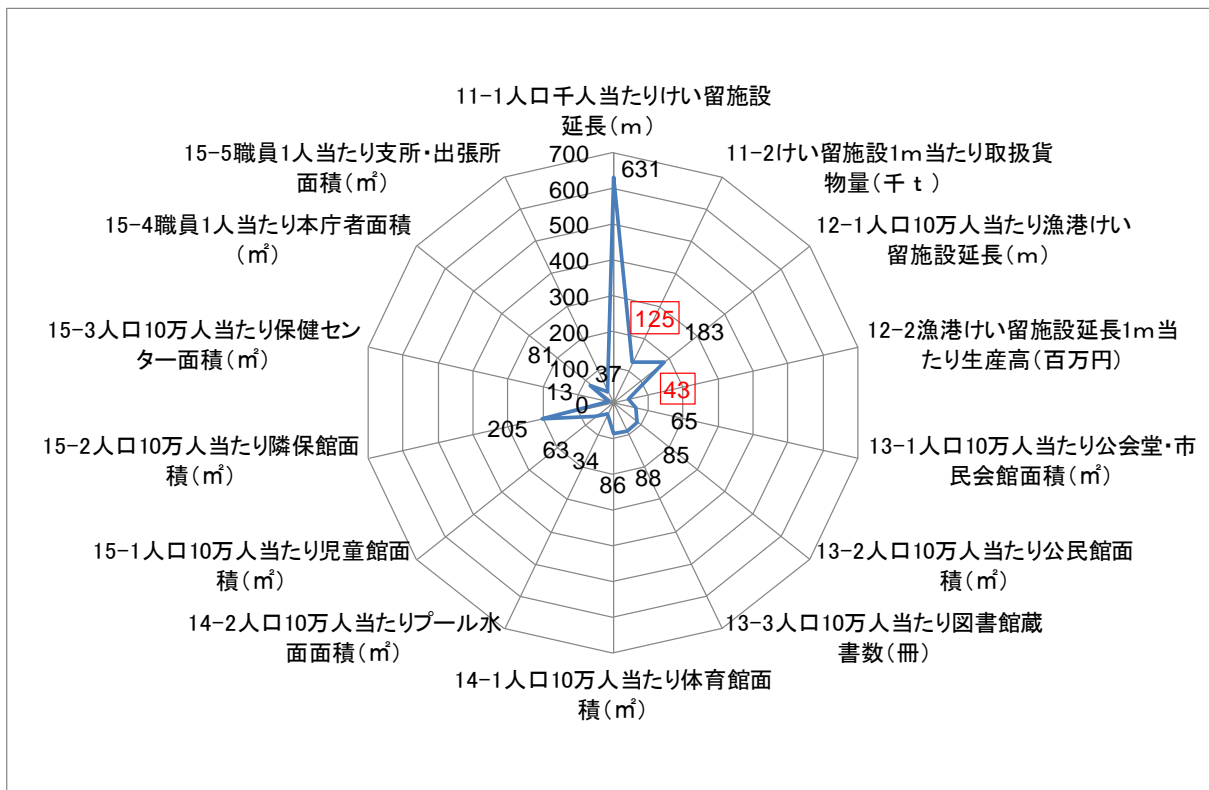
以下の 2 図では、これまでの検討の要点を整理して、坂出市の施設整備水準と把握できる範囲での施設の効率性水準についてまとめている。

(図表 2-75) 坂出市の施設整備水準(その 1)



(注) 人口 5-10 万人の市町村平均を 100 とした指数表示を行っている。

(図表 2-76) 坂出市の施設整備水準(その 2)



(注) 商業港の人口千人当たりけい留施設延長及びけい留施設 1m 当たり取扱貨物量は、重要港湾平均を用いて指数化している。

また、漁港のけい留施設延長 1m 当たり生産高は、香川県平均を用いて指数化している。

かいつまんで図表 2-75 の状況を再確認していくと、公営住宅、都市計画区域内の公園、保育所・幼稚園、小中学校、自治体病院、入所型の介護施設、同老人福祉施設などで同規模市町村平均を上回る整備水準にある。一方で、道路、下水道は平均をかなり下回る水準にある。

一方、囲み文字で表している効率性にかかる指標をみると、水道及び自治体病院については同規模市町村平均よりは高いものの、下水道については、かなり低い水準となっている。

さらに、図表 2-76 の状況を再確認していくと、商業港、漁港、隣保館などの整備水準が、相対的に高くなる一方で、文化施設、スポーツ施設などは総じて低い整備水準にとどまっている。

後に個別施設ごとに検討していくが、老朽施設も多く、施設の円滑な維持更新をどのように行っていくのかについて、慎重な検討が必要になっている。

例えば、坂出市立病院は、現在は老朽施設を維持しながら、極めて低い固定費により黒字を維持しているが、本格的な更新を行うとして、人口減少による需要縮減なども見込まれるなかで、病床削減も含む今後のあり方について、検討が不可避となっている。

効率化指数については、商業港は良好となっているが、漁港については、極めて低い。

(意見)

全体を通じてみれば、坂出市の市の施設整備に関しては、以下のように総括できよう。

① 可住地の占める割合が高く、道路、水道などの基本的なインフラは比較的効率的に整備されてきたと評価できる。

②地域特性から、商業港、漁港ともに重点的な投資対象となってきたが、商業港については一定の費用対効果が上がっているとみられる一方で、漁港については、漁業の衰退の影響もあり、業種特性を踏まえても相応に効果が上がっているとはいえない状況にある。したがって、今後の維持更新に当たっては、こうした状況を十分踏まえ重点的に対応していく必要がある。

③市民生活に密接に関わる分野では、福祉に関しては比較的充実した取り組みを行ってきたが、文化、スポーツなどについては、十分手が回っていない状況にある。こうしたなかで、様々な施設が更新時期を迎えつつあり、財政の持続性を確保しながら、いかに効率的な投資を行っていくのかが大きな課題となっている。

④今後の維持更新に当たっては、財政事情もさることながら、早い時期に本格的な人口減少局面を迎えると予測されている人口動向を十分踏まえながら、短期的な対応と中長期的な対応を峻別して、施設整備の必要性を見極めていくことが重要となっている。その意味では、義務教育施設、病院への対応が最も緊喫の課題となっており、市民を交えた徹底した議論が必要となっている。

個別施設の項では、漁港関連施設として、漁港、西浦蓄養センター、都市開発施設として3か所の駐車場、社会福祉施設として坂出ハイツ(母子生活支援施設)、社会教育施設として公会堂・市民会館に相当する、市民ホール、ふれあい会館、性格が類似する万葉会館の3施設、公民館、その他の博物館に相当する郷土資料館、塩業資料館、展示物を持たないという意味でやや位置づけの異なる市民美術館、元々は福祉施設であり、公民館及びホール機能ももつ勤労福祉センター、海の家、スポーツ施設として、市立体育館、カヌー研修センター、武道場、テニスコート、さらには県営施設の番の州プール、番の州球場、その他施設として、与島総合開発センター、隣保館を含む人権施設について、検討を行っている。

ここで網羅的に坂出市の施設の状況について検討した上で、これまでの外部監査のテーマ設定なども踏まえながら、施設管理上課題のある可能性の考えられる施設を抽出して、個別的に検討を行うものである。

2 指定管理者と施設管理

(1) 概要

公の施設を対象とする指定管理者制度の導入を契機に、平成 17 年度に、企画課を担当部署として、担当課に対して指定管理者制度の説明を行うとともに、管理施設の現況を調査し、施設の運営方針を定めている。

ここでは、施設ではあるが、「公の施設」ではないとされる庁舎や消防、公の施設とされるもののうちでも道路などは対象外としているが、法律により設置を義務付けられている学校や水道を含め、広範な施設につき検討が行われている。

(2) 施設管理の変遷

坂出市では、従来からほとんどの施設を直営で管理してきたこともあり、指定管理者制度の導入も坂出ハイツの 1 施設に留まっている。

自治体が設置する施設の管理方法は、地方自治法に定められている。第 2 次世界大戦の敗戦後は、まず必須とされる学校などの整備が求められ、その後の高度成長期には、国の政策に応じた社会資本整備が行われ、さらに社会ニーズの多様化に合せた形で、多様な施設が設置された。

このような情勢の変化に合せ、地方自治法も適宜改訂されてきた。主な変遷を見ると、次のようになる。

- ① 昭和 22 年 地方自治法制定時には、公共サービスに用いる施設を広く「営造物」と規定し、管理は委託できないとされ、すべての施設を公設公営で運営することを原則としていた。
- ② 昭和 38 年 施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を「公の施設」として切り分け、管理委託制度を導入した。ただし、施設の性格から委託先は公共団体、公共的団体に限られていた。
- ③ 平成 3 年 委託先として外郭団体が加えられ、また施設利用料を委託先が収受することができることになった。
- ④ 平成 15 年 官から民への流れの中で、公の施設を対象とした指定管理者制度が導入され、委託先の限定はなくなった。

これとともに、管理委託制度が廃止されたため、外郭団体等に管理委託していた施設は、平成 18 年 9 月までの間に、すべて指定管理者制度の導入を検討するか、部分的な業務委託のみ行う直営に戻すかの選択が求められた。

制定年度	① 昭和 22 年	② 昭和 38 年	③ 平成 3 年	④ 平成 15 年
対象	営造物	公の施設	公の施設	公の施設
管理手法	直営のみ	直営・管理委託	直営・管理委託	直営・指定管理
委託先又は指定管理者	-	公共団体	公共団体(注 1)	制限なし
		公共的団体	公共的団体(注 2)	
		-	外郭団体(注 3)	

注 1) 土地改良区など

注 2) 自治会、NPO、生活協同組合等

注 3) 自治体の影響力の強い公益法人、社会福祉法人や、50%超を出資する株式会社(第 3 セクター)など

(3) 指定管理者制度の概要

ア 法律上の位置づけ

指定管理者の法的性質は、管理委託の「契約」から、「行政処分」として位置づけられた結果、指定管理者には、利用料金を定め自らの収入として収受する「利用料金制」を採用できるほか、行政処分となる使用許可などを行わせることも可能となった。

イ 手続き

制度の導入に当たっては、指定の手続き(申請、選定、事業計画の提出など)、業務の具体的範囲(施設の維持管理、個別の使用許可など)、管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件など)を条例により定める必要があるとされている。

具体的な指定に当たっては、議会の議決を経て、期間を定めて指定することになっている。

ウ 選定方法

選定手続きに関し、法律上は特段の定めはなく、「公募」のみならず「特命」も可能な枠組みとなっている。対象施設が幅広い分野にまたがるため、運営の専門性確保など、個別施設の性格に応じた柔軟な取り扱いを可能とする必要性からと考えられる。

原則的な取り扱いが定められていないことから、透明性や公平性の確保が極めて重要となることには留意する必要がある。

(4) 指定管理者制度の導入背景

1990年代に景気浮揚政策として実施された社会資本整備自体と、その後に発生する維持管理費が自治体財政の圧迫要因となり、ほとんどすべての自治体で財政再建が課題となったことも、指定管理者制度の導入背景である。

小泉改革により、「住民サービスの向上」「行政コストの削減」「自治体出資法人の見直し」を目的として導入された指定管理者制度は、施設自体の効率運営を目的としつつ、それを管理する外郭団体をターゲットとした政策でもあった。

この点、坂出市では、外郭団体が管理する施設が極めて少なく、直営によっているが、指定管理者制度が導入された1施設はいわゆる外郭団体が管理する施設であったことには留意が必要であろう。

(5) 指定管理者制度の導入方法

総務省は指定管理者制度導入に当たり、徹底的な施設の再検討を求めている。平成17年3月29日付けの総務省の「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」によると、指定管理者制度の活用として4項目を示し、指定管理者制度の導入を機に、施設の必要性を含めて検討を求め、さらにその結論を公表し、説明責任を果たすことを求めており、これはすべての施設を指定管理とすることを前提とした説明責任となっている。

しかし、実際には、自治体が国庫補助により建設した施設の廃止を決定した場合、補助金適正化法に基づき、補助金の返還を求められるため、指定管理制度の創設だけによる施設自体の見直しには限界がある。

検討の中で、施設の廃止及び転用が望ましいものの、国の補助金規制によりこれが実施出来ない場合、それも含めて公表することが自治体としての市民への説明責任と考えられる。

(6) 導入の実態と課題

指定管理制度自体が、行財政改革の一つの柱と考えられる制度であるだけに、施設、およびそれに関する運営や外郭団体も含めた根本的な再構築が本来の姿であるが、悪化する財政に対し、やや性急に制度導

入されたり、形式的に管理委託の内容のまま指定管理者制度に移行した自治体が多いことも実情である。

公の施設は、美術館や大ホールから、近隣公園まで、規模や用途、設備も多様であり、極めて範囲の広い資産であるため、指定管理者制度は、管理方法の設計に対し、自由度が高い制度とされている。

この点、坂出市では、管理委託とされてきた8種の施設のうち、上記1施設と、民間譲渡された1施設以外は、検討のうえ直営に戻されている。

(7) 坂出市の調査結果

ア 調査の概要

坂出市では、前記のように、平成17年に施設の調査を行っている。

この調査は、公の施設の要件を示したうえで、各課管理資産のうち、公の施設に該当する個々の施設について調査票が作成された。その結果、129の施設が検討対象とされた。

この調査は、①施設の現況、②外郭団体や民間事業者の状況、③外郭団体や民間事業者に管理を行わせる可能性について④今後の方針について、という4つの分野に分け、回答を求めている。

イ 施設の必要性の検討

この調査の中で、市民ニーズが低いとされた施設が10施設あり、うち3施設に坂出市立病院を加えた4施設を、廃止・統廃合の検討をすすめている。

課名	施設名	直営継続	備考
商工観光課	坂出市営入船駐車場		指定管理者への移行、または、機械式として市の直営
商工観光課	坂出市産業展示館	○	
農林水産課	西浦畜養センター		利用者が特定されるので検討必要
病院	坂出市立病院	○	設置経緯等から検討が必要

廃止・統廃合とされなかった施設と継続する理由は次のとおりである。

ひまわり園	存続の必要があると判断されるが、職員数や施設の内容等不十分な部分もあるので今後検討を要する。
坂出市民ホール	市で唯一の文化ホールであり、老朽化は進んでいるので代替施設の検討も含めて存続が必要と思われる
坂出市時雨亭	記載なし
坂出市翠松閣	記載なし
坂出市郷土資料館	市という行政単位において、資料の保管、展示のため必要であるので
坂出市万葉会館	坂出市水防計画の指定避難場所としての機能も有しており、市が直接管理運営の必要がある。
坂出市海の家	市民が心身を鍛錬して教養の向上及び健康の増進を図る社会教育的団体研修の宿泊研修施設は、本施設しかなく、またこの4月に開館した「県立東山魁夷せとうち美術館」との連携を図りながら万葉の島沙弥を県内外にPRする。

時雨亭・翠松閣については、理由が記載されていないが、坂出駅前に設置された香風園内の施設であり、廃止・統廃合が困難であることは想像できる。これらの検討の経過は、担当部署からの調査票自体の妥当性

の検討の中で実施されたものと思われる。

また、坂出市万葉会館については、指定避難場所とされていることイコール現状のまま維持管理すること、ということでは、検討が十分とは言えない。

(指摘事項)

これらの施設についても、維持管理を決定する根拠を明確にし、合理的な決定が行われたことを証明できるように、検討過程を示す文書を保存するべきであった。

ウ 指定管理者制度導入の検討

このうち、指定管理者制度の検討を行うこととされた施設は6施設であり、これに駐車場、駐輪場の2施設を加えた合計8施設で指定管理者の導入が検討され、このうち3施設が平成18年度に指定管理者制度を導入されることとなった。

しかし、このうち2施設は民間に移譲されたため、結果的に坂出ハイツ1施設が指定管理者制度の対象となった。

検討を行い、指定管理者制度が導入されなかった施設と理由は次のとおりである。

○ 市営駐車場

入船駐車場は坂出商業開発に管理委託し、管理人3名を配置している。年間約240万円の使用料収入に対し、委託料その他の運営経費として約450万円を要している。そのため、自動ゲートを設置し、平成17年12月から管理人の常駐をやめ、機械化による直営管理を行う。

地下駐車場、南口駐車場、京町駐車場は、業務の委託などを行っており、指定管理者の導入により経費削減効果が見込めないため、直営で管理を行う。

なお、将来的に市営駐車場の4箇所を一体的に管理する方法についても検討を行う。

○ 自転車駐車場

坂出駅西自転車駐車場は坂出市シルバー人材センターに管理委託し、管理人1名を配置している。年間の維持経費は約800万円(うちシルバーへの管理経費約350万円)であり、使用料収入は約270万円である。

経費の削減を行うため、使用料を無料とするとともに、自動ゲートを撤去、管理人の常駐をやめ、直営管理にすることで、シルバーへの管理委託経費等を削減する。

今後は、自転車の整理・駐車場の清掃業務のみをシルバー人材センターに委託する。

○ 老人いこいの家、いきがいの家

老人クラブ等への支出も年間3万円であり、指定管理者制度を導入するメリットが無いことから、直営で管理する。いこいの家の利用許可等は福祉事務所でおこない、老人クラブには鍵の管理をお願いする。

○ 坂出市児童館

児童館の利用許可は福祉事務所が措置しているものであり、嘱託職員を配置し、直営で運営を行う。

現在の社会福祉協議会への管理委託料は不要となり、嘱託職員等への人件費、児童館の需用費が新たに要するが、経費の増額は行わない。

○ 白峰パークセンター

利用者数が少ないため、パークセンター単独での運営を行うのではなく、周辺の観光施設と連携した運営を行う必要があり、パークセンターの運営について根本的に検討する必要があるため、当面の間、直営で管理をおこなう。

(意見)

このうち、白峰パークセンターは、利用者が少ないとのことであり、本来は統廃合の検討が必要であったのではないかと。

また、指定管理者制度を導入しない理由として、経費節減効果がないことが挙げられているが、施設の有効利用が図れるのであれば、経費縮減ができなくても効率的な運用ということになるため、根拠としては希薄である。

これらについても検討された結果とは思われるが、その経過が保存されなければ、検討が適性に行われたことを示すことができない。

エ その他

調査票の記入説明の欄には、外郭団体等の具体例として、①観光協会②社会福祉協議会③シルバー人材センター④土地改良区⑤自治会⑥体育協会の6団体(及び類型)が挙げられている。

これに対し、各施設の調査票を見ると、指定管理者としては、民間事業者の参入を想定した回答をしている施設もあり、調査の意図が十分に理解されていないように思われる。

記入後のウに至る検討の過程で、これらについても考慮の上、導入施設が検討されたと思われるが、その過程は前記のように保管されていない。

①から⑥のなかで、①⑤⑥は法人格を持たない任意の団体である。これらについても、施設を運営する基盤が十分にあると判断されれば、指定管理者となることもできる。

平成17年の時点でこの基盤が十分でない判断され、指定管理者制度の導入を見送った施設があったかどうか、不明であるが、次回の選定までにこの条件が整っているなどの条件の変化に対応するためにも、検討記録は残されるべきであった。

(8) 指定管理者制度の実施

ア 導入方法

指定管理者制度の導入は1施設であるので、坂出ハイツでの導入方法について検討する。

この施設は、従来から坂出市の外郭団体である社会福祉法人坂出市社会福祉協議会に管理委託されてきた。

指定管理者制度の導入にともない、公募により指定管理者を選定することが原則とされているが、この施設では、従来の受託管理者が非公募により指定管理者とされ、指定管理期間は3年間とされている。

これらの検討は、規則に従い、選定委員会により行われるが、この委員会は、市の内部の職員を委員としている。

また、選定にあたっては、非公募であっても、選定基準に基き、審査が行われる。

平成20年度に行われた2回目の選定時の、期間や選定方法について検討した委員会の議事録は残されている。

平成18年度からの初回の選定時のこれらの議事は残されていないが、同様の検討が行われたとのことである。

イ 非公募による選定

指定管理者は、原則は公募により募集することとされている。この点、坂出市では、非公募であるが、その理由としては、施設の在り方自体を検討するため、とされており、このため従来の管理者による非公募での指定管理とし、指定管理期間も3年間とされている。

ウ 指定期間

3年間の決定根拠は前記のとおりである。

2 回目の選定では、施設の廃止等に伴う指定管理期間内での指定解除もあり得る合意のもとで協定が結ばれているとのことであるが、これを確認する文書は作成されていない。

エ 指定管理者報酬

管理報酬は、一定額を定めているものの、実費により精算されることとされている。

精算は、社会福祉協議会の決算資料に基づき精算され、決算書により、実費精算されたことが確認可能である。

公募による選定を行う場合、報酬を精算する仕様書の作成は想定しづらい。

しかし、公募によっても他に応募者がなかったり、従来の管理者が選定された場合は、精算されている自治体も多い。

オ 選定委員

他自治体の状況を見ると、外部委員を入れることが一般的である。外部委員を入れることで客観的運用を期待するものであるが、一方で、管理責任が市にあることを考えると、市の責任で全てを決めるべきだという考え方もある。

坂出市では、後者の考え方にたっているが、審議結果などを公開することで、客観性は担保される。現在のところ、これらの審議結果なども含め、ホームページ上では公開されていない。

(意見)

公の施設の指定管理者選定に関する情報は、逐次ホームページで審査結果も含めて公開することが望まれる。

カ 審査 (意見)

評価基準は、大きく分けて、①施設の平等利用の確保に関する事②公の施設の効用を最大限に発揮すること、管理経費の縮減に関する事、③公の施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力に関する事の3項目であり、一般的な審査内容と考えられる。

ただし、平成18年度からの当初の選定時にも、2回目の選定時にも、指定管理者からの説明はなく、指定管理者から提出された事業計画等に基づき、担当課が説明し、意見を述べている。

これについて、平成18年度からの当初の選定時には、指定管理者からの説明が必要であったとの委員からの意見が付されているが、次回も同様の運用となっている。これは、指定管理者としての運営実績を考慮したものであると思われるが、選定にあたっては、選定委員による判断が求められることから、担当課による説明だけに基づく判断となることは問題である。

キ 事後評価 (意見)

坂出市では、指定管理者の業務に関する事後評価の規定はない。

指定管理者報酬を支払うにあたり、業務の実施状況は確認されるが、施設の有効利用を高める制度導入の本旨からいえば、施設の利用者による評価を含めた総合的な事後評価の実施が望ましい。

この点、1施設の導入が従来の管理委託者によるものであり、しかも、坂出ハイツは、母子家庭の自立支援施設を目的とする居住型の施設であり、一般市民が利用するタイプの施設ではないこと、また、廃止なども検討が必要な施設であることを考えると、事後評価の制度がないことにも相当の理由があると判断できる。しかし、後述個別の施設の項で記載しているように、当施設の利用者が著しく減少している理由は、その運営方法に重要な原因があると考えられ、他部署も参加した委員会等での事後評価の制度があれば、このような事態にはならなかった可能性もある。

(9) 課題 (意見)

指定管理者制度を担当する企画課では、施設の管理については、各担当の課に施設の必要性を問うが、

自己申告してもらうというスタンスで取り組んでいる。また、施設の耐震対応については、建設課でまとめて対応しているが、施設の全般事項につき、管理する部署はない。

分析で見たように、坂出市の施設整備の水準は低いが、個別の施設を見ると、各課で経済的な運営は心がけているが、コスト削減に重点が置かれ、施設の有効利用の促進という点では、課題が見られる。

また、坂出市では事業評価なども行っていないため、施設についても、担当課以外による課題を抽出できない。

坂出市の施設の多くは、更新の問題を抱えており、かつ財源には制限がある。各課からの自主申告に任せる方法によっては、担当課間での更新への対応に整合性が欠ける可能性がある。

最終的な施設更新の判断は、政策的に優先順位を決めることになるが、この判断の基盤になる情報は、公平に客観的に収集される必要がある。

平成 16 年度の包括外部監査でも、施設の更新が一举に訪れる可能性について指摘しており、公の施設に関しては、平成 18 年度からの指定管理者制度の導入を契機に、各自治体で行われた施設の状況調査が状況把握のチャンスであった。

坂出市でも、平成 17 年度に施設の一斉調査を行っており、この時点で一定のふり分けが行われたと思われる。

ただし、現況を見ると、必ずしも検討結果が施設運営に活かされておらず、また、施設をめぐる状況は常に変化し、行政はこれに対応する施設運営を求められる。

これらのことを考えると、定期的な施設の全般検討と、市全体でみた施設の更新計画の策定と定期的な再検討が必要と思われる。

3 施設管理と行政コスト

以下では、歳入歳出等から経費計算が可能な施設につき、行政コスト計算を行う。

計算に当たっては、歳入歳出の額を基本とし、歳出に人件費が計上されていない施設については、正規職員を1名7,269千円、嘱託・臨時職員を1,700千円として計算している。このため、退職金負担分は計算外になっている。また、各施設の一般管理費としての総務費配分などは行っていない。このほか、資本費としては、支払利息などは見込まずに、共済資料をもとに施設の減価償却費のみを計上し、行政コストを試算している。このように、行政コストとしては最小限のものを計算しており、実際のコストはより多額なものとなる。

ここでの試算結果については、個別施設の検討において適宜引用するが、利用人員1人当たりで行政コストをみていくことにより、類似施設などとの比較が可能となるほか、便益も金額換算できる場合には、費用便益分析として検討が可能となる。

(1) 文化施設

主要な文化施設についてみたのが下記2表となる。

項目	単位	公民館	図書館	郷土資料館	美術館	海の家
人件費	千円	42,857	65,018	1,718	13,425	0
歳出物件費		12,103	30,776	1,303	9,191	4,204
減価償却費相当額		14,589	8,819	2,090	5,659	1,047
計		69,548	104,613	5,111	28,275	5,251
使用料収入		1,381	0	0	739	0
差引行政コスト		68,167	104,613	5,111	27,536	5,251
利用人員	人	103,995	168,670	2,388	-	1,531
利用人員1人当行政コスト	円/人	655	620	2,140	-	3,430
(参考)建設価格	千円	678,500	440,970	50,160	282,930	52,350
項目	単位	万葉会館	塩業資料館	市民ふれあい会館	市民ホール	勤労福祉センター
人件費	千円	1,572	1,668	12,743	16,326	11,897
歳出物件費		3,830	3,784	6,976	14,757	8,871
減価償却費相当額		5,420	5,500	10,276	5,288	3,215
計		10,822	10,952	29,995	36,371	23,983
使用料収入		190	144	4,117	4,279	825
差引行政コスト		10,632	10,808	25,878	32,092	23,158
利用人員	人	2,105	1,320	22,727	27,395	39,644
利用人員1人当行政コスト	円/人	5,051	8,188	1,139	1,171	584
(参考)建設価格	千円	271,000	187,000	513,790	264,420	160,760

美術館は、利用人員を算出していない。

(2) 体育施設

体育施設の利用者1人当たりの行政コストは下表のとおりとなっており、カヌー研修センター、番の州プールがともに1,500円を超えており、この種の施設としてはコスト負担は重くなっている。

その要因については、一般的には利用人数が過小にとどまっているケースが多いが、利用料金が過小なこと、施設整備費が過大なこと、維持管理費の増嵩などの要因も考えられ、適宜判断する必要がある。

項目	単位	体育館	カヌー研修センター	番の州プール	テニスコート
人件費	千円	5,004	8,969	3,635	10,669
歳出物件費		10,768	8,592	29,916	0
減価償却費相当額		31,556	4,560	-	-
計		47,328	22,121	33,551	10,669
使用料収入		8,281	116	5,507	2,896
差引行政コスト		39,047	22,005	28,044	7,773
利用人員	人	89,918	13,214	15,304	13,882
利用人員1人当行政コスト	円/人	434	1,665	1,832	560
(参考)建設価格	千円	1,072,900	155,040	-	-

(3) その他施設

その他としては、人権関係の文化センターと、母子生活支援施設の坂出ハイツ、についてみている。

坂出ハイツは、入所型の施設となるため利用者1人当たりの金額が大きくなるが、それでも料施設ともに極めて高いコスト水準にあり、コスト面からみると極めて効率が悪く問題のある施設という位置づけになる。

また、与島総合杯初センターも、主として利用が少ないことから、1人あたり行政コストは高い施設である。

項目	単位	文化センター (2施設)	坂出ハイツ	与島総合開発センター
人件費	千円	47,021	0	1,572
歳出物件費		5,578	14,726	1,109
減価償却費相当額		2,399	4,831	1,818
計		54,998	19,557	4,499
使用料収入		0	0	1
差引行政コスト		54,998	19,557	4,498
利用人員	人	-	4	1,300
利用人員1人当行政コスト	円/人	-	4,889,225	3,460
(参考)建設価格	千円	119,950	241,570	90,910

注*)坂出ハイツの行政コストは、年間の金額である。入居者4名は2世帯であるので、1世帯当たりの年額は約978万円となる。

4 個別施設の現状と課題

4-1 漁港関連施設

4-1-1 漁港

(1) 概要

所在 市内 6ヶ所(櫃石、東浦、乃生、御供所、岩黒、西浦)

条例等 坂出市漁港管理条例など

使用料 当面無料

けい留施設延長 4, 031m、外かく施設延長 6, 520m、登録漁船 386 隻

担当部署 港湾課



(2) 施設の目的

条例によると、「漁港漁場整備法の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定める」とされているが、法律では、水産業の健全な発展、水産物の供給安定を目的としている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

利用者が特定されることから、市民ニーズとしてはその他、とされ、「漁業施設の維持管理について、漁港管理者は坂出市となっています。漁港施設の維持管理をどのようにしていくか、今後とも課題点を整理しながら検討してまいりたい。」とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

坂出市の漁業の状況を、漁業センサスをもとにみていくと、経営としての漁業については、担い手も 20 年間で半減しており、漁船数も動力船のみで 499 隻から 218 隻へとほぼ半減している。

したがって、本来的な漁業利用という意味では、その役割は大きく低下してきていると言える。

年 次			昭和 58 年	63	平成 5 年	10	15	
経営体数			405	359	307	236	191	
漁船	無動力船	隻 数	13	18	3	14	18	
	船外機付船	隻 数	180	132	132	86	80	
	動力船	隻 数	499	428	361	257	218	
		トン数	1,536	1,382	1,221	970	814	
最盛期の海上 作業従業者数			総 数	778	661	549	428	353
			家 族	692	605	499	351	291
			雇用者	86	56	50	77	62

イ 使用料

条例により、利用料、使用料は当分の間徴収しないこととされており、占用料だけが徴収されている。

(意見)

施設の維持更新費用の増加が懸念され、けい留船に過大な便益を与え続けることは他の市民負担との均衡上問題があること、実態的に漁船以外と思われる利用も相当程度含まれているとみられ、これらの船舶に無料という便益を与える理由が見当たらないことなどから、有料化を図るべき時期に来ている。因みに、高松市では、庵治以外の利用料・使用料を、漁船総トン数1トンにつき1日12円、プレジャーボート(スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶)は総延長1メートルにつき1日25円などと定めている。

(5) 行政コスト、歳入歳出

ア 行政コスト

項目	金額(千円)
人件費	0
物件費	33,739
減価償却相当額	84,560
合計	118,299
使用料収入	0
差引行政コスト	118,299
登録漁船数(隻)	386
登録漁船1隻あたり行政コスト(年間)	306

登録漁船1隻あたりで年間306千円もの行政コストがかかっているが、これをけい留施設1mあたりで見ると30千円となり、古い数字となるが1m当たり漁業生産高400千円に対しても重い負担となっている。

こうしたコスト負担からみると、今後の維持更新は慎重に必要性を見極めながら行っていくことが強く求められる。

イ 歳入歳出の推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
漁港管理費	13,733,186	8,857,999	7,760,427	8,071,200	12,985,697
漁港改修費	6,500,000	4,000,000	24,818,500	22,883,000	20,751,000
漁港改良費	6,500,000	4,000,000	4,000,000	3,600,000	4,000,000
漁港高潮対策費	0	0	20,818,500	19,283,000	16,751,000
工事請負費	0	0	18,826,500	16,653,000	12,337,500

工事の有無により、変動する。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか → 本来目的以外の利用が増えている可能性が高い。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 本来目的での利用は低い。
- ・低い場合その理由は → 漁業の衰退によるもので、坂出市の交通利便性の向上などが背景要因として考えられ、やむを得ないものと思われる。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。衰退する漁業振興ということから、本来目的に使われている漁船に対しての減免措置には一定の妥当性があると思われるが、全てのけい留船舶が無料という取扱には問題が多い。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 本来目的にどこまでの更新が必要なのか、いまのうちに検討しておく必要がある。

- ・維持管理は十分に行われているか → 必要な管理が十分行われていない可能性がある。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 漁業が離島の主要産業になってきたことなど、施設整備上配慮すべき事情はあったものと考えられる。

イ 検討（意見）

歴史的経緯からみれば、坂出市の経済を支えてきた漁業にかかる基盤施設であり、これまでの整備については、一定の意義が認められる。

しかし、時代の経過のなかで、埋め立て事業も増加し、坂出市の産業構造も大きく変化しており、漁業の産業としての位置づけは急速に低下してきている。その一方で、坂出市においては、必ずしも実態が把握されていないが、いわゆるプレジャーボートの漁港利用が増えてきているとみられ、漁港利用に関して、従来とは異なる利用のルールを確立していかないと、公的関与の必要性さえ問われかねないと考えられる。

いずれにしても、当面の間全ての利用について無料とする使用料・利用料の体系を見直す必要がある。さらに、その際、いわゆるプレジャーボートの把握が明確にできないとすれば、漁船の資格があっても無料にすることには無理があると思われ、一定の負担を課さざるを得ないと思われる。

4-1-2 西浦蓄養センター

(1) 概要

所在 坂出市瀬居町西浦漁港内 設置年 昭和 45 年

条例等 なし 使用可能時間 常時

休館日 特になし

使用料 無料 利用対象 不明

面積 不明 再調達価額 不明

構造 鉄筋コンクリート 上屋あり

担当部署 農林水産課

- ・場所 漁港内に設置されている。
- ・アクセス等 路線バス・車によるが、一般利用を前提とした施設ではない。
- ・職員 なし
- ・国庫補助等 県が建設しているため、不明。



(2) 施設の目的

現在では目的事業は実施されていないが、魚の蓄養事業に供するための施設である。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

平成 17 年度の調査によると、市民ニーズの低い施設とされ、さらに次のように記載されている。

昭和 45 年に香川県より払い下げられた施設で、以後農林水産課水産係での管理施設となっているが、施設建設後 35 年を経過し、擁壁のコンクリートが剥離し、また鉄骨部分も錆等により老朽化が目立っている。また、当初は、目的どりの使用をしていたようですが、近年は、ワカメの種付け等で、年間数ヶ月の利用となっている。

(4) 利用・管理状況

利用者は西浦漁港利用者に限定されているが、当初から使用料は徴収していない。一方、市の維持コストはゼロであり、条例も制定されていない施設である。通常時は市の施設であることも認識されていないのが現状である。

(5) 課題

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか→偏っている。
- ・特定されている場合その要因は何か。→ もともと設置された漁港施設の利用者を対象とした施設である。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか→低い。
- ・低い場合その理由は→当初の目的事業である、漁業者による蓄養事業が実施されていない。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか→低い。
- ・低い場合その理由は→もともと使用料を徴収していない。ただし、漁港をはじめ、漁業用の作業場などについても、市が設置しても、漁業用の施設は使用料が免除されている。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか→公共目的とも言えないことから、更新の予定はない。
- ・維持管理は十分に行われているか→市は行っていない。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か→否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か→否
- ・坂出市で特に考慮すべき条件はあるか→なし。

イ 検討（意見）

もともとの建設は県が行っており、その後市の管理施設とされたが、実質的には西浦漁港の漁業者が利用する施設として設置当初から独占的に使用する施設であり、市が管理に関与する重要性も少ないが、市の施設として管理されている実態もない。

ハード面を考えると、番の州工業地帯の造成に伴い作られており、撤去が困難な構築物を含む施設である。計画的な維持管理計画の策定が望ましい。

4-2 都市開発施設

4-2-1 入船町駐車場

(1) 概要

所在 坂出市入船町一丁目 424 番地 16 設置年 昭和 57 年

条例等 坂出市営駐車場条例 使用可能時間 0 時 - 24 時

休日 なし 使用料 有料(月額 4 千円) 減免なし 利用対象 限定なし

面積 2,619 m² 構造 アスファルト舗装・区画・フェンス・入場管理機 駐車可能台数 101 台

担当部署 都市計画課

- ・場所 サンロード商店街の北側入口に位置している。北側には、シルバー人材センター、港湾施設などがある。定期航路や観光船の駐車場として使われていた埠頭用地も、現状ではほとんど利用されていない。
- ・アクセス等 駐車場であり、徒歩圏内には商店街、マンションなどがある。
- ・職員 なし。
- ・国庫補助等 該当なし。



(2) 施設の目的

当初は、坂出市の中心商業地の利便性を高めるために時間貸しの駐車場として設置されたが、民間駐車場も増加し、機械化し、月極利用に転換された。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

この時点では、時間貸駐車場として、商工観光課で運営されていた。

市民ニーズの低い施設とされ、昭和 57 年入船駐車場設置以降、近隣における民間駐車場の開設ならびに商店街内においても有料駐車場数か所が設けられてきたことから、当初の目的は達せられたとされている。

また、この当時は市営の 4 か所の駐車場が 3 課に分かれて管理されており、料金体系もまちまちであったことから、体系の統一とともに、機械化の検討のなかで、周辺状況の変化に合わせるため、また管理費削減のために、月極専用の駐車場とされ、機械化されて、担当部署も都市計画課に移管された。

(4) 利用状況

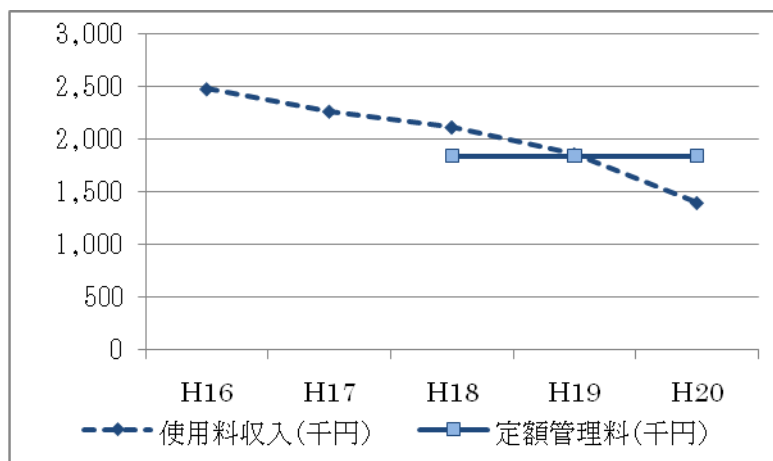
ア 状況

月極専用であるが、駐車可能台数 101 台に対し、稼働率は高くない。

管理人を置いて時間貸しをしていた時よりはコストダウンになっているが、利用状況も低下している。使用料収入に対し、運営管理委託料および機器レンタル料の合計年額は、1,835,820 円であり、支出超過の状況にある。

(単位:円)

科目	H16	H17	H18	H19	H20
入船駐車場	2,475,370	2,262,360	2,112,000	1,856,000	1,392,000



現在では、12 台程度の区画が、降雨時に水浸しになるために、契約できない状況にあるとのことであり、来年度に補修工事が予定されているが、投資効果の予測は難しい。

利用が減少している理由については、分析されていない。減少の理由が、周辺駐車場料金に比べて高いのであれば、一般的な水準とするべきではあるが、利用者自体が減少しているか、民間施設ができたなどの理由で、周辺の駐車場と競合する状況なのであれば、駐車場料金を下げ、利用が向上したとしても、民業を圧迫することになり、市が市費を投じて駐車場事業を継続する意義を問われることとなる。

また、利用者は平成 21 年 12 月の状況で、約 75%が坂出市民である。周辺の店舗用の駐車場や、マンション居住者が借りているため、市民が多い傾向は続いているとのことである。

イ 使用許可

市役所に必要書類を持参して申し込み、翌月駐車場使用料金の支払いを確認後、管理番号を付け、申請者にカードを交付する。

紛失の場合など、届け出により再発行され、契約を解除する場合には回収される。

(指摘事項)

未使用の駐車券の受払簿を作成すること、定期的に受け払い簿の残高を未使用の駐車券と照合すること、発行した駐車カードの回収もチェックすることにより、常に使用可能なカードが余分に発行されていないことを確認できるシステムとする必要がある。

ウ 未収入金

使用料は、前月 20 日までに納付書により支払うこととされている。現状では、予定の日に収納されない場合、督促状を発行する方法により、回収している。

3 か月以上滞納すると、発行したカードではゲートが開かないようにしているとのことであるが、水道料金などのライフラインに関する未収とは性質が異なるため、公的施設であることを考えれば、駐車場を利用しない

他の大多数の市民との公平のためには、延滞するとすぐ使用不可能になるなど、もっと早い対応が適切であるようにも思われる。

しかし、平成 20 年度末時点での未納はないとのことであり、現状でも 2 カ月を超える滞納は出ていないとのことであるため、市に損害が発生している状況ではなく、不適当な運用状況ではない。

なお、未収入金の管理は、市が作成した入金管理表により行われており、21 年 3 月を抽出し、正しく転記されていることを確認した。

(5) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 誰でも契約できるが、施設の性質上、地域が特定されている。

・特定されている場合その要因は何か。→ 駐車場施設であるためであるが、地理的条件が主要因である。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 駐車場に対するニーズが低くなっていると思われる。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 該当なし。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 不要

・維持管理は十分に行われているか → 一部不十分

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれていることは多い。

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 否

イ 検討（意見）

入船駐車場は、市が必ず運営するべき必然性はない施設であるにもかかわらず、固定資産税など民間事業者であれば負担するべき金額を除いても、支出が使用料収入を上回っている。

市では現在、補修による利用向上を目指すとのことであるが、現状のニーズが低いのであれば、民間業者に任せられないか、規模を縮小するべきではないか、転用または売却が適切ではないか、などの検討が必要である。

4-2-2 坂出市営 JR さぬき府中駅前駐車場

(1) 概要

所在 坂出市府中町字新宮町 986 番 20, 21

条例等 坂出市営 JR さぬき府中駅前駐車場に関する取扱要綱 使用可能時間 0 時 - 24 時 休

日 なし 使用料 有料(月額 4,500 円) 減免なし 利用対象 限定なし

面積 509 m² 構造 アスファルト舗装・区画・フェンス 駐車可能台数 19 台

担当部署 都市計画課

・場所 JR さぬき府中駅隣接。

- ・職員 なし。
- ・国庫補助等 該当なし。



駅側から見た駐車場(休日)



道側から見た駐車場(休日)

(2) 施設の目的

JRさぬき府中駅の駐車場需用に対応し、交通施設整備の一環として設置された。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズが高い施設であり、今後も市が設置する必要があるが、管理に関しては直営である必要はない、とされている。ただし、指定管理者制度によるメリットも想定しづらいとされている。

(4) 利用状況

ア 状況

月極専用であるが、駐車可能台数 19 台と、台数も少なく、駅利用者の一定の需要があることから、稼働率は高い。

市役所に必要書類を持参して申し込み、翌月駐車場使用料金の支払いを確認後、駐車場利用時に車両内に置く使用許可書を作成し、申請者に交付する。

紛失の場合など、届け出により再発行され、契約を解除する場合には回収される。

ウ 未収入金

使用料は、前月 20 日までに納付書により支払うこととされている。現状では、予定の日に収納されない場合、督促状を発行する方法により、回収している。

入船駐車場のよう、カードによる管理はできないが、平成 20 年度末時点での未納はなく、また通常納付が遅れることは、ほとんどないとのことである。未収入金の管理は、入船駐車場と同様である。

(5) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 誰でも契約できるが、施設の性質上、地域が特定されている。

・特定されている場合その要因は何か。→ 地理的条件が主要因である。駐車場施設である限りこのようなこととなる。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 該当なし。ただし市外利用者の方が多い。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 検討は必要。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 不要

・維持管理は十分に行われているか → 舗装、フェンスなど簡易な施設であり、維持管理はあまり重要ではない。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれていることは多い。

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 否

イ 検討（意見）

駐車場は、駅前駐車場であり、市が必ず駅に駐車場を置くことは求められないものの、市が運営することが妥当な施設である。固定資産税など民間事業者であれば負担すべき金額はあるものの、コストはほとんどかかっておらず、利用状況は良好である。

市の判断通り、指定管理者制度とする必要性は低いですが、他の施設と合わせて管理者とすることも可能である。

ただし、市民以外の利用が3分の2を占めており、坂出市内への通勤に利用しているものかは不明である。市民ニーズにこたえるためには、駐車場料金を市民および坂出市内勤務者でない場合に割増しとするなど、料金設定について検討する必要がある。

4-2-3 坂出駅北口地下駐車場

(1) 概要

工事場所： 坂出市元町一丁目 3722 番地 6(駅前広場地下) 敷地面積： 6,058.59 m²

延べ面積： 5,250.46 m² 構造： 鉄筋コンクリート造 地下1階 施設概要：自走式地下駐車場

収容台数 126 台 出入口車路 2 箇所、出入口階段 3 箇所(駅側エレベーター1基)

工事期間： 平成 11 年 3 月 18 日～平成 12 年 11 月 30 日 事業費：17 億 7 千万円

事業手法： 特定交通安全施設等整備事業(建設省道路局)

(2) 施設の目的

駅前開発とともに設置された時間貸しの駐車場である。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

必要な施設であり、市で管理するとされている。

(4) 利用状況及び財政状況

ア 県内比較

県内の主な駅前地下駐車場との比較(07年度)

	高松市		丸亀市	坂出市	(参考)地下式平均
	高松市立高松駅前広場地下駐車場	高松市立瓦町駅地下駐車場	駅前地下駐車場	坂出駅北口地下駐車場	
1. 供用開始(予定)年月日	H.13. 5.13	H. 9. 4.15	H. 2. 4.16	H.13. 3. 1	
2. 施設					
駐車場使用面積(m ²)(A)	18,826	17,077	4,123	5,247	1,234,400
収容台数(台)(B)	395	439	263	126	34,322
3. 営業時間(刻)					
開始			6.0	4.3	
終了	24	24	23.3	1.3	
4. 総事業費(千円参考は百万円)(C)	5,629,747	4,479,864	2,417,000	1,197,830	433,536
5. 料金(円)					
(1) 時間きめ					
ア 普通自動車	300	300	210	200	
イ 小型自動車	-	-	210	200	
ウ 乗合型自動車	-	-	-	200	
(2) 月きめ普通自動車					
ア 全日	-	-	11,500	-	
イ 昼間	18,000	20,000	-	-	
ウ 夜間	10,000	8,200	-	-	
(3) 現行料金実施年月日	H.18. 8. 1	H.18. 8. 1	H. 9. 4. 1	H.17. 9. 1	
6. 1台当たりの建設費(千円)(C/B)	14,253	10,205	9,190	9,507	12,631
7. 1台当たりの使用面積(m ²)(A/B)	48	39	16	42	36
8. 実績					
(1) 当年度(千円)					
ア 収入(資本的収入を含む)	222,887	135,591	163,048	96,269	
うち他会計繰入金	112,217	-	115,542	54,126	
収容1台当たり収入(除く繰入金)	280	309	181	334	
1m ² 当たり収入(除く繰入金)	5.9	7.9	11.5	8.0	
イ 支出(資本的支出を含む)	294,198	195,263	214,819	96,269	
うち職員給与費	-	-	-	-	
収容1台当たり支出	745	445	817	764	
ウ 収支差(ア-イ)	△ 71,311	△ 59,672	△ 51,771	-	
(2) 供用開始以降累計(千円)					
ア 収入	1,121,083	3,702,437	2,427,867	590,049	
うち他会計繰入金	349,701	-	1,681,966	270,050	
イ 支出	1,708,576	3,127,078	3,601,810	590,049	
うち職員給与費	-	-	-	-	
ウ 収支差(ア-イ)	△ 587,493	575,359	△ 1,173,943	-	
(3) 駐車台数					
ア 一日平均(台)	488	1,175	349	266	65,764
収容1台当たり駐車台数	1.2	2.7	1.3	2.1	1.9
9. 料金の徴収委託の状況					
(1) 委託年月日	H.18. 4. 1	H.18. 4. 1	H. 2. 4.16	H.13. 3. 1	
(2) 委託料(千円)	45,407	43,820	22,279	12,258	

(地方公営企業年鑑の数値による。)

香川県内の主要な駅前地下駐車場との比較をみると、料金的には月極めを導入していないこと、時間決め料金も丸亀市の210円より10円低い水準にあることなどの特色があるが、1日当たり利用台数もまぎまぎの水準にあり、他会計繰入金を除く収容1台当たり収入は最も高くなっている。

また、建設時期が遅いにもかかわらず、1台当たりの建設費は丸亀市とほぼ同水準にあるが、元利償還負担が重く、他事業よりも収容1台当たりの支出は大きくなっている。

イ 歳入歳出

歳入歳出の推移

(単位:千円)

年度	H16	H17	H18	H19	H20
使用料	46,030	51,155	47,460	42,086	42,537
繰入金	55,819	47,377	51,796	54,126	53,488
歳入合計	101,849	98,532	99,256	96,212	96,025
駐車場費	22,657	19,601	20,161	17,108	16,897
委託料	13,722	13,014	12,900	12,258	12,258
需用費	4,575	3,901	3,639	3,410	3,449
公債費	79,231	79,202	79,145	79,161	79,168
元金	56,298	57,429	58,584	59,761	60,962
歳出合計	101,888	98,803	99,306	96,269	96,065

使用料で、毎年の支出はカバーしている。公債費を含めると赤字となるため、一般会計からの繰入金で補てんされている。

委託料のうち、多額のもののは駐車場の管理業務であり、複数年度の管理を対象とする入札により選定されている。毎月の業務内容の報告を受け、委託料を支払っている。

ウ 収納手続

北口駐車場は、機械式のものであり、プリペイドカード・回数券または現金で支払われる。現金の出し入れは定期的に市の職員が行っており、入金票と納付書は照合される。

毎日の駐車場収入は、毎日の機械集計から管理会社が月報を作成し、業務内容とともに市に報告する。市の入金処理のタイミングとは異なるため、数値は一致しないが、年度末には、年間の入金額と、月報の合計額を照合し、差額を調整する。

この差額の推移は、次のとおりであり、入金額が多くなっている。日ずれによるものであれば、毎年プラスになったり、マイナスになったりすることが自然であり、差額が何によるものであるのかを確認する必要がある。

(意見)

通常、機械式の駐車場設備には、レジを締める度に駐車場収入の累計がアウトプリントされ、前回の累計額と比較することで、収入に漏れがないことを確認できるシステムになっている。市はこの累計を確認していない。機械メーカーに問い合わせ、機能を確認したうえで、必ず市の職員が抜けのないことを確認するシステムとする必要がある。

(歳入額-月報合計額 単位:円)

H17	H18	H19	H20
16,860	△ 28,790	△ 182,600	△ 142,930

(5) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 誰でも利用できるが、隣接する大型店が無料で立体駐車場を開放しており、利用時間に制約があるために、利用がそれぞれ差別化されているものの、公的関与の意義は

薄れてきている。

- ・特定されている場合その要因は何か。→ 該当なし。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 該当なし。駅利用者が多い。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 立地環境からはやむを得ない水準。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 不要
- ・維持管理は十分に行われているか → さほど問題化してはいない。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 都市整備として整備される例は多い。
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 整備時点で、必要性についてどこまで検討したか疑問が残る。

イ 検討（意見）

駅前再開発の一環として整備された事業であるが、足下の需給環境や中心市街地の活性化への寄与度などからみると、必要性について説得的な説明をするのは難しい状況にある。

また、維持管理費については利用料収入でカバーできているとしても、元金償還は一般会計からの繰入により大部分を賄っている状況にあり、費用対効果についても十分な水準にあるとは言い難い。とは言え、県内他市の運営状況などからみれば、一定の効率性は実現しているとの見方も可能であり、その点については一定の評価ができよう。

多額の工事費を投入する一方、投資回収に長期を要する事業については、より厳しい事業規律が求められており、将来的なビジョンや公的関与の必要のみならず、長期的な事業見通しについて、より慎重な検討を行う必要がある。

4-3 社会福祉施設

4-3-1 坂出市母子生活支援施設(坂出ハイツ)

(1) 概要

所在 坂出市林田町 設置年度 昭和 62 年

条例等 坂出市条例 使用可能時間 0 時-0 時(居住型の施設である)

休館日 該当なし 使用料 有料 減免制度あり 申込可能日 規定なし 利用対象 法規の規程に該当する者

面積 1,205.99 m² 敷地面積 1,440 m² 建設年度 昭和 62 年 再調達価額 34,302 千円

構造 鉄筋コンクリート 2 階建て 1 階事務室、宿直室等 使用可能居室 20 室 駐車場 10 台程度

担当部署 社会福祉課

・場所 住宅地に建設されている。

・アクセス等 公的交通機関の利用も可能であるが、通勤などの利便性から見ると、車両などによることとなる。

・職員 指定管理者制度導入のため、指定管理者の職員となる。施設の設置にあたり、一定の人員配置を求められる施設である。

施設長 1 名、母子指導員 1 名、少年指導員兼事務員 1 名、技能員 1 名の体制をとっている。

・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要



(玄関側)

(住居側)

(2) 施設の目的

児童福祉法の規程に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、保護者及び児童を入所させ、これらの者を保護することを目的とする施設である。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは高いとされており、今後も市が設置する必要性があると判断されている。

(4) 利用状況

ア 状況

・20 室の居室があり、ピーク時は 17 室使用されていたが、ここ数年は子供の保護年限が過ぎる母子が順次

退去したことに加え、①自立を支援するとして預金通帳を預かり指導管理してきたこと、②22 時という門限を設定していること、③男子禁制とし入居者以外の出入りを厳格に管理してきたことなどにより、入居者が退去して公営住宅に移転するといった例も生じていた。最近では新規入居は全く途絶えており、以前入居している母子ともに知的障害を持つ 2 世帯、4 名のみが入居している。

イ 使用許可

・申請手続きは法令に定められているが、ここ数年新規の申込がないため、手続きの確認は行っていない。

(5) 行政コスト・歳入歳出推移

ア 行政コスト

・入居者 1 人 1 ヶ月当たりの行政コストは 407 千円と試算され、世帯当たり 814 千円となり、当該サービス提供のコストは、入居者が低位にとどまっていることから、極めて高い水準になっている。

イ 歳出歳入

・坂出市社会福祉協議会に対する指定管理料は、18 年度 18,359 千円、19 年度 19,421 千円、20 年度 19,442 千円と定められてきたが、清算によりそれぞれ、18,346 千円、18,816 千円、が支払われている。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→もともと最大 20 世帯の入居者を対象とする施設であり、また入居対象も法令等により限定されている。これに該当する世帯が広く受け入れられれば、利用者が偏っている状況とは言えない。全ての申し込みに対して施設等の説明を同じようにしているということであるが、長期間居住している、知的障害者世帯 2 世帯のみの利用となっており、特定の者に偏っている結果となっている、

・特定されている場合その要因は何か。→ 前述した厳格な運用が要因と思われる。

(指摘事項)

預金通帳を預かったり、門限を設定したりといった、明確に法令に基づく範囲とは言えない運用によって、施設が保護対象とすべき母子の入居を躊躇させる結果となっている。さらに、預金通帳を預かることに至っては、職員の不法行為を招きかねない運用となっており、入居者の人権侵害にもつながりかねないと考えられる。

したがって、児童保護が目的とはいえ、保護を求める主体となる母親のプライバシーや生活の利便性に十分考慮した施設管理方法に抜本的に改める必要がある。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → ①と同じ

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は→法令により、使用料が低く設定されている。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか→当面不要

・維持管理は十分に行われているか→一部不十分

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 特になし。

イ 検討（意見）

現在入居している母子は、障害者自立支援法などでも対応可能と考えられ、本来的な母子支援施設の対象とは言えず、現状の利用状況が継続的に続くとなれば、施設として存続していく意義は認められない。

とはいえ、坂出市の世帯構成などから考えると、本来の入居対象者も多くいるとみられることから、記述のとおり、制度の趣旨を十分踏まえて、運用面の抜本的な改善に取り組む必要がある。

保護すべき児童のために必要な管理・指導がどこまでなのか、逆から言えば、入居する母親が保障されるべきプライバシーや認められるべき生活の利便性はどこまでなのかについて、担当課と指定管理者が、外部の意見を聞きながら、真摯に話し合っていく必要がある。

その上で、施設の存在意義と、母子の自立に向けて施設を利用することの利点を広く広報し、施設利用の啓蒙にも積極的に取り組むべきである。

そうした取り組みにもかかわらず、1～2年程度の期間を経た後も、利用者が施設の収容力に比して極めて低い水準にとどまるとしたら、極めて高額な利用者1人当たりの行政コストを容認して集合施設として運営する意味は認められないため、即時廃止すべきである。

4-4 社会教育施設

施設の性格から言えば社会福祉施設としても位置づけられる、坂出市勤労福祉センターについても、利用実態や所管などを踏まえ、この項に含めている。

4-4-1 坂出市民ホール

(1) 概要



入口ホワイエ

ホール内部



車椅子用のリフト

所在 坂出市京町二丁目1番13号 設置年 昭和49年

条例等 坂出市民ホール条例 使用可能時間 9時-22時

休館日 火曜日・年末年始

使用料 有料 夏期4割、冬季3割を冷暖房料として加算

申込受付可能日 6か月前 減免等 なし 利用対象 限定なし。ただし連続して5日間まで。

面積 2,328㎡ 敷地面積 2,118㎡ ホール800席 建設年度 昭和49年

総事業費：470,814千円 再調達価額404,580千円

構造 鉄筋コンクリート 駐車場なし(京町駐車場利用可)

担当部署 社会教育課

- ・場所 京町住宅建物北側部分。
- ・アクセス等 市街地にあり、坂出駅から徒歩圏内である。
- ・職員 職員人1名、嘱託員3名

- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要
- ・成り立ち 坂出市の人工土地プロジェクトの一部として建設された。

(2) 施設の目的

条例によると、「市民文化の向上と福祉の増進をはかる」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは低い、とされているが、市で唯一の文化ホールであり、老朽化も進んでいるので、代替施設の検討も含めて存続が必要とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

利用者の推移は次の通りで減少傾向にある。

	H14		H15		H16		H17		H18	
ホール利用者(人)	35,170		31,390		31,420		27,025		27,410	
単位	件	日	件	日	件	日	件	日	件	日
ホール	65	93	67	96	69	105	65	88	65	97
ホワイエ	3	13	5	19	6	16	8	21	6	20
計	68	106	72	115	75	121	73	109	71	117

平成 20 年度の利用率は 39.6%と高い状況ではない。

9 割は市民が利用しており、地元市民による定期的な公演も行われている。市による利用はあるが、自主事業は行われていない。自主事業は採算の面ではマイナスとなることも多いのが現状であり、ホール席数から開催可能な演目も相当限られるため、やむを得ない面も強い。

イ 使用料

ホール			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	
市	文化	平日	5,400円	9,000円	12,600円	13,800円	21,000円	24,000円
	目的	土日祝	6,600円	10,800円	15,000円	16,200円	24,000円	
民	営利	平日	8,100円	13,500円	18,900円	20,700円	31,500円	36,000円
	目的	土日祝	9,900円	16,200円	22,500円	24,300円	36,000円	
市	文化	平日	14,000円	23,400円	32,700円	35,800円	54,600円	62,400円
	目的	土日祝	17,100円	28,000円	39,000円	42,100円	62,400円	
外	営利	平日	21,000円	35,100円	49,050円	53,700円	81,900円	93,600円
	目的	土日祝	25,650円	42,000円	58,500円	63,150円	93,600円	

ウ 使用許可

平成 21 年度から使用許可番号 3、11、22 番を抽出し、使用許可及び使用料の計算が条例に沿って行われていることを確認した。

(5) 行政コスト・歳入歳出

33 百万円に達する維持管理費用に対し、使用料収入は 4 百万円程度にとどまっており、利用者 1 人当た

りの行政コストは 1,171 円となっている。

歳入歳出の変動は、修繕の有無であり、それ以外の大きな変動はない。

(単位:円)

	H18	H19	H20
使用料収入	4,503,470	4,077,840	4,278,965
人件費	16,390,382	16,129,329	16,325,962
物件費	16,610,585	12,233,865	14,757,672
需用費	5,904,630	6,227,665	5,819,390
委託費	5,532,114	5,389,100	5,289,350

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 定期的に利用する団体はあるが、該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 施設の舞台が狭く、使用可能な催しが他の同種の施設に比べて限定されている。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 市民利用について、低く設定している。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 必要である。特に耐震対応は施設の性質上必要と思われる。

・維持管理は十分に行われているか → 一部不十分

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれることが多い。

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 該当なし。

イ 検討 (意見)

市民ホールの稼動状況は、必ずしも高い水準とはいえないものの建設コストが低位にとどまっていることから、1人当たりの行政コストは何とか許容できる範囲に収まっている。一方で、商業的なコンサートなどには不向きな施設となっている上、施設の老朽化も進んでおり、財政状況などからみれば、将来の更新投資をにらみながら、当面現有施設を活用していかざるを得ない状況にある。

4-4-2 ふれあい会館

(1) 概要

所在 坂出市本町一丁目2番1号 設置年 平成11年

条例等 坂出市民ふれあい会館条例等 使用可能時間: 9時-21時(ただし、いこいの間を、坂出老人いこいの家として使用できるのは17時まで) 申込可能日 3か月前 休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始 使用料 有料 市外・市内営利目的利用は2.5倍 空調料金は使用料の3割 減免 公共または公益上の使用その他教育委員会が特に必要と認めるとき 利用対象: 限定なし

面積: 1,633.56 m² 敷地面積: 595.11 m² 建設年度: 平成 11 年 再調達価額: 513,790 千円
構造: 鉄筋コンクリート等 4階建て 1階: 中河与一コーナー、事務室、研修室、いこいの間 2階~4階: ホール 駐車場: JR 四国から高架下の駐車スペースを 30 台分賃借している。(無償)

担当部署 社会教育課

- ・場所 JR 線沿いの住宅地域
- ・アクセス等 JR 坂出駅から徒歩圏内である。
- ・職員 職員 1 名 嘱託員 2 名
- ・国庫補助等 受けていない。



1 階研修室



1 階いこいの間 1



1 階 中河与一コーナー



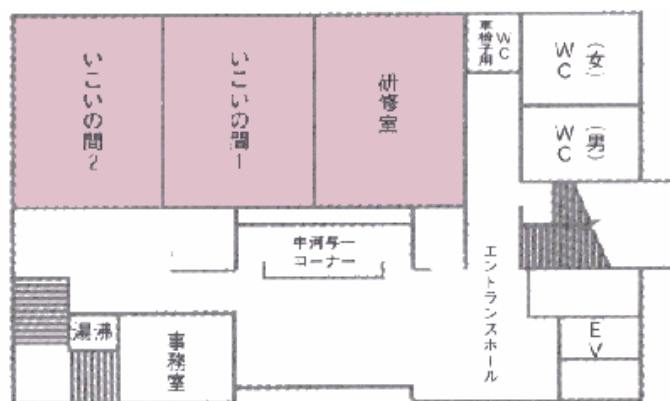
2 階ホール(多目的ホール、写真は半分使用)



3 階ホール(板の間)



4 階ホール(畳の間)



1階平面図

(2) 施設の目的

条例によると、「市民の教養、福祉、レクリエーション、生活文化等の向上に資する」とされている。

(3) 平成17年度調査時の状況

市民ニーズは高いとされ、今後も市が管理するとされている。

(4) 利用状況

ア 状況

1階には有料施設はない。研修室、いこいの間は無料施設であり、いこいの間は17時まで坂出老人いこいの家として使用されるほか、公共団体、公共的団体等に限り使用することができる。

3階、4階はそれぞれ板敷、畳敷になっている。ふれあい会館建設前に、武道場として使用されている施設があったため、代替として3階は剣道、4階は柔道に使用可能な仕様とされた、とのことである。

実際には、従来より施設の使用料が無料であったことから、それらの目的使用は行われず、現在では比較的稼働率の低いスペースとなっている。

平成20年度の使用状況は次のとおりであり、2～4階の使用可能スペースはほぼ同面積であるが、稼働率には差がある状況である。

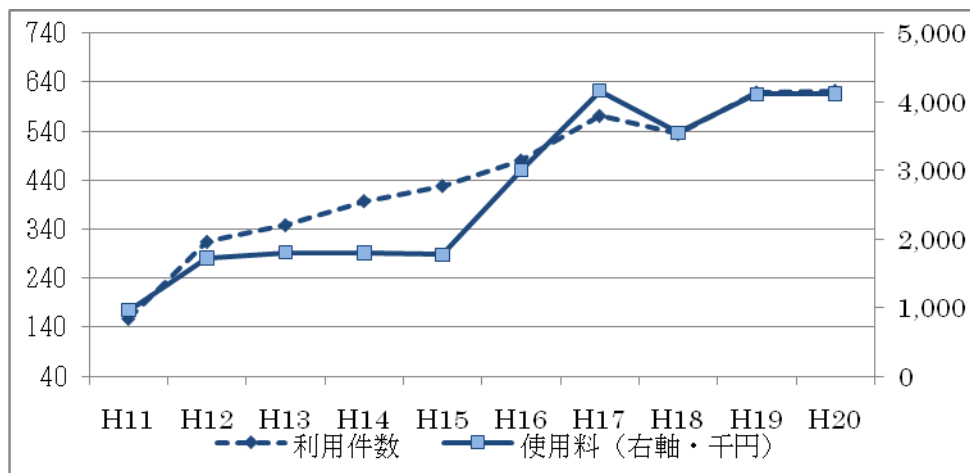
項目	年度	いこいの間	研修室	2階 (多目的ホール)	3階 (板の間)	4階 (畳の間)
人数	H20	145	780	14,158	3,777	3,867
比率		0.6	3.5	62.3	16.6	17.0
使用料*		0	0	3,025,450	505,200	346,550
件数		5	62	289	186	80
	H19	2	45	283	214	75
	H18	1	61	268	141	63

*免除された使用料も含まれた数字を示している。

利用の推移は次のとおりであり、平成15年から順次利用が増加している。

商業利用が増加していることで、使用料収入は使用件数増加率を超える増加率となっている。

区分	単位	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	件	157	314	348	397	428	480	571	534	619	622
人員	人	20,995	20,753	20,073	22,910	19,428	20,920	26,910	22,278	22,308	22,727
使用料	千円	965	1,721	1,802	1,800	1,774	3,000	4,162	3,550	4,111	4,117
利用率	%	40.1	59.3	61.7	70.3	76.6	81.8	86.5	86.9	87.3	87.1



イ 使用料

使用料は、次のように定められている。

(単位:円)

使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9～12時	13～17時	18～21時	9～17時	13～21時	9～21時
2階ホール(多目的ホール)	2,100	2,600	2,600	4,300	4,300	6,400
3階ホール(板の間)	1,800	2,200	2,200	3,700	3,700	5,500
4階ホール(畳の間)	1,800	2,200	2,200	3,700	3,700	5,500

広さを考えると、比較的安い使用料といえる。

ただし、市外者の利用、市内営利目的利用は2.5倍となり、また、空調を利用するときは、使用料の3割を空調料金として徴収する。

ウ 使用申請

平成20年度の徴収簿、273件から6件を抽出し、それぞれ申請書が承認され、使用料も正しく計算されていることを確認した。

平成20年度の免除申請書を閲覧し、公益利用等であること、承認されていることを確認した。

平成20年度の使用状況ファイルから、1階研修室の利用状況を確認し、単独の利用が公共利用であること、ホール利用と同時に利用されるものについても、商業利用ではないことを確認した。

このうち、公共利用として単独利用されているものは、市教員研修、自治会による総会等の利用、男女共同参画何でも相談等であった。1件、中河与一関連の市事業ではない講演が含まれていたが、施設の性質から見て妥当である。

(5) 歳入歳出等

ア 行政コスト

利用度は比較的高いが、1人当たり行政コストは1,139円となる。

なお、年間の使用料収入控除前の行政コストは約3千万円である。これを4階で割り、稼働300日、開館12時間で割ると、フル稼働の場合の1時間当たりコストは2,000円となる。

商業利用の場合の1時間当たり使用料は、1,750円、空調料を加算すると2,275円と、フル稼働の場合のフルコストをカバーするかしないかの水準である。

イ 歳入歳出推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	3,000,110	4,162,110	3,549,520	4,111,420	4,117,360
人件費	5,155,650	5,149,856	12,618,654	12,630,581	12,742,640
物件費	9,718,298	9,390,989	7,939,889	7,300,156	6,976,389
需用費	3,111,053	3,002,998	2,667,987	2,829,050	2,939,603
委託費	5,897,470	5,628,550	4,550,830	3,956,404	3,793,318

平成18年度からの人件費の増加は、歳出計算上の所属換えのためであり、現況がより実態を反映している。委託費の減少は、長期間契約にすることで、契約単価が著しく減少したものが2件と、ふれあい会館に帰属していた委託業務の分類を変更したものがあある。

(単位:円)

項目	H16	H18	H20
清掃業務委託料	2,373,000	2,343,600	1,630,188
空調設備保守管理委託料	1,207,500	787,500	787,500
翠松閣等清掃業務委託料	889,350	-	-

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 一部低い。

・低い場合その理由は → 当初予測していた柔道剣道に対応する施設を別途設置したため。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 該当なし。ただし、営利目的利用についても、必ずしもフルコストが回収できる使用料金水準ではない。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 当面不要。

・維持管理は十分に行われているか → 行われている。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 該当なし。

イ 検討（意見）

坂出市のなかで、施設は比較的新しいが、上階の利用度がやや低いこと、商業利用の場合の利用料水準、研修室を現在のように、無料施設のままとするか、などを検討する必要がある。

また、用途はふれあい会館が広いが、武道場、公民館など市民が利用できるスペースを提供する他施設と重複する機能を持つため、施設全体の計画の中で、利用方法を再検討することが望まれる。

なお、ふれあい会館の使用申請、使用料収入の管理方法は、後からの検証が可能な番号管理や整理を行っており、適切に処理されている。他施設でも、これを参考に管理することが望ましい。

4-4-3 万葉会館

(1) 概要

所在 坂出市沙弥島 70 番地 1 設置年 昭和 63 年

条例等 坂出市万葉会館条例 使用可能時間 9 時-22 時（申し込みがなければ 17 時まで）

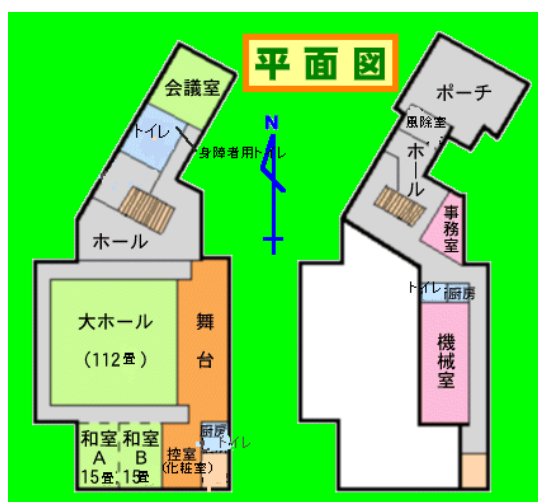
休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始 使用料 有料 申込可能日 大ホール 1 年前 その他 3

か月前 利用対象 販売目的使用は不可 面積 960 m² 建設年度 昭和 63 年 再調達価額

352,300 千円 構造 鉄筋コンクリート 2 階建て 1 階室、2 階室等 駐車場 20 台程度

担当部署 社会教育課

- ・場所 番の州埋立地で陸続きになった沙弥島に位置する。
- ・アクセス等 路線バスでアクセス可能であるほかは、車両による。県施設である番の州公園の駐車場、海の家前駐車場からも徒歩圏内である。
- ・職員 嘱託員 1 名（一部万葉を歩く会に日直業務を委託している。）
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要
- ・成り立ち 建設経緯など、不明である。



見取り図



外観



大ホール

大ホール舞台

(2) 施設の目的

条例によると、「地域の風土に根ざした伝統ある文化、芸能等を活発化させ、地域文化の保存、継承および向上発展を図る」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは低い施設とされているが、坂出市水防計画の指定避難所としての機能も有していることから、市が設置する必要があると判断されている。

施設の全般の項にも記載しているように、市の施設として維持する根拠としては希薄である。

(4) 利用状況

ア 状況

利用状況

(単位:件、人)

年 度	14	15	16	17	18	19	20
利用件数	25	37	24	29	24	17	24
利用延人数	2,805	2,771	1,700	3,229	1,729	2,965	2,105

平成 20 年 ・利用団体 15 団体(市内がほとんど)←地元利用は少ない

・利用件数 24 件

・利用人数 2,105 人(企画事業 333 人)

企画行事として年に 3 回、4~5 月に行っている行事がある。

・万葉短歌大会 ・沙弥島万葉まつり ・万葉茶会 万葉まつり→史跡めぐりをする。

イ 使用料

室名	基本使用料(円)						冷暖房 使用料
	9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~17時	13時~22時	9時~22時	
会議室	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	基本料 金の 30%
和室(A)	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
和室(B)	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	
大ホール	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000	

ウ 使用許可

市役所で申請書を受け付けている。

平成 20 年度申請書綴りを閲覧したところ、所定の手続きに従い、使用料も条例に沿って計算されていた。

(5) 行政コスト、歳入歳出

ア 行政コスト

利用者 1 人当たり行政コストは、5,051 円と、投資負担に対して利用人員が少ないため、この種の施設としては極めて高い水準となっている。

したがって、こうした水準のコスト構造を前提とすれば、施設存続の妥当性は小さいと言わざるを得ない。

イ 歳入歳出の推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	207,200	193,100	166,500	172,400	189,900
人件費	1,603,300	1,533,400	1,500,100	1,502,000	1,685,900
物件費	4,390,967	4,149,614	4,604,348	4,009,132	3,830,927
需用費	2,389,143	2,098,793	1,947,793	2,209,241	2,446,035
委託費	1,849,322	1,868,749	1,732,355	1,607,830	1,223,300

ウ 委託費の内容

通常の維持管理・警備費等のほか、坂出市万葉を歩く会に、日直業務を委託している。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 市のイベント利用が多く、毎年利用する団体はあるが、偏っているというよりも、利用が少ないために固定化される傾向になっている。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。
 ・低い場合その理由は → 地理的要因と思われるが、施設の設置時に比べ、和室ホールは市内ふれあい会館にも設けられるなど、他の条件も影響している可能性もある。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 低い、他の施設に比べて特に低いものではない。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 不要
 ・維持管理は十分に行われているか → 必要な管理は行われている。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
 ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
 ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 建設経緯が不明である。

イ 検討 (意見)

今日的にみると、立地条件が悪いために、限られた利用しかない施設となっており、前述したとおり、利用者 1 人当たりの行政コストも 5 千円を超える水準にあり、施設の効率的運営という観点からは、極めて課題が

ある施設となっている。

中央公民館は利用面では人気が高い一方で、設備の老朽化が目立っており、万葉会館、ふれあい会館なども含めた機能の再配分について、十分検討していく必要がある。現在は低コスト運営を重視している状況にあるが、企画事業などによる、明確な利用改善につながる方針が立案できない場合には、将来的に転用・廃止も視野に入れた検討を行うべきである。

4-4-4 公民館

(1) 概要(中央公民館)

所在 坂出市寿町1丁目3番5号 設置年度 昭和25年

条例等 坂出市公民館設置条例 使用可能時間 午前8時30分～午後10時

休館日 日曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3) 使用料 有料 減免制度あり 申込可能日

規定なし 利用対象 法規の規程に該当する者

面積 1,259 m² 再調達価額 8,664 千円

構造 鉄筋コンクリート3階建 1階事務室、少年育成センター、教育研究所、研修室、収蔵庫、倉庫、2階 交通相談所、第1集会室、第1～第3講習室、3階 音楽室、グループ室、談話室、第2集会室、和室
その他に地区公民館8館、分館9館の計18館(下表参照)

名称	住所	設立年月日	建物面積) (m ²)
林田公民館	坂出市林田町 636-5	昭和 58. 10. 1	476
府中公民館	〃 府中町 1145-6	昭和 58. 10. 1	340
加茂公民館	〃 加茂町 645-7	昭和 59. 4. 1	434
王越公民館	〃 王越町乃生 1756-1	昭和 61. 4. 1	465
松山公民館	〃 高屋町 1100-1	昭和 62. 4. 1	470
川津公民館	〃 川津町 4939	平成元. 4. 1	476
西庄公民館	〃 西庄町 456-9	平成 3. 7. 1	454
南部公民館	〃 池園町 3-46	平成 5. 4. 1	502
福江分館	〃 福江町三丁目 3-46	昭和 28. 4. 1	117
本浦分館	〃 瀬居町 3	昭和 29. 4. 1	82
竹浦分館	〃 瀬居町 704-2 地先	昭和 29. 4. 1	84
西浦分館	〃 瀬居町 1688-4	昭和 61. 4. 1	92
沙弥分館	〃 沙弥島北通り 163	昭和 50. 4. 1	50
与島分館	〃 与島町 102	昭和 30. 4. 1	52
小与島分館	〃 与島町 1010 地先	昭和 30. 4. 1	51
岩黒分館	〃 岩黒 1-9	昭和 26. 4. 1	38
櫃石分館	〃 櫃石 585-17	昭和 60. 4. 41	310

担当部署 社会教育課

・場所 中央公民館は勤労福祉センター、郷土資料館、市民美術館、図書館など市民の利用する施設が集中する一角に置かれている。

・アクセス等 公的交通機関の利用も可能である。

・職員 正規職員2人、嘱託員3人、臨時職員2人、宿日直嘱託員20人 ただし、正規職員2名及び嘱

託員のうち1名は兼務である。



(施設外観)



(施設案内)

(2) 施設の目的

社会教育法第20条に「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定められている。

また、具体的な公民館の事業としては、市民講座、グループ学習、貸館、文化行事、市民芸術祭、相談事業、文化団体の育成などがあげられている。

(3) 平成17年度調査時の状況

市民ニーズは高く、市の施設として維持するべき、とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

名称	利用回数	利用人数	名称	利用回数	利用人数
中央公民館	3,123	33,486	福江分館	380	2,892
林田公民館	501	7,620	本浦分館	30	906
府中公民館	628	7,124	竹浦分館	102	1,467
加茂公民館	461	5,517	西浦分館	74	1,771
王越公民館	652	3,973	沙弥分館	15	213
松山公民館	461	8,537	与島分館	61	611
川津公民館	780	8,769	小与島分館	0	0
西庄公民館	437	4,684	岩黒分館	33	658
南部公民館	1,543	15,346	櫃石分館	16	421

イ 使用料

公民館	使用時間	午前8時30分	午後0時30分	午後5時30分	午前8時30分	午後0時30分	午前8時30分
	室別	から午後0時 30分まで	から午後5時 30分まで	から午後10時 まで	から午後5時 30分まで	から午後10時 まで	分から午後 10時まで
		円	円	円	円	円	円
坂出市	第1集会室	900	1,200	2,100	1,800	3,000	3,600
中央公民館	第2集会室	800	1,000	1,800	1,500	2,500	3,000
	講座室	500	700	1,200	1,000	1,700	2,000
	和室	800	1,000	1,800	1,500	2,500	3,000
	談話室	400	600	1,000	800	1,400	1,600
	音楽室	1,000	1,500	2,400	2,000	3,400	4,000
	上記以外	大会議室	800	1,000	1,800	1,500	2,500
外の公民館	小会議室	400	600	1,000	800	1,400	1,600
	和室	500	700	1,200	1,000	1,700	2,000
	料理室	700	900	1,600	1,400	2,300	2,800

ウ 使用許可

平成20年の使用料収入リストから、5件を抽出し、使用許可が出されていること、規程に従い、使用料が計算され徴収されていることを確認した。

(5) 行政コスト、歳入歳出

ア 行政コスト

利用者1人当たり行政コストは、655円と一定の利用人員がいること、老朽化が進み償却費が低位にとどまっていることなどから、まずまずの水準となっている。

イ 歳入歳出の推移

(単位:円)

項目	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	1,305,650	1,440,225	1,347,700	1,393,900	1,380,800
人件費	31,055,639	31,291,134	31,507,421	31,036,680	42,856,615
物件費	14,639,129	20,077,291	12,795,314	12,418,776	12,102,535
需用費	4,912,925	4,857,626	4,232,947	4,943,820	4,799,644
委託費	2,982,319	3,301,719	2,688,194	2,692,203	2,512,988
負担金補助及び交付金	3,256,400	3,600,300	3,253,700	3,233,500	3,277,000

平成20年度の人件費の増加は、支所の夜間宿直を公民館経費に振り替えたためである。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→固定的な団体利用が多い。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → まずまずの利用状況にある
- ・低い場合その理由は → 該当なし。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い、他の施設に比べて特に低いものではない。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 中央公民館は特に老朽化が進み、必要。
- ・維持管理は十分に行われているか → 天井の雨漏りなど必要な維持管理も不十分になっている。



⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれている
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 特になし。

イ 検討（意見）

- ・中央公民館は利用面では人気が高い一方で、施設や設備の老朽化が目立っており、いずれ建て替えが必要となってくる。ただし、当面は、万葉会館、ふれあい会館などの類似施設も含めた機能の再配分について十分検討し、社会教育施設全体の利用度向上につながる明確な方針を立案する必要がある。
- ・その他の公民館も老朽施設が多く、複合施設として運営されているものの、全体として数は多く、適正な再配置について検討していく必要がある。

4-4-5 郷土資料館

(1) 概要

所在 坂出市寿町1丁目3-5 設置年 昭和53年

条例等 坂出市郷土資料館の設置および管理に関する条例 使用可能時間 9時-16時

休館日 月曜日・祝祭日・年末年始

使用料 無料 利用対象 限定なし

面積 540㎡ 建設年度 大正8年 再調達価額 50,160千円

構造 木造 2階建て 1階事務室、資料室、展示室 2階資料展示等 駐車場 共用

担当部署 社会教育課

- ・場所 図書館、中央公民館、市民美術館、勤労福祉センターなど、市民が利用する施設が集中している一

角に置かれている。

- ・アクセス等 JR、バスなど公共交通機関でも利用が可能である。
- ・職員 正規職員 3名、嘱託員 2名（ただし正規職員及び嘱託員のうち1名は兼職、嘱託員1名は学芸員）
- ・国庫補助等 該当なし
- ・成り立ち:大正8年に坂出商業学校として建築されたもので、中央公民館に併設されている。建物が坂出市の指定文化財に登録されており、市内の考古・歴史・民族に関する資料等文化的なものを展示している。



施設正面



展示物

(2) 施設の目的

条例によると、「郷土の資料の収集、保存および調査研究のため」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは低いとされているが、市という単位において、資料の保管・展示のため必要とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

無料施設であるため正確な利用者は把握していない。

平成 20 年 開館日数 294 日 年間入館者数 2,388 人 月平均入館者数 199 人

1 日 10 人未満が来館。以前は、ノートを置いて来館者の住所・氏名を書いていたが、個人情報等の管理の意味もあり、今は県外・内からなど簡単なものとしている。

地域の小学生が歴史学習等で利用することもあり、去年は、初めて夏休みに企画展を行った。

イ 管理・資料の状況

考古資料 約 9,000 点 写真資料 約 200 点 民族資料 約 380 点 ビデオライブラリー 約 10 点 歴史資料 約 100 点

・管理の状況

展示資料・保管資料の管理簿は、平成 21 年度から、緊急雇用創出事業として作成中である。

発掘資料等についても、現物は分別が終了している。



他施設の機械室内に置かれた収蔵物

(5) 歳入歳出等

ア 行政コスト

利用者一人当たりの行政コストは 2,140 円と、やや高いが、利用者数の把握も困難な状況である。

イ 歳入歳出

低コストで運用されている。

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	1,500,600	1,427,400	1,500,600	1,718,400	1,718,400
物件費	1,667,078	2,094,381	977,836	922,041	1,303,180
需用費	778,181	222,843	64,330	36,860	84,409
委託費	836,800	824,600	812,400	800,200	788,000

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 展示が固定化している。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → もともと使用料を徴収していない。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 建物の保存も兼ねている施設である。

・維持管理は十分に行われているか → 一部不十分

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 建物自体が文化財に登録されている。

イ 検討 (意見)

・展示施設としては、極めて低い利用状況にとどまっており、利用者 1 人当たり行政コストは 2 千円を超える水

準にあり、入場者の把握が十分でないとしても、この種の施設としては高い水準にある。したがって、展示施設としては、展示内容の改善などにより入場者数の増加について努めていく必要がある。

その際、設置経緯は別として、塩業資料館の機能を郷土資料館に引き継いで、展示内容を刷新するという取り組みが現実的な対応策として考えられる。塩業資料館については、その項で触れているが、入場者 1 人当たりの行政コストが 8 千円を超えており、市民ニーズがあまり強くないと判断され、現状のまま維持するのではなく、何らかの対応を検討する必要がある。

・条例の定めによれば、郷土の歴史的な資料を保存管理していく機能が本来業務という整理となり、収蔵物の目録整理などを通じて歴史的価値などを明らかにし、その上で展示の充実などにも取り組んでいくというのが、実効的な施設活用の方向となろう。

4-4-6 塩業資料館

(1) 概要

所在 坂出市大屋富町 1777-12 設置年 平成 9 年

条例等 坂出市塩業資料館に関する条例

使用可能時間 9 時-17 時 申込可能日 該当なし

休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始

使用料 有料 減免 学生・団体割引 20% 利用対象 限定なし

面積 694 m² 建設年度 平成 9 年 再調達価額 187,000 千円

構造 鉄骨 1 階建て

担当部署 社会教育課

・場所 企業施設の寄付を受けて運営する施設であり、市街地から離れている。

・アクセス等 車両による利用が主となる。

・職員 嘱託員 1 名

・国庫補助等 該当なし。ただし、寄付収納時の企業との契約があり、市が運営するとされている。



外観



展示物

(2) 施設の目的

条例によると、「塩田の歴史に関する資料の展示、保管及び収集を行うことによって、郷土の歴史と文化に対する認識を深める」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズについては、その他とされ、市が寄贈を受けた経緯と資料の希少性と重要性から、今後も市が設置するとされている。また、指定管理者制度をとる場合には、民間事業者を想定せず、非公募によるべきとされている。

(4) 利用状況

ア 状況

利用者は少なく、減免対象とした小中学生の利用も少ない。
開館日 300 日であるため、1 日平均を計算すると 4.4 名である。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
個人	40	84	40	61	105	79	34	54	21	24	30	65	637
団体	0	31	0	0	0	46	0	32	0	0	0	0	109
小計	40	115	40	61	105	125	34	86	21	24	30	65	746
減免	77	20	14	69	178	37	79	38	6	19	19	18	574
合計	117	135	54	130	283	162	113	124	27	43	49	83	1,320

イ 使用料

もともとが 200 円と、入館料としては安い部類に入るが、さらに小中学生以下を無料にし、団体は 2 割引きとしている。

(5) 歳入歳出等

ア 行政コスト

施設については寄付を受けたため、市としては直接コスト負担していないものの、施設コストも含めて利用者 1 人当たりの行政コストを試算すると、8,188 円とこの種の施設としては極めて高い水準となっている。

(意見)

低額とはいえ有料施設となっており利用者が極めて少ないことが要因と考えられるが、現状のコスト構造を前提とすれば、継続する意義は極めて乏しいと考えられる。

イ 歳入歳出推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	148,630	125,870	139,960	118,420	144,140
人件費	1,668,600	1,668,000	1,668,000	1,668,000	1,668,000
物件費	3,851,910	3,837,105	4,304,082	3,692,254	3,782,897
需用費	1,798,303	1,638,302	1,631,460	1,637,235	1,754,866
委託費	1,863,440	2,000,420	1,995,070	1,864,130	1,843,775

ウ 委託料

委託料のうち、シルバー人材センターに対し日直業務の推移は次のとおりである。

H18	H19	H20
802,500 円	807,850 円	813,200 円

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 地理的要因と、展示が固定化していることなど。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 利用促進のため、小中学生、幼児を無料としている。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 当面不要。

・維持管理は十分に行われているか → 一部不十分である。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 寄贈された施設である。

イ 検討（意見）

塩業資料館、郷土資料館は市営施設として運営される経緯は異なっているものの、施設のコンセプトには類似性がある上、入場料の有無は別としても展示内容などから入場者数は極めて低位にとどまっており、直営施設として個別に運営する意義は認められない。

この際、郷土資料館に塩業資料館の展示内容を引き継ぐのも、合理的な対応策と考えられる。

4-4-7 坂出市民美術館

(1) 概要

所在 坂出市寿町1丁目3番35号 設置年 昭和60年

条例等 坂出市民美術館条例 使用可能時間 9時-17時(入館は16時30分まで)

休館日 月曜日・祝日の翌日・年末年始

使用料 有料 割増規程 市外者利用に対して3割 冷暖房使用料 使用料の30%

申込可能日 1年前(会議室・研修室は3カ月前) 利用対象 販売を目的とするものは不可

面積 1,067㎡ 建設年度 昭和60年 再調達価額 40,458千円

構造 鉄筋コンクリート 平屋建て 展示室(3)、会議室、研修室 駐車場 他施設と共用

担当部署 教育委員会社会教育課

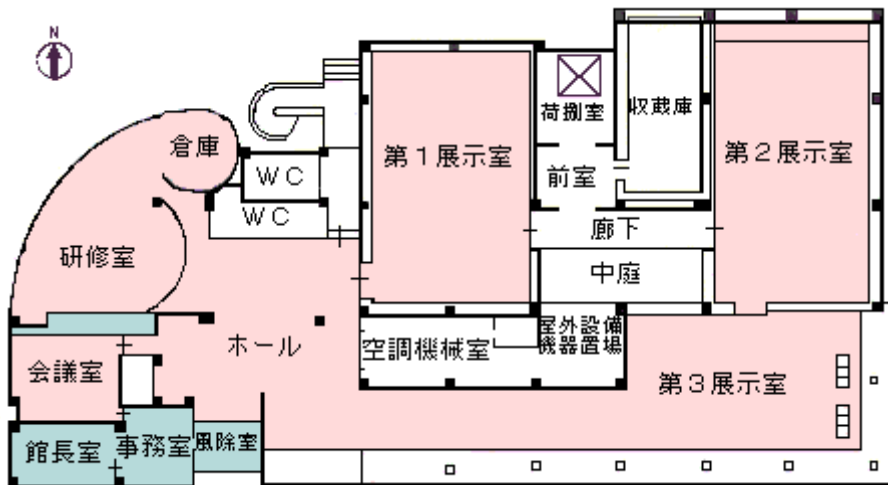
・場所 図書館、中央公民館、郷土資料館、勤労者福祉センター、児童館など、市民が利用する施設が集中している一角に置かれている。(もともと図書館の一部であったとのことである。)

・アクセス等 JR、バスなど公共交通機関でも利用が可能である。

・職員 正規職員1名、嘱託員2名(うち1名は学芸員)

・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要

・成り立ち 設置当時の市長の発案により、市民に発表の場を作ろう、という趣旨で図書館の一部が転用された。学芸員はいるが、博物館法上の博物館ではない。



見取り図



外観



展示室



研修室

(2) 施設の目的

条例によると、「市民の情操を高め、美術文化の向上発展を図る」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは高く、多種の理由で市の直営による運営が妥当とされている。

指定管理者を導入しない主な理由は、継続した企画や収蔵品の管理などであり、確かに博物館では、指

定管理者制度が導入されないことが多い。

しかし、指定管理者制度は柔軟な設計が可能であり、坂出市美術館の現在の利用水準は低く、これを改善するためには民間ノウハウの導入も有効と思われる。

(4) 利用・管理状況

ア 状況

① 展示

開館から毎年実施している現代童画会香川展、現代仏像彫刻展や継続して実施されるさかいで Art グランプリを含め、年間 6 回の自主事業である企画展を開催している。

平成 20 年度では、共催、貸館を含めた展示は 13 であり、展示室の利用日数は次のとおりである。この年は、瀬戸大橋開通 20 周年記念展示として 22 日間利用され、通常年よりも利用日が多くなっている。

展示室 1	展示室 2	展示室 3	研修室
85	87	107	97

稼働状況は低い。研修室は、展示の際の控室等に使用されるものを除くと、毎月 3～4 回実施されている絵画教室だけであり、非常に稼働率が低い。市では、自主事業としてのワークショップ、美術教室などは実施していないことと、市民の自発的活動には、近隣の公民館・勤労者福祉センターでは減免規程があるため、当施設よりも安く利用できることが要因と思われる。

また、会議室は、当初は利用がほとんどなかったためと思われるが、現在は美術館の作業スペースとして使われており、急な利用申し込みに対応できる状況ではない。

(指摘事項)

会議室を使用可能な状況にするか、事務スペースに転用する手続きが必要である。



会議室

イ 使用許可

美術館の入館自体は無料であるが、有料の展示も可能である。

使用料の水準は次のとおりである。他市の美術館は、主として自主事業を行っており、市民の発表の場を提供することを主目的として建設された坂出市の美術館との比較は困難であるが、例えば高松市には 140 m² の市民ギャラリーが設けられており、これと比較すると、1 日あたり 8,260 円であり、坂出市で安価に利用できる状況であることがわかる。ただし、高松市の美術館との投資水準、地価水準はかなり異なり、費用対効果を考えた利用者メリットという点では、比較が難しい。

他市では、全室を貸館利用することは想定しておらず、このような展示施設で、美術館とされている施設は香川県内では他にないものである。公共の貸館事業を行う施設で、このような展示目的で広いスペースが使用可能な施設はあるが、コンベンションホールなどであり、使用料金の水準は高い。

	展示室 1	展示室 2	展示室 3	全展示室利用	会議室	研修室
床面積 (㎡)	140	145	153	438	30	50
使用料午前	-	-	-	-	500 円	500 円
使用料午後	-	-	-	-	600 円	600 円
使用料 1 日	5,000 円	5,000 円	3,000 円	10,000 円	1,000 円	1,000 円

平成 20 年度に申請された使用許可申請書一覧を閲覧し、使用料が条例に沿って計算されていること、営業目的の使用がないことを確認した。

ウ その他手数料

さかいで Art グランプリについては、1 点につき、2 千円の出品料を徴収している。これは返金しない旨記載されており、未収は発生しない。

エ 収蔵品の管理

(指摘事項)

収蔵品は、台帳により管理されている。洋画 240 点のほか、日本画 11 点、彫刻 4 点、工芸 6 点、書 6 点、その他 4 点の合計 270 点のうち、市役所外からの寄託が 8 点である。

寄託については、保管経費を伴うものであり、受け入れ手続きの規程化と定期的な寄託意思の確認が必要であるが、現在確認中とのことである。寄託品については、点数も少なく、所在は確認されている。

購入については、ほとんどが毎年の企画事業のグランプリ作品であり、最近は 50 万円とされている。

現在、管理簿の整備中とのことであり、定期的に台帳と実物との照合確認を行う必要がある。

(5) 行政コスト・歳入歳出推移

ア 行政コスト

利用者数のデータを作成していないので、利用者一人当たりコストの計算を実施できていないが、仮に各展示室 1 日の利用を 100 人、研修室を 10 人とする、28,870 人となり、市民ホール 27,395 人に近い数字となる。年間行政コストが 27,536 千円と試算されていることから、利用者 1 人当たりコストは 1000 円弱になる。

イ 歳入歳出

科目	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	577,440	554,840	498,900	460,780	738,640
人件費	21,858,280	22,627,254	22,507,117	15,011,089	14,997,605
物件費	8,363,238	7,126,406	6,851,578	7,120,218	7,620,227
需用費	5,495,732	4,467,514	4,365,380	5,068,955	5,577,774
委託料	2,378,569	2,300,589	2,158,347	1,691,559	1,631,555

平成 19 年の人件費減少は、正規職員 1 名を嘱託員に置き換えたことによる。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→特定されてはいないが、利用者は少なく、また美術等の展示を

行う団体は少数であるため、利用団体は偏る傾向がある。

- ・特定されている場合その要因は何か。→ 用途が限定されていること。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → ①と同じ

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → もともと市民の発表の場のために転用された施設であり、政策的に低くされている。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 施設を維持するのであれば、長期更新計画が必要と思われる。
- ・維持管理は十分に行われているか → 最低ラインのメンテナンスは行われている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市で特に考慮すべき条件はあるか → 市民の作品展示を主目的とする特徴のある施設である。

イ 検討（意見）

施設の設置目的から、市の自主事業についても、コンクールや新作仏像展など、プロを含むとしても、一般市民の作品発表の場を提供する企画を実施していることから、他の施設に比べ、職員数は多いとはいえ、年間の利用日数を自主事業により増加させることは難しい。

他の地域に比べて、市民が参加できる講座が少ないことも特徴である。企画展にあたり、研修室も利用されることが多いことから、毎月の講座の実施が困難であることも理由であるが、数か月を1期間とする講座も可能であり、使用可能なスペースという点では、会議室の利用について検討する必要がある。

また、展示に関連するワークショップなども、民間の利用者の企画についても実施を検討するか、実施ノウハウを提供するなど、各種の利用推進方法を考えることは可能である。

コストとの兼ね合いではあるが、指定管理者制度を民間のノウハウの活用という視点で導入することを検討する必要があるほか、他市では、市民を含めた運営委員会のようなものを構成している美術館も多く、坂出市の市民美術館はその設置目的からも、市民の力を借りた利用促進も検討が望まれる。

4-4-8 坂出市勤労福祉センター（坂出市働く婦人の家・坂出市共同福祉施設）

(1) 概要

所在 坂出市寿町1丁目3番38号 設置年 昭和52年

条例等 坂出市勤労福祉センターの設置および管理に関する条例

使用可能時間 8時30分-22時 休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始

使用料 有料 調理場、空調利用料は別途 減免 公共利用及び市長が必要と認めたとき 申込可能

日 規定なし 利用対象 施設の目的に沿った利用に限定される

面積 667㎡ 建設年度 昭和52年 再調達価額 175,310千円

構造 鉄筋コンクリート 2階建て 1階ホール、講習室2、事務室他 2階会議室(和室)和室2 研修室 割烹室 軽運動室 図書室談話室 駐車場 他施設と共有

担当部署 社会教育課

・場所 図書館、中央公民館、市民美術館、郷土資料館など、市民が利用する施設が集中している一角に置

かれている。

- ・アクセス等 JR、バスなど公共交通機関でも利用が可能である。
- ・職員 嘱託員1名 臨時職員1名（このほか、館長は正規職員の兼務）
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要
- ・成り立ち：当施設は、「坂出市働く婦人の家」と「坂出市共同福祉施設」とを合わせて建設したものであるが、「坂出市共同福祉施設」は雇用・能力開発機構から有償で譲受け、併せて勤労福祉センターとして運営されている。



入口掲示板今日の行事



入口事務室



宿直室



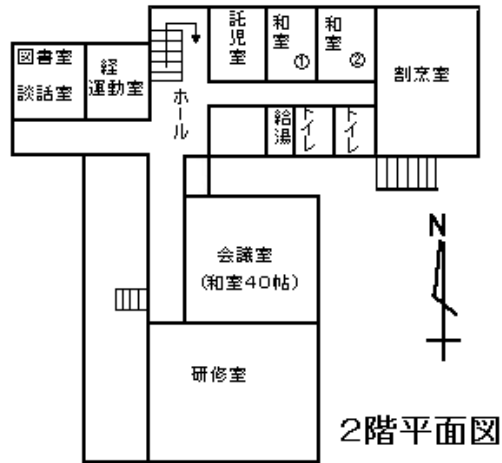
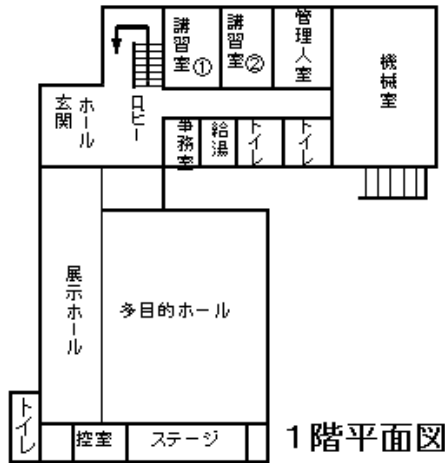
会議室



研修室



多目的ホール



(2) 施設の目的

条例によると、「勤労女性および中小企業に雇用される労働者の生活と教養の向上並びに福祉の増進を図る」とされている。

また、条例によると、施設は次の業務を行うこととされている。

- ・働く女性の家は、勤労女性に対して、各種の相談に応じ、および必要な指導、講習、実習等を行い、ならびに休養およびレクリエーションのための便宜を供与する等勤労女性の福祉に関する事業を総合的に行うものとする。
- ・共同福祉施設は、教養文化、研修、保健等の活動の用に供するものとする。
- ・その他市長が必要と認める業務を行うものとする。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは高いとされ、今後も市が設置するとされている。また、指定管理者制度をとる場合には、民間事業者を想定せず、非公募によるべきとされている。

(4) 利用状況

ア 状況

① 働く女性の家講座

この講座は、条例に基づき、勤労女性を対象とし、講座を設けている。

平成 20 年度の実施状況は次のようなものであり、それぞれ、20 回ずつ実施された。

このように、施設設置当初想定された勤労女性は参加が難しいと思われる、平日午前午後の講座が 8 講座のうち 5 講座を占めている。

講座	ハーブ	ちぎり絵	手編み	エアロビクス他	煎茶と作法	着装とマナー	英会話	フォークダンス
延べ人数	199	414	84	873	67	221	210	197
曜日	火曜日	水曜日	水曜日	水曜日	金曜日	金曜日	金曜日	金曜日
時間帯	午前	午前	午後	夜間	午後	夜間	午前	夜間

② 自主活動グループ

前記主催講座の修了者などによる自主活動を行う 12 グループが施設の講座室などを利用して活動している。

③ 相談業務

現在は実施されていない。

④ 貸室業務

自主活動を含め、施設の目的に適合すると思われる事業に対して施設のスペースを使用させている。使用料の定めはあるが、主催講座を含め、市などが利用する公共利用は使用料を減免する。

このほか、市長が特に必要と認めた場合に減免できるとされている。減免の可否は、公民館で判断するが、文化協会の会員団体は、減免申請書を文化協会の承認印を添えて提出することにより、空調使用料等の実費部分の負担はするものの、使用料が免除される。

⑤ 利用者

施設はもともと、勤労女性と中小企業勤務者を対象とした福祉施設であるが、利用の現状は、労働者以外の利用比率が高くなっている。

平成 19 年度利用状況

項目	勤労者	その他	合計	比率	件数
共同福祉施設	14,699	12,857	27,556	69.5	672
働く女性の家	5,258	6,830	12,088	30.5	812
合計	19,957	19,687	39,644	100	1,484

また、利用者の年齢別のデータまではとっていないが、高齢者の利用比率が高いとのことであり、確かに平日昼間の利用者には若年層の労働者はほとんどいないように見られた。

共同福祉施設部分は、ホールなど比較的多人数が収容できるスペースがあり、市の催しや会議にもよく使われている。

⑤ 宿泊

和室には宿泊が可能とされているが、近年、宿泊を伴う利用が行われた実績はない。

⑥ 利用の少ないスペース

展示スペースは、展示ケースが置かれているが、利用が少ないことから、普段は何も展示されていない。利用時には入れ替えが必要となるが、利用者数も多い施設であり、利用されていない間には、市政に関する展示など、何らかの行政目的で使用することの検討が望ましい。



⑦ 当初目的の変更

軽運動室は応接室に、図書室談話室は、図書も置かれているが、一部利用者の利用スペースになっている。

機械室は空きスペースがあるが、郷土資料館が管理する発掘物などが置かれている。(現在は資料整理中につき仮置されている。)

(意見)

これらのうち、図書室談話室は自由利用のスペースであるが、利用者が利用記録を記入して入室することが望まれる。



イ 使用料

使用時間		午前8時30分～午後0時30分	午後0時30分～午後5時30分	午後5時30分～午後10時	午前8時30分～午後5時30分	午後0時30分～午後10時	午前8時30分～午後10
働く女性の家	講習室第1	500	600	700	1,100	1,300	1,800
	講習室第2	500	600	700	1,100	1,300	1,800
	和室第1	400	500	600	900	1,100	1,500
	和室第2	400	500	600	900	1,100	1,500
	割烹室	2,000	2,200	2,600	4,000	4,400	6,000
共同福祉施設	展示ホール	2,000	2,200	2,600	4,000	4,400	6,000
	大ホール	3,000	3,600	3,900	6,000	7,200	9,000
	会議室	1,300	1,600	1,700	2,600	3,200	3,900
	研修室	1,500	1,800	1,900	3,000	3,600	4,500

1 割烹室で食器、調理器具などを使用するときは1回につき200円を、また、燃料を使用するときは実費を加算した額とする。

- 2 和室を宿泊に使用するとき、1人1泊300円とする。
- 3 使用者が、入場料またはこれに類するものを徴収するときはこの表の使用料の2倍の額を徴収する。
- 4 冷房、暖房使用のときは使用料とは別に実費を負担させるものとする。

ウ 使用許可

使用許可書ファイルを閲覧し、平成21年3月を抽出し、使用許可書と使用料の納付、減免許可書を照合した。

利用のうち、文化協会会員のため減免される件数の比率は高い。

(5) 歳入歳出等

ア 行政コスト

施設が古いこともあるが、主として利用が多いことから、1人当たり利用コストは560円と文化施設の中では最も低い。

イ 歳入歳出推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	809,000	505,700	798,250	713,000	825,050
人件費	18,940,712	11,025,274	11,425,113	11,435,249	11,897,309
物件費	8,650,240	7,861,815	10,859,806	11,441,787	8,870,606
需用費	4,593,079	3,762,019	3,635,977	3,962,754	3,594,522
委託費	3,346,500	3,274,995	2,774,764	2,773,374	2,878,819
工事請負費	68,040	480,316	2,269,021	2,268,927	2,264,013
使用料	75,180	0	2,016,000	2,268,000	0

ウ 委託料

委託料のうち、シルバー人材センターに対する宿直業務の推移は次のとおり3年間同額である。

H18	H19	H20
1,536,520円	1,536,520円	1,536,520円

エ 文化協会

文化協会は、その前身は昭和48年に設立され、会の趣旨に沿う団体で構成される。年会費は加入1団体につき1,500円であり、会の平成20年度収支は次のとおりである。

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,875,000	1,824,000	会議費	300,000	143,634
坂出市文化協会育成補助	555,000	555,000	広報費	300,000	105,525
市民文化展覧会事業補助	400,000	400,000	文化団体交流費	300,000	74,157
市民芸術祭事業補助金	700,000	700,000	事業補助費	950,000	839,500
その他	116,661	117,083	各団体助成費	1,180,000	1,163,000
繰越金	1,833,839	1,833,839	市民芸術祭運営費	700,765	700,765
			その他	1,749,735	559,737
			繰越金	-	1,843,604
合計	5,480,500	5,429,922	合計	5,480,500	5,429,922

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか→定期的な利用者も多い。文化協会会員に偏っている。
- ・その理由は→文化協会の会員を対象に使用料が減免される。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 該当なし。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → もともと使用料水準は低いが、減免対象が多い。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 必要である。
- ・維持管理は十分に行われているか → 一部不十分である。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 否

イ 利用状況

文化協会との関連が深い施設であり、文化協会の会員団体の使用料が免除される。

利用状況は高いが、施設は、勤労婦人と中小企業職員の利用を前提として建設され、勤労者の利用割合は約 50.3%となっている。

ウ 検討（意見）

施設は昭和 52 年に建設され、老朽化が進んでいることから、今後は更新計画が課題となると思われる。

また、設置から現在までの間に、利用方法も本来想定された勤労者福祉の向上から、市民全般の文化活動の場となっている。

使用料の水準は、他施設と同程度であるが、公共利用と文化協会会員団体では減免されるため、利用度が高い割合に使用料収入が少ないことが特徴である。

また、文化協会の事務の一部は市職員が行っており、市の行事を文化協会に補助金を支出することにより実施している面もある。

施設の今後の方針を、ハード面、ソフト面双方から検討するとともに、文化協会を指定管理者とする指定管理者制度の導入など、運営方法にも検討が必要と思われる。

4-4-9 海の家

(1) 概要

所在 坂出市沙弥島 160 番地 1 設置年 昭和 50 年

条例等 坂出市海の家条例 使用可能時間 9 時—17 時 ただし宿泊の場合 18 時—8 時

休館日 火曜日・年末年始

使用料 有料 割増規程 市外者利用に対して 3 割 冷暖房使用料 使用料の 30%

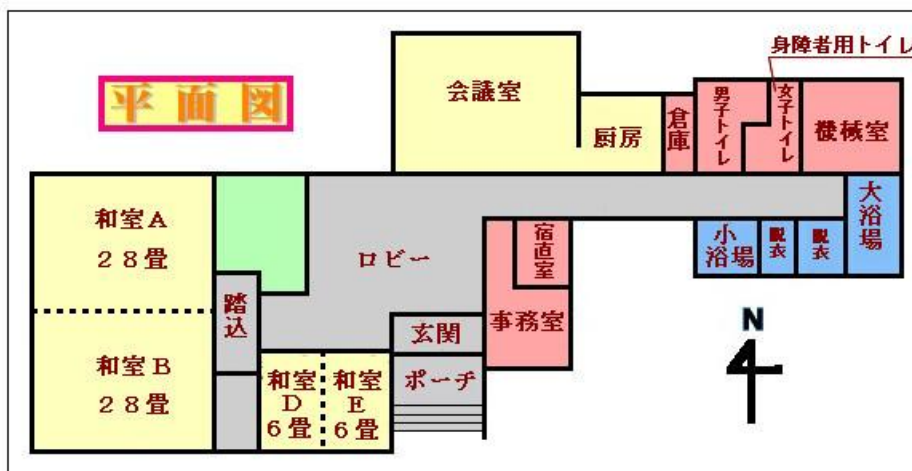
申込可能日 3 か月前から。 利用対象 販売等営利を目的とする場合不可。

面積 442 m² 建設年度 昭和 50 年 再調達価額 10,155 千円

構造 鉄筋コンクリート 平屋建て 和室 28 畳 2 室、6 畳 2 室 会議室兼食堂 1 室(40 名程度)その他浴場・厨房 駐車場 施設に隣接して無料の市営駐車場があり、駐車可能である。

担当部署 教育委員会社会教育課

- ・場所 番の州埋立事業で陸続きになった沙弥島の先端部近くに設置され、瀬戸大橋を望むナカダ浜に位置している。
- ・アクセス等 市のホームページには掲載されている。バス路線、自家用車でのアクセスに限定される。
- ・職員 管理業務の一部委託
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要



(2) 施設の目的

条例によると、「市民の社会教育的団体研修の場である坂出市海の家」とされている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズは低いとされているが、社会教育的団体研修の宿泊施設が他にないこと、平成 17 年 4 月に開館した県立東山魁夷美術館との連携が期待できることから、市が設置する必要があるとされている。

(4) 利用状況

ア 状況

(単位:件・人)

年度 部屋	H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20	
	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数	申込 件数	延人 数
和室A	37	459	26	482	16	286	24	412	5	107	27	541	25	528
和室B	41	478	31	589	22	386	12	219	4	77	17	303	17	379
和室D	27	113	22	216	15	125	22	154	4	38	20	178	19	161
和室E	23	104	22	182	15	123	17	123	4	40	16	143	16	144
会議室	29	195	27	460	14	166	12	182	4	87	23	295	21	319
計	157	1,349	128	1,929	82	1,086	87	1,090	21	349	103	1,460	98	1,531

イ 使用許可

平成 20 年度の使用許可を閲覧し、使用目的が施設の目的に合致していることを確認した。2 件を抽出し、使用料金が正しく計算されていることを確認した。

基本的な使用料の水準は次のとおりであり、低く設定されている。

	和室 28 畳	和室 6 畳	会議室	厨房
全日	4,000 円	1,500 円	1,500 円	使用 1 回 700 円
半日	3,000 円	1,000 円	1,000 円	
宿泊	3,000 円	1,000 円	1,000 円	

(5) 歳入歳出推移

(単位:円)

科目	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	401,830	368,135	131,330	421,490	476,690
物件費	6,540,668	5,259,728	9,951,746	4,392,016	4,203,972
需用費	2,119,024	1,242,667	832,935	838,715	858,192
工事請負費	381,150	697,200	6,674,955	0	0
委託料	3,374,698	3,114,037	2,351,686	3,259,581	3,242,461

平成 18 年度は、アスベスト対策のため、工事請負費が多額に発生している。使用料収入の水準はもともと管理費を賄う水準ではないが、アスベストが発見されてから工事が終了するまで休業したため、減少している。

委託料の主なものは、シルバー人材センターへの次の業務であり、随意契約による。

(単位:円)

項目	H16	H18	H20
沙弥島海岸及び遊歩道清掃業務委託料	983,223	878,256	878,256
施設管理業務委託料	1,944,725	1,026,130	1,916,905
合計	2,927,948	1,904,386	2,795,161

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→利用が少ないため、定期的に利用する利用者のウエイトは高くなるが、特定されている状況ではない。

② 利用状況

・利用状況は低くないか→低い。

・低い場合その理由は→利用目的を社会教育に限定していること、施設が古いこと、地理的に夏季に利用が集中することなどが要因と思われる。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか→低い。

・低い場合その理由は→公共目的による使用を前提としているため、もともとの設定水準が低い。宿泊についても、厨房は利用できるが飲食の提供はなく、布団も用意されておらず、持ち込みである。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか→更新の可否の検討は必要である。

・維持管理は十分に行われているか→最低限の補修は行われている。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か→否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か→置かれている例も多いが、民間事業者による施設提供が進むなどの社会情勢の変化により、積極的に建設する状況にはない。

・坂出市で特に考慮すべき条件はあるか→ない。

イ 使用料

使用料の水準は低いが、例えば使用料の水準を2倍にしたとしても、利用状況が著しく減少することもない代わりに、収入の増加もそれで経費が賄える状況にはならない。

ウ 利用状況

担当部署でも、市民ニーズの低い施設と位置付けているが、利用の向上は常に考えられているものの、政策的に実施している事項はない。

条例には販売以外の利用は許容されており、社会教育以外の一般利用をある程度受け入れ、本来目的の利用を優先する方法によることもできる。

エ 検討（意見）

施設で実施している業務には周辺施設の管理等も含んでおり、非常に低コストで運営されているが、利用の向上という点では、運営方法の検討が必要である。現在のところ、指定管理者制度の導入は予定されていないが、民間のノウハウの導入も検討が望まれる。

4-5 体育施設

(1) 概要

条例等 坂出市スポーツ施設条例にまとめて規定されている。

施設により、使用料が有料か無料かをはじめ、利用方法はそれぞれ異なる。

担当部署 教育委員会体育課

施設の目的 条例によると、「市民のスポーツ、レクリエーションその他健康で文化的な行事の振興を図る」とされている。

当条例の対象は、次のようなものである。

(単位:万円、㎡、時、人)

	坂出市立 体育館	林田運動 公園	市営テニ スコート	坂出市カ ヌー研修 センター	市民武道 場	番の州 プール	番の州 球場	(株)クヤ マグラン ド	(株)四国ガ スグラント
競技	室内競技	ソフトボ ール	テニス	カヌー	柔道剣道 等武道	水泳	野球	ソフト ボール	サッカー
開設年度	S58年	S60年	S51年	H4年	H13年	S50年	S52年	S58年	S63年
整備主体	坂出市	坂出市	坂出市	坂出市	坂出市	香川県	香川県	企業	企業
整備費	210,000	340,000	2,100	155,000	6,400	-	-	-	-
敷地面積	10,384	17,883	3,513	2,300	4,001	14,241	23,200	40,121	22,190
建物面積	4,614	103	-	798	398	-	-	-	-
建物構造	鉄骨	鉄骨	-	鉄骨	軽量鉄骨	-	-	-	-
建物再調達 価額	133,039	(注2)1,794	-	16,279	(注3)6,392	-	-	-	-
使用料	有料	無料	有料	有料(注1)	無料	有料	有料	無料	無料
市民等以外 割増	2割増	-	-	5割増	-	-	-	-	-
申請場所	施設	体育課	体育課	施設	体育課	施設	体育課	体育課	体育課
使用不能日	月曜・年末 年始	年末年始	年末年始	月曜・年末 年始	年末年始	開設日 以外	年末年 始	年末年 始	年末年始
使用可能時 間	9-21	6-18	6-21	9-21	9-21	10-18	7-21	6-日没	6-日没
職員(注4)	4(3)	1(1)	2(2)	2	0	3~5	1(1)	0	0

注 1) 有料施設は、会議室やトレーニングルームなど、カヌー競技に付随して使用する施設だけである。

注 2) 建物は主要施設ではなく、管理事務所である。

注 3) 坂出老人いこいの家が併設されている。

注 4) 使用できない場合: 通常の規程のほか、次のような場合も使用できないとされている。

- ・暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- ・その他スポーツ施設を使用する内容として不相当と認めるとき。

(2) 共通事項 (指摘事項)

定期的に利用する団体について、使用申請書が作成されていない事例がある。

また、受付番号欄が記入されていない施設がほとんどである。

使用申請書は必ず記入し、これに連番を付して実際の使用と、使用料収入の納付と照合可能な状況にする管理が望まれる。

4-5-1 市立体育館

(1) 概要

所在 坂出市入船町2丁目1番59号

施設 2階建て アリーナ2、トレーニング室

- ・場所
- ・アクセス等
- ・嘱託員4名
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要



(2) 施設の目的

・スポーツ施設条例によれば、「市民のスポーツ、レクリエーションその他健康で文化的な行事の振興を図るため、スポーツ施設を設置する」とされている。

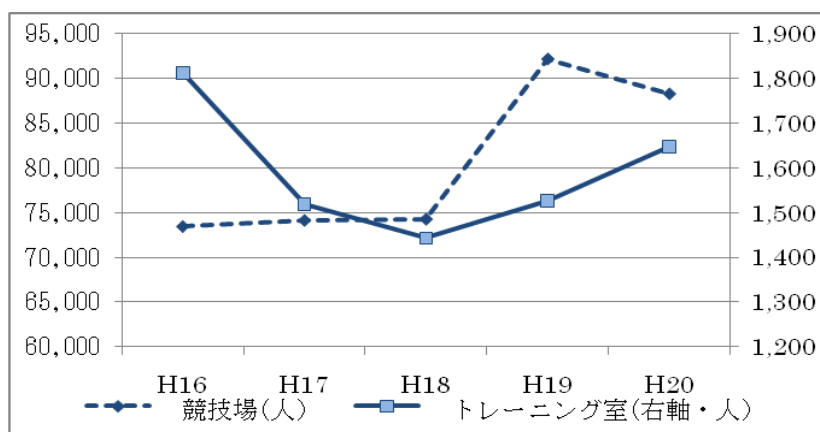
(3) 平成17年度調査時の状況

市民ニーズの高い施設であり、市が設置する必要性があると判断されている。指定管理者制度については、民間事業者とすることは不適切とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

毎年4月からの予約を事前に受け付けるが、全国大会などの予定は優先される。



他の施設も同様ではあるが、施設を使用するグループごとに、「毎週火曜日と木曜日の午前中」というように、活動予定が決まっており、これらの常連グループで、当施設の大部分の利用が埋まっているため、従来利用者以外の利用グループの参入は難しい。ただし、各種の運動サークルが多数あるため、利用グループに参加する方法での利用は可能である。

イ 使用許可

トレーニングルームは、カヌー研修センターと同額である。アリーナのアマチュアスポーツ利用も、他の自治体と比べ、高い水準ではないが、市外利用者は2割増とされ、就学者、障がい者は減額される。

利用区分				使用料の額					
				午前	昼間	夜間	午前～午後	全日	1時間
				9～12	13～17	17～21	9～17	9～21	
				円	円	円	円	円	円
第一競技場	全面使用	アマチュアスポーツ	無料入場	3,500	5,000	8,000	9,000	17,000	1,500
			有料入場	7,000	10,000	16,000	18,000	34,000	3,000
		上記以外	無料入場	14,000	20,000	32,000	36,000	68,000	6,000
			有料入場	56,000	80,000	128,000	144,000	272,000	24,000
	部分使用	床面の3分の1		1,200	1,700	2,700	3,000	5,700	500
		床面の2分の1		1,800	2,500	4,000	4,500	8,500	750
		床面の3分の2		2,400	3,400	5,400	6,000	11,400	1,000
第二競技場	全面使用			2,400	3,400	5,200	6,000	11,000	1,000
	床面の2分の1			1,200	1,700	2,600	3,000	5,500	500
個人使用	第1・2競技場			原則として個人使用は認めない					
	トレーニング室			1人1回100円					

(指摘事項)

平成21年4月を抽出し、収納金報告書の収納額が領収書、使用許可と一致していることを確認したところ、1件は使用許可書がないものがあった。

当日でも空いていれば利用できるため、使用料だけを支払ったか、申請書が紛失されたかのどちらかと思われる。

常時利用する団体が多いためか、使用許可の金額欄が記入されていないものが数件見られた。また、トレーニング室の申込書があるが、領収書のないものが1件あり、100円無かったため、領収証書いていません、とのメモが残されている。

使用許可の手続きがややルーズになっている。常時利用する団体が多いためと思われる。

ウ 回数券

トレーニング室は、回数券による利用が可能である。

回数券は、体育館で作成し、連番を付して交付している。平成22年2月現在で連番は71である。本来は、連番のついたものを印刷し、在庫管理することが望ましいが、コストもかかるため、現在の方法も合理的である。

エ 体育協会

なお、体育館の中には、体育協会への目的外使用許可により、自動販売機が設置されている。

平成 20 年度体育協会の収支によると、これによる収入は 124 万円であり、体育協会の収入総額約 6 百万円のうち、一定のウエイトを占めている。

利用団体の多くが体育協会に所属しており、また大会なども体育協会の協力に基づき実施される。もともと、体育協会を法人化し、外郭団体とすることにより、体育館の管理委託を検討していた経緯もあるとのことであり、財団化するための資金として、約 3 千万円を基金として留保している。

(5) 行政コスト・歳入歳出推移

ア 行政コスト

1 人あたり行政コストは、利用者が多いことを主要因とし、434 円と低い。

イ 歳入歳出

歳入・歳出の推移は次のとおりであり、需用費の大部分は水道光熱費である。

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
歳入	7,354,130	7,298,950	7,947,730	8,100,120	8,281,480
歳出	17,165,050	19,002,566	15,570,408	15,772,591	15,772,591
人件費	5,019,550	5,004,000	5,007,504	5,004,000	5,004,000
物件費	12,145,500	13,998,566	10,562,904	10,768,591	10,768,591
需用費	7,607,912	6,915,288	6,908,009	7,214,921	7,214,921

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 多種の団体により利用されているが、利用団体は固定化する傾向にある。

・特定されている場合その要因は何か。→ 常時利用する団体で埋まってしまうため。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 該当なし。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 該当なし。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 必要である。

・維持管理は十分に行われているか → 必要な維持管理は行われている。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれていることが多い。

・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 該当なし。

イ 検討(意見)

平成 21 年度に修繕工事が行われる予定となっているが、施設全体の長期修繕及び更新計画が必要な状

況である。

平成 17 年度の指定管理者制度導入時点では、法人格を持つ者を想定して判断しているが、現在のところ、法人格がない団体でも、指定管理者になれる前段で指定管理者管理施設の仕様書が作成されている。また、他自治体でも、このような事例もある。また、公益法人関連法は大きく改正され、一般社団法人、財団法人は容易に設立可能となっている。

使用許可の手続きを含む、管理状況のチェックは必要であるが、体育協会を指定管理者とした指定管理者制度の導入も検討が望まれる。

4-5-2 坂出市カヌー研修センター

(1) 概要

所在 坂出市府中町 1417 番地 5

施設 2階建て 1階 艇庫、体育室 2階 会議室、厨房、和室 2室等 駐車場 8台程度であるが、大会時などに使用する駐車場に駐車可能である。

- ・場所 工業用水用ダムである府中湖には、日本カヌー連盟が認定した競技施設が置かれている。この競技施設に隣接して設置されている。
- ・アクセス等 周辺道路に表示されており、市のホームページにも掲載されているが、公共交通機関でのアクセスは難しい。車でのアクセスに限定される。
- ・職員 1名と臨時職員1名
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要



外観



舟着場(船はカヌー協会のもの)

(2) 施設の目的

競技場を利用するための施設であり、艇庫、大会時の拠点などとして使われる。国民体育大会の開催に合わせて設置された施設である。

競技場自体は湖面であるが、ブイなどの設置が必要であり、当施設職員はそれらの管理も行っている。

(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズの高い施設であり、市が設置する必要があると判断されている。指定管理者制度については、民間事業者とすることは不相当とされている。その理由は、大会時の日本カヌー連盟との調整事務が非常に複雑であるため、民間事業者に管理・運営を行わせるのは困難とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

トレーニングルームは、利用が少ないこともあり、十分なメンテナンスは行われていない。また、和室についても、同様に利用は少なく、1室は臨時物置などに使われることもある。



トレーニング室



一時的に備品が置かれている和室

地理的要因もあるが、カヌーという単独の競技のためだけの施設であり、カヌー教室などの行事以外で一般市民が競技場を利用することもできない。

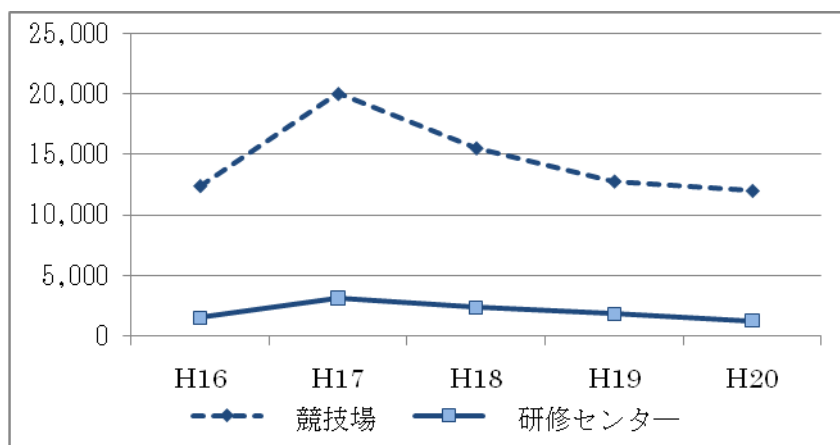
当施設は競技そのものを行う施設ではないため、使用料の対象となっているのは、会議室や和室であるが、当施設の利用も、カヌー協会及びその会員の割合が極めて高い。

また、当施設には、市のカヌーが備えられており、これらは市内中学校のカヌー部に無料で貸与されている。



中学校に貸し出されているカヌー

利用者は、減少傾向にある。



	H16	H17	H18	H19	H20
利用者合計	13,859 人	23,152 人	17,850 人	14,541 人	13,214 人
競技場	12,378 人	20,038 人	15,517 人	12,756 人	11,972 人
研修センター	1,481 人	3,114 人	2,333 人	1,785 人	1,242 人

イ 使用料

使用料は次のように定められている。研修室は和室2室の1室料金である。宿泊する場合は下記によらず、生徒および児童は1名900円、その他の者は1名1,100円とされている。

また、市外居住者の使用は5割増となる。

減免は、条例上①公共または公益上の使用のとき②その他市長が特に必要と認めたときであり、その内容は施設ごとに決めるとされている。当施設では、もともとカヌー競技に直接関連する部分は無料である上に、大会や研修などによる会議室の使用など、地元のカヌー競技とは関連市内部分だけから使用料が徴収されることになる。このため、使用料収入の水準は少ない。

(単位:円)

区分	午前	昼間	夜間	午前-昼間	全日	1時間
時間	9時~12時	13時~17時	17時~21時	9時~17時	9時~21時	-
会議室	1,000	1,300	1,300	2,300	3,600	400
研修室	500	600	600	1,100	1,700	200
シャワールーム	1人1回につき100円					
トレーニング室	1人1回につき100円					

ウ 使用許可

当施設では、施設自体だけではなく、競技場の使用を許可している。

平成19、20年度の使用許可綴りを閲覧した。20年度を抽出し、納付書と照合したところ、一致していた。(指摘事項)

日常的に競技場を利用する中学校、高校などについては使用許可を要しないこととしているので、使用許可の枚数は少ない。

このような使用方法は、厳密に言えば条例に定めた許可を得ていない状況といえる。

使用許可申請書に連番を付すこと、使用料の納付書にこの番号も記入し、照合可能にすることが望まれる。

また、使用許可申請書様式第1号の使用期間が「試用期間」と印刷されているので、改める必要がある。

エ 備品

艇庫には、市の備品であるカヌーが置かれており、これらは貸与されている。この貸与は、公立中学校の部活動に伴う貸与であり、貸与時には校長名で借用申請書を提出している。

市の艇管理一覧を入手し、市が使用者を把握し、定期的に備品の実物と照合していることを確認した。

また、艇庫には、市の備品以外の艇も置かれているものがある。

(指摘事項)

備品に関する管理規則を定める必要がある。

艇庫に市備品以外の艇を預かることは、市の資産である艇庫の使用と考えられる。スポーツ施設の使用という概念とは異なるが、現状では管理責任もあいまいであるため、保管責任を問わない旨の記載を伴う保管スペースの使用許可申請を徴収する規程を作成し、いつからいつまで市以外の艇が保管されていたかを把握できる制度とする必要がある。

ニ その他

① 中学校部活動での使用

当施設は、合宿なども行えるよう、宿泊も可能な施設とされているため、浴室や厨房を備えている。

大会時などに、シャワー室が使用されることはあるが、浴室は使用されていない。

当施設を日常的に使用しているのは、中学生であり、部活動後のシャワー利用などを有料とすることも現実的ではない。

施設の使用料につき、義務教育の学生については減免するなどの検討も、使用者の希望を聞いたうえで検討することが望まれる。

② 厨房については、現在の使用申請状況を見ると、会議室を利用する際の給湯など以外は、想定が難しいが、カヌー協会の持ち込みのコンロ、冷蔵庫、食器などが置かれている。

(指摘事項)

使用者が冷蔵庫や調理器具、食材を持ち込み、使用していると思われる状況であった。

公共の施設だからといって、余り厳格に使用を制限することも施設の有用性を損ねるという意味で合理的ではないとはいえ、体育館など、多数の利用者が使用する施設に比べて使用方法に偏りがあることは否めず、一定の改善が必要である。

(6) 行政コスト・歳入歳出推移

ア 行政コスト

利用者1人あたり行政コストは、1,665円と体育施設の中では高い水準である。

イ 歳入歳出

一般会計の歳入・歳出の推移は次のとおりであるが、職員の人件費は含まれていない。また、一定の工事請負費が発生しているのは、競技場のコースを毎年一定時期撤去し、また設置する費用が発生するためである。

これらの契約は、工事可能な業者が限定されることから、随意契約で実施されている。

(単位:円)

科目	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	143,700	230,300	204,600	161,700	115,800
物件費	13,099,218	8,777,903	13,594,771	8,274,713	8,591,882
うち委託費	2,466,203	3,011,647	2,918,197	2,417,947	2,842,597
うち工事請負費	7,003,500	2,310,000	7,402,500	1,827,000	2,667,000
うち負担金・補助等	1,740,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
うち役務費	264,487	704,473	362,187	364,481	501,871

負担金、補助及び交付金は、香川県カヌー協会、坂出市カヌー協会への補助金であり、委託料には、坂出市カヌー協会への艇管理費 20 万円を含んでいる。

使用者に対する委託は次のとおりであり、定額で長期間継続して委託されている。

(単位:円)

団体名	H16	H18	H20	委託事業
坂出市カヌー協会	100,000	100,000	100,000	親子カヌー教室委託料
	200,000	200,000	200,000	カヌー艇管理委託料
	100,000	100,000	100,000	府中湖カヌーツーリング大会委託料
小計	400,000	400,000	400,000	
府中湖カヌークラブ	150,000	150,000	150,000	除草作業委託料
	234,597	234,597	234,597	芝生管理委託料
小計	384,597	384,597	384,597	
合計	784,597	784,597	784,597	

(7) 利用者団体

府中湖カヌークラブは、県内でも有数のカヌー団体のため、坂出市カヌー協会、さらには香川県カヌー協会においても、一定の位置づけを有している。

香川県カヌー協会、坂出市カヌー協会の平成 20 年度に関する総会資料を閲覧したところ、2 団体は同日同時刻に同じ場所で総会を開催している。メンバーの重複があるため、2 団体の総会を同時に開催したものと思われ、それぞれの簡単な収支は次のようなものである。

(香川県カヌー協会)

収入の部(円)		支出の部(円)	
科目	決算額	科目	決算額
坂出市補助金	1,200,000	交通費	1,510,500
県及び県体協	670,000	使用貸借料	1,179,905
日本カヌー連盟	3,500,000	備品費	1,332,652
会費・参加費	1,617,830	報償費	467,775
その他	399,594	その他	4,377,673
繰越金	7,158,606	繰越金	5,677,525
合計	14,546,030	合計	14,546,030

(坂出市カヌー協会)

収入の部(円)		支出の部(円)	
科目	決算額	科目	決算額
坂出市受託料	400,000	競技会報酬	200,000
坂出市体育協会	60,000	助成費及び協賛金	225,888
会費・参加料	436,900	食料費、弁当代	216,083
坂出市 LC	500,000	競技運営備品収入	358,300
その他	259,343	その他	605,093

繰越金	660,957	繰越金	711,836
合計	2,317,200	合計	2,317,200

それぞれ、日本カヌー連盟をはじめ、坂出市や香川県などからの援助により、大会を開催し、経費は費目ごとに分けて負担しているものもあるように見える。

年度の運営費に対し、異常な水準ではないが、香川県カヌー協会の繰越金は、年間収支の1年分近くあり、比較的多額である。

(8) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか → 特定されている。
- ・特定されている場合その要因は何か。→ 特殊な競技であり、競技用の利用に限定している。会議室については、地理的条件が主要因となり、一般の利用はほとんどないものと思われるが、施設に付随する機能と考えられているため、特にホームページに掲載するなどの広報も行っていない。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → やや低い。
- ・低い場合その理由は → ①と同じ。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → 会議室等競技に付随して使用する施設以外は無料である。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 当面不要
- ・維持管理は十分に行われているか → 必要な維持管理は行われている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 日本カヌー連盟から認定された日本でも数少ない競技場に付随した施設である。県内では、他にカヌーの練習が可能な場所はあるが、競技はもっぱら府中湖で行われている。

イ 検討(意見)

当施設は、他の体育施設に比べて、カヌーという単一の種目の、しかも競技に限定して使用すること、また競技施設自体は県管理のもの水面・湖面を利用したものであり、当該市施設は艇の収納など付随した機能を提供している。

さらに、競技者が限定されることから、使用者が限定され、施設と使用者団体が1対1対応していることが最大の特徴といえる。

このため、現在の使用状況を見ると、市の施設というよりも、使用団体に施設の主要部分などが貸与されていると同様の状況となっており、公の施設というよりも、団体施設という色彩が強い。これらの使用団体に対し、補助金のほか、毎年定額で同じ業務を委託している。

使用者団体を指定管理者とし、指定管理者報酬の中で自主的に運営し、また一般利用者を増加させることも目的とした制度の導入の検討が望まれる。

4-5-3 武道場

(1) 概要

所在 坂出市久米町1丁目17番11号

施設 平屋建て 坂出老人いこいの家を併設している。

- ・場所 消防本部近くに設置されている。
- ・アクセス等
- ・職員 なし
- ・国庫補助等 なし



(2) 施設の目的

体育施設のうち、武道場とされているが、それ以外の目的使用も可能である。

もともと、現ふれあい会館の場所にあった施設が剣道場、柔道場として使用されていたため、ふれあい会館の3階板敷ホール、4階畳敷ホールをそれぞれ剣道場、柔道場として想定して建設されたが、有料施設となったことから、新しい武道場への要望が高まり、現在の位置に建設されたとのことである。

(3) 平成17年度調査時の状況

市民ニーズの高い施設であり、市が設置する必要性があると判断されている。指定管理者制度については、スポーツ施設全般に、民間事業者とすることは不相当とされている。

(4) 利用状況

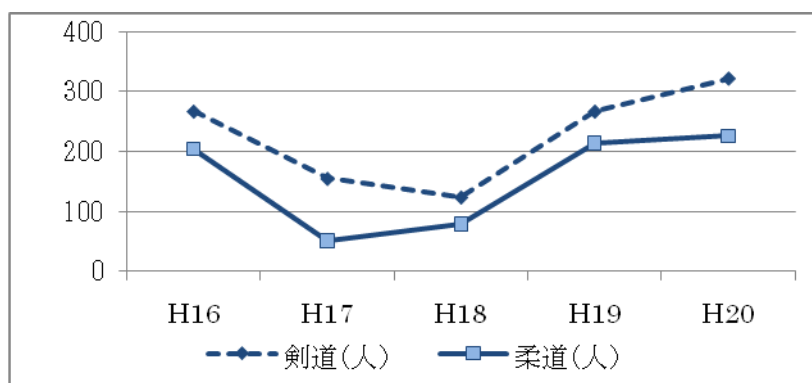
ア 状況

当施設は、坂出老人いこいの家と併設されている。

平日の夜間は柔道剣道が使用することとされており、その他の時間帯でも、使用者が少数の場合もあるが、柔道剣道以外にはまったく使用されていない日は月間で11日間、約3分の2である。

利用者の把握は困難であるが、市のデータによると、利用者は増加傾向にあり、平成20年度からその他利用もカウントしている。

	H16	H17	H18	H19	H20
剣道(人)	267	155	124	267	322
柔道(人)	204	51	79	214	226
その他(人)	-	-	-	-	32



イ 使用許可

スポーツ施設のうち、武道を中心に使用される施設であるが、それ以外の使用を禁止しているわけではない。平成 20 年度の使用許可申請書を閲覧し、平成 20 年 5 月を抽出し、武道場使用管理簿に記載された使用と照合したところ、柔道・剣道使用、5 月 26 日の市保健課使用分を除いて、許可申請書と一致した。

市体育課で申請を受け付け、予約状況を確認し、鍵を渡す。鍵は 6 つ作られているが、うち 3 番は欠番であり、5 番 6 番は柔道、剣道の団体に貸与されている。

(指摘事項)

日常的に施設を使用する柔道・剣道に対しては使用許可を要しないこととしているが、このような使用方法は、厳密に言えば条例に定めた許可を得ていない状況といえる。

まとめてでも使用許可申請を作成し、使用許可申請書に連番を付すこと、利用月報にこの連番を記入し、許可された使用であることを照合可能にすることが望まれる。

(6) 行政コスト・歳入歳出推移

一般会計の歳入・歳出の推移は区分されていないが、職員も置かれておらず、維持費は他の施設に比べ低い施設である。

(7) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか → 特定されている。
- ・特定されている場合その要因は何か。→ 設立の経緯から、柔道・剣道の使用時間と決められている時間帯がある。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 該当なし。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → 従前の同様施設が無料であった。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 当面不要
- ・維持管理は十分に行われているか → 必要な維持管理は行われている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれていることが多い。
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → ふれあい会館建設に伴い、廃止された施設の代替として建設された経緯がある。

イ 検討(意見)

当施設は、他の体育施設に比べて、無料で使用可能であることが特徴であり、日常的な使用者も当初の建設経緯から、少数の団体の使用が多くなっている。

この施設については、建設時の経緯は経緯として、他施設に比べて使用料を徴収しない合理的な理由は説明が難しい。

また、使用の現状を考慮すると、使用者団体またはその連合会を指定管理者とする指定管理者制度とすることも考えられる。

4-5-4 市営テニスコート

(1) 概要

所在 坂出市小山町 353 番地

施設 テニスコート全天候型 4 面 夜間照明 4～11 月利用可 管理棟等

駐車場 28 台

- ・アクセス等 車両によるアクセスが一般的と思われる。
- ・職員 嘱託 2 名
- ・国庫補助等 なし

(2) 施設の目的

体育施設のうち、テニスコートを供給している。昭和 51 年に開設されている。なお、坂出市に民営のテニスコートはない。

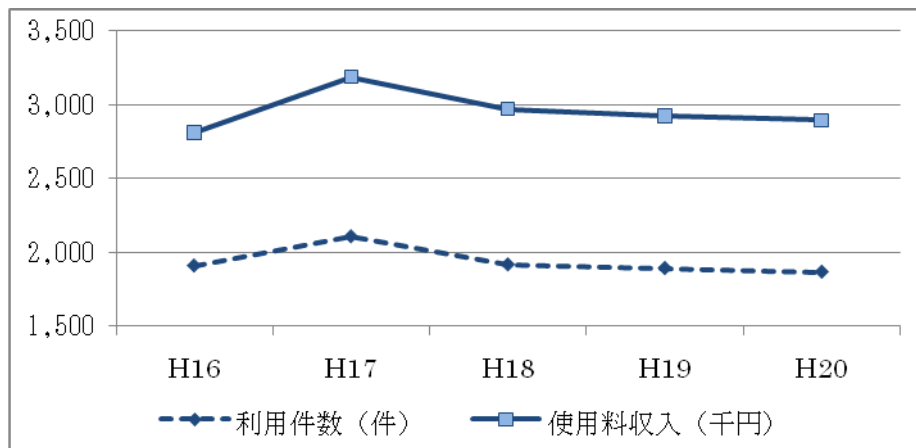
(3) 平成 17 年度調査時の状況

市民ニーズの高い施設であり、市が設置する必要があると判断されている。指定管理者制度については、スポーツ施設全般に、民間事業者とすることは不相当とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

民間の施設がないことから、利用は安定しているが、長期的にみると、高齢化やスポーツの多様化、近隣市町での施設整備などの要因などから減少傾向にあると思われる。



イ 使用料

使用料は、次のように定められている。民間に比べると安い水準であるが、坂出市に民間施設はない。また、高松市ではこれより高い水準の施設が多いが、多度津町営のテニスコートは無料で使用が可能である。

区分		使用料
夜間照明施設を使用しない場合	1コート1時間につき	400円
夜間照明施設を使用する場合	1コート30分につき	350円

ウ 使用許可

テニスコートは、他の施設に比べても、申し込み件数が多く、また、申し込みは市役所で行うことを原則としているものの、施設でも当日空いていれば利用を受け付けていること、屋外型の施設であることから、雨などによるキャンセルを認めていることから、事務作業が煩雑になっている。

（指摘事項）

手続きの流れ自体は、他の施設と同じであるが、使用手数料は、いったん使用料として受け入れると、返金手続きが大変であることから、市民の利便を考慮して、預かり金として処理し、利用されたのちに納付書を記入し、歳入計上している。このため、使用料が一時簿外の現金となっている。

他の施設では、前月20日以降に翌月の申し込みができるが、テニスコートについては、前月20日以降に申し込めるのは、翌月前半までとされ、当月の1日以降になれば、当月分すべてが予約できる。

① 使用申請

市役所でコート利用予定表により、空いていることを確認する。

申請書に使用手数料を添えて申し込む。

② 市役所の処理

申請書から利用予定表に利用予定を記入する

また、1日の入金額の合計額を、使用料管理簿(名称はない)に記載する。

③ 利用日前

利用予定表を施設管理事務所にファックスし、利用予定を知らせる。

④ 利用日

施設では、当日の申し込みの場合の申し込み手続きを行う。これを含め、テニスコート執務日誌に当日の利用状況を記入する。

当日のキャンセルなどについては、事務所に電話で連絡し、事務所では使用予定表備考欄にキャンセル分を記入する。

⑤ キャンセル返金

利用しなかった団体に対する返金は、市役所で利用予定表備考欄を確認しながら行う。

その日の返金は、合計額で使用料管理簿(名称はない)に記載する。

入金と返金の差額につき、納付書を記載する。

このように、申し込みの使用料収入が一時簿外処理されることになる。

21年5月分につき、利用予定表と、テニスコート執務日誌とを照合したところ、予定表には転記されていない利用が相当数見られた。

実際の利用と、使用料の収納が照合できる事務処理方法をとらなければ、収納漏れの有無につき、検証が難しい。

他の施設であれば、利用者が使用料を納入すると、個別に領収書に記入され、控えが交付されるが、現在のテニスコートの事務処理では、利用者に領収書が交付されない。

現在の方法をとるのであれば、申請時に納付書も記入し、返金についても、正規の手続きにより返金するべきであろう。

また、テニスコート執務日誌と市役所での申し込み、施設での申し込み、キャンセル返金がもれなく照合される必要がある。

このためには、他の施設も同様であるが、申請書に連番を付し、納付書・執務日誌ともにこの番号を入れることで照合が容易になる。

しかし、実際には返金手続は煩雑である。

他の自治体では、天候により施設が使用できなかった場合、代替りの使用を認めるところもある。この方法による場合も、執務日誌が実際の利用を反映していることが重要になる。

また、別途券の管理は必要となるが、利用券の販売によることとする場合、執務日報と回収した利用券を照合することにより、収納と利用の一致を確認することができる。

(5) 行政コスト・歳入歳出推移

一般会計の歳入・歳出の推移は区分されていないが、嘱託員2名が管理にあたり、市の職員1名が、管理事務にあっている。人件費だけで計算しても、1人当たり行政コストは560円と、管理コストを利用料でカバーしていない。物的維持費は他の施設に比べ低い、管理人件費は高い施設である。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 該当なし。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 該当なし。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 主要部分はコートである。

・維持管理は十分に行われているか → 必要な維持管理は行われている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれていることが多い。
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → 該当なし。

イ 検討(意見)

当施設では、使用料の処理方法に改善が必要である。

市役所で受け付けていることもあり、管理が煩雑である現状を考慮すると、使用者団体またはその連合会、使用者団体が所属する体育協会などを指定管理者に想定した、指定管理者制度への移行の検討が必要である。

4-5-5 香川県施設である体育施設

(1) 番の州プール

ア 概要

所在 坂出市番の州公園内 5 番地

施設 屋外プールであり、夏期のみ開設される。

許可によらず、使用料金

- ・場所 番の州公園内にある県施設である。
- ・アクセス等 路線バスなどでも行けるが、車両での利用が主となる。
- ・職員 なし

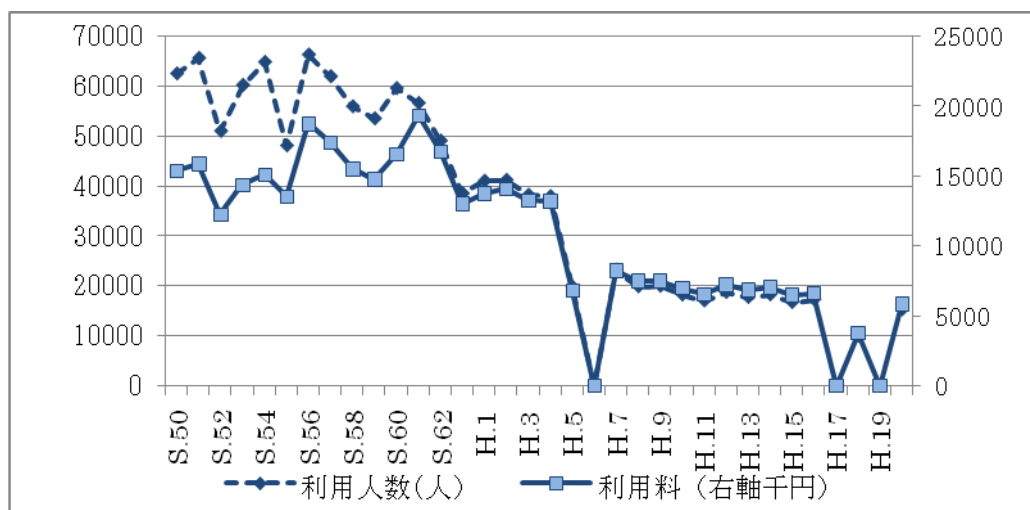


イ 方針

坂出市では、平成 21 年度に、坂出市での運営を止めたい旨を、香川県に申し出ているため、運営内容等の検討は行わない。

開設から相当年を経ており、維持管理にコストがかかること、利用者が減少していること、市外の利用者が多いこと、スライダーなどは現在の施設基準を満たしておらず、改築が必要であること、施設開設当初に比べ、プールも多数設置されていること、渇水年には閉鎖されること、などが理由である。

1 人当たり行政コストも、1,832 円と、体育施設の中では最も高い施設になっている。



項目	H.16	H.17	H.18	H.19	H.20
利用人数	17,337		9,978		15,304
ロッカー利用人数	7830		4746		6705
計	25,167	0	14,724	0	22,009

歳入・歳出推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	0	6,249,450	3,537,500	0	5,506,850
歳出	23,275,149	11,654,272	18,902,887	7,439,067	29,917,474
人件費	7,750,450	0	7,837,500	0	0
物件費	23,275,149	11,654,272	18,902,887	7,439,067	29,917,474
需用費	7,607,912	6,915,288	6,908,009	7,214,921	7,214,921
委託料	12,320,145	3,090,962	7,079,298	771,130	16,886,161
工事請負費	4,284,000	5,985,000	4,200,000	5,334,000	5,071,500

注)修繕工事については、市が支出したものについても、香川県が半額を負担する。

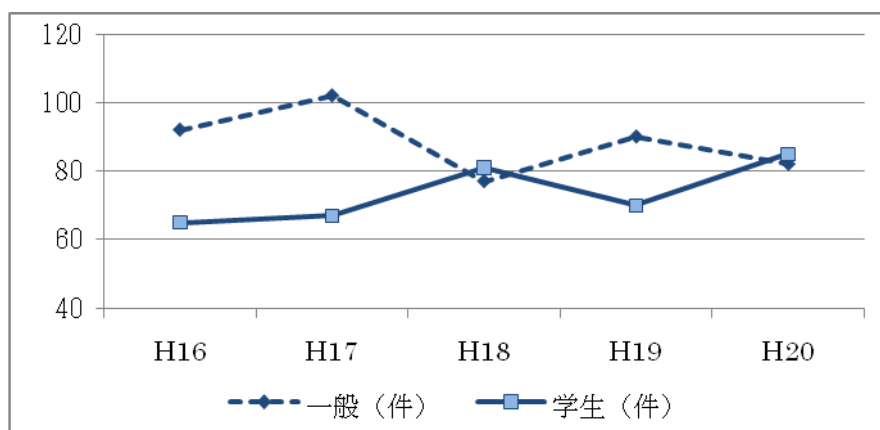
(2) 番の州球場

ア 概要

番の州公園内の野球場であるが、番の州公園は民間事業者が指定管理者となっている。

イ 利用者数推移

	H16	H17	H18	H19	H20
一般(件)	92	102	77	90	82
学生(件)	65	67	81	70	85
その他	0	0	0	15	1
合計	157	169	158	175	168



利用者は安定している。概ね 2 日に 1 回の使用であるが、平成 20 年 5 月を抽出し、使用予定表から運営状況を見ると、次のようになる。

グラント整備	中学・高校	民間	大会	使用なし
13 日	6 回	3 回	7 回	2 日

野外のため、天候により利用申し込みがキャンセルされることがあるほか、整備に相当の日数が必要である。

ウ 申請手続き

前月 20 日以降、翌月の使用を受け付ける。

使用料は、県の施設であるため県条例の定めによる。

鍵は、夜間使用の場合だけ貸し出される。No16 まで作られているが、現在では 5 個を使用している。

貸出簿が作成され、全て回収されていることを確認した。

平成 21 年 5 月を抽出し、使用予定表から全ての使用と申請書を照合し、申請書が作成され、使用料が正しく計算されていることを確認した。

エ 課題 (意見)

指定管理者制度の導入により、従来からの受託管理者である坂出市が継続して管理者となっているが、公園自体は民間事業者が指定管理者となっており、業務の実施に調整が必要である場合もあり、野球場の利用者は公園の他の部分も利用することや業務が重複する部分もないではないことから、指定管理業務が一体として行われることにより、業務が効率化する可能性がある。

指定管理料に比べ実際にかかる管理費が多額となっているが、使用状況を見ると、坂出市内の学校・事業者の使用が多いため、何らかの理由があり、坂出市が負担をしてきた可能性もあるが、指定管理者制度の導入により、公園管理者は指定管理者業務により利益を生じることを前提として応募しているものと思われる。これと市を比べ、管理者としての合理的な負担水準の説明が可能であることは必要である。

4-6 その他施設

4-6-1 坂出市与島開発総合センター

(1) 概要

所在 坂出市与島町 514 番地 22 設置年 昭和 57 年

条例等 坂出市与島開発総合センターの設置および管理に関する条例

使用可能時間 9 時-22 時

休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始

使用料 有料 減免 市長が特別の理由があると認めるとき 割増 営利目的の場合 2 倍

冷暖房使用料 使用料の 50%を別途徴収(暖房のみ)

申込可能日 1 か月前 利用対象 限定なし

面積 339 m²(敷地面積 982.66 m²) 建設年度 昭和 57 年 再調達価額 12,818 千円

構造 鉄筋コンクリート 2階建て 1階坂出老人いこいの家、図書資料室、事務室、管理人室等、2階大会議室、相談室、研修室、料理実習室 駐車場 8 台程度駐車できるスペースを設けている

担当部署 企画課



・場所 与島の北部塩浜地区に位置する。与島の集落は、南部に固まっているが、北部にも集落はあり、また瀬戸大橋の開通にあわせ、フィッシュマンズワープ等の民間施設が設置され、発展が期待された地域であった。

・アクセス等 島外からは、瀬戸大橋を通る路線バス又は自家用車。南部地区からもバス、自家用車、徒歩によりアクセス可能であるが、高齢者が自主的に訪れることを考えると、島内でもアクセスは良くない。

・職員 管理人 1 名

・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要である。

・設置の経緯 離島振興補助金の制度を利用して建設された。与島地区だけではなく、櫃石、岩黒島も対象エリアとしているが、実際には与島住民の利用がほとんどになっている。

(2) 施設の目的

条例によると、次のように記載されている。

本市の離島における産業および社会教育の振興、生活改善の推進、保健・福祉の増進等の機能を果たすため、多目的な総合施設として坂出市与島開発総合センター(以下「総合センター」という。)を設置する。

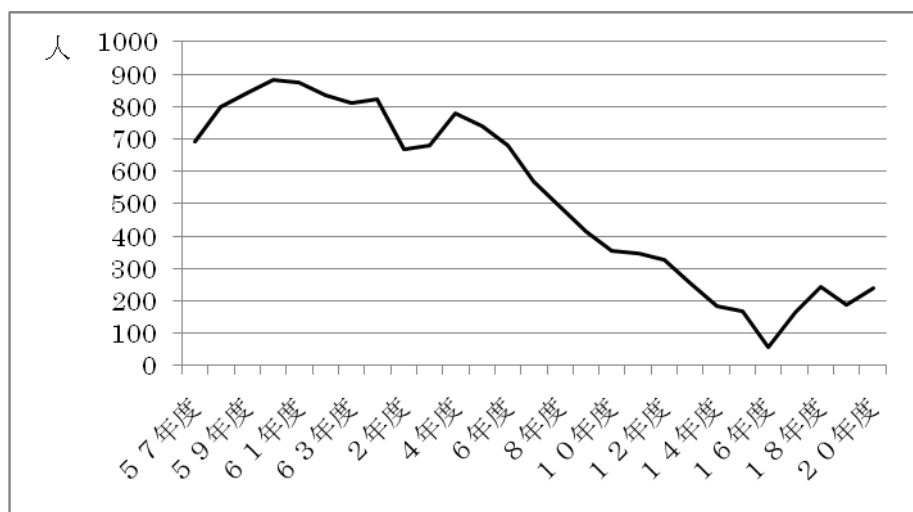
(3) 平成 17 年度調査時の状況

島民の福祉のために、今後も市が運営するべきとされている。指定管理者制度については、導入は可能であるが、与島という地理的条件から見送られている。

(4) 利用状況

ア 状況

施設設置以来の利用状況が一覧化されている。これによると、施設設置から平成元年あたりをピークに利用者は減少している。現在では坂出老人いこいの家を除き、利用状況は低い。平成 20 年度には瀬戸大橋開通 20 周年行事による利用があったほか、平成 17 年度からやや増加に転じている。



平成 20 年度の部屋ごとの利用状況は次のとおりであり、坂出老人いこいの家以外の稼働率は低い。

月別	図書資料室		老人いこいの家		大会議室		料理実習室		研修室		相談室		娯楽室		計	
	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員	利用日数	利用人員
計	4	16	191	835	4	120	34	299	1	13	2	4	3	13	239	1,300
月平均	0.3	1.3	15.9	69.6	0.3	10.0	2.8	24.9	0.1	1.1	0.2	0.3	0.3	1.1	19.9	108.3
利用率 利用日数 ÷開館日数	%		%		%		%		%		%		%		*開館日数 300日	
利用率	1.3		63.7		1.3		11.3		0.3		0.7		1.0		239日 ÷ 2100 (300日 × 7 室) × 100 = 11.4%	
利用内容	与島ウォーク (個人) 等		老人クラブ, 塩浜自治会, 人名組合 等		地区社協, 老人クラブ, 連合自治会, 婦人会 等		地区社協, 婦人会 等									

施設のうち、浴室は温浴施設としては使用できない状況である。もともとの設計も高齢者の利用が難しい構造であることから、改装の要望も出ているとのことであるが、工事見積もりを徴収したところ、数百万円の見積価格であったこと、利用も少ないことから、修理されていない。

イ 使用許可

平成 20 年度 3 月を抽出し、大会議室・料理実習室、研修室について、施設管理日報と使用許可、減免申請書を照合し、一致していること、条例に沿って行われていることを確認した。

許可申請書には連番が付されている。平成 20 年度を抽出し、利用目的に不適當なものがないことを確認した。

一部、宗教色のある会合名が付されているものもあるが、古来からの慣習に基づく名称であり、宗教活動を目的とする会合ではないことを確認した。

また、使用許可の中には、早朝 5 時からの利用も数件あるが、管理人が近隣に居住しているため、早朝利用にも対応しているとのことである。条例でも時間外利用を認めており、これによるコスト増はない。

ウ 使用料

ほとんどの使用が減免されている。平成 20 年度に使用料が徴収されたものは 1 件だけであり、条例によると、「市長が特別の理由があると認めた場合」とされているが、離島振興事業による施設であることから、島内者の利用は、原則として減免される運用となっている。運営委員会により運営方針が決定される施設とされており、当初から島民利用は減免というような利用が継続しているものと思われる。

また、暖房費については、他施設では、使用料を減免する場合も徴収されることもあるが、当施設では、使用料が減免されたものについては、全て減免されている。

(意見)

実費である暖房費を減免する理由は明確ではない。規則に明記するか、暖房費用だけは徴収する方向に改めるかの検討が必要である。ただし、有料化することによる収入増加額は極めて少額である。

平成 20 年度の使用許可申請書から、使用料が徴収されている 1 件につき、内容と使用料を確認した。この 1,000 円が平成 20 年度の使用料収入の全てである。

使用料収入は、このように、継続して低水準にある。平成 20 年から、規則の運用を変更し、島外利用者についても、使用目的が営利でないものについては減免することとしている。

使用料(平成 21 年現在)

	料理実習室 (20 人)	研修室 (和室 10 人)	大会議室 (120 人)
午前	500 円	300 円	1,000 円
午後	600 円	400 円	1,300 円
夜間	750 円	500 円	1,600 円

市のお施設と比べると、夜間の設定があること 1 日という使用料の設定がないことが特徴である。研修室の使用料水準は、同種の設備のある坂出市勤労福祉センターが 10 畳で午前中 400 円、海の家が 6 畳で午前中 1000 円と比べると、数割安い設定になっている。料理実習室については、同等の規模のものはないが、さらに安い設定となっている。

使用料収入の推移

年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度
使用料収入	7,900円	30,100円	24,200円	31,000円	29,400円	32,050円	37,800円	8,650円
年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
使用料収入	21,850円	10,700円	15,800円	11,950円	25,250円	3,400円	14,800円	2,300円
年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
年度	8,450円	6,100円	1,900円	1,000円	1,000円	5,300円	1,000円	

(5) 歳入歳出推移

歳入歳出

(単位:円)

科目	H16	H17	H18	H19	H20
使用料収入	1,900	1,300	1,000	5,300	1,000
人件費	1,526,513	1,566,506	1,557,000	1,578,406	1,572,000
物件費	892,051	999,944	990,073	921,786	1,109,034
うち委託費	295,050	438,900	437,850	445,450	445,450

大きな変動はない。

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか → 特定されている。
- ・特定されている場合その要因は何か。→ 瀬戸大橋で陸続きになったとはいえ、地理的条件が主要因と思われる。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → 地理的要因と、与島地区の人口の減少。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 低い。
- ・低い場合その理由は → ほとんどの利用が減免されている。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → なし。
- ・維持管理は十分に行われているか → 屋根・空調・入浴施設・浄化槽など、修繕が必要な部分はあるが、使用に耐える状況とする最低ラインの維持管理を行っている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市で特に考慮すべき条件はあるか → 離島に対する公共サービスの提供。過剰である必要はないが、瀬戸大橋建設時には、人が居住する島に橋脚が建設されたことを考慮した行政サービス提供が行われた。

イ 使用料

条例により、当施設の会議室等の施設は減免できるとされているが、現状では、減免を前提とした運営となっている。

当初からこのような運営とされた経緯には、やや疑問が生じる余地もあるものの、施設が老朽化していること、人口が減少していること、現在の利用状況を見ると、使用料収入の水準は低く、それよりも利用を向上することが重要であるとの判断も可能である。

(指摘事項)

暖房料については、減免することの可否はともかく、使用の有無を書面上で明らかに確認した記録が残らないので、条例に合わせるのであれば、使用の有無を確認し、減免する規程とする必要がある。

ウ 検討(意見)

事務室を資料室に転用するなど、自主的に施設の有用性を上げる工夫は行われているが、島民の高齢化

と人口の減少が要因と思われる。(平成元年 595 名→平成 21 年末 137 名)

条例に基づき設置された運営委員会で施設の運営方針を定めることとされているが、近年の実行委員会では、基本計画や将来方針などは策定されておらず、島外からの利用促進は十分ではない。

たとえば、平成 22 年度には、1 年おきに開催される計画である、瀬戸内海の島嶼部を利用した芸術祭が開催される。これらのイベントには、参加することによるメリットとデメリットがあると思われるが、受動的ではなく、積極的に関与の方法を決定するなど、企画課が管理する意義を活かした施設運営が望まれる。

逆に現状の利用状況を前提とすると、地元の自治会などを指定管理者とする指定管理者制度の導入の検討も必要な状況である。

4-6-2 坂出市産業展示館

(1) 概要

所在 坂出市林田町 4285 番地 235 設置年 昭和 62 年

条例等 坂出市産業展示館条例 使用可能時間 9 時-17 時

休館日 月曜日・祝祭日の翌日・年末年始

使用料 無料・申込可能日 1 か月前 利用対象 限定なし

面積 339 m² 建設年度 昭和 62 年 再調達価額 74,420 千円

構造 鉄筋コンクリート 2 階建て 1 階展示室、2 階会議室等 駐車場 10 台程度(備品等が置かれているため)

担当部署 商工観光課

- ・場所 臨海部林田工業地帯の一角に置かれている。周辺は物流関連の企業が多い。
- ・アクセス等 周辺道路に表示などもなく、探しにくい。市のホームページにも掲載されていない。自家用車でのアクセスに限定される。
- ・職員 管理人 1 名(嘱託・半年更新)
- ・国庫補助等 受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要



展示館外観



駐車場プレハブ



駐車場

(2) 施設の目的

条例によると、「本市の物産を展示し、地域産業の振興と技術開発を図り、地域住民のコミュニケーションに寄与する」とされている。

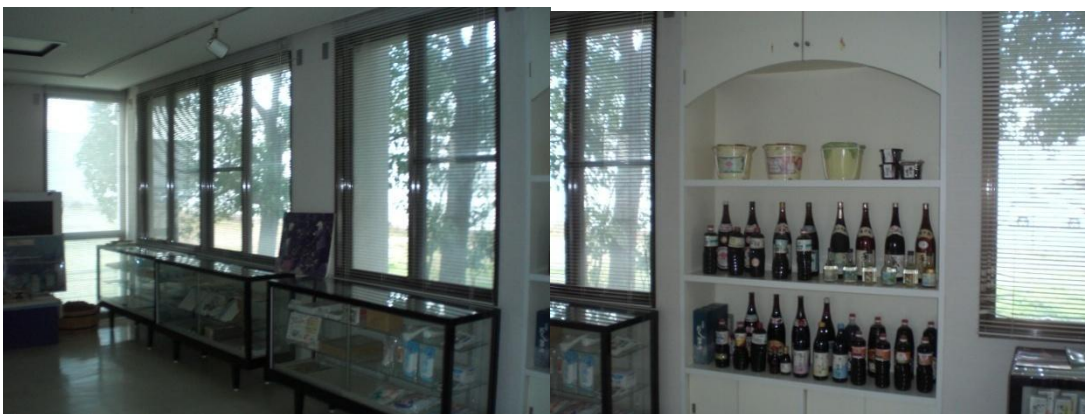
(3) 平成 17 年度調査時の状況

調査に今後の方向について、単独設置あるいは設置の必要性は少ないと考える、とされている。

(4) 利用状況

ア 状況

本施設の名称からは、展示を主目的とする施設と考えられ、2 階建てのうち、1 階部分が展示スペースとされている。ここには、しょうゆ・うどん・酒・ジャンパーなどの繊維製品など、坂出で生産される製商品の模型のようなものが置かれているが、おぎなりの印象があり、ここに来なくては見られない、というものは 1 つもない。製商品がどのように選択されたのか、またどのような時に展示を入れ替えるのか、ということについても、規程がなく、施設の目的に合わせて仕方なく展示している、という状況が実際であると思われ、広報もしておらず、訪れる人もほとんどいない。



展示スペース

2 階に会議室が 2 室、和室が 1 室備えられている。無料であり、利用者も限定していないにもかかわらず、会議室の稼働状況は低く、利用者も特定されている。



その他、全体に天狗マラソン等のための備品類が置かれており、駐車場にはプレハブの倉庫も作られている。イベント用の大釜は駐車場に置かれている。

平成 18～20 年度の事前に承認された会議室の使用申請書は次のとおりであり、このほか、当日利用についても、多数ではないとのことである。

項目	単位	H18	H19	H20	平均
終日	件	36	27	29	31
午前のみ		1	1	4	2
午後のみ		1	4	1	2
件数合計		38	32	34	35

イ 使用許可

平成 20 年度を抽出し、16 件の使用許可が条例に応じて行われていることを確認した。

他の施設と同様に、使用許可申請書によるが、許可書は市役所商工課で受け付けるほか、当日でも空いていれば利用できるが、この申請書は商工観光課に送付される。

条例には、許可後に使用できるものとされているため、厳密に言えば要件を満たさない使用状況であるが、使用可能である対象が限定されていない、無料で利用できる施設であり、使用状況も低利用であるため、むしろ利用状況を高める運用といえる。

(5) 行政コスト・歳入歳出推移

このような状況であっても、最低レベルの維持管理は必要であるが、空調設備も一部使えないなど(平成 21 年 12 月現在)、使用することを前提とすると、十分な状況とはいえない。

項目	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	1,363,500	1,363,200	1,363,200	1,363,200	1,363,200
物件費	828,762	978,777	1,095,201	846,709	837,070

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか→特定されている。

・特定されている場合その要因は何か。→ 地理的条件が主要因と思われるが、使用可能である旨、市のホームページ等での公開も行われていない。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか→低い。
- ・低い場合その理由は→①と同じ。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか→低い。
- ・低い場合その理由は→もともと、条例で使用料は無料とされている。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか→当面不要
- ・維持管理は十分に行われているか→一部不十分

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か→否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か→否
- ・坂出市で特に考慮すべき条件はあるか→なし。

イ 使用料

条例により、当施設の会議室等の施設は無料とされているが、無料とするための必要性、公共性には疑問がある。他の施設の使用料を参考に、午前、午後ならそれぞれ1000円、終日であれば1500円として平成20年度に事前届け出が行われた件数で計算すると、42,500円となる。利用度が低いことから収入増加額は少額であり、また有料にすることで、使用も減少するものと推測できる状況である。

H18	H19	H20	平均
56,000円	45,500円	48,500円	50,000円

ウ 利用状況

現況では、本来目的である展示機能は非常に少ない。会議室の利用も、現在では周辺企業が合同で行う中国人研修生を対象とする日本語研修が主な利用である。周辺企業の規模を見ると、それぞれに会議スペースは持っているのではないかと推測できる。無料であることもあり、設置されているので利用している、という状況であると思われる。現状では 余剰スペースに置かれていた天狗まつり等の関連備品の置き場としての利用度が一番高い状況である。

担当部署でも市民ニーズの低い施設と位置付けており、何らかの政策性を強くするか、施設の転用または廃止が必要な状況である。

エ 検討（意見）

施設の統廃合が必要である、と平成17年度の時点ですでに認識されている。

総論に記載したように、市民ニーズがないことを確認すること、何らかの利用案が出てきた場合を含め、施設の在り方を個別に検討する仕組みを作り、それに乗せることが望まれる。

4-6-3 人権関連施設

(1) 概要

担当部署 人権課(西庄教育集会所は教育委員会所管)

- ・場所 住宅地に建設されている。

- ・アクセス等 近隣地域から主に徒歩で往来可能な形で立地している。
- ・職員 西庄文化センター及び児童館に正職員 3 名、川津文化センターに正職員 2 名
- ・国庫補助等 隣保館については、受けているため、転用・廃止の場合、手続きが必要

複数施設があるため、概要については下表参照のこと。

施設名	開設年月日	内容	面積(m ²)	敷地面積(m ²)
西庄文化センター(隣保館)	昭和 40.4.1	鉄筋コンクリート造 2 階建	353	614
西庄児童館	昭和 53.11.1	鉄筋コンクリート造 2 階建	420	372
西庄共同作業場	昭和 52.9.1	鉄骨鉄板平屋建	200	661
西庄公園	昭和 52.11.25	児童遊園	—	1,739
西庄教育集会所	平成 4.8.1	鉄筋コンクリート造 2 階建	237	705
川津文化センター(隣保館)	昭和 55.6.25	鉄筋コンクリート造 2 階建	280	647
川津集会所	昭和 63.4.30	鉄筋コンクリート造平屋建	192	1,303
西原公園	昭和 54.4.1	児童遊園	—	1,566
川津多目的コート	昭和 61.4.1	屋外コート	—	785
坂出市人権啓発研修所	平成 4.5.22	軽量鉄骨造 2 階建	182	332



(西庄文化センター及び児童館)



(川津文化センター)



(人権啓発研修所)

(2) 施設の目的

これらの施設については、旧同和対策事業として、1969年に制定された「同和対策事業特別措置法」に基づき、被差別部落の環境改善と差別解消を目的とした、社会福祉施設として設置されている。

2002年に同法は廃止されたが、従来からの隣保館に対する補助制度などは残されたため、今日でもほぼ従来どおりの位置づけで、施設の運営がなされている。

(3) 平成17年度調査時の状況

・隣保館については、市民ニーズが高い施設と位置づけられ、今後についても法律等により設置が義務づけられているとしている。この点については、従来から必置という義務づけはないものの、現在でも国の運営補助金が交付されていることなどを踏まえ、こうした記述になっているものと考えられる。

・児童館については、市民ニーズは把握できていないとしながらも、今後とも市が設置する必要があるとされている。

・教育集会所については、市民ニーズは高く、今後とも市が設置する必要があるとされている。

(4) 利用状況

・隣保館(児童館を含む)については、年間延相談者数は約1千人、開館1日当たり3名程度が相談者として来館。相談内容としては、日常生活で困ったことや、福祉に関する事などが多いとのこと。その他、補習、クリスマス等の行事を行っており、年間65回、418名が参加している。

・西庄共同作業場は、地域の人たちが福祉器具などを利用するところとして使っている。

・川津集会所は、自治会の人冠婚葬祭に利用している(利用人員など不明)。

・川津多目的コートは、地元の人が盆踊りなどで使っており、本来的なコート利用はほとんど利用者がいない。

・人権啓発研修所は、1階は団体の事務所として利用し、2階は会議室として使用され、年間30回程度使われている。

(意見)

人権関連団体に45.36㎡(1階事務所・湯沸かし器・トイレ)が無料貸与されているとのことであるが、無償とするには問題があると考えられる。

(指摘事項)

文化センター、集会場など、各施設で管理状況、利用状況が十分に把握できていない。

管理日報を作成し、実施した業務の内容、行事、利用者、その日の管理上の注意事項など、管理上必要な事項を記載し、管理部署で保管する必要がある。

(5) 行政コスト、歳入歳出

ア 行政コスト

利用者を把握していないので、1人あたりの行政コストは算出できない。2文化センターの年間行政コストは54,998千円と計算されている。

文化センターの利用度はそう高くない、とのことであり、仮に1日10名、稼働が300日として、2施設で年間6,000人が利用した場合の一人当たり行政コストは9千円となる。

他施設と比べると、利用実態の把握は重要である。

イ 歳入歳出の推移

(単位:円)

項目	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	45,820,567	46,324,343	47,374,945	46,846,699	47,021,060
物件費	13,076,873	11,266,562	5,735,905	4,778,072	5,578,714
需用費	3,638,502	2,316,946	2,975,721	2,129,471	3,186,846
委託費	6,881,160	7,040,760	883,260	787,500	762,300

(6) 課題等

ア 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→同和地域対策として設置されているが、特別利用者の制限はない。実際には、固定的な利用者が多いとみられる。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → やや低い水準にある。
- ・低い場合その理由は → 地域における人口減少などを反映している面も考えられる。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 無料利用となっているが、設置経緯や国の補助制度などを勘案すれば、特段問題はないものと考えられる。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 現段階では必要ないと思われる。
- ・維持管理は十分に行われているか → 特段の問題はないと思われる。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・坂出市の特に考慮すべき条件はあるか → ある。

イ 検討(意見)

従来、同和対策特別措置法に基づき、同和地域対策として、様々な福祉施設の整備などが行われてきたが、地域人口にも少子高齢化の波が押し寄せ、利用が先細っている面も否定できない。また、現段階では、隣保館に国からの運営補助金も入っており、市の施設維持の大きな拠り所となっている。

しかしながら、法律が廃止され一般対策として行われることとされ、いずれ補助金の廃止も視野に入れざるを得ない状況のなかで、持続的な施策として実施していくとしたら、地域が必要とするサービスを明確にした上で、そのために必要な施設の範囲、運営方法などについて、いまのうちに検討を進めておく必要がある。

第4 市が関与する団体

1 視点

本年度の坂出市の包括外部監査は、施設を主なテーマとしている。多くの自治体では、施設とその管理と密接な関連にある外郭団体等の検討は裏腹な関係にあり、これらの検討は同時に行われる必要がある。

坂出市の法人格を持つ外郭団体等は、社会福祉法人社会福祉協議会と社団法人坂出市シルバー人材センターの2団体だけであるが、施設の検討の中で、施設の有効利用に密接な関係を有する団体が複数存在することが分かった。

外郭団体に比べ、自治体が一定の関与をしながら、法人格のない団体に対しては、一般的にチェックが甘くなっており、坂出市でも、平成20年度に、坂出市観光協会の県からの受託業務実施状況に問題があるとされたところである。

坂出市では、これを受けて監査委員による事務管理の一斉チェックが行われている。

ここでは、主として団体と市の関係が妥当か、市が関与する団体として活動内容や方法に問題がないか、これらが検討される体制にあるか、について検討を行う。

2 過去の監査結果等

(1) 監査委員監査

平成19年6月29日付けの市長の要求「坂出市が補助金を支出している各種団体、協議会等のうち、坂出市職員が職務として預金通帳または現金等を管理し、経理事務を担当しているものに関する事務手続きについて」監査が実施されている。

これにより、事務処理マニュアルをはじめ、各種様式が作成され、主として次の点について措置されている。

- ア 預金通帳・印鑑は団体の独自のものを作り、管理は分掌する。
- イ 支出手続につき、書類の整備、決裁、領収書保管を適正に行う。
- ウ 監事監査を受けるとともに、決算報告を行い承認を受ける。
- エ 一括して事務所経費として内容のわからない支出を行わない。
- オ 団体の会計事務を職員が行う場合、団体及び市の承認等手続きを明確にする。
- カ 可能なものは自主運営化する。

この措置は平成20年に公表されており、平成20年度時点では、これらの報告に沿った運営が行われていた。

また、外郭団体2法人についても、同様に監査が行われている。

(2) 包括外部監査

平成19年度の包括外部監査は、補助金をテーマとしていたため、補助金を受ける団体の事務についても検討されている。

補助金については、補助金とする公益性、事務手続き、事業効果、長期化の有無、事務管理手続き、繰越金の妥当性、交付団体の経済的自立化、統合整理の必要性等について検討されている。

平成20年度の監査の対象部署の団体、テーマ1で記載されている団体についても対象外とした。

3 監査の実施方法

(1) アンケート

全部署に対して、A 市役所内に事務局を置く団体、B 市職員が職務として事務を担当する団体、C 市の職員等が役員に就任している団体を対象とし、団体の種類、目的、収支の規模、運営方法、市の関与状況等について、アンケートを実施し、内容を分析した。

(2) 個別団体の検証

対象団体のうち、平成 19 年度の補助金をテーマとする包括外部監査で詳細に検討された団体を除き、ヒアリング、議事録、帳簿等の管理資料、証憑、契約書類の閲覧を行った。

前記監査委員及び平成 19 年包括外部監査により、詳細に検討されている事務手続き等については、基本的に対象外とし、措置状況についての確認とした。

(3) 対象団体及びアンケート結果の要約

ア 団体数等

回答された団体数のうち、該当団体数は 56 であるが、ABC それぞれの類型ごとの数は次のとおりである。

a 市役所内に事務局を置く団体	50
b 市職員が職務として事務を担当する団体	40
c 市の職員等が役員に就任している団体	18

この中でも、事務局の所在地が形式的に市役所内になっているだけのもの、市の職員等が役員に就任しているだけのものについては、事務の内容が把握できないため、事務の実施状況については対象外とした。

イ 団体の種類

59 のうち、公益法人は 2 者の他は任意の団体である。

公益法人(移行前)2 者は坂出市外郭団体である社団法人坂出市シルバー人材センターと、流域下水道事業を行う香川県の外郭団体である財団法人香川県下水道公社である。

ウ 団体の職員

固有の職員がいる団体は、上記公益法人のほか 4 団体 8 名である。

エ 収支の規模

ゼロから下水道公社の 10.8 億円まで様々であるが、500 万円を超えるのは 14 団体である。

4 検討方法

市の事業・事務と何らかの関連がなければ、市庁舎内に事務局を置いたり、市職員や特別職が役職に就くことは出来ない。関与にあたっては、団体自体の必要性を検討し、その上で市の関与と関与方法が妥当かにつき検討されなければならない。

坂出市が関与する団体を関与要因別に分類すると、次のように分けられる。

A 小規模団体

独立した事務所を置くほどの規模ではなく、市の政策に合致し、業務連携のために市に事務局を置く団体。自主的に活動している団体と、補助金等のスルー団体に近くなっている団体、ほとんど活動していない団体が併存する。

B 市民等の協力により運営される団体

活動内容に市民や他団体等との協働が必要である団体。なかには、全国的に同種の団体が設立されているものもあり、県、国の同種団体の会員となる団体もある。

C 収入源が多様である団体

市の業務に関連する団体であるが、寄付や会費など、独立した収入を持つ団体。

D 設立経緯による団体

何らかの理由で市が関与することとなった団体で、市が管理をする団体。

E 市の業務と区分が困難な団体

市の政策自体が官民混然として実施されている事業に関する団体。

F 法規等に基づく団体

国庫補助の要綱などに設置を求められている団体。

G 県や他自治体も参加する団体

市が構成員であるものなど。

このうち、Fは、法令や補助金受給のために別途団体を構成することを求められたもので、国の補助金運営方法が地方自治体や補助金受給団体に余分な事務を強いる結果にはなっているが、市としては運営を維持せざるを得ない。

Eは、団体の業務として、市の指導のもとに実施されているが、事業の仕組み自体に団体が組み込まれ、市の業務と混然として実施されるものもある。

Gは、市長会や県の外郭団体など、市自体が構成員などになるものであり、他の団体とは性格が異なる。

これら以外のものについては、市民等の協力を得るにしても、市で直接運営することも可能であり、市民などにより自主的に運営されているが、事務処理等については市が援助しているもの以外は、別団体とする意義の再検討か、市の関与を止めるなどの検討が必要と思われる。

また、別団体として運営されるものについても、契約や事務が一定以上の水準を保たれる必要がある。

5 検討

(意見1)

団体の状況を検討した結果、課題となる事項は次のとおりである。これらにつき、各団体の項には意見等として記載していないが、管理部署により定期的に検討し、団体の現況を常に良好に保つ制度化が望まれる。

(1) 団体の活動

ア 再委託・助成

市からの委託業務の再委託、補助事業からの助成金支出が散見され、複数の団体の間で連続して支出されるものもある。

(意見2)

件数が極めて多いためとりまとめを行う必要がある、助成金の交付対象の選定も団体が行う必要があるなど、合理的な理由がなければ市から直接委託・直接補助とすることを原則とした再検討が望まれる。

イ 活動内容

もともと、親睦や交流を目的とする団体もあるが、支出の大部分が総会や視察旅行である団体もある。

(指摘事項3)

活動の中心が懇親である団体については、市の業務との関連が明確に説明できるものでなければ、市が関与する必要性を証明できない。

ウ 親睦会

市の担当職員が参加する場合、公費や団体経費で参加することも適当ではないが、私的に負担することが適当とも思われない。

総会の開催方法を見ると、お茶程度以外の飲食を伴わない会議から、会費制により、懇親会も行うもの、団体負担で懇親会を行うものなど、様々である。

また、視察等の旅行については、かかる経費や日数、負担方法も様々である。

親睦的性格の強い団体との市の関与の方法については、適当な範囲を決定することは困難である。

(意見 4)

市が事務局となる団体で、親睦が相当のウエイトを占める団体については、親睦自体が重要であるか、慣習化していないかを検討し、団体の在り方を考えた上で市の関与が適当であるという判断をする必要がある。

また、職員が飲食を伴う団体の会合に参加する場合、市の業務として行く必要がある場合は市費で賄われることが原則となる。しかし、そのように規定すると、個人の負担により参加せざるを得なくなる可能性もある。

市の業務と何らかの関係のある団体の懇親会への参加については、参加すること自体と、参加方法についての承認を得る制度とすることが望まれる。

(2) 市の関与と関与方法

ア 意思決定

(意見 5)

市の職員や特別職が理事などの意思決定機関に就任する場合、団体の利益と市の利益とが相反する場合が想定される。

団体が何らかの運営に関する決定を行う場合、市は意思決定に中立であるか、市の利益を主張するか、事前に担当部署内で決定を行う必要がある。

イ 議事録

(指摘事項 6)

職員又は特別職が役員等に就任した場合には、意思決定への市の意見の反映を確認する意味でも、議事録の作成・入手が必要である。

ウ 会費・寄付

(指摘事項 7)

団体が会費や寄付を収納する場合、市の職員が事務の一環として、会費・寄付集めのお願いや集金に赴いたり、電話で依頼する例がある。

会の運営上必要であるために実施されているものであるが、市から関連団体への寄付、入会等の勧誘をすることは適当ではない。

団体と市政の関連が深く、さらに団体として運営する必要性があるものに限定され、そうでない場合、市の事業とするか、市の関与の方法を変える必要がある。

エ 職員等の派遣・兼務

① 派遣と委託

市の職員が専ら団体の仕事を行う場合には、団体に派遣されたと判断されるべきであり、このためには「公益法人等派遣法」の規程による団体の性格の判断や手続きが必要であるが、平成 20 年度では該当する事例はない。

② 役員就任

団体の役員に就任する場合には、地方公務員法上の兼業違反にならないこと、専念義務規程に違反しないことの確認が必要と思われる。

職員以外でも、特別職である市長などが団体の代表になる場合がある。

現在のところ、特に問題のある就任はないと思われた。また、職員が団体の役職に就く場合の手続きは、前記調査に対応して措置されている。

(意見 8)

就任状況等は秘書課などで一元管理されることが望まれる。

職員以外の特別職についても、就任が妥当とした根拠を添えて、市長による承認を受けることと、秘書課などによる一元管理を行うことが望まれる。

③ 団体業務従事

市庁舎内に事務局を置く団体の多くで、市職員が団体自体の事務を行っている。団体と市業務の境界が明確でない場合も多いが、団体の事務が市の業務と考えられるのであれば、それは本来市の事業として行われるべきである。

団体の必要性をより厳密に検討したうえで、市と別途に置く必要があるのであれば、団体の業務は市の業務ではない。

しかし各団体の内容を見ると、団体の運営補助として団体業務を行うことも市の業務と考えざるを得ないケースも多い。

(意見 9)

市職員が行う他団体の業務内容についても、内容調査票を作成し、担当部署で行っている業務と担当者、おおまかな従事時間、必要と考える理由を記載し、その他の団体への関与状況を総括して管理する部署を定め、内容の妥当性を検討のうえ、一元的に管理することが望まれる。

オ 担当部署

団体の事務局を市に置いたり、事務を行ったり、役員を出すにあたっては、市の政策や事務に密接に関連する場合に限定されることから、担当部署はおのずと限定される。

このため、例えば各種のイベントを実施するための委員会のように、商工観光課、都市計画課、教育委員会社会教育課、同体育課など複数の部署が管理しているが、事業の内容が類似する団体がある。

また、団体の民間参加者も、他の団体と重複し、他の団体の活動の一部と見られるものもある。

(意見 10)

団体ごとの運営状況を確認のうえ、団体自体の統廃合を検討し、存続するものについて、管理部署の連携や担当の再検討が望まれる。

カ 多額の資金

繰越金が多額であるものについても、市が事務局として預金を管理しているものがある。

(意見 11)

多額な預金を持つ団体については、独立して運営する規模であることが通常と思われる。組織が脆弱である団体に、多額の資金を持たせることが市の第2 予算的な性格を持っていないか、団体の独立性を高める必要がないかの検討が必要である。しかし、これらの検討は、担当部署で客観的に行うことは困難である。各種団体の管理方法についての規程と担当部署を定め、定期的にチェックする必要がある。

(3) 団体職員の執務

団体に、市の行政財産を使用させる場合は、目的外使用にあたるため、許可が必要である。しかし、団体に専従職員がおり、市の関連部署の執務室とともに執務する場合は、慣習的に使用許可は不要と考えられている。

これは、一つには市に明確な規程がないこと、また一つには、市の業務を補佐しているために行政目的で使用されていると判断されていることが要因として挙げられる。

厳密に考えれば、団体職員が市の業務を補助しているのであれば、市の職員とするか、市が自ら業務を行うべきである。市の業務に関連するとしても、団体の業務を行っているのであれば、庁舎の目的外使用と考えざるを得ない。

また、市から独立した団体の職員であっても、市の職員と同じスペースで執務していれば、市民が職員と

誤解したとしても、市の責任と考えるべきであろう。担当部署以外でその事実を把握していないことは、管理上も問題がある。

(意見 12)

次の2点につき、規程の作成が必要である。

団体職員(市職員以外)に市庁舎内で執務させる場合の使用許可の規程、およびその減免規程を明確に定めること。

市庁舎内で団体職員などに執務させる場合の許可及び登録規程を設けること。

(4) 契約事務

ア 随意契約

独立性が低い団体であり、市の補助金、委託費から支出する場合、団体から支払われる契約が市で行われる契約事務よりも著しく簡便であると、本来は市で行うべき業務が市の規程に沿わずに実施されることに近い結果となる。

実際に、支払の承認は得ているが、契約自体は単純な見積もりによっている例も多い。継続する事業に関する委託で、1者随意契約が品質保持の面で好ましい場合であっても、市の契約事務と同様に、1者随意契約が妥当であるとする理由を記載し、決裁される必要がある。

(意見 13)

団体で行われる契約は、原則として市に準拠するなどの規程化が望まれる。特に自主性が低い団体については、市の業務が市の規程に沿わず実施されることになるため、必ず従うこととする必要がある。

イ 検収

支払い時には、おおむね請求書と照合されて支払われている。しかし、支払いの根拠となる納品が実際に行われているか、という確認は十分に行われていない。

例えば、納品時等に納品書と購入品を照合したり、実施報告書と照合する検収業務は、一部の団体を除き、実施されていないか、主として発注・経理処理責任者により実施されている。

坂出市では、観光協会で県からの委託事業が実施されていなかったことが問題となったが、外注作業の実施状況については、担当者以外が検収を実施することにより、組織ぐるみの不正でなければ、防止できたと思われる。

(意見 14)

検収業務は、支払承認と同様に、発注書に基づき、経理担当者以外により行われることが望まれる。

検収が難しいような発注方法によらないことも重要である。

(5) 全般管理事項

ア 収支計算書

ほとんどの団体は、総会などで承認を受ける計算書類として、収支計算書だけを作成している。このため、注記などとして別途記載されていなければ、備品や販売用の商品があっても、把握できない。

単位や会計期間など、基本的な情報も記入されていないものも多く見られる。

(意見 15)

計算書類として、NP0 法人か、できれば公益法人の様式を用いることを基本とするなどにより、最低でも財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。

イ 計算書類承認

計算書類は、総会等の意思決定機関で承認される。

団体によっては、一定の余剰が生じている場合もある。この場合、予算は繰り越された剰余金を含めた支出計画としている団体もあり、実際の支出実績が毎年予算と大きく異なる結果になる。

また、総会の開催時期も、会計期間終了から相当期間経過してから開催されるものもある。予算の承認を重視するなどの理由によるが、監査を受けているとはいえ、長期間実施結果が承認されないことも問題である。

(意見 16)

予算と決算がかい離した場合の理由、余剰金が合理的水準である理由などを記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。

また、総会などが計算期間終了後から相当期間後に開催される場合などは特に、監事監査は 2 カ月以内等の間に受けることとし、ここで何らかの問題が発見された場合の臨時総会等の手続きをとる必要がある。

これらにつき、規程化が望ましい。

ウ 監査

前記監査の指摘により、計算書類は監事などにより、何らかのチェックを受ける制度になっていたが、実際には残高の検証に留まると思われるものもあり、活動内容がどのように計算書に反映されているかまでの検証は行われていない可能性が高い。

(意見 17)

最低限チェックすべき項目を標準化し、計算書類の内容及び業務実施状況について、検討する事項を明確にすること、また、それらが必ず検討される体制とすることが望ましい。

エ 規程

会則はそれぞれ定められており、意思決定機関は明確になっていた。ただし、一部実行されていなかったり、改正が必要なものはある。

また、経理規程などの管理規程については、前記監査の指摘に基づき、会則に盛り込まれているが、契約の方法など、具体的なものは記載されていない。より詳細な内規については、市の規程を準用している団体もあったが、文書化された規程はない団体が多い。

(意見 18)

小規模な団体も多く、簡便なものでも良いとは思われるが、標準規程を作成し、原則としてそれを用いることが望まれる。また、その場合、規程を用いない場合は、理由を明確にすること、また規程が実施されていることを定期的に確認する必要がある。

(指摘事項 19)

会則に定めた会計期間と、実際に報告が行われている会計期間が異なる団体がある。意図的にずらしたのではなく、ずれている期間の取引額は少額であり、監査を受ける直前で締めることとしたために発生したかい離であった。

会則を改めるか、規則に沿った会計期間で収支計算書を作成するかの変更が必要である。

(6) 団体の管理手続き

ア 資産管理規程の整備

① 小口現金・仮払

市が事務を管掌し、預金を管理している団体では、基本的に市と同様の承認手続きを経て支払いが行われる。

(指摘事項 20)

団体によっては、職員等により立替えられている。

(意見 21)

現金は基本的に保有しないこととされている。このため、現金での集金や支払を、いちいちその額で入金し、通帳の記録を残しているものが多い。

確かに、照合は容易であるが、現金をいったん預かって入金することから、むしろ現金の取り扱いに関する

管理が抜け落ちてしまう可能性もある。また、件数が多いものについては、銀行での入出金の手数が非常にかかることになる。

細かな現金出金が行われたり、管理部署以外の場所で支払いが行われたりする場合、小口現金や仮払制度の導入を検討することが望まれる。

その場合、現金の管理がルーズにならないよう、小口現金・仮払金管理規程の策定が必要である。

② 備品

(意見 22)

長期間(1年を超えて)使用する備品で、一定額以上のものについては、入手年月・金額・購入先などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれ、市から貸与され、使用する備品も管理簿については同様である。

これらにつき、規程化が望まれる。

③ 商品・消耗品

販売や配布するために定期的または大量に購入される物品の管理簿作成が必要である。これについても、規程の策定と実施が必要である。

販売されるために購入される商品は、購入量と販売量を比較した帳簿を作成し、この帳簿上の在庫と、実際の在庫を照合する必要がある。

団体がイベントの入場券などを発行する場合も、換金性が高く現金と同様の管理が必要であることが認識されていない。印刷数と販売数を記録し、定期的にあるいはイベント終了後の照合が行われる必要がある。

商品のロス、販売見込みとの差、不足などについても把握され、要因分析される必要がある。

また、配布用の消耗品についても、受け入れ、払出双方につき、数量と日付、使途などを記録し、消耗品が本来の意図に十分に供されたかの検討を行い、余剰がある場合は要因分析を行い、次回の参考にすることが望まれる。

(意見 23)

商品、消耗品、引き換え券等の管理規程を策定し、管理することが望まれる。

④ 領収書の管理

団体の中には、補助金や委託料以外の収入を有するものがある。

これらの入金時に領収証を発行しているが、市販のものやパソコンで作成しており、発行履歴が残されていない。内訳も不明であることが多い。

(意見 24)

発行数や金額が些少であるため、市販のものを使用したり、パソコンで作成した領収書を使用していると思われるが、市販のものを使うにしても、発行控えが残る形式のものを使用し、書損じについても線引きして保存するなど、一般的に領収書の管理方法として求められることを実施すべきである。

(7) 文書管理等

1) 規程

市が事務を行う団体については、文書の保存年限等は特に定められていないが、必要に応じて保存されている。また、管理責任者等も特に決まっていない。

実務的には、市の庁舎内に保存されている。

2) 情報公開

坂出市情報公開条例で、情報公開の対象機関としているのは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会である。以上を実施機関として規定し、実施機関における一定の条件を満たす公文書だけが条例で定める公開の対象となる。

また、条例上、公文書は次のように定められている。

「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」

市に事務局を置く団体の文書であっても、上記に該当する公文書である限りにおいて、情報公開の対象となり、公開請求があった場合、対象の公文書の存在の有無、開示するか否か(部分開示を含む)については、条例に定める規程に基づき判断されることになる。

3) 個人情報保護

市で個人情報を取り扱う場合には、坂出市個人情報保護条例の規程に基づき、実施機関は、個人情報取扱事務の届出をはじめ保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項が定められている。

同様に、団体においても職員が作成保管する団体資料に個人に関する情報が含まれている場合には、当該個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めなければならない責務がある。

これにあたり、団体の文書保管方法などについても、市の文書管理規程に準ずる事が望ましいなどの目安を設けることが望まれる。

6 個別団体の検証

6-1 下水道課

(1) 中讃流域下水道大東川処理区推進協議会

平成 20 年度業務会計収支計算書 担当部署:下水道課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
受取利息	0	162	幹事会	20,000	4,160
繰越金	129,421	129,421	推進協議会	30,000	0
			担当者会	10,000	0
			予備費	69,421	0
			繰越金	-	125,423
合計	129,421	129,583	合計	129,421	129,583

平成 18 年度まで、会費年額 5 千円を徴収していた。支出は幹事会経費のお茶購入代だけである。

ア 設立・目的・現状

① 目的

大東川処理区域内の下水道事業の推進。

② 業務

流域下水道事業は着手から相当年数を経て推進活動自体はなくなっている。

③ 経緯

昭和 51 年に設立された。

④ 団体の類型 G 市自体が構成員になる団体である。

イ 問題点・課題等 (意見)

現状は、関連自治体等の情報交換、協議会の場になっており、各自治体の下水道事業の通常業務である。

会議時のお茶代を出すための団体となっており、本来は解散を検討すべき状態である。

(2) 財団法人 香川県下水道公社

平成 20 年度収支計算書 担当部署:下水道課

収入の部(百万円)			支出の部(百万円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業活動収入	1,103	1,078	事業活動支出	1,101	1,076
投資活動収入	21	21	投資活動支出	23	23
前期収支差額	0	0	当期収支差額	0	0
合計	1,124	1,099	合計	1,124	1,099

坂出市の属する中讃流域下水道事業を含む 3 流域下水道事業を運営している。

ア 設立・目的・現状

① 目的

県の下水道の円滑な維持管理を図るとともに市町の下水道事業の整備促進を図る。

② 業務

下水道事業の実施。

③ 経緯

昭和 53 年に設立され、香川県の流域下水道事業の一部を運営している。

④ 市の関与 市長が理事に就任している。

⑤ 団体の類型 G 市自体が構成員になる団体である。

イ 問題点・課題等 (意見)

県事業である流域下水道の事業対象自治体として、市長が理事として意思決定機関に参加している。

理事会の議事次第等の資料、また議事録を入手保管し、市としての意見をどのように反映させたか、させるべきかを検討可能な状態にすることが望まれる。

6-2 港湾課

(3) 坂出市港湾労働者福利厚生協会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:港湾課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	1,500,000	1,500,000	会議費	50,000	1,560
路面清掃車使用料	249,000	152,000	調査研究費	700,000	0
その他	2,000	75,092	路面清掃車管理費	550,000	211,985
繰越金	257,517	257,517	事業費	150,000	194,760
			予備費	557,517	0
			繰越金	1,000	1,576,304
合計	2,008,517	1,984,609	合計	2,008,517	1,984,609

基金残高

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
積立金	-	23,700,000	繰越金	-	23,700,000
合計	-	23,700,000	合計	-	23,700,000

補助金の割合の高い団体である。

ア 設立・目的

① 目的

坂出港で働く港湾労働者の雇用と生活の安定を図り、福祉を増進させる。

② 業務

目的を達成するための事業とされているが、路面清掃車などを貸し出す業務を行っている。

③ 経緯

昭和 55 年に設立された。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

路面清掃車の稼働率が低いことから、有効利用を図ること、とされている。

保養所建設資金として積み立てる計画であった基金の残高が多く、必要な残高とは言えないが、これらが補助金を源泉とすることから、補助金の見直しが必要とされている。

また、決算報告が遅いことを指摘している。

ウ 団体の独立性

① 収支

補助金で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長に副市長が就任している。また、委員、監事に港湾職員が就いている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 現状はどれにもあてはまらない。D 設立経緯による団体と思われる。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではないが、基金は前記のとおり多額である。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

発生する経費は修繕費であり、発注できる業者が限定される。

④ 資産の管理

管理台帳はない。路面清掃車、投光器、エアーコンプレッサー、電子水製造機を保有している。路面清掃車の稼働率が低いことは指摘されている。投光器、エアーコンプレッサーは近年使用されていないとのことで

あり、処分を検討する必要がある。電子水製造機は、港湾会館内に設置されている。

⑤ 総会費用

お茶代だけである。

カ 問題点・課題等（意見）

平成 19 年度の包括外部監査の指摘がまだ改善されていない。

基金の用途、補助金支出を継続するのか、に加え、団体自体の方向性を検討する必要がある。

また、市の特別職、職員の委員等就任についても、検討が必要である。

路面清掃車については、使用料収入 249 千円に対し、修繕費等が 503 千円かかっており、また使用する者も特定されていることから、団体の事業として行うべきかの検討も必要と思われる。

(4) 坂出清港会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:港湾課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,560,000	1,500,000	事業費	3,040,000	2,635,444
補助金	1,560,000	1,500,000	管理費	210,000	185,642
雑収入	907	1,405	予備費	323,000	0
繰越金	452,093	452,093	繰越金	-	632,412
合計	3,573,000	3,453,498	合計	3,573,000	3,453,498

事業費の主なものは清掃費である。

ア 設立・目的

① 目的

清掃により坂出港の船舶交通安全と環境保全、公衆衛生向上に資する。

② 業務

坂出港の港頭地帯並びに港湾地区及び附近海面の清掃、漂流物の除去等。

③ 経緯

昭和 55 年に設立された。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

特に指摘はない。

ウ 団体の独立性

① 収支

会費と同額の市からの補助金で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民の協力により運営される団体

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

特殊な事業であり、随意契約によっているが、見積もり等は徴収している。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会であるが、会費制となっている。

カ 問題点・課題等

他の港湾団体と会員が重複している。

(5) 坂出市港湾振興協会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:港湾課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,110,000	1,136,000	事業費	926,000	394,031
補助金	400,000	370,000	会議費	700,000	650,709
その他	1,948	11,076	その他	321,000	148,685
繰越金	435,052	435,052	繰越金	-	758,703
合計	1,947,000	1,952,128	合計	1,947,000	1,952,128

収入に占める会費の割合は高く、繰越金を除くと約 85%である。(会費は年間 1 口 1 万円。)

ア 設立・目的

① 目的

坂出港の発展向上を図る。

② 業務

目的を達成するための調査研究等。

③ 経緯

昭和 20 年に設立された。上位団体として、日本港湾振興団体連合会がある。

イ 団体の独立性

① 収支

会費が主であり、収支の面で市に依存する団体ではない。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。市長が会長に就任している。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型

どれにもあてはまらないが、港湾の振興という点では、E 市の業務と区分が困難な団体に類する。基本的には会費で運営され、独立性も高く、市も含めた情報交換の役割を果たしていると思われる。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではないが、団体活動状況を考えるとやや多い。ただし、主として会員会費により賄われている団体であり、補助金から留保されたものではない。支出内容を見ると、第2水曜日の懇談会、総会といった情報交換を主な事業としている。

平成20年度を抽出し、出納帳と預金通帳を照合したところ、一致しており、残高は総会資料と一致した。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

多額の購入、委託等はない。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会であり、団体が負担している。ただし、忘年会については負担金を徴収している。

カ 問題点・課題等（意見）

他の港湾関連団体と会員が重複しており、会員はそれぞれ会費を納めている。当団体は、情報交換や懇親の性質が強い団体である。

市長が会長に就任しているが、会長は、会を総務し、代表する立場であり、慣習による無条件の就任となっていると、市としてのコンプライアンスの点から危険である。

(6) 坂出海洋少年団

平成 20 年度収支計算書 (H21.6 解団) 担当部署:港湾課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	50,000	50,000	教育訓練費	40,000	3,144
助成金	20,000	20,000	事業費	30,000	34,000
雑収入	653	168	分担金	29,000	31,600
繰越金	132,347	132,347	その他	60,000	81,870
			予備費	44,000	0
			繰越金		51,901
合計	203,000	202,515	合計	203,000	202,515

ア 設立・目的

① 目的

少年、少女に対し、海に親しむ機会を与え、海洋思想を普及する

② 業務

海岸清掃、体験航海活動

③ 経緯

昭和 26 年に設立されたが、活動が困難になったため、解散された。

イ 解散手続き

平成 20 年度の収支を閲覧し、解散時に剰余金が発生していないこと、異常な出金がないことを確認した。

(7) 坂出市港輸入食糧誘致協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:港湾課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	460,000	460,000	会議費	265,000	129,061
助成金	80,000	80,000	事業費	610,000	212,600
雑収入	1,300	6,278	事務費	14,000	7,260
繰越金	941,556	941,556	繰越金	593,856	1,138,913
合計	1,482,856	1,487,834	合計	1,482,856	1,487,834

収入に占める会費の割合は高く、繰越金を除くと約 84%である。(会費は年間 1 口 2 万円。)

ア 設立・目的

① 目的

坂出港の輸入食料の誘致を推進する方策を研究協議、会員相互の連絡協調

② 業務

輸入食料誘致方策の樹立および実施について方法の建議、情報・資料収集

③ 経緯

昭和 39 年に設立されている。坂出港の整備等に伴い、輸入食品の取り扱いが多くなったことから設立されたものと思われる。

イ 市の関与状況

① タイプ ac

事務処理は団体がいき、事務局の所在が市に置かれているだけである。市長が会長に就任している。市の助成金も少額であるため、ここでは事務等についての検討は行わない。

② 資金

繰越金の水準は高いが、補助金等から留保されたものではない。

③ 役員

当団体は、支出の内容を見ると、陳情のために会員を交代で派遣することと、総会の開催が主な事業であり、このために資金が留保されてきている。

市長が会長に就任しているが、会長が総会を招集することとなっているなど、会を代表する立場であり、慣習による無条件の就任となっていると、市としてのコンプライアンスの点からは危険である。

6-3 農林水産課

(8) 坂出市漁業協同組合連絡協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署: 農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	2,150,000	2,150,000	事業費	1,980,000	1,980,000
雑収入	1,896	466,556	助成費	300,000	200,000
繰越金	1,268,104	1,268,104	会議費	60,000	30,000
			その他	1,080,000	391,503
			繰越金	-	1,283,157
合計	3,420,000	3,884,660	合計	3,420,000	3,884,660

補助金で運営されている。

事業費は、各漁協への海面等清掃事業費、助成費は坂出市漁協びちびちとれたて市への助成、その他は油吸着マット購入費である。

ア 設立・目的

① 目的

市内漁業協同組合の健全な発展に寄与するため、緊密な連携を保ち関係者の意思疎通を図る。

② 業務

・官公所への陳情、請願等 ・所属組合の事業計画樹立の助言、協力 ・その他共同の目的達成に必要な事業

③ 経緯

昭和 38 年に設立された。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘等

繰越金がやや多額である。

ウ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし事務に必要な備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民等の協力により運営される団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は極めて多額という水準ではないが、年度収支から見ると余剰である。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

支出のうち、多額であるのは、各漁協に支払われる海面・海浜清掃費であり、1 日当たり単価が決められている。漁協ごとに、漁業者と時間などを記載した実施報告書は作成されている。

(意見)

作業時の状況など、簡単にでもいいので、個々の参加漁民かその代表が記入した作業報告とすることが望まれる。

平成 20 年度には、海面清掃用の油吸着マット 321 千円を購入し、各漁協に配布している。随意契約によっているが、特殊な品目であり、他に購入可能な業者がいなかったとのことである。

(意見)

市と同様に、随意契約とする場合はその理由を明記すること、また受け入れ時の検収と、各漁協への受け払い簿の作成が望まれる。

④ 資産の管理

財産台帳が作成されている。資産は、活魚水槽一式 165 千円、救命胴衣 4 ケ 58 千円となっているが、活魚水槽は放流用稚魚運搬用として、年に 1~2 回の使用状況とのことである。平成 16 年に購入されているが、当初からこのような使用予定で購入が承認されているのか、そうであれば購入が妥当であったのか、調査が望まれる。

⑤ 総会費用

飲食を伴わない総会であるが、総会出席時の日当として、1 万円が支給される。

カ 問題点・課題等 (意見)

平成 20 年度には、坂出地区漁業問題対策協議会からの戻し入れが 464 千円、雑収入として計上されている。

港湾課担当団体である坂出市清港会の清掃事業は、港湾区域を対象とし、補助金と会費とで事業費を賄っている。当団体の清掃事業は魚場を対象とし、漁業者が実施する事業であり、相当と思われる単価で精算されているとのことである。

現在の運用状況を見ると、その他事業である、「ぴちぴちとれたて市」への補助は、市の補助金からさらに助成を行うこととなっており、市からの直接支出が望まれる。

(9) 坂出市農業振興地域整備促進協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市委託料	350,000	350,000	印刷製本費	200,000	265,650
雑収入	304	923	会議費	100,000	52,340
繰越金	442,696	442,696	その他	493,000	32,907
			繰越金	-	442,722
合計	793,000	793,619	合計	793,000	793,619

委託料で運営されている。

印刷製本費は土地利用計画図印刷代、会議費は費用弁償 5 万円、その他は図書費などである。

ア 設立・目的

① 目的

農業振興地域の基礎調査及び整備計画の樹立推進を図る

② 業務

- ・農業振興地域整備の策定及び変更に関する事項
- ・坂出市農業地域振興に関する事項
- ・その他目的達成に必要な事項

とされている。

③ 経緯

昭 48 年に設立された。農地振興地域の整備に関する法律により、坂出市農業振興地域整備計画の変更時には、この協議会の承認が必要とされ、法律により設置が求められている団体である。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの委託料で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし事務に必要な備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、総会で行われる。報酬はないが、日当として 5 千円が支払われる。

④ 監査

監事の定めはない。

⑤ 団体の類型 F 法規等に基づく団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は極めて多額という水準ではないが、年度収支から見ると余剰である。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

平成 20 年度には、土地利用計画の図面印刷 265 千円を発注している。これについては、特殊な業務であるため、他に依頼しないとのことである。

(意見)

市と同様に、随意契約とする場合はその理由を明記することが望まれる。

④ 総会費用

飲食を伴わない総会であるが、総会出席時の日当として、5 千円が支給される。

カ 問題点・課題等 (意見)

運営の現況を見ると、市からの委託事業自体は、普段は経費をあまり必要としない業務であるが、協議会の目的範囲である事業は適宜行っている。平成 19 年度までは臨時職員が耕作放棄地の調査を行っていた。

団体での業務実施状況を見ると、市から直接事業を発注してもよい状況であるが、当団体は法令により設置を義務付けられている。

団体剰余金が予算不足時の備えになるような運用にならないよう、団体自体の運営費は交付金等として別建てとし、必要に応じて団体への委託事業を予算化し、精算するなどの運用の改善が望まれる。

この場合も、市から直接事業委託することができるものは市で直接行うべきであり、団体に委託する場合も、市が行う契約事務と同等の取り扱いをする必要がある。

(10) 坂出市地域担い手育成総合支援協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
事業費等補助金	186,000	136,641	運営事業費	145,000	103,618
交付金	36,000	25,904	活動事業費	114,000	84,832
坂出市補助金	36,000	25,905	繰越金	-	35
その他	1,000	35			
合計	259,000	188,485	合計	259,000	188,485

事業費は、アクションサポート会議開催費、活動事業費も研修会経費(講師料等)である。

県からの交付金も受けており、県の規程に準じて詳細な規程が設けられている。

事務処理は市が事務局として行っているが、活動は、講演会等であり、幹事会で活動内容等決定されている。

(11) 坂出市農業技術委員会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	決算額	21 予算額	科目	決算額	21 予算額
委託料・補助金	315,000	265,000	会議費	48,847	200,000
本会負担金	299,700	300,000	事業費	979,024	1,100,000
事業等負担金	190,000	240,000	親睦費	291,795	200,000
その他	9,091	3,686	予備費	0	1,490,000
繰越金	2,687,189	2,181,314	繰越金	2,181,314	0
合計	3,500,980	2,990,000	合計	3,500,980	2,990,000

補助金、関連団体負担金、参加者負担金で運営されている。繰越金を除く20年度収入に占める補助金等の割合は、39%と高い水準ではない。

事業費の内訳は市の委託事業である調査費 53 千円と研修旅行 878 千円などである。

親睦費 291 千円は、現地確認反省会である。

ア 設立・目的

① 目的

関係地域の農業生産の向上に寄与するとともに、農業技術指導に連絡協調を図り、併せて農家経済の発展を図る。

② 業務

農業経営の合理化を推進するための実態調査と基本計画。

③ 経緯

昭和 53 年に設立された。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金・委託料の比率は低い。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、役員会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民等の協力により運営される団体。 C 収入源が多様である団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は年度予算の2年分程度と比較的多額であるが、市の補助だけを源泉とするものではない。

この繰越金を含め、予備費などとして全て使用しきる予算を策定しているため、実績を比較すると大きくか

い離する。

(意見)

実際の事業計画に沿った予算とするべきである。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

研修旅行の発注が多額であるが、農協観光との随意契約によっている。

金額については、検討されているとのことである。

④ 受託事業実施状況

受託事業は 2 種である。

まず、秋ウヅカ生息調査については、報告書、対応案もあり、実態がある。

委託費 65 千円に対し、研究費の支払額は 53 千円であるが、調査参加者はボランティアであり、調査時に必要な消耗品や配付する飲料だけの費用である。

(意見)

水田農業改革対策研修調査委託事業については、実質的には研修旅行、視察の補てんであり、負担金等による支出が妥当と思われる。

⑤ 総会費用

総会後の反省会は飲食を伴うものであり、団体に賄われているが、参加者負担もされている。

カ 問題点・課題等 (意見)

活動の実態はあるが、市で事務を行う必要性は低いと思われる。

研修、視察については、委託事業とされているので、市に研修報告を行うことが本来であるが、支出の費目が助成金であるのが実態と思われる。

(12) 坂出市農業後継者連絡協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	100,000	1,127,190	会議費	10,000	9,660
市補助金	250,000	250,000	研修視察費	436,000	1,272,852
その他	500	595	予備費	445,425	0
繰越金	540,925	540,925	繰越金	-	636,198
合計	891,425	1,918,710	合計	891,425	1,918,710

負担金等で運営されており、補助金の割合は低い。研修視察費は視察旅費である。

ア 設立・目的

① 目的

農業の担い手である農業後継者の技術向上を図るとともに単位クラブ間の親睦を図る。

② 業務

農業生産の栽培技術向上の為研修・交流及び会議・視察等の実施。

③ 経緯

昭和 52 年に設立された。

イ 団体の独立性

① 収支

事業実施状況により年度間変動はあるが、市からの補助金の割合は低い。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、役員会で行われる。報酬はないが、日当は 5 千円である。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 C 収入源が多様である団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は、多額ではない。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

多額な支出は研修視察費であり、(株)高松商運に随意契約により発注している。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

カ 問題点・課題等 (意見)

団体の構成や目的は異なるが、視察研修旅行が主事業である点で、類似する他団体があり、団体の統合なども検討が必要と思われる。

(13) 坂出市花き園芸生産組合

平成 20 年度収支計算書 担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	25,000	12,000	会議費	30,000	35,540
雑収入	1,384	1,425	事業費	10,000	10,000
繰越金	1,173,616	1,173,616	研修視察費	150,000	258,487
			予備費	1,010,000	866
			繰越金	-	882,148
合計	1,200,000	1,187,041	合計	1,200,000	1,187,041

花き展会計

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
共催負担金	390,000	390,000	報償費	271,000	230,400
報償費	25,000	25,000	賃金手当謝礼	82,000	81,950
事業収入	172,000	79,329	その他経費	246,621	118,932
雑収入	3,379	3,972	必須経費積立*	580,379	474,000
繰越金	589,621	589,621	繰越金	-	182,640
合計	1,180,000	1,087,922	合計	1,180,000	1,087,922

* 釣銭現金であり、繰越金との合計額が実際の繰越金である。

市からの負担金は、共催負担金に含まれる 30 万円であり、市への依存割合は高くない。

ア 設立・目的

① 目的

技術の研究導入、市場状況の調査・検討、他産地視察を行い花き生産の安定的拡大を図る。

② 業務

花き生産の栽培技術向上のために必要な研究・調査及び視察等

③ 経緯

昭和 29 年に設立された。花き生産農家は減少傾向にあり、現在のところ、研修視察と視察年に 1 回開催される花き展の実施が主事業になっている。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金は、花き展の共催負担金であり、収入に占めるウエイトは、特別会計と合わせて見ると、約 60%と高いが、繰越金が多額であるため、総支出額が収入を上回っており、これを合わせて考えると、市への依存度は高い部類ではない。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は総会、定例会で行われる。報酬はない。現在では、組合員は7名と少数である。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民等の協力により運営される団体 C 収入源が多様である団体

活動内容に市民や他団体等との協働が必要である団体。

市の業務に関連する団体であるが、寄付や会費など、独立した収入を持つ団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は年間収支に比べ多額である。現在のところは、年度の会費等を徴収せず、諸経費を繰越金で賄っている。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

研修旅行については、農業関連の他団体と同様に、(株)高松商運に随意契約により支払われている。その他に10万円を超える多額の支出はない。

④ 入金管理

花き展の当日に即売会が開催される。他の団体同様に、領収書の複写、連番管理は行われていない。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

(14) 坂出市土地改良協議会

平成20年度収支計算書

担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
協議会費	3,540,000	3,316,146	事務費	5,528,000	5,298,582
助成金	1,630,000	1,630,000	会議費	650,000	417,575
分担金	10,338,000	10,269,090	負担金及び交付金	9,508,000	9,423,090
繰入金	200,000	200,847	事業費	242,000	172,150
借入金	1,000	800,000	その他	942,000	1,406,087
その他	368,884	387,855	繰越金	-	678,570
繰越金	792,116	792,116			
合計	16,870,000	17,396,054	合計	16,870,000	17,396,054

事務統合特別会計

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
賦課金	291,000	289,564	事務費	66,000	39,457
助成金	650,000	650,000	分担金	900,000	900,000
借入金	1,000	0	予備費	5,000	0
雑収入	770	289			
繰越金	28,230	28,230	繰越金	-	28,626
合計	971,000	968,083	合計	971,000	968,083

平成 20 年度の市からの助成金等は 210 万円と、ウエイトは低い。

一般会計支出の負担金及び交付金は、分担金として受けた香川用水維持管理費分担金び金額がそのまま支出されている。

その他のうち、600 千円は積立金であり、実質的には内部留保であるものと、借入金返済支出 800 千円である。

ア 設立・目的

① 目的

市内 13 土地改良区の団体相互の連絡協調により土地改良事業の推進・調整を図る。

② 業務

- ・協議会の開催
- ・土地改良事業の推進について調査・研究及び調整
- ・土地改良事業を行う団体相互の連絡・協調

③ 経緯

昭和 39 年に設立された。

土地改良事業の事務から業務の発注なども行う。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの助成金等のウエイトは低い。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のほか、職員規定などがある。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は職員が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

団体職員執務スペースなど。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はないが、日当として 5 千円が支払われる。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 F 法規等に基づく団体。E 市の業務と区分が困難な団体。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではないが、積立金を有している。

(単位:円)

職員退職積立金	財政調整積立金	備品購入積立金	合計
6,183,186	602,442	201,206	6,986,834

このうち、財政調整積立金、備品購入積立金は、特に予定のない積立となっている。

② 管理規程

会則に記載されているが、職員規程関連規程以外の独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

工事契約等の事務は市の規程に準じて行われる。

④ 資産の管理

備品などはあるが、台帳等は作成されていない。市役所備品と混然としている。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会であり、団体負担となっている。

カ 問題点

団体の業務と市の業務が混然としている。

職員も、市役所内で勤務しており、農業関連の他団体の事務や、市の事務も場合によっては行っている。

(15) 綾歌土地改良協議会

平成 20 年度収支計算書

担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	2,078,000	1,374,590	事務費	1,022,000	828,535
過年度収入	1,000	0	会議費	810,000	437,694
その他	482,000	604,195	事業費	2,210,000	1,097,504
繰越金	4,219,000	3,971,861	その他	2,738,000	18,000
			繰越金	-	3,568,913
合計	6,780,000	5,950,646	合計	6,780,000	5,950,646

事務費のうち 420 千円は役員報酬、300 千円は筆耕人夫賃、73 千円は総会資料印刷費であり、会議費のうち 164 千円は総会費用、事業費のうち 500 千円は当務者会助成金である。

ア 設立・目的

① 目的

土地改良事業を地方に適応するよう推進し、その業務を適正かつ円滑に運営する

② 業務

・管内の土地改良事業の拡充促進を図るため会員及び市町と連絡を密にし関係官庁及び国会等必要に応じて要望陳情を行う

・香川用水関連事業の推進

・会員が行う土地改良事業に対する指導

③ 経緯

昭和 62 年に設立された。

イ 団体の独立性

① 収支

会費と同額の市からの補助金で事業を行っている。

- ② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施
規程は会則のみ。

ウ 関与の方法、内容と妥当性

- ① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

- ② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

- ③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬は少額だが年額で支払われる。

- ④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

- ⑤ 団体の類型 F 法令等で設置を義務付けられている

エ 団体運営状況

- ① 資金

繰越金は財源調整積立金 10,744 千円を含み、14,716 千円と多額である。

平成 20 年度の支出総額 2,127 千円と比べても 7 年分となっている。

さらに、特別会計に近い他団体である当務者会にも 200 万円弱の金額が留保されている。

- ② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

- ③ 総会費用

飲食を伴う総会であり、団体が負担する。

オ 綾歌地区土地改良団体当務者会

平成 20 年度収支計算書

担当部署:農林水産課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,000	0	事務所費	72,000	44,939
助成金	500,000	500,000	会議費	660,000	263,991
雑収入	13,531	44,987	促進費	805,000	100,000
繰越金	1,815,469	1,815,469	その他	793,000	0
			繰越金	-	1,951,526
合計	2,330,000	2,360,456	合計	2,330,000	2,360,456

収入のうち助成金は、綾歌地区土地改良協議会からのものであり、基本的にこれを原資として運営されている。

会議費は総会費であるが、研修を含んでいる。促進費は、直島溶融炉等視察研修である。

- ① 目的

土地改良事業を行う団体の担当職員相互の連絡協調を図りその業務を円滑に実施する

- ② 業務

- ・担当者会の開催
- ・土地改良事業推進について調査研究及び調整
- ・土地改良事業を行う団体相互の連絡協調

③ 経緯

昭和 53 年に設立された。

土地改良事業の事務から業務の発注なども行う。

④ 市の関与

事務局を置く。事務事業は、他団体職員が行っている。

⑤ 運営状況

繰越金 195 万円と、事業規模 40 万円程度に比べ多額である。

連絡や親睦を目的とする団体ではあるが、他の目的である研修調査などの事業が十分に実施されていない。

⑥ 総会費用

飲食を伴う総会であり、団体負担となっている。

カ 問題点・課題等（意見）

坂出市土地改良協議会より対象範囲の広い団体である。上位団体であるが、土地改良事業などは行っておらず、資金も余剰気味である。

運営方法、市で事務を行う必要性などの検討が必要である。

また、綾歌土地改良協議会と区分して運営する必要性が明確ではない。

6-4 総務課

(16) 久米通賢翁顕彰会

平成 19 年度普通会計収支計算書 担当部署:総務課

科目	決算額	21 年度予算額	科目	決算額	21 年度予算額
補助金	100,000	100,000	総会等賄費	161,675	177,000
寄付金	175,000	175,000	役員会賄費	17,325	18,000
その他	809	800	除草等清掃費	126,889	63,000
繰越金	117,205	55,845	その他	31,280	28,000
			繰越金	55,845	45,645
合計	393,014	331,645	合計	393,014	331,645

坂出神社営繕特別会計

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	決算額	21 年度予算額	科目	決算額	21 年度予算額
寄付金	100,000	100,000	繰越金	600,000	700,000
繰越金	500,000	600,000			
合計	600,000	700,000	合計	600,000	700,000

寄付の割合は高く、繰越金を除いた収入の 63.5%である。寄付の額は、寄付者にゆだねられものであるがおおむね 1 万円である。

一般会計総会等賄い費は、神事費用である。

坂出神社営繕特別会計の寄付は、同一の者から継続して寄付を受けている。

ア 設立・目的

① 目的

市の発展に貢献し、多大な功績のあった久米通賢の顕彰を行うことにより、市民に広く伝えること。

② 業務

坂出神社例祭の実施、塩釜神社の営繕積立を行っている。

③ 経緯

昭和39年に、塩田の開墾により、坂出市の発展の礎を築いた久米通賢を顕彰するために設立された、とのことであるが、明らかではない。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金も少額であり、主として塩業に関連する一般企業・個人からの寄付金の額が多額であるが、寄付金についても市の担当者が集金に回っている。

独立して運営できる収支の規模ではない。特別会計は、継続して財団法人鎌田共済会から10万円を受け入れ、積み立てている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみである。

ウ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長は市長、副市長が理事、総務部長が監事となっている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事は総務部長であり、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 A 小規模な団体 C 収入源が多様である団体 D 設立経緯による団体

エ 団体運営状況

① 資金

予算規模も少なく、普通会計現金預金残高は少額であるが、積立金が徐々に増加している。平成20年度を抽出し、預金通帳、収支記録簿、領収書を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

例祭の実施と特殊な業務であり、理事神社に委託している。

④ 資産の管理

該当なし。例祭の器具などもレンタルである。

⑤ 総会経費

飲食を伴う総会であり、総会費は団体が負担しているが、玉串料として受けた寄付から支出されている。

オ 問題点・課題等（意見）

久米通賢の業績につき、市民に広く伝える状況にはなっていない。実施している業務が神社の例祭や維持管理であり、宗教色が強いとはいえない。公的建造物でも、起工式には神事を行うなど、慣習化していたり、市の行事に密接に関連する場合に限定されるべきであり、例祭に合わせて市の関連行事が行われるという実績もないため、市の関与の妥当性には疑問が残る。

営繕積立は、1者による積立であり、市で事務を行うことは適当とも思われない。

現状の事業を前提とするならば、市の関与を外し、自主的な運営の方向で検討すべき状況である。

(17) 坂出市連合自治会

平成 20 年度普通会計収支計算書 担当部署:総務課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
市助成金	1,490,000	1,490,000	会議費	350,000	332,526
繰越金	336,984	336,984	先進地調査費	700,000	637,996
			代議員研修費	430,000	373,666
			その他	346,984	122,315
			繰越金	-	360,481
合計	1,826,984	1,826,984	合計	1,826,984	1,826,984

会議費は、総会費用等。

先進地調査費は、宿泊を伴う視察、代議員研修費は主として日帰り視察費である。

ア 設立・目的

① 目的

全市内単位自治会が自主的に結成し、各町内相互の親和と市民の福利増進をはかるとともに、坂出市の繁栄に協力する。

② 業務

- ・市政の実態を広報
- ・市民の要望、意見を聴取し、市の行政に民意を反映するよう努める
- ・各種の自治問題について公聴会、講演会、研究会などを開催

③ 経緯

昭和 39 年に設立。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

事業成果に問題がある:視察、研修について報告書の作成が望まれる。事業報告書で成果報告を記載する必要がある。

平成 20 年度の現況では、市職員参加者による報告書が作成されている。成果報告までは総会資料に記載されていない。

(意見)

団体の参加者による報告書でなければ、指摘を実施しているとはいえない。

ウ 団体の独立性

① 収支

市からの助成金で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 E 市の業務と密接な関連のある団体

自治会の連合会であり、市民との協働を実施するために必要。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

領収書は、複写式のものではなく、控えも残っていない。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

旅行については、入札を実施している。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会であり、団体が負担している。団体収入は市の助成金への依存度が高い。

カ 問題点・課題等 (意見)

自治会活動は自主的に行われるべきものであり、基本的にボランティアベースのものである。市からの助成により、地区自治会からの代表により組織される当団体の会員の研修、視察を実施しているが、慰労的性格もある。

少額ではあるが、視察不参加の会員に対し、土産品を購入しているが、受け取りを拒否されている。市の職員がこれを買取り、団体の収入としている。

視察が必ずしも全ての会員に快く思われていない可能性がある。

また、市の業務として関与しているのであれば、職員による負担にも、やや問題がある。

6-5 企画課

(18) 坂出市塩田跡地対策協議会

平成 20 年度普通会計収支計算書 担当部署:企画課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	150,000	150,000	会議費	119,000	66,150
預金利子	641	182	特別会計積立金	50,000	50,000
研修費負担金	20,000	-	事務費	10,000	-
			視察研修費	150,000	-
繰越金	158,359	158,359	繰越金	-	192,391
合計	329,000	308,541	合計	329,000	308,541

特別会計

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
積立金	50,000	50,000			
預金利子	2,977	9,034			
繰越金	3,377,023	3,377,023	繰越金	3,430,000	3,436,057
合計	3,430,000	3,436,057	合計	3,430,000	3,436,057

収入に占める補助金の割合は高く、繰越金を除くと約 100%である。

会議費は総会費用、5 万円は内部積立であり、総会以外の実質的な支出はない。

ア 設立・目的

① 目的

本市における塩業整備に伴う塩田跡地の合理的利用と、廃止による諸問題の解決、塩業資料の収集、保存をはかる。

② 業務

- ・塩田跡地利用に関すること
- ・必要な事項の調査研究に関すること
- ・塩業資料館の建設・保存に関すること

とされている。

③ 経緯

昭和 47 年に設立。当時は埋め立て事業により、塩田が工業用地等に転用されて、塩業従事者による活動が必要とされたものと思われる。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金で総会だけを行っている状況が続いている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は総会で行われる。報酬はない。現在のところ、事業は実施していない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 A 小規模団体 D 設立経緯による団体

⑥ 担当部署

企画課が管理しているが、塩業資料館は教育委員会社会教育課が管理する施設である。

現在のところ、活動自体が行われていないが、特別会計は塩業資料館に関する事業を実施する予定であ

る。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は特別会計に 360 万円が貯留されており、補助金は少ないが、活動が総会だけであるので、余剰資金が多額に留保されている。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

総会実施だけであり、入札等されていない。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 総会

総会の費用は団体が負担しているが、団体収入は市の助成金に依存している。そうしたなかで総会は飲食を伴うものとなっている。また、総会は、開催時期が規程されておらず、11 月や 12 月に開催されている。決算の承認が遅れること、また予算の審議もできないことから、21 年度より、早期に開催できるよう改善を図っていく予定である。

カ 問題点・課題等（意見）

現状では、市の補助金のみで総会の費用が賄われており、支出内容について改善を要する。

塩業資料館の運営にも課題があることから、積極的に活動を考えるか、解散かを検討する必要がある。

これにあたり、団体の留保金 360 万程度の使途も課題となる。

ただし、平成 22 年度からは、資料館のパンフレットの作成など、塩業資料館の利用促進に対する補助や事業を行っていく予定とのことである。

現在のところ、担当部署で協議して事業が進められる予定であるが、団体の管理部署自体の取りまとめも検討が望まれる。

(19) 坂出市姉妹都市協会

平成 20 年度普通会計収支計算書 担当部署:企画課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	1,538,000	1,487,000	会議費	300,000	262,909
補助金	1,000,000	1,000,000	事業費	6,000,000	5,698,329
負担金	670,000	675,000	うち留学生派遣費	3,000,000	2,923,673
雑収入	1,175	1,212	うち交流推進費	2,680,000	2,597,566
繰入金	2,000,000	2,000,000	事務費	200,000	203,527
繰越金	1,390,825	1,390,825	予備費	100,000	0
			繰越金	0	389,272
合計	6,600,000	6,554,037	合計	6,600,000	6,554,037

基金

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
積立金	-	17,485,847	取崩し	-	2,000,000
利息	-	49,064	繰越金	-	15,534,911
合計	-	17,534,911	合計	-	17,534,911

* 基金の予算書は作成されていないが、取崩、繰入の額は一般会計と合わせて予算化される。

平成 20 年度は、姉妹都市提携の 20 周年記念事業が実施された。

繰越金を除く、収入に占める会費のウエイトは、28.8%である。(年会費は個人千円、法人 5 千円。)

ア 設立・目的

① 目的

姉妹・友好都市提携の趣旨に基づき、市民が主体となって幅広い分野の交流を促進し、市民相互の理解と親善に寄与する。

② 業務

姉妹・友好都市提携の趣旨の普及、交流事業の計画および実施、交流事業に関する情報、資料の収集および普及、交流事業に関する諸団体との協力、その他交流事業の推進に必要な事業。

③ 経緯

昭和 63 年に設立され、財団法人を目指して基金を積み立てている。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

補助事業の成果は認めた上で、事業継続の場合は、会費増加による会費収入による財政的自立化と、基金の確保、事業成果の評価による広報など、自主的活動の拡大が必要としている。市の補助金削減に伴う基金の取り崩しが続く場合は、事業の継続について見直すとともに、終期の設定を明確にする必要があるとされている。

現状は、基金の取り崩しが続いているが、まだ基金残高が残っていることもあり、方針が決定するまでには至っていない。

ウ 団体の独立性

① 収支

平成 20 年度においては、会費より市からの補助金のウエイトが低いが、基金の取り崩しとあわせて事業を行っている。領収書は、複写式のものではなく、控えも残っていない。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長市長、副会長は 4 人のうち 1 人は議長、監事 3 人のうち 1 人は総務部長が就任している。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 E 市の業務と密接な関連のある団体

オ 団体運営状況

平成 19 年度の包括外部監査で詳細に検討されているので、管理状況はヒアリング、帳簿閲覧による確認に留めた。

ただし対象外であった次の項目だけについて検討した。

① 資産の管理

該当なし。ただし、消耗品等を作成することあるため、その場合の在庫管理は必要である。

② 総会費用

飲食を伴う総会であるが、会費制となっており、団体は不足分の一部負担を行う。団体収入は市の助成金への依存度が高い。

③ 会費

事務を行う職員により未収分の督促事務なども行われる。会長も市長であることから、外形的には市の業務との区分が困難である。

6-6 高齢介護課

(20) 坂出老人クラブ連合会

平成 20 年度収支計算書 担当:高齢介護課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
交付金	6,042,768	6,042,768	交付金	5,254,400	4,879,697
会費	429,520	429,520	事業費	1,250,000	1,073,740
助成金	145,000	144,000	事務費	200,000	125,838
預り金	726,100	725,850	会議費	350,000	238,864
その他	316,000	487,419	負担金	726,100	330,850
繰越金	949,279	949,279	その他	828,167	726,625
			繰越金	-	1,403,222
合計	8,608,667	8,778,836	合計	8,608,667	8,778,836

収支の規模も大きく、平成 20 年度から、事務事業は独立して自主的に行われることとされているため、事務の検証は対象外とした。

なお、この団体では事務担当職員による連合会預金の不正支出が行われ、平成 19 年度の包括外部監査では、市が事務を行う場合の事務の改善が要求されている。

市の対応は、これらを受けたものであり、今後は交付金の実績検討を補助要綱に基づき行うこととなる。

6-8 環境交通課

(21) 坂出市交通安全推進協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:環境交通課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	5,150,000	5,150,000	会議費	10,000	8,640
雑収入	2,000	1,493	交通安全対策費	837,000	859,176
繰越金	0	0	暴走族対策費	77,000	50,634
			交通指導委員費	4,210,000	4,205,787
			予備費	18,000	0
			繰越金	-	27,256
合計	5,152,000	5,151,493	合計	5,152,000	5,151,493

補助金で運営されている団体である。

交通安全対策費は、消耗品等の購入が 344 千円、教室用ビデオ 63 千円、他団体助成等 390 千円など。

ア 設立・目的

① 目的

坂出市内における交通の諸問題について関係機関及び団体相互の緊密な連絡を図り、交通安全意識の高揚、交通環境の整備促進および交通事故防止のため、有効な施策を講じ、交通安全都市を実現する

② 業務

季節別交通安全運動の実践、交通安全教育として交通安全教室及び交通指導等の実施、他交通安全立って看板設置、総会等

③ 経緯

設立は平成 4 年である。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘等

・補助金交付手続き資料が整備されていないこと→改善されている。

・複数団体の処理をしているが、事務処理の一括処理部門を作るべきではないか、また協議会自体を統合することはできないか、という問題点はまだ解決されていない。

ウ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金で全ての事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長は市長であり、市議会議長が副会長、監事に副市長が就任している。

② 資産の貸与

交通指導員は市役所内に在籍する。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民や警察など関連団体の協力を得ている。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

交通指導員報酬以外に多額の支出はない。

④ 職員

職員は、交通指導員 2 名。臨時職員として採用される。

交通指導員の採用時の手続きについては、公募とされ、面接により採用されるとのことであるが、平成 20 年度の新規採用はない。

現在の交通指導員について、就業規程等は市のものを準用しているが、定年の定めはない。

毎月の業務実施報告に基づき、報酬計算されている。臨時職員であり、退職金の定めはない。

(指摘事項)

交通指導員について、定年制の導入が望まれる。

⑤ 資産の管理

(意見)

配付品などを発注することがある。長期間にわたり品物が残ることはないが、発注したものにつき、入出庫簿を作成し、配布先などを記録することが望まれる。

⑥ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

カ 問題点・課題等 (意見)

独立した団体として運営する必要性が薄い。

また、同種の他団体に対する補助金が支出されている。(平成 20 年度では坂出市交通安全母の会 250 千円、坂出市安全運転管理者協議会 100 千円)

(22) 坂出地区交通安全対策連絡協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:環境交通課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
負担金	2,630,000	2,630,000	会議費	17,000	15,400
雑収入	1,400	930	安全教育費	736,000	767,785
繰越金	0	0	交通相談所費	1,874,000	1,835,601
			予備費	4,400	0
			繰越金	-	12,144
合計	2,631,400	2,630,930	合計	2,631,400	2,630,930

坂出市、宇多津町からの負担金で運営されている団体である。

安全教育費の用途は、啓発用立看板、配付グッズ購入費であり、交通相談所費は弁護士報酬 600 千円(月

額 5 万円)のほか、相談員報酬が 1,012 千円(日額 6100 円)、NHK・KBN 視聴料 60 千円などである。

ア 設立・目的

① 目的

単位交対協の連絡と協議を行い、その合同活動を促進し、もって単位交対協の自主活動の充実と交通安全の保持に寄与する。

② 業務

交通安全の広報、教育ならびに運動に関する事、交通事故相談に関する事。

③ 経緯

設立は昭和 43 年である。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘等

・補助金交付手続き資料が整備されていないこと→改善されている。

・複数団体の処理をしているが、事務処理の一括処理部門を作るべきではないか、また協議会自体を統合することはできないか、という問題点はまだ解決されていない。

・相談所の稼働が低い。→運営状況に変化はない。

ウ 団体の独立性

① 収支

坂出市及び宇多津町からの補助金で全ての事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長は市長であり、市議会議長が理事に、監事に副市長が就任している。また、宇多津町の特別職、職員も同様に、副会長、監事等に就任している。

② 資産の貸与

交通相談員は中央公民館 2 階に在籍する。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

④ 団体の類型 G 宇多津町と協同で運営されている。B 市民や警察など関連団体の協力を得ている。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

相談所の担当弁護士報酬、交通相談員報酬以外に多額の支出はない。

弁護士との契約は作成されていないが、職務に比べ、高額ではない。

キャンペーン用配付物の発注は、原則として見積り合わせによる。

④ 職員

交通相談員 1 名は、臨時職員として採用される。

⑤ 資産の管理

配付用品などの消耗品を多量に購入する場合がある。

長期間にわたり品物が残ることはないが、発注したものにつき、入在庫簿を作成し、配布先などを記録することが望まれる。

⑥ 相談室事業

稼働は低い。開設日は、週に 3 日であるが、他の相談との統合なども検討が望まれる。

⑦ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

カ 問題点・課題等（意見）

宇多津町との協同運用であるが、負担割合、相談所利用割合ともに坂出市のウエイトが圧倒的に高い。また、他団体との協力も、別団体としなくても可能である。市の業務に吸収することも視野に入れつつ、他の業務との統合の検討が望まれる。

また、相談所の稼働が問題とされるなかで、テレビの設置が必要か、費用は少額であるが検討が望まれる。

(23) 坂出市違反駐車防止活動推進協議会

平成 20 年度収支計算書 担当部署：環境交通課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	650,000	650,000	会議費	3,000	2,400
雑収入	900	589	事業費	663,000	623,145
繰越金	20,000	20,000	予備費	4,900	0
			繰越金	-	45,044
合計	670,900	670,589	合計	670,900	670,589

補助金で運営される団体である。

事業費の内容は、巡回活動費(1回千円)174千円、保険料67千円、重点地域路面表示工事293千円など。

ア 設立・目的

① 目的

坂出市違法駐車等の防止に関する条例第 6 条第 1 項に定める違法駐車等防止重点地域等において、違法駐車等の防止のための巡回啓発活動及び諸問題を協議し、その実現を図るとともに広報啓発活動の推進に寄与する。

② 業務

駐車マナー向上のための広報活動 違法駐車防止のための啓発活動

③ 経緯

設立は平成 6 年である。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘等

・補助金交付手続き資料が整備されていないこと→改善されている。

・複数団体の処理をしているが、事務処理の一括処理部門を作るべきではないか、また協議会自体を統合することはできないか、という問題点はまだ解決されていない。

・事業実施方法の検討(巡回方法の変更など。)

ウ 団体の独立性

① 収支

坂出市からの補助金で全ての事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施 規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会長は市長である。

② 資産の貸与

該当なし。事務は市役所備品を使って行われる。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民や警察など関連団体の協力を得ている。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

多額の支出はない。

主要な事業である巡回活動には、市民が参加する。参加者に 1000 円を支給している。参加予定人員分を封入し、当日手渡す方法による。

本来は、口座振込等によることが望ましいが、少額でもあり、合理的である。

抽出により巡回予定表と出金等を照合したところ、一致していた。

④ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

カ 問題点・課題等

法制度の改正もあり、違法駐車自体が減少しているため、今後の団体の維持自体を検討するとのことであり、妥当である。

維持する場合も、他の団体の活動として行うなどの工夫が必要と思われる。

(24) 坂出市交通安全母の会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:環境交通課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	250,000	250,000	事業費	280,000	260,820
寄付金	15,000	15,000	会議費	23,000	11,280
その他	200	203	予備費	12,098	5,000
繰越金	49,898	49,898	繰越金	-	38,001
合計	315,098	315,101	合計	315,098	315,101

主として補助金で運営される団体であり、交通安全推進協議会を経由して収受している。

ア 設立・目的

① 目的

交通安全に果たす母親の役割の重要性に基づき、各組織の連絡調整を密にし、地域における母親の連絡と協力の下に、総合的な安全活動を推進し、交通事故のない明るいまちづくりに寄与する。

② 業務

地域、家庭における交通安全思想普及のための諸事業

③ 経緯

設立は昭和 62 年である。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘等

・補助金交付手続き資料が整備されていないこと→改善されている。

・複数団体の処理をしているが、事務処理の一括処理部門を作るべきではないか、また協議会自体を統合することはできないか、という問題点はまだ解決されていない。

・活動も自立した団体であり、事務処理も団体で行うことを検討。

ウ 団体の独立性

① 収支

迂回して支出されているが、坂出市からの補助金で全ての事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

該当なし。事務は市役所備品を使って行われる。

③ 役員

意思決定は、常任理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民や警察など関連団体の協力を得ている。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

多額の支出はない。

④ 総会費用

飲食を伴う総会ではない。

カ 問題点・課題等（意見）

補助金を財源とするが、自主的なボランティア活動が活発に行われる団体である。市からの直接の補助支出とし、補助金の使途管理の実施のみを市の関与とするべきである。

6-8 人権課

(25) 坂出綾歌企業人権・同和教育推進協議会

平成 19 年度収支計算書 担当部署：人権課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	309,000	291,000	研修費	250,000	156,980
特別会費	30,000	30,000	総会費	150,000	60,000
利息	47	293	その他	72,700	33,365
繰越金	133,653	133,653	繰越金	-	204,601
合計	472,700	454,946	合計	472,700	454,946

会費で運営されている。年間会費は各社 3 千円である。

研修費の内訳は、他主体主催の研修会参加費である。

ア 設立・目的

① 目的

偏見や不合理に基づく部落差別をはじめ様々な差別をなくすために人権・同和問題の正しい理解と実践について研究協議を行う。

② 業務

協議会、研究会、講演会ならびに参加。

③ 経緯

昭和 60 年に設立された。

イ 団体の独立性

① 収支

会費で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。会費による運営となっているが、自主的に活動する団体ではなく、市の担当部署が会員を募り、会費を徴収している。

市の人権政策を団体への参加、という形で企業にも周知している現況である。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は、理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 B 市民の協力により運営される団体であるが、市の施策の一部として運営されている。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 総会費用

飲食を伴う総会であるが、会費制になっている。

カ 問題点・課題等 (意見)

市の政策として実施されている実態にあるが、団体の会費を市が徴収する状況は好ましくない。また、入金、領収書の管理には他の団体と同様の課題がある。

6-9 体育課

(26) 坂出市体育協会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:体育課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
助成金	2,845,000	2,845,000	スポーツ振興事業	2,480,000	2,480,000
自販機収入	1,200,000	1,243,508	スポーツ普及事業	920,000	920,000
委託金	840,000	840,000	助成金	880,000	662,000
補助金	620,000	620,000	その他	5,832,577	2,495,497
その他	733,000	658,979	繰越金	-	3,524,567
繰越金	3,874,577	3,874,577			
合計	10,112,577	10,082,064	合計	10,112,577	10,082,064

助成金のほか、坂出市体育施設に設置した自動販売機収入をもとに運営されている。

繰越金のほか、28,260 千円を基金として運用している。

スポーツ振興事業費のうち、主な支出は加盟団体 40 団体への助成金各 6 万円、スポーツ普及事業は大会委託料 4 万円×23 大会である。その他のうち、多額であるのは、卓球審判台購入 50 万円、オリンピック支援 1 名 30 万円などである。

ア 設立・目的

① 目的

市内における体育諸団体相互の連絡協議のもとに、スポーツを振興して市民の体力の向上を図り、スポーツ精神を涵養する。

② 業務

・スポーツの普及、奨励ならびに選手の競技力の向上

- ・スポーツ大会の開催
- ・スポーツ少年団の育成強化 など。

③ 経緯

昭和 42 年に設立された。財団化を目指し、基金として相当額を留保している。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

- ・加盟団体からの実績報告の様式を統一し、漏れなく作成すること。
- ・多額の基金の処分責任(権限)の所在を明確にすること。

ウ 団体の独立性

④ 収支

市からの助成金、委託料のウエイトが高い。このほか、他団体からの助成、自動販売機収入や基金利息で事業を行っている。

⑤ 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

エ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。自動販売機は、目的外使用許可により設置される。

③ 役員

40 の加入団体からそれぞれ 1 名ずつが理事となり、ここから選任された常任理事により運営される。重要な決定は理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も加盟団体から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 C 市の業務に関連する団体であるが、独立した収入を持つ。

オ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではないが、基金を加えると多額の資金を留保している。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

支出項目の中には、桜木維持管理など、本来は市の業務と思われるものもある。

また、構成団体に対する助成金等の支出を行っており、市からの助成金の再配分の機能を持っている。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

各団体への助成などが支出の主要内容であるが、記念品や消耗品の購入も行っている。

④ 資産の管理

車両、備品などの固定資産や、各種機器や消耗資材を保有している。

備品リストを見ると、市立体育館で使用されている備品があり、市の資産との区分が不明瞭である。

消耗品などもリストアップし、現物との照合管理が望まれる。

⑤ 総会費用

飲食を伴う総会であるが、会費制になっている。

カ 問題点・課題等 (意見)

基金の額と活動状況、運営方法がアンバランスであり、市が関与することで、政策との関連も混然としている部分もある。

市立体育館に設置した自動販売機からの収益は団体の資金源になっている一方、体育館の運営に必要な経費、資産の一部は団体により賄われている。また、体育館の主要な利用者は当団体の構成団体である。

財団化を含め、運営方法の検討が必要である。

また、市は市立体育館等に指定管理者制度を導入することも検討が望まれる。なお、指定管理者となることは可能である。

(27) 坂出市スポーツ少年団

平成 20 年度収支計算書 担当部署: 体育課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
助成金	665,000	637,000	委託・助成・補助事業	830,000	621,500
委託金	300,000	300,000	各団助成金	405,000	375,000
登録料	346,000	328,500	その他	324,561	113,029
その他	0	690	繰越金	-	405,222
繰越金	248,561	248,561			
合計	1,559,561	1,514,751	合計	1,559,561	1,514,751

特別会計

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
謝金寄付	-	170,000	慶弔	-	54,000
雑入	-	13,000	カーニバル負担金	-	204,894
利息	-	2,253	パソコン購入	-	111,090
	-		その他	-	25,680
繰越金	-	1,909,127	繰越金	-	1,698,716
合計	-	2,094,380	合計	-	2,094,380

一般会計収入のうち、市からのものは助成金のうち 375 千円、委託金のうち 250 千円であり、このほか体育協会からの助成金・委託金が 112 千円である。

一般会計支出のうち、各団体助成金は、前記市助成金をそのまま支払っている。

ア 設立・目的

① 目的

スポーツ少年団の健全なる育成・指導を図るために相互の連絡を密にしつつ、円滑な運営を図る。

② 業務

- ・単位スポーツ少年団の育成・指導
- ・指導者及びリーダーの育成 など。

③ 経緯

昭和 37 年に設立された。

イ 平成 19 年度包括外部監査の指摘

帳簿外になっている特別会計がある。

ウ 問題点・課題等 (意見)

体育協会と対象は異なるが、業務内容が類似している。統廃合や事務の一元化の検討が望まれる。

(28) 坂出市瀬戸大橋駅伝競走大会実行委員会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:体育課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
補助金	4,000,000	4,000,000	借料及び損料費	830,000	841,030
協賛金	350,000	449,371	人件費	500,000	543,375
その他	50,704	45,542	褒賞費	650,000	541,000
繰越金	199,296	199,296	負担金及び助成金	360,000	360,000
			食糧費	400,000	401,258
			その他	1,860,000	1,580,788
			繰越金	-	426,758
合計	4,600,000	4,694,209	合計	4,600,000	4,694,209

主として補助金で運営されている。

支出のうち借料及び損料費は、バス等リース料であり、人件費はガードマン分、負担金及び助成金は、校区・離島からの参加補助である。

細かく支出されており、イベント代理店等への一括支払いはない。

ア 設立・目的

① 目的

瀬戸大橋時代を迎えた瀬戸大橋の街坂出を駆け巡り、マラソン王国坂出の復活とスポーツの振興、さらに市民相互の親睦と、地域の活性化を目指し、開催される駅伝大会の円滑な運営を期するため、必要な事業を行う。

② 業務

大会運営を行う。

③ 経緯

平成 2 年に大会開始とともに設立された。

イ 団体の独立性

① 収支

市からの補助金で事業を行っている。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

ウ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ abc

事務処理は市が行い、事務局は市におかれ、市長が会長に就任する。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は総会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

- ⑥ 団体の類型 B 市民等の協力が必要である団体 C 収入源が多様である施設
一部協賛金で運営される。

エ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。

平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

毎年の行事であり、随意契約によっている。今後見積もり合わせなどを導入する予定とのことである。

④ 資産の管理

備品等につき、一覧表の作成と現物照合が望まれる。

6-10 その他

(29) その他イベント実施型団体

ア 概要

光輝里フェスティバル実行委員会(都市計画課)	坂出駅前ハナミズキ広場・市民広場を中心とした駅周辺で市民・地域・企業・行政が一体となって「光輝里フェスティバル」を開催し、「瀬戸内の交流拠点・活力とふれあいの坂出」にふさわしい魅力あふれる街づくりに貢献する。	「光輝里フェスティバル」の開催に関する一切の事業
坂出まつり協賛会(商工観光課)	「さかいで大橋まつり」を市民総参加のまつりとして育成することにより、坂出市の活性化と魅力あふれるまちづくりに寄与する。	目的に従い、「さかいで大橋まつり」の開催に関連する一切の事業
さかいで大橋まつり太鼓台運営委員会(商工観光課)	さかいで大橋まつりにおける太鼓台競演を、市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに、本市の観光に寄与し、伝統ある文化行事として発展させる。	さかいで大橋まつりの正式行事の中での太鼓台競演の総括
瀬戸大橋展望茶会実行委員会(商工観光課)	ゆったりとした時間の中で、瀬戸大橋と調和した瀬戸大橋記念公園の景観美を堪能していただくためにお茶会を開催することにより、人と人との交流が地域の活性化につながり、心豊かな魅力あるまちづくりに寄与する。	瀬戸大橋展望茶会の事業総括(主催)
かわつ花菖蒲茶会実行委員会(商工観光課)	川津浄水場を観光花菖蒲園として一般開放し、多彩な色調の花菖蒲を来園の皆様方に鑑賞していただくことを目的としてお茶会を開催する。	かわつ花菖蒲茶会の事業総括(主催)
坂出天狗まつり実行委員会(商工観光課)	日本の八大天狗の一狗として古来から輝かしい歴史の一項を飾っている「相模坊」をキャラクターとして。古い歴史をもつ坂出市を見直すために、天狗を中心とした各種事業を展開することで本市活性化を図る。	天狗まつり開催行事の事業総括(主催)

イ 課題(意見)

これらの団体は、全て市民の協力が必要、または協賛などの補助金以外の収入のある団体である。

茶会については、文化協会の会員団体の事業であり、お茶券の販売につき、管理が必要である。

その他の団体についても、契約業務に随意契約が多いこと、領収証の管理が十分でないこと、備品・消耗品の管理が望まれること、などにつき共通して改善が望まれる。

上記のほか、イベント開催型の委員会としては教育委員会体育課の坂出市瀬戸大橋駅伝競走大会実行委員会がある。

それぞれに設置されている委員会の統合を含め、イベント開催に関するノウハウは共通しているので、担当部署の連携、統一も望まれる。

なお、最低限の規程の作成や、支出に関する承認は行われており、収支計算書と通帳との照合を行った結果は、それぞれの団体で一致していた。

以下、要約収支と、それぞれに固有のチェックポイントを示す。

ウ 坂出まつり協賛会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:商工観光課

収入の部(円)		支出の部(円)	
科目	決算額	科目	決算額
坂出市委託料	26,600,000	広告費	1,041,495
民間企業・商工会議所	1,000,000	施設費	8,270,460
広告協賛金	2,382,785	行事費	19,512,374
その他	138,393	その他	1,239,182
繰越金	452,018	繰越金	509,685
合計	30,573,196	合計	30,573,196

他の委員会と異なる点は、補助金ではなく、委託料として支払われていることである。

委託契約書は作成されているが、詳細な仕様書は作成されておらず、実質的には補助金による運営と異なる。

予算と比較した決算としては承認されていない。

エ さかいで大橋まつり太鼓台運営委員会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:商工観光課

収入の部(円)		支出の部(円)	
科目	決算額	科目	決算額
太鼓台カレンダー売上	945,800	太鼓台カレンダー印刷費	851,025
反省会会費	158,000	反省会費用	240,000
新年会会費	196,000	新年会費用	215,000
太鼓台運営委員会費	110,000	役員会費用	80,000
補助金	1,200,000	補助金	1,201,680
利息	372	雑費	14,260
繰越金	94,863	繰越金	103,070
合計	2,705,035	合計	2,705,035

市からの補助金は、参加者団体にそのまま支払われている。

反省会等の費用は、カレンダーの収益や会費で賄われているため、補助金による飲食ではないが、太鼓台カレンダーの在庫管理が必要である。

オ 茶会実行委員会 担当部署:商工観光課

平成 20 年度収支計算書 瀬戸大橋展望茶会実行委員会

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	前年度決算額	決算額	科目	前年度決算額	決算額
事業補助金	200,000	200,000	茶道具借上料	100,000	100,000
茶券収入(前売券)	277,700	252,200	菓子代	124,950	110,250
茶券収入(当日券)	31,500	47,400	送迎バス借上料	69,300	69,300
利息	362	0	関係者昼食代	47,040	48,510
繰越金	195,316	212,718	抹茶代	29,000	31,900
			ボランティア会謝金	30,000	30,000
			その他	91,870	68,512
			繰越金	212,718	253,846
合計	704,878	712,318	合計	704,878	712,318

平成 20 年度収支計算書 かわつ花菖蒲茶会実行委員会

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	前年度決算額	決算額	科目	前年度決算額	決算額
事業補助金	50,000	160,000	茶道具借上料	100,000	100,000
茶券収入(前売券)	218,900	235,400	茶菓子代	147,000	145,677
茶券収入(当日券)	101,400	103,500	警備費	0	73,500
利息	39	0	関係者昼食代	36,400	39,690
繰越金	0	13,959	抹茶代	34,800	37,700
			茶券印刷代	25,095	22,050
			その他	13,085	29,054
			繰越金	13,959	65,188
合計	370,339	512,859	合計	370,339	512,859

茶道具借上料は、任意の団体に対して支払われており、内訳等は記載されていない。市の契約基準と比べると、契約の実態が分からないものになっている。しかし、開催にあたっては、この団体に所属する会員が、当日も無料でお茶をたて、またお茶券も売り捌いている。

また、これらの団体は、それぞれ監事監査の直前 7 月末を会計年度末として締められているが、規程では会計年度末は 3 月末とされており、規程の改正か、締め日を規程に合わせて 3 月とする必要がある。

カ 坂出天狗まつり実行委員会

平成 20 年度収支計算書 担当部署:商工観光課

収入の部 (円)		支出の部 (円)	
科目	決算額	科目	決算額
市補助金	3,000,000	招待選手経費他マラソン費用	4,823,735
参加料	3,138,000	仮設ステージ 他天狗村費用	972,283
協賛金	350,000	天狗うどん費用	885,828
マラソン大会基金	1,900,000	広告費	479,325
うどん他売上金	206,500	事務費	238,687
その他	41,851	出演団体謝金他相模坊費用	292,890
繰越金	65,561	凧揚げ部会へ補助金	105,000
		その他	87,065
		繰越金	817,099
合計	8,701,912	合計	8,701,912

参加の受付業務は委託によっており、参加料の未収入金は発生しない。
また、協賛金についても、広告掲載されたもので未入金のものはない。
会計年度については前記の 2 団体と同様である。

(30) 坂出市教育会

平成 20 年度普通会計収支計算書 担当部署:学校教育課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	931,000	932,000	負担金	465,500	466,000
補助金	185,240	185,240	印刷費	210,000	174,050
寄付金・祝い金	20,000	20,000	表彰費	200,000	192,606
その他	500	647	旅費	111,200	110,200
繰越金	192,836	192,836	その他	342,876	142,109
			繰越金	-	245,758
合計	1,329,576	1,330,723	合計	1,329,576	1,330,723

収入に占める会費の割合は高く、繰越金を除くと約 82%である。(会費は年間 1 人千円。)
負担金支出は県教育会の会費であり、収受する会費 1 千円に対し、500 円を県教育界に納付する。表彰費は児童・生徒・学校・教職員・会員等を対象とするものである。

ア 設立・目的

① 目的

会員の協力によって教育理想を打ち立て、本市教育の充実を図る。

② 業務

教育会総会及びフォーラム、児童・生徒、会員等の表彰、会報の作成。

③ 経緯

昭和 42 年に設立。

イ 団体の独立性

① 収支

会費のウエイトが高く、市からの補助金は 10 万円である。

② 独立した意思決定による団体運営が可能な規程の作成と実施

規程は会則のみ。

ウ 関与の方法、内容と妥当性

① タイプ ab

事務処理は市が行い、事務局は市に置かれている。

② 資産の貸与

なし。ただし備品等は市のものを使用している。

③ 役員

意思決定は理事会で行われる。報酬はない。

④ 監査

監事も会員から選出され、定期的に監査を行っている。

⑤ 団体の類型 C 収入源が多様である団体 E 市の業務と区分が困難な団体

会の趣旨に賛同する教員及び市民等を対象とし、会費で運営される。教育は市の業務である。事務処理以外に広報誌の編集なども行っている。

エ 団体運営状況

① 資金

繰越金は多額ではない。平成 20 年を抽出し、預金通帳、収支記録、領収書等証票、(支払伺い)を照合したところ、一致していた。

入出金は、1 件 1 件通帳を通してしている。このため、帳簿と通帳は全て一致するが、通帳にはATMと記載され、相手先がこれだけでは特定できない入出金がある。また、支払日が出金日より前のものがあり、担当者による立替払いになっている可能性が高い。

② 管理規程

会則に記載されているが、独自の規程までは作成されていない。

③ 契約方法

あまり多額の支出もないが、見積もり合わせなどは行っていない。

④ 資産の管理

該当なし。

⑤ 会費の徴収

校区ごとに評議員が会員の名簿と会費とを持参してくれる。個々人分の領収書をまとめて渡している。領収書はパソコンで作成し、控えは残していない。

⑥ 総会費用

昼間に市の施設で行い、飲食を伴わない総会である。

(31) 社団法人 坂出市シルバー人材センター

平成 20 年度収支計算書 担当部署:高齢介護課

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
委託事業収入	159,890,000	144,372,641	受託事業費支出	150,300,000	134,897,293
労働者派遣事業等受託収入	280,000	518,315	安全・適正就業推進費支出	389,000	350,945
会費収入	380,000	323,000	普及啓発費支出	755,000	581,963
補助金収入	19,647,000	19,624,170	就業開拓提供費支出	7,695,000	5,567,640
雑収入	17,000	43,307	調査研究費支出	60,000	0
投資活動収入	1,000	0	訓練研修費支出	155,000	1,040
繰越金	8,281,000	8,459,644	20周年記念事業推進費支出	1,277,000	1,191,460
			SP事業費支出	400,000	366,170
			人件費支出	21,172,000	19,847,376
			一般運営費支出	5,267,000	4,241,938
			委託金等返還支出	10,000	256
			投資活動支出	3,000	0
			繰越金	1,013,000	6,294,996
合計	188,496,000	173,341,077	合計	188,496,000	173,341,077

平成 20 年度は、20 周年記念事業が実施されたこともあり、支出超過となっている。

要約貸借対照表は次の通りである。

(単位:円)

科目	20.3	21.3	科目	20.3	21.3
流動資産	16,591,949	14,940,016	流動負債	8,132,305	8,645,020
うち現金預金	7,378,476	6,530,949	うち未払金	8,071,084	8,585,356
うち未収入金	9,213,473	8,305,737	正味財産	10,874,042	8,392,865
固定資産	2,414,398	2,097,869	うち当期正味財産増減額	(1,840,988)	(2,481,177)
うち構築物	1,571,840	1,432,560	負債及び正味財産合計	19,006,347	17,037,885
資産合計	19,006,347	17,037,885			

ア 団体の概要

① 目的・業務

高齢者の希望に応じた就業を確保し、能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

業務:高齢者の就業確保、斡旋、知識や技能を付与する講習会の開催。

② 法人格

他の団体と異なり、公益法人として法人格を有する外郭団体である。

上記収支計算書は内部管理のために作成されるが、このほか、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録及び注記が作成されている。専属の正規職員もいる。

イ 検討項目

次の事項につき検討を行った。

- ① 法人の運営が定款に沿って行われているか。
 - ・理事会の開催状況は妥当か。
 - ・会員の入会手続き、会費徴収手続きは妥当か。
 - ・会員資格は、会の目的に合致しているか。
- ② 主要業務が法人の目的に沿って行われているか。十分に管理されているか。
 - ・会員への業務の割り当ては適正かつ公平か。
 - ・実施可能な業務受注が行われているか。
 - ・業務が会員により実施され、報告される体制が整っているか。
 - ・業務報酬の収納、配分は漏れなく適正に行われているか。
- ③ その他業務の実施状況は妥当か。
- ④ 資産の管理状況は妥当か。
 - ・法人が保有する資産がもれなく計上されるシステムになっているか。
 - ・回収不能である資産が計上されていないか。
 - ・計上された資産が十分に管理されているか。
- ⑤ 人事管理は適正か。

ウ 改善点

以上のチェックを行った結果、次の点について改善が望まれる。

① 会員について

定款には記載されていないが、他に就業していない高齢者を対象としている。

一方で、当法人に登録して実施する業務だけでは、収入の額が限られている。常勤の状況にある高齢者の数は限定され、何らかの仕事をもちつつ、もう少し働きたい、というようなニーズに応えることも検討が必要と思われる。

② 理事等役員について

高齢者を対象とする団体ではあるが、役員は法人の運営を任せられ、運営責任を持つ。

役員の任期は2年であるが、再任することができる。団体の性質からして、水準は別途検討するとしても、一定年齢以上になると就任しない定年制を検討することが望まれる。

③ 未収入金について

平成20年の年度末に、1年以上回収のない債権につき欠損金処理として損失計上をしている。

その額は68千円と少額であるが、毎年回収不能部分を見積もる処理をとるようなルール化が必要である。

④ 職員手当について

就業規程には、通勤手当の定めがあるが、実際には支給されていない。

通勤手当は勤務に必要な経費であり、通常は支給されるべきものである。

⑤ 物品管理について

固定資産に計上されない備品、消耗品の管理にやや不十分な点がある。

管理対象を定め、出入れ簿を記入するとともに、定期的に在庫と照合する手続きが必要である。

また、固定資産に計上されている車両についても、使用日報の作成が望まれる。

(32) 坂出市観光協会

平成 20 年度業務会計収支計算書 坂出市観光協会

収入の部(円)			支出の部(円)		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
会費	900,000	724,975	振興事業費	400,000	376,190
補助金	5,710,000	5,710,000	委託事業費	1,180,000	1,522,105
事業収入	600,000	1,054,344	施設費	530,000	413,476
受託事業収入	2,500,000	2,128,235	負担金	410,000	393,630
雑収入	1,000	119,322	事業人件費	3,480,000	3,330,200
繰越金	119,759	119,759	その他事業費	301,000	265,004
			事務所費(人件費除く)	74,000	55,681
			事務所人件費	2,700,000	2,591,065
			会議費	146,000	169,450
			予備費	609,759	0
			繰越金	-	739,834
合計	9,830,759	9,856,635	合計	9,830,759	9,856,635

坂出市観光協会については、平成19年に、県からの受託事務の実施に関して問題となり、それ以降、市の各種業務チェックなどを実施したうえで、市から独立した団体とし、坂出市は補助金の使途につき、要綱に基づき審査を行っている。

問題が生じた団体について、管理対象から外すという対応ではなく、問題が生じたことを契機に市の関与の妥当性と、関与する場合には市の統制に準じた管理が継続して十分に行われる制度とされる必要がある。

坂出市の対応は、市の関与の妥当性と管理状況を検討したものであるが、継続して管理が行われる制度構築という点では課題を残している。

(資料1) アンケート結果と対象(回答結果をヒアリングにより改訂して示している)

管理部署	検討	本文	名称	法人	A	B	C	収支総額	繰越金	市からの支出	職員数
下水道課	○	○	中讃流域下水道(大東川処理区)推進協議会		○	○	○	4	125	0	0
下水道課	△	○	(財)香川県下水道公社	○	-	-	○	1,078,725	83	0	27
港湾課	○	○	坂出港振興協会		○	○	○	1,952	759	300	0
港湾課	○	○	坂出清港会		○	○	-	3,453	632	1,500	0
港湾課	○	○	坂出市港湾労働者福利厚生協会		○	○	○	1,985	1,576	1,500	0
港湾課	○	○	坂出海洋少年団		-	-	-	151	9	45	0
港湾課	○	○	坂出港輸入食料誘致協議会		○	-	○	1,487	1,134	800	0
農林水産課	○	○	坂出市農業振興地域整備促進協議会		○	○	-	794	443	0	0
農林水産課	○	○	坂出市地域担い手育成総合支援協議会		○	○	-	189	0	25	0
農林水産課	○	○	坂出市漁業協同組合連絡協議会		○	-	-	3,885	1,284	2,150	0
農林水産課	○	○	坂出市農業技術員会		○	○	-	3,575	2,191	0	0
農林水産課	○	○	坂出市農業後継者連絡協議会		○	○	-	1,919	637	250	0
農林水産課	○	○	坂出市花き園芸生産組合		○	○	-	2,275	1,539	300	0
農林水産課	○	○	坂出市土地改良協議会		○	-	-	18,366	708	2,100	1
農林水産課	○	○	綾歌土地改良協議会		○	-	-	6,100	3,972	3(会費)	0
農林水産課	○	○	綾歌地区土地改良団体当務者会		○	-	-	2,361	1,952	0	0
総務課	○	○	久米通賢翁顕彰会		○	○	○	993	746	100	0
総務課	○	○	坂出市連合自治会		○	○	-	1,827	360	1,490	0
企画課	○	○	坂出市塩田跡地対策協議会		○	○	-	3,745	3,628	150	0
企画課	○	○	坂出市姉妹都市協会		○	○	○	6,554	389	1,000	0
高齢者介護課	△	○	坂出市老人クラブ連合会		○	-	-	8,778	1,403	6,042	0
高齢者介護課	○	○	社団法人坂出市シルバー人材センター	○	-	-	○	164,881	6,294	8,985	7
環境交通課	○	○	坂出市交通安全推進協議会		○	○	○	5,152	27	5,150	2
環境交通課	○	○	坂出地区交通安全対策連絡協議会		○	○	○	2,630	12	2,270	1
環境交通課	○	○	坂出市違法駐車防止活動推進協議会		○	○	○	650	45	650	0
環境交通課	○	○	坂出市交通安全母の会		○	○	-	315	38	0	0
環境交通課	○	-	綾川流域水環境保全推進協議会		○	○	○	1,011	468	200	0
環境交通課	-	-	大東川流域水環境保全推進協議会		○	○	○	961	379	160	0
人権課	○	○	坂出綾歌企業人権・同和教育推進協議会		○	○	-	324	204	0	0
体育課	○	○	坂出市体育協会		○	○	-	10,082	3,525	3,550	0
体育課	○	○	坂出市スポーツ少年団		○	○	-	3,609	2,104	825	0
体育課	○	○	坂出市瀬戸大橋駅伝競走大会実行委員会		○	○	○	4,694	427	4,000	0
都市計画課	○	-	花と緑のまちづくり推進協議会		○	-	-	2,376	174	2,000	0
都市計画課	○	○	光輝里フェスティバル実行委員会		○	○	○	5,682	72	5,000	0
商工観光課	○	○	坂出まつり協賛会		○	○	○	30,573	510	0	0
商工観光課	○	○	さかいで大橋まつり太鼓台運営委員会		○	○	-	2,705	103	0	0
商工観光課	○	○	瀬戸大橋展望茶会実行委員会		○	○	-	712	253	200	0
商工観光課	○	○	かわつ花菖蒲茶会実行委員会		○	○	-	513	65	160	0
商工観光課	○	○	坂出天狗まつり実行委員会		○	○	-	8,701	817	3,000	0
商工観光課	-	△	坂出市観光協会		-	-	○	9,857	740	5,710	4
学校教育課	○	○	坂出市教育会		○	○	-	1,330	245	100	0

管理部署	検討	本文	名称	法人	A	B	C	収支総額	繰越金	市からの支出	職員数
社会教育課	-	-	坂出市婦人団体連絡協議会		○	○	-	2,742	880	948	0
社会教育課	-	-	坂出市青年団体連絡協議会		○	○	-	264	135	100	0
社会教育課	-	-	坂出市連合青年会		○	-	-	1,052	334	0	0
社会教育課	-	-	坂出市子ども会育成連絡協議会		○	○	-	3,666	631	1,349	0
社会教育課	-	-	坂出市PTA連絡協議会		○	○	-	3,577	1,519	535	0
社会教育課	○	-	坂出市学校支援ボランティア実行委員会		○	○	○	-	-	-	0
社会教育課	○	△	坂出市文化協会		○	○	-	5,430	1,894	1,800	0
社会教育課	-	-	坂出市青少年健全育成市民会議		○	-	-	471	265	170	0
消防本部	-	-	坂出地区防火安全協会		○	-	-	-	-	-	0
消防本部	-	-	坂出市少年婦人防火委員会		○	-	-	130	0	10	0
議会事務局	-	-	坂出市議会OB会		○	-	-	65	199	0	0
保健課	-	-	坂出市健康づくり推進協議会		○	○	○	1,312	418	800	1
社会福祉課	○	-	日本赤十字社坂出市地区		-	-	○	9,641	640	0	0
清掃事業課	-	-	坂出環境センター対策協議会		-	○	-	2,346	982	1,150	0
清掃事業課	-	-	坂出市地区衛生組織連合会		○	○	-	3,698	1,877	1,730	0

(資料2) アンケート用紙

坂出市包括外部監査人は、平成21年度包括外部監査の実施にあたり、外郭団体に類似する団体の有無、及びその現況の把握を望んでおります。このため、市役所内に事務局を置く団体、市職員が職務として事務を担当する団体、市の職員等が役員に就任している団体につき、アンケートによる調査票記入をお願いしています。大変お手数ですが、総括表をご記入いただいたうえで、該当する団体ごとに個票をご記入ください。

また、それぞれの団体の20年度に関する総会資料の写しを、総務課までお届けいただけますでしょうか。

(総括表)

担当部署 _____

1. 団体のリスト

番号	類型	名称	実態把握困難*
1...			

※実態把握困難な場合は、*の欄に把握が難しい理由をご記入ください。

類型欄には、A市役所内に事務局を置く団体、B市職員が職務として事務を担当する団体、C市の職員等が役員に就任している団体の別にABCをご記入ください。

2. 対象とする団体

①市役所内に事務局を置く団体及び市職員が業務として団体事務を行っている団体で、外郭団体を含みません。市が要綱等を定めて実施する審議会等の会議体や職員がボランティア等によりプライベートに行う団体事務は含みません。

②組織の形態、法人格の有無、公益性の有無は問いません。

③活動休止中の団体でも、財産等の残っているものがありましたら、ご記入ください。

④市と表面的、実質的に分離されている団体でも、事務局の所在が坂出市役所及びその施設内にあるものについてはご記入ください。

⑤個票は原則として全ての団体につきご記入いただきたいのですが、④のような理由で実態の把握が困難である、又は適当ではないものについては、個票は結構です。前表に名称のみ記載いただき、○印を付してください。

(個票)

以下の欄をご記入ください。取得が困難な情報は空欄にさせていただいて結構ですので、わかる範囲でお答えください。

1) 名称をご記入ください。

2) 団体の設置目的と実際の業務内容をご記入ください。

目的:

業務内容:

3) 団体の設立年をご記入ください。(詳細不明であれば概ねの年度で結構です。)

4) 代表者名及びその母体をご記入ください。

代表者: 母体:

5) 代表者選定方法をご記入ください。

6) 平成 20 年度年間収入総額規模及び繰越金をご記入ください。(千円)

収入総額	繰越金額

7) 昨年度末の資産負債の状況をご記入ください。(千円)

資産	負債	正味財産等

8) 銀行通帳、印鑑の保管される方の役職、所属をご記入ください。

通帳 (所属)

印鑑

9) 事務処理を担当される方の所属をご記入ください。

10) 市の資産の使用の有無をお教えてください。(スペース、備品など)

ない ()

ある 内容:

使用許可の有無 ある()・ない()

使用料減免の有無 ある()・ない()

(内容:ロッカーの一部を使用、団体職員が市役所内で執務など)

そのほか、活動に市の施設を利用している場合、施設名のご記入をお願いします。

施設名:

11) 市からの補助金の有無をお教えてください。

ない ()

現在はない ()

ある ()

内容:平成 20 年度の金額 () 円)

精算の有無 ある()・ない()

12) 団体の職員数をご記入ください。(パートを含む。)

正規職員 ()人

臨時職員 ()人

パート ()人

合計 ()人

13) 団体の規則について、どのようなものがあるかご記入ください。

- 14) その規則には、執行者選定方法を含む組織に関する事項が含まれていますか。
いる () いない ()
- 15) その規則には、経理に関する規程が含まれていますか。
いる () いない ()
- 16) その規則には、収支の承認に関する規程が含まれていますか。
いる () いない ()
- 17) 現在、その規則に沿った運営が実施されていますか。(重要な部分に限る)
いる () いない () 一部実施されていない ()
実施されていないものの内容:
- 18) 市の関与状況(市役所職員が実施している業務)をご記入ください。
- 19) 市からの職員の派遣、退職職員の就任等がありましたらご記入ください。
- 20) 団体を設立してから、状況が変わったことなどによる見直しの必要性の有無につき、ご記入ください。
- ・設立当初と状況は変わらない。 ()
 - ・設立当初から目的・情勢は変化しているが、団体は必要である。 ()
 - ・組織の在り方につき、見直しが必要である。 ()
 - ・その他